貴族院
函
号
冊

東京震災録

中輯

東京震災錄 中輯

目次

第二卷 對災施設 第一篇 應急措置 …… 一

第二章 各紀 …… 一

第二節 政府の活動 …… 一

西 鐵道省の活動 …… 一

乾 被害 …… 一

坤 應急措置 …… 一六

上機關 …… 一六

下活動 …… 一六

第三章 東京府の活動 …… 一二三

天府 …… 一二三

上機關 …… 一二三

下活動 …… 一二三

地市 …… 一六四

八王子市の活動 …… 一六四

人郡 …… 一七五

一 荏原郡の活動 …… 一七五

二 豐多摩郡の活動 …… 一七七

三 北豐島郡の活動 …… 一七九

四 南足立郡の活動 …… 一八〇

五 南葛飾郡の活動 …… 一八三

六 西多摩郡の活動 …… 一八四

七 南多摩郡の活動 …… 一八五

八 北多摩郡の活動 …… 一八六

第四章 警視廳の活動 …… 一八九

第一節 被害 …… 一八九

第二節 對災施設 …… 一八九

369.31
T0457土2

國會圖書館
41.12.13
圖書館藏書

714310

甲 警視廳……一八九
乾 機關……一八九
坤 活動……一九三
乙 警察署……二四五
一 麹町警察署……二四五
二 日比谷警察署……二四六
三 錦町警察署……二四七
四 西神田警察署……二四九
五 外神田警察署……二五〇
六 久松町警察署……二五一
七 堀留警察署……二五三
八 新場橋警察署……二五四
九 築地警察署……二五五
十 北紺屋警察署……二五六
十一 月島警察署……二五七
十二 愛宕警察署……二五九
十三 三田警察署……二六一
十四 高輪警察署……二六三
十五 鳥居坂警察署……二六四
十六 六本木警察署……二六五
十七 表町警察署……二六五
十八 青山警察署……二六六
十九 四谷警察署……二六七
二十 神樂坂警察署……二六八
二十一 早稻田警察署……二六九
二十二 富坂警察署……二七〇
二十三 大塚警察署……二七一
二十四 本富士警察署……二七三
二十五 駒込警察署……二七三
二十六 上野警察署……二七四
二十七 坂本警察署……二七六
二十八 谷中警察署……二七七
二十九 象潟警察署……二七八
三十 日本堤警察署……二七九
三十一 南元町警察署……二八〇
三十二 七軒町警察署……二八一
三十三 相生町警察署……二八三
三十四 大平警察署……二八四
三十五 原庭警察署……二八五
三十六 向島警察署……二八六
三十七 西平野警察署……二八七
三十八 扇橋警察署……二八八
三十九 洲崎警察署……二九〇
四十 水上警察署……二九一

第五章 東京市の活動……二九三

第一節 被害……二九三
第一款 概要……二九三
第二款 區役所……二九四
第三款 教育設備……二九五
第一項 學校……二九五
第二項 圖書館……三〇一

第四款 市場……三〇一
第五款 工場……三〇一
第六款 衛生設備……三〇二
第七款 社會事業……三〇九
第一項 社會局設備……三〇九
第二項 養老院……三一〇
第八款 上水道……三一一
第九款 下水道……三一六
第十款 土地……三一九
第十一款・道路橋梁……三二〇
第一項 道路……三二〇
第一目 大要……三二〇
第二目 瀝青混凝土道……三三〇
第三目 瀝青マカダム道……三三三
第四目 木舖道……三三四
第五目 舖石道……三三七
第六目 煉瓦舖道……三三七
第七目 舖裝歩道……三三八
第二項 橋梁……三三九
第一目 震災被害……三三九
第二目 火災被害……三四〇
第三目 被害橋梁……三四〇
第三項 建物……三四〇
第十二款 公園……三四〇
第十三款 河港……三四四
第十四款 電氣事業……三四五

第二節 非常災害事務……三五四

第一款 臨時機關……三五四
第一項 市役所……三五四
第二項 市會……三五六
第三項 廳舍……三五七
第二款 活動……三五八
第一項 概要……三五八
第二項 市會及市參事會……三五九
第一目 市會……三五九
第二目 市參事會……三六〇
第三項 市役所……三六九
第一目 財政計畫……三六九
上 急遽期……三六九
下 少康期……三七三
第二目 總務部處務……三七四
(一) 臨時事務開始……三七四
(二) 救濟委員囑託……三七五
(三) 救護方策を講ず……三七五
(四) 非常措置請願……三七九
(五) 吏員救濟……三八一
(六) 連絡事務……三八一
(七) 告諭……三八三
(八) 食糧關係處務……三八三
(九) バラック經營方針決定……三八五
(十) 學事關係處務……三八五

目次

(十一) 殃死者追悼式……四二八
(十二) 感謝……四三五
(十三) 勞銀統一協定……四三六
(十四) 文書事務處理……四三七
(十五) 災害關係事項調査……四三七
(十六) 情報發行……四四〇
(十七) 記錄編纂……四四〇
(十八) 記念堂建立……四四〇
第三目 救護部事務處理……四四三
(一) 衣糧供給……四四三
(二) 居所供給……四八〇
(三) 避難援助……五〇一
(四) 衛生施設……五〇三
(五) 保健施設……五三四
(六) 教育施設……五四二
(七) 生活幇助……五五五
第四目 工務部事務處理……五七六
(一) 執務所其他修理假設……五七六
(二) 交通恢復……五九七
(三) 上水恢復……六四六
(四) 下水恢復……六五八
(五) 燒跡整理……六六六
(六) 公園墓地修理……六七一
第五目 經理部事務處理……六七三
(一) 經理處務……六七三
(二) 會計處務……六七六
(三) 寄附金品……六八六
第六目 電氣部事務處理……六八八
甲 事務分掌……六八八
乙 活動……六八九

東京震災錄 中輯

第二卷 對災施設

第一篇 應急措置

第二章 各紀

第二節 政府の活動

酉 鐵道省の活動

乾 被害

大正十二年九月一日の震災は、神奈川縣下を中心として、東京千葉埼玉靜岡山梨茨城一府六縣に及び、就中東京横濱横須賀小田原鎌倉の大火災と爲り、國有鐵道に在りても、線路の龜裂崩壞、橋梁の墜落、破壞、隧道の崩壞、列車の顚覆脫線、車輛驛庫所の燒失破損あり、本省以下廳舍亦燒失して、巨額の損害を受けたるのみならず、其被害區域たる主として東京鐵道局所管に屬すと雖、運輸上の障碍は、殆ど全線に及び、之が應急復舊のため、約八千萬圓の支出を要すべき損害を被りたり、同時に地方鐵道軌道亦見積損害高約二千五百萬圓に及び、之に要する應急費のみにても約八百十餘萬圓に達す、被害の最も甚しかりし熱海軌道の如き、終に營業廢止の已むべからざるに至れり。

(一)建造物被害

イ、線路及驛庫所　線路の被害は、主として地震のため決潰龜裂陷落乃至橋梁隧道の破壞を來したるに在り、東京横濱に在りても枕木燒失の損害も尠なからず、其被害區域

東海道本線　東京御殿場間。

橫須賀線
橫濱線
熱海線
橫濱及平塚附近の貨物線
山手線
中央線　東京猿橋間。
東北本線　上野古河間及秋葉原貨物線。
常磐線　日暮里土浦間、田端隅田川間、北千住隅田川間。
總武本線　兩國橋成東間。
房總線　千葉大網間。
北條線
久留里線

の四百二十哩に及び、中にも熱海線根府川眞鶴間の如き、十三年十月に至りて纔に開通するを得たる程の損害を受け、東海道本線に在りては、茅ケ崎平塚間に於ける馬入川の橋脚破壞、橋桁墜落、山北駿河間に於ける第三號第四號隧道間の土砂大崩壞あり、中央線は、與瀨上野原間に隧道缺壞を見、總武線は、岩井富浦間に於ける南無谷隧道の土砂崩壞したり。

驛庫所の被害は、

1、燒失驛　有樂町、新橋、濱松町、橫濱、櫻木町、東橫濱、橫濱港、汐留、神田、萬世橋、御茶ノ水、水道橋、飯田町、上野、秋葉原、隅田川、兩國橋、錦絲町。
2、燒失市內營業所　東京、橫濱。
3、燒失機關庫　飯田町、上野、錦絲町、田端分庫。
4、燒失檢車所　上野、隅田川、兩國橋、汐留分所、飯田町分所。
5、大破驛　神奈川、程ケ谷、戸塚、大船、藤澤、辻堂、茅ケ崎、平塚、大磯、二宮、國府津、下曾我、松田、山北、鴨宮、小田原、早川、根府川、眞鶴、原町田、淵野邊、小机、龜戸、千葉、周西、佐貫町、岩井、那古船形、安房、北條、九重、千倉、南三原、牛込、隅田川、南千住。
6、大破機關庫　高島、山北、安房北條。

建設線路の被害は、

一、安房線　二十哩一鎖附近第一號拱橋（徑間十二呎）は、中央部絶緣纖目點約七吋の裂口を生じ、之に接する一部約三呎餘の混凝土剝落し、又拱の頂點及中段に長五十呎に亘り龜裂を生じ、其他拱內面翼壁混凝土各所に龜裂を生ず。

二十哩五鎖附近第二號架道橋（徑間二十呎）は、橋臺翼壁間に約六吋の割目を生じ、翼壁六箇所龜裂し、上方約四分の一の箇所より右倒しと爲る。

十九哩三十七鎖附近本線左右側土留混凝土延長約百呎間、全高に渉り、左側に四條、右側に三條の縱龜裂を生じ、尙前方に移動し、又十九哩二十五鎖附近曾呂街道跨線道路橋は、地盤低下のため、橋脚傾斜す。

嶺岡山隧道（延長二千五百三十四呎）は、坑內掘鑿長九鎖間、導坑丸形中背大背の全部、約三百立坪の土砂を以て埋沒し、裝土長十一鎖半の間甚しく變形し、龜裂縱橫に生じ、剝離脫落せる箇所多く、又坑內地盤二呎乃至三呎隆起す。

二、熱海線　鴨宮小田原間に於て、熱海線建設事務所廳舍半壞し、附屬官舍六棟全壞し、八棟半壞し、雜建物三棟全壞し、五棟半壞す。土工は、廳舍官舍共他の地築崩壞又は沈下し、道路下水破壞し、軌道は、酒勾川砂利線、築堤の崩壞又は沈下變形に依り、屈曲移動し、同線附屬棧橋全潰す。

第七工區中（自十一哩三十五鎖至十三哩三十鎖）、湯ケ原停車場本屋半壞し、旅客乘降場上家驛長助役官舍等全壞す。工事現場官舍も、一棟全壞、一棟半壞、湯ケ原詰所亦全壞したり。土工は築堤沈下變形又法面崩壞し、切取は張芝脫落又は法面崩壞し、土留石垣の空積大部分崩れ、練積大小龜裂し、橋梁四箇所、橋脚に龜裂を生じ、袖石積の空積全部崩れ、練積龜裂し、隧道二箇所、各坑門混凝土龜裂し、坑內壘積土にも龜裂あり、混凝土塊の脫落多く、殊に一本松隧道西口約七十五節間損害最も甚し、軌道は築堤の崩壞沈下等のため屈曲移動甚しく、線路堙沒又散亂したり。

第八工區（自十三哩三十鎖至十五哩七十一鎖）現場工事官舍二棟全壞、十三棟半壞、倉庫一棟全壞、雜建物五棟半壞又傾斜す。土工は本線其他切取法面土留石垣空積の崩壞、練積の龜裂等あり、隧道は泉越隧道西口（上下線）及伊豆山隧道坑內掘鑿の一部支保工倒壞、土砂崩壞し、杵越隧道坑門混凝土龜裂、及一部崩壞し、其他にも被害あり。

第九工區（自十哩七十一鎖至十六哩六十四鎖）工事現場官舍詰所三棟半壞し、隧道は逢初山隧道西口坑門混凝土に大小の龜裂を生じ破壞し、同東口坑內支保工變工折損、土砂崩壞し、坑夫共他二十六名閉塞す、又東西口穹拱混凝土塊に龜裂を生じたり、人夫は救助坑を掘鑿して救出す。

丹那隧道東口工事現場官舍は、一棟全壞、十二棟半壞し、雜建物六棟壁脫落又は傾斜、下見板其他破損す、隧道は野中山隧道西坑門混凝土大小龜裂を生じ、坑內壘築工の拱上部に延長約六百呎の大龜裂を出し、隧道上部地表にも龜裂を見る、輕便線路海岸荷揚場其他假設備中、築堤沈下、土留石垣崩壞、木橋破壞、棧橋流失、石炭臺給水臺其外にも被害あり。

丹那隧道西口工事現場官舍半壞十九棟、發電所其他被害を見る。

國府津熱海間建設用電話線の電柱倒れ、電線切る。

ロ、廳舍　本省廳舍は、九月一日の夜所屬建物と共に燒失し、鐵筋コンクリート建圖書館書庫のみ災を免れ、圖書全部安全なるを得たり、重要公用書類は、激震行取纏めて行李等に納め、宿直員救援者並に軍隊の助力を得て安全地帶に携出するに努めたりしも、全部を携出するに至らず、且一旦携出したる部分も、避難者雜沓のため運搬意に任せず、結局過半數を燒失せり、外に東京第一第二改良事務所東京建設事務所信濃川電氣事務所も同じく燒失す。

鐵材、木材、セメント、織物、油脂、護謨製品、電氣用品其他の試驗室は、機械器具材料も共に燒失し、橋梁其他の設計原圖二千二百餘枚、設計及研究調査等百五十餘件も同じく烏有に歸し、永樂町高架線拱下の鐵道博物館も燒失し、鐵道教習所も、一日夜本省と共に校舍、寄宿舍、事務室を併せて燒け、重要書類其他物品の一部は災厄を免かる。

東京鐵道局內に於ては、新橋運輸、保線及電力各事務所、上野運輸、保線及電力各事務所、兩國運輸保線兩事務所皆燒失し、省の直轄工場に在りては、鐵道公報印刷場、被服工場及倉庫、木材防腐工場燒失す。

官舍は燒失又は大破したるもの四百九十七戸、此の坪數一萬八百五十七坪なり、主として現業員の居住に係る。

車輛被害左の如し。

車種		燒損	破損	計	
機關車	タンク	一六	一一	二七	
	テンダー	三〇	四九	七九	
	計	四六	六〇	一〇六	（內七輛ハ廢車豫定車ニ付復舊ヲ見合ハス）
客車	ボギー車	三〇八	五五	三六三	
	四輪車	一一六	七	一二三	
	計	四二四	六二	四八六	

電車	電動車	二九	—	二九（內九輛ハ電氣裝置工事濟ノ分ナリ）
	附隨車	一一	—	一一
	計	四〇	—	四〇
貨車	有蓋車	六七六	一八七	八六三
	無蓋車	二四七	九〇	三三七
	石炭車	—	四	四
	計	九二三	二八一	一、二〇四
合計		一、四三二	四〇三	一、八三六

ニ、工場　被害左の如し。

1、錦絲町工場　全燒。

2、大宮工場　火災は免れたるも、各建造物大破損を受く、同隅田川派出所は全燒。

3、大井工場　震害を被れるも、火災を免る。同汐留派出所全燒。

（二）電氣設備被害

ホ、電氣設備　の被害は、左の如し。

1、電氣運轉設備　震災に因る電氣運轉設備の被害は、主として建物線路等の損壞に基き、間接に機械運轉を阻碍したるものにして、發變電所送電線の少部分被害は他より電力の融通を受け運轉に支障を見ざる樣施設せるものなるも、近く東京附近に激增したる乘客に對應するの施設未だ成らずして遭災したるため、永樂町變電所燒失及高架線送電線燒損に依り、電力融通の能力を發揮し得ざりしものとす。

發電所は、矢口赤羽兩發電所共に若干損害ありしも、電力供給の設備は、電線を二重以上として非常に備へつゝありたるを以て、乃ち東京電燈田端開閉所及淀橋變電所並に東京芝變電所より電力の供給を受け、以て焦眉の急に應ずるを得たり、變電所は、永樂町全燒、川崎大井町煉瓦建物損壞、川崎蓄電池損害を受く、大久保田端吉祥寺三變電所は損害なし。

電力線路は、東京田町間、東京牛込間、神田上野間、上野鶯谷間等、火災に因る被害大なるも、他の區間は幸にして輕微なりき、當時施行中なりし東海道線電化工事は、電線路に於ける電柱の傾斜等ありしも甚しからず、川崎神奈川大船二宮各變電所亦鐵骨の組立を終り、外壁のコンクリート施行着手を見たるのみなりしを以て、損害の程度輕微なり。

2、電燈電力　の被害は、之を設備せる停車場其他の建造物被害に狀況を同ふし、殊に東京橫濱の如き火災に遭ひたる箇所は、電燈電力設備亦燒失せり。

3、通信設備　東京を中心として施設物の燒失倒潰せるもの多く、關係建物倉庫材料等燒失す、即ち新橋上野及兩國橋通信區を始とし、電話交換器及其附屬品電氣時計各種表示器等を失ひ、電柱約五百五十本、電線約三百里、「ケーブル」亘長約二十三里を燒失す。

4、自動信號　自動信號器の燒失轉倒傾斜、電車運轉區間に於て七十一基、京濱線中央線の被害最も甚しく、汽車運轉區間に於て五十三基、橫濱國府津間の被害最も大なり。

（三）運輸運轉被害

イ、運轉營業停止　震災に因り運輸上に障碍を受けたる區域は、東海道線東京御殿場間、及同區間より分岐する貨物支線、橫濱線、橫須賀線、熱海線、中央線東京猿橋間、東北線上野川口町間、及同區間より分岐する貨物支線、山手線、常磐線日暮里北千住間、及同區間より分岐する貨物支線、總武本線兩國橋成東間、房總線千葉大網間、北條線、久留里線にして、營業哩延長三百六十三哩に亘り、燒失驛十八、市內營業所二、大破驛舍三十六、機關車客車貨車の燒失破損千八百三十六輛を算し、帝都を中心として鐵道交通全く杜絕す。

驛舍の燒失又は列車の運轉中斷のため運輸營業の取扱を爲すこと能はざるに至れるもの、及驛設備の一部障碍に因り運轉營業等の範圍を制限せざる能はざるに至れるもの、實に百二十八驛所に達し、內營業停止驛所四十四、一部制限を加へたる驛八十四ありたり。

（甲）運轉營業停止驛及市內營業所

東海道本線

有樂町、新橋、濱松町、神奈川、櫻木町、濱川崎、高島、橫濱港。

橫濱線

東神奈川長津田間各驛。

橫須賀線

橫須賀。

熱海線

各驛。

中央本線

神田水道橋間各驛。

東北本線

上野。

總武本線

兩國橋。

北條線

濱金谷江見間各驛。

久留里線

各驛。

東京橫濱市內營業所

（乙）取扱種別中一部制限驛

東海道本線

東京、田町東神奈川間、及橫濱駿河間各驛、汐留、海神奈川、東橫濱。

橫濱線

原町田八王子間各驛。

橫須賀線

大船田浦間各驛。

中央本線

飯田町與瀨間各驛。

東北本線

鶯谷王子間各驛、秋葉原。

山手線

各驛。

常磐線

三河島北千住間各驛、隅田川。

總武本線

錦絲町、龜戶。

此等の線路に對しては、應急設備成るに伴ひ、漸次取拂停止を解除したるも、熱海線早川眞鶴間は、被害激甚にして差寄り復舊の見込立たざるを以て、同區間の根府川眞鶴兩驛を鎖し、東京橫濱兩市內營業所亦之を廢す。

ロ、運轉事故　震災當時運轉中の列車にして、震災のため脫線又は顚覆したるは、旅客列車八、貨物列車十七、計二十五箇列車にして、爲に、職員即死五名、輕傷者六名、旅客即死百二十五名、重傷者五十一

名、輕傷者三十九名を出したり、

2、東海道本線茅ヶ崎驛に於て、貨物第四〇三列車（現車四十四輛牽引）は、機關車及客車一輛、下り貨物第四〇三列車（現車四十四輛牽引）は、同驛上り一番線停止中、機關車及貨車十三輛、何れも

3、東海道本線平塚大磯間四十二哩五鎖附近に於て、上り旅客第七六〇三列車（現車三輛牽引）は、機關車及客車六輛左側築堤下に顛落大破し、旅客八名即死、四十四名負傷し、職員二名負傷す。

4、東海道本線國府津下曾我間四十九哩六十鎖附近に於て、貨車第四列車（現車十二輛牽引）は、機關車及客車六輛左側築堤下に顛落大破し、旅客八名即死、四十四名負傷し、職員二名負傷す。

5、横須賀線沼田沼間八哩十五鎖附近に於て、旅客第五二四列車（ぷギー客車九輛牽引）運轉中、第三號隧道内に在りて客車二輛脫線又は顛覆す。

6、し、（ぷギー客車九輛牽引）運轉中、第三號隧道内に在りて客車二輛脫線又は顛覆す。

6、し、旅客三名即死し、六名負傷し、内重傷一名死亡す。

7、東海線根府川驛構内に於て、旅客第二〇九列車（ぷギー客車八輛牽引）定時進入の際、乘降場に差懸りたる際、山岳地仁りを爲し、

7、方不明の旅客百名、職員二名を出せり。

押出され、旅客五名即死、九名負傷、職員二名を出せり。

驛本屋官舍乘降場其他の建築物と共に、約二百五十呎下方の海中に

死、四名負傷、職員五名即死、四名負傷、職員五名即死、四名負傷、行に

二輛牽引）運轉の際、機關車及客車八輛脫線又轉覆し、旅客一名即

常磐線東信號所に於て、上り旅客第八一四列車（ぷギー客車十

五名即死、五名負傷にして後死亡す。

八名は重傷にして後死亡す。

救護材料等を派遣して之を治療し、又は附近

醫師を挽して之を治療し、又は附近

の病院に收容す。

貨物被害　貨物は、震火災に依り滅失したるもの小荷物四千個、

(五) 財産上の損害

震災に因りて受けたる鐵道財産上の重なる損害を左に擧ぐ。

種目	滅失		毀損		備考
	數量	價額	數量	價額	
動産					
建物					
官舍					
工場					
倉庫					
停車場					
屋舍					
計					
工作物					
橋梁					
隧道					
停車場					
軌道					
土木					
電氣作業					
通信線					

（第一表）　（第二表）　（第三表）

被害狀況

上野運輸事務所報告ヲ抄シテ、推察ニ供ス。

鐵道業務（第一報）

大震災ノ爲、未曾有ノ惨害ヲ蒙リ、鐵道業務ノ如キモ、實ニ其ノ極ニ達シ、殆ンド全ク杜絶ノ狀態ニ陷リタルガ如キ觀アリシガ、幸ニシテ、線路ノ被害ハ、比較的僅少ニシテ、且ツ其ノ復舊モ、亦タ意外ニ速カニ行ハレ、殊ニ東海道線ノ如キハ、僅カニ一週間ニシテ、全線ノ開通ヲ見ルニ至リタリ。

災害概況

震災ノ爲、鐵道業務ニ及ボシタル影響ハ、實ニ甚大ニシテ、其ノ被害ノ狀況ハ、左ノ如シ。

(一) 人員被害

種別	死亡	負傷
乘客	二、〇〇〇	二、〇〇〇
職員	二、〇〇〇	二、〇〇〇
計	四、〇〇〇	四、〇〇〇

(二) 船舶被害

種別	數	噸數
汽船	一〇	一、〇〇〇
發動機船	一〇	一、〇〇〇
計	二〇	二、〇〇〇

(三) 車輛被害

種別	數	價額
機關車	一〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇圓
客車	一〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇圓
貨車	一〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇圓
計	三〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇圓

(四) 職員被害

種別	死亡	負傷
鐵道職員	二、〇〇〇	二、〇〇〇
電氣鐵道職員	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇	三、〇〇〇

(五) 財産上の損害

種別	滅失	毀損	備考
動産	一、四〇〇圓	一、〇〇〇圓	
建物	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
官舍	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
工場	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
倉庫	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
停車場	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
屋舍	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
計	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
工作物			
橋梁	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
隧道	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
停車場	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
軌道	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
土木	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
電氣作業			
通信線	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
電力線路	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
計	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	
合計	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	之ニ對スル損害賠償ヲ除ク

記三上屋並ニ貨車六十一輛ヲ殘シタル外、貨車三十八輛重要書類帳表其他構内諸設備殆ント燒失シ、驛員被害者約百名以上ノ見込。

而シテ現在ハ構内ニ避難者充滿シ居ル爲、之レカ退去ヲ圖ルト共ニ、殘留車其他ノ警備ヲ爲シツヽアリ。

一、停泊車ノ品名別車數(發着貨車及緩急車共)

積車三十六車

米一、砂糖三、木炭一、氷一、鐵類一、砂利一、洋紙二、空樽十、雜貨十六。

空車二十五車

二、燒失車數調

ワム五十二、ワ二十九、フワ三、ワフ十六、ト二十一、計百二十一車

三、發着貨物損害程度

發送	小口	二三〇噸
	貸切	一、二七〇〃
	計	一、五五〇〃
到着	小口	七〇噸
	貸切	一、一三〇〃
	計	一、二〇〇〃

四、運送店關係　內國通運神田支店村山運送店神田支店國際運輸神田支店明治運送神田支店丸二運送店等ノ公認店ハ被害ヲ免レタリ、是等ノ運送店ハ、整理ノ付キ次第、其他被害ノ運送店ニ於テモ應急假設備ノ上業務ヲ開始スヘキ計畫ノモノアリ、目下組合ニ於テ協議中、尙公認運送店事務所ハ燒失シタルヲ以テ假事務所ヲ同燒跡ニ設ケタリ。

五、水運關係　小運送船ニシテ火災ニ罹リタルモノアレトモ、當驛到着作業開始ノ上ハ、相當小運送ニ從事シ得ルモノト認ム。

六、驛員被害狀況　驛員被害ハ未タ判明セサルモ家屋燒失並ニ負傷等ニテ百名以上ノ見込。

七、現狀ニ於ケル作業ヲ爲シ得ル程度　小口發送第三部六號口及改良工事中ノ假上屋二棟及同方面線路ハ異狀ナキヲ以テ、上野秋葉原間火災箇所ヲ修理シ、避難者退去シタル上ハ、約六百噸ノ貨切到着貨物ノ作業ヲ爲シ得ル見込ナリ。

上野車掌室

職員全部屋外ニ避難シ、弱震ニ移ルヲ待ツテ、詰所內諸品全部ヲ上野驛構內第一番線停留各車內ニ納入シ、萬一火災ノ際ハ、構外ニ牽引スル手筈ヲ講シ、夜間ハ監視ヲ付シ置ケリ、越エテ二日市內各所ニ火災起リ、其一部ハ淺草方面ヨリ西方ニ進ミ、同日午後五時終ニ下谷區役所ヨリ近燒セリ、當時構內一圓避難民充滿シ、客車ヲ牽引スルコト能ハス、終ニ烏有ニ歸セシムルニ至レリ、依ツテ即日假事務室ヲ田端列車乘務員室ニ移シ、爾後引續キ同所ニ於テ事務續行中。

一、損害ノ範圍

イ、庶務關係書類其他全部燒失、ロ、會計關係書類全部燒失、但シ貯金通帳現金等損害ナシ、ハ、物品關係書類及物品全部燒失、ニ、概算關係書類全部燒失、但シ概算現金ニ損害ナシ、ホ、事故關係書類全部燒失、ヘ、寢臺關係書類及同備品類並寢臺用品毛布其他全部燒失。

一、職員ノ罹災狀態　第九二二列車後部車掌(一名打撲傷)。

一、災害ニ伴フ事故　上リ貨第九二二列車我孫子柏間ニ於テ、三十二輛牽引運轉中震災ノ爲メ前部ヨリ二十輛目四輛脫線顚覆後部車掌左側膝關節ニ打撲傷ヲ負ヘリ。

田端駐在車掌　吉野仙三

上野列車電燈所

激震ニヨリ通信線障害ノタメ詳報ハ知ルコト能ハサリシモ、各線共不通トナリ、列車運轉ノ見込ナキヲ知レリ。依ツテ午後二時全員ヲ招集點呼シ、各自宅ノ安否ヲ知ルタメ一旦歸宅シ、異狀ナキモノハ再ヒ參集ス可キヲ命シ、非常用員トシテ二人ヲ殘シ、他ハ解散セシム、夕刻ヨリ日沒ニ亙リ歸着スルモノ十數名、交代徹夜警戒ニ勉メタリ。二日未明ニ至ルモ火災尙ホ止マス、四一番線ニ停留中ノ客車內ニ重要書類ヲ移シ、午前九時作業終了、更ニ机椅子書函等ヲ第二ホーム末端檢查手詰所ニ搬出セリ、午後五時四十分遂ニ同上金庫內ニ納メタル現金及人事關係書類ヲ除キ全部燒失セリ。

一、損害ノ範圍　人事關係書類ノ一部、經理關係書類ノ一部、現金並ニ規程全部及備品ノ一部ヲ除キ全部類燒。

一、職員ノ罹災狀態　生死不明者一名。

一、災害ニ伴フ事故ナシ。

南千住驛

當驛本屋倒壞、驛員ハ室外ニ避難シ、一人ノ負傷者モナシ、乘降場ニ居リタル旅客ハ全部避難セシメタル後、待合室全潰セリ、橋場街道踏切看手官舍全潰トナリ、踏切看手矢島信次ハ壓死セリ(上野保線區所屬)。

當時下リ第八五五列車ヲ出發セシメ約十間程進行シタルモノナレハ、當該列車ハ當驛限リ前途運轉休止セリ。

午後十二時二十分ニ至リ、南千住町地方橋場及淺草區玉姫町ヨリ出火、尙續テ各所ニ火災起リ、當驛ニ避難スルモノ數千名、非常ノ雜踏ヲ極メタリ、(避難者中九月二日二名三日二名計四名ノ出產アリ)。

當日出勤者ハ勿論休養者迄馳付、九月三日迄三日間不眠不休荷物ノ保管器具ノ取片付公衆ノ應對夜間ハ自警ニ努メタリ、此間驛員並ニ其ノ家族ニ對シ炊出シヲ給セリ。

一、損害ノ範圍　1、本屋ノ全潰、2、改札口ヨリ乘降場ヘノ通路上屋約六間全潰其ノ他傾斜、3、湯呑所及便所屋根大破、4、驛所屬官舍三戶保線所屬官舍二戶半潰、5、橋場街道踏切官舍全潰(保線所屬)、6、備品ノ亡失毀損不明。

一、職員ノ罹災狀態　被害者ナシ。

一、災害ニ伴フ事故　無シ。

王子驛

第一震ニテ損害並ニ壓死者ヲ出シタルノ外、其後餘震屢々アリシモ、損害ヲ增大セシムルニ至ラス。

一、損害ノ範圍　1、乘降場(上野寄)面約二寸ノ龜裂ヲ生シ爲メニ下リ本線笠石(乘降面)約一寸傾斜セリ、2、北部信號所內立柱途中ヨリ折損セリ、3、上リ本線場內信號機傾斜ノタメ上リ貨物線場內信號機ニ支障シ假手當ヲナセリ、4、燈室石造乘壁ノ一部倒壞、5、井戶上屋倒壞二ケ所井水混濁一ケ所、6、構內便所倒壞一ケ所、7、構內官舍第一號第二號共家屋傾キ屋根及壁建具等破損大修ヲ要ス、8、第一號官舍第一戶二戶便所倒壞。

一、職員ノ罹災狀態

1、壓死一名　貨物驛手傭日給一圓六十錢竹井貞義二十三歲、大正十二年三月二十五日就職、構內巡回中、明治運送店株式會社王子支店所有煉瓦造倉庫高サ十八尺ノモノ全部崩倒セル刹那、之レカ下敷トナリ壓死セリ。

2、負傷(輕傷)　驛手傭日給一圓八十六錢長島竹三郎四十歲、九月一日徹夜明ノタメ睡眠休養中、器物腹部上ニ墜落シ打撲傷ヲ負ヘリ(加療勞出勤セリ)。

二、災害ニ伴フ事故　無シ。

上野驛　(第三報)

大正十二年九月一日午後零時、第五一五列車ヲ一番線ニ、第八一九列車ヲ第三番線ニ据付、今ヤ改鋏開始ノ準備中、驚天動地突如トシテ震災勃發シ、サシモ我上野驛ノ巨屋モ將ニ倒潰セントスルヤ、待合及乘降場ノ旅客ハ、一齊ニ先ヲ爭ヒ悲鳴ヲ擧ケテ驛前廣場ニ逃ケ惑ヒ救ヲ求ムルコト急ナリ、本屋ニ於テハ屋根硝子窓硝子大半破損シ、塵埃濛々ト立昇リ、俄カニ修羅混亂ノ場面ヲ展開シ、引續キ强震アリ、驛前大地ハ既ニ龜裂ヲ生スルニ至リ、依テ列車運轉ノ不能ナルヲ認メ、一般旅客ニ其旨警告チ促シ、一時乘車券ノ發賣ヲ差止メ警備萬端怠ラサリシカ、折柄市內各所ニ黑煙猛火焰々トシテ何時終熄スヘクモアラス、其間第六二六列車ハ定時到着第二〇二列車モ約四十分延ニテ到着セシニヨリ、先ツ日暮里上野間上リ本線ニ故障ナキヲ確認、玆ニ始メテ列車運轉ノ望ヲ抱キ、直チニ各方面關係ニ打合セノ上、第二二七列車ヲ赤羽マテ運轉ノ命ヲ受ケ、同列車ヲ定時發車セシメタリ、其後尙モ日暮里田端赤羽等ノ情報ニヨリ、赤羽以北線路故障殊ニ赤羽鐵橋ノ一部傾斜、一方常磐線ニ於テモ荒川鐵橋ノ一部破損ノ報ニ接シ、最早列車ノ運轉ニ望ヲ絕ツニ至レリ、時將ニ午後五時而シテ各通信機關ハ全ク杜絕シテ、市中震火災ノ程度ヲ窮知スルニ由ナカリシモ、黑煙ハ刻一刻ト擴カリ、見ル間ニ全市ハ猛火ニ包マレ、其光景ヤ凄慘ヲ極メタリ、斯ル間ニ避難民衆ハ恐チ吾カ上野驛ニ嚮シ犇々トシテ押寄セ來リシニヨリ、機宜ノ措置トシテ直チニ所長ノ命ニヨリ是等民衆ヲ赤羽方面ニ避難セシムヘク、萬難ヲ排シ第六〇九列車ヲ赤羽マテ、第五二一列車ヲ田端マテ、孰レモ六七十分ノ延發ヲ以テ無賃輸送ヲ了シタリ、其後當驛モ或ハ類燒萬一ヲ慮リ、折シモ第六番線(東側)ニ停留中ノ客車五輛ニ到着、保管ニ掛ル手小荷物同事故荷物並ニ

國際運輸引渡濟配達付小手荷物ノ全部ヲ積載シタリ、一方面二番線ニ收容中ノ第二〇九列車編成客車十輛ヲ利用シ、之ヲ各掛別ニ割振リ、重要書類ハ勿論受付中ノ發送小手荷物並ニ一時預リ手荷物ニ至ルマデ無漏滿載シ、續テ電信機械及車掌室重要書類寢具類等ニ至ル迄本編成客車內ニ積載避難準備萬端ヲ了セシハ、時既ニ午後十時ナリ、此間電燈消滅シ暗澹トシテ作業至難ナリシモ、各員カ死力ヲ盡シ奮闘努力セシ其行爲ヤ遠ク意想ノ及ハサル處ナリ、尙モ陸續トシテ殺到雲集シ來レル避難群衆ハ、驛前廣場屋內ホーム線路ノ別ナク最早立錐ノ餘地ナキ有樣トナレリ。

驛員ハ避難民衆ノ整理斡旋ニ倥偬トシテ間斷ナキ奮闘努力中、遂ニ一夜ヲ明セリ、二日ハ益々災火猛威ヲ逞フシ、群衆ハ刻々ニ押寄セ來ル一方ニシテ、玆ニ至リテハ萬策窮スルノ狀態トナレリ、此間吾驛員ハ、今ヤ危殆ニ迫ル悲報ニ各自家族ノ安否モ打忘レ、苦戰苦闘、努力奮迅、殊ニ羸弱可憐ノ女子交換手マテ、烈風焦土ヲ吹キ捲クリ砂塵濛々タル事務室ニ在リテ、據音器ヲ手ニ死ヲ覺悟シ、最後マテモ踏ミ止マリテ其職責ヲ全フセシハ殊勝ナリ、其他驛員ノ奮闘振ニ就テハ改メテ明記ノ要ナク類推スルニ難カラス、斯クシテ阿鼻叫喚ノ修羅場裡ニ午後四時折柄東南風ニ煽ラレシ火勢ハ、忽チ下谷區役所ノ大建築物ニ燃ヘ移リ續イテ信濃川電氣事務所ニ上野列車電燈所ニ延燒、遂ニ四十年歷史ヲ語ル吾上野驛モ燒燼ノ已ムナキニ至レリ、時ニ午後五時三十五分ナリ、是ヨリ先第六番線客車ニ積載セシ到着手小荷物其他ハ、辛フシテ日暮里方面(牽出シ避難シ得タルモ)西二番線ニ收容中ノ重要書類其他物件積載避難車輛ハ既ニ牽引機關車ヲ連結、警笛ヲ亂鳴シ極力線路內ニ雲集セル避難民衆ノ排除ニ努メタルモ、當時西側方面ノ避難民ハ無慮數十萬ヲ算シ、而モ三方面ノ火勢ニ煽ラレシ避難者刻刻殺到シ來ル狀態ニシテ、苦呻號泣地獄境裡ノ出現ニ又如何トモ爲ス能ハス、一此場合强テ避難列車ノ運轉ヲ決行シ、幾千人命ヲ轢殺ノ慘虐ヲ敢行スルカ、一方吾上野驛財物搭載車ヲ犧牲トナスカ、二途其一ヲ撰フノ已ムナキニ至リシカハ、全驛員ニ對シ避難立退ノ命ヲ下シ、遂ニ西二番線ニアリシ重要書類其他積載列車ハ其儘烏有ニ歸シタリ、損害ノ範圍

一、構內停留ホギー車輛一五三輛、同小形一八輛、同貨車一三輛、同電車四輛、合計一八八輛燒失。

一、發送受付中ノ小荷物約六〇〇個、一時預リ保管中手荷物約四〇〇個、自動車中繼所屬小手荷物一、九九〇個、代金引換荷物一〇〇個、電車發着小手荷物約二〇〇個、合計二、四九〇個燒失、但シ到着ニ係ル手小荷物全部總數八〇〇個辛フシテ持退ヲ得タリ。

一、其他上野驛建造物並ニ保管物件全部燒失ス。

田端驛

震災ノ經過概要　九月一日午前十一時五十八分頃俄然大激震起リ、强震ハ數分時ニシテ止ミタルモ、同時刻ニ電車(三三六號)ハ場外ニ停電シタル儘運轉不能ニ陷リ、旅客貨物ノ諸列車モ一時運轉休止シ、構內入換作業亦運轉危險ノタメ一時休止ノ已ムナキニ至レリ、爾後數分間每ニ數回微震アリタルモ、構內ニハ差シタル影響ヲ認メス、而シテ時刻ノ遷延スルニ從ヒ、當驛構內ハ東京市內外居住罹災ノ避難者ニシテ避難ノ爲來集スル者充滿スルニ至レリ。

損害ノ範圍　北部操車掛詰所並ニ附屬便所約三十度位傾斜床盤破損シタル外、構內諸建物ハ悉ク多少ノ傾斜落壁瓦ノ落下破損建具類等ノ少損アリタルモ、倒潰シタルモノナシ。

構內線收容線中北寄第四番線ヨリ八番線迄約一呎長サ約一〇〇呎沈下シ、收容線第一イロ三四號双働轉轍器ハ地盤沈下ノタメ双働トシテ使用不能ニ付、錘柄轉轍器トシテ使用セリ。

其他地盤ニ龜裂ヲ生シタル箇所アルモ、大破損ノ箇所ナシ。

旅客貨物ニ損害ナシ。

罹災狀態　震災當時構內ニ於テ作業中罹災者ナシ。

前記以外ノ職員中死傷者ナシ。

職員住家ノ罹災者(住家半潰半燒以上ノ罹災者)ハ東京市內居住者十七名、東京府下居住者二十一名、埼玉縣下居住者四名。合計四十二名。

災害ニ伴フ事故　ナシ。

三河島驛

一日午前十一時五十八分頃大震動アリ、二回ノ震動最モ强ク左記ノ通リ損害有之候。

一、損害ノ範圍　イ、驛本屋半潰、ロ、踏切看手官舍全潰、ハ、驛長官舍半潰、ニ、助役官舍半潰、ホ、井戸屋根全潰。

一、職員ノ罹災者　ナシ。

一、災害ニ伴フ事故　ナシ。

上野檢車所

九月一日正午突發セル激震ハ實ニ古今未曾有ノ大震ニシテ、上野ニ於ケル當所所屬建物中修繕場上屋ハ柱梁弛緩シ、壅壁煉瓦大部分龜裂崩壞セリ、事務室及檢車手詰所ニアリテハ、四壁崩壞シ、柱梁弛緩シ、硝子戶全部破壞シテ破片飛散シ、危險云フヘカラス、依ツテ一同屋外ニ避難シ、直ニ重要書類並器具類ヲ搬出シテ假事務所ヲ開始シ、萬一ヲ慮リ各詰所內ノ火氣ヲ消滅シテ、作業必需用具ヲ搬出セシメ、各種ノ作業ニ遺憾ナカラシメタリ、其他各從事員詰所ハ、悉ク相當損害ヲ蒙リタリト雖モ、槪シテ簡易ナル木造平家建ナリシヲ以テ、比較的安全ナルヲ得タリ、從テ斯カル激震ニ拘ラス、輕傷者一名ヲ出シタル外、勤務者中ニ死傷ヲ見サリシハ蓋シ不幸中ノ幸ト云フヘシ。

當時震災ニ伴ヒテ市內十數ケ所ニ起レル火災ハ、防火不能ノ混亂裡ニ暴威ヲ逞ウシ、翌日午頃ニ至リ入谷方面ヨリ火勢頗ル猛烈ヲ極メ、下車坂町方面ニ延燒シ來レルノ狀勢ナリキ、依ツテ街路ニ接セル修繕場上屋附近ノ車輛ヲ秋葉線方面ニ手押入替ヲナサシメ、修繕場上屋ニ於テ防火準備ヲ行フヘキ手配ヲナセリ、然ルニ一旦鎭靜ニ傾キタル火勢ハ、折カラノ前後數回ニ涉レル旋風ト爆煙トノタメ再ヒ猛威ヲ奮テ岩倉鐵道學校裏ヨリ稻荷町邊ニ延燒シ、御徒町方面ヨリ來レル火先ト合シ、東南隅ヨリ漸次上野構內ニ襲來スルノ狀況トナレルヲ以テ、所長ノ指揮ノ下ニ貨物ホーム上屋其他ノ倒潰並ニ市電車ノ顚倒作業ニ從事シ、一部ハ秋葉線ニ押出シタル客車ヲ更ニ修繕線ニ逆送入替ヲナサシメ、構內炎熱ノ防禦策ヲ講シタルモ、旋風頻發シ、風位變シテ構內全然風下トナリ、火勢一層猛烈トナリ、危險刻々ニ迫リシヲ以テ、全員一致協力シテ重要書類並ニ器具類等ノ搬出移轉ニ努メタリ、此時既ニ構內建物並避難民ノ手荷物等ヲ燃燒セル火焰ハ旋風ト烈風トニ煽ラレ黑煙熱火構內ニ漲リ、一歩ヲ誤レハ當ニ窒息燒死スヘキノ危險裡ニ陷リシト雖モ、全員死ヲ堵シテ最後迄奮闘ヲ繼續シ、辛フシテ搬出品全部ヲ鶯谷方面ニ移送シ更ニ列車ニヨリテ田端ニ輸送シ、終ニ災厄ヲ免ルヽヲ得タルハ實ニ一大痛快事ニシテ、檢車所トシテモ頗ル欣幸トスル所ナリ、然レトモ如何セン出務人員比較的僅少ナリシト、火勢豫想外ニ迅速ナリシ爲メ、材料器具類其他古帳表類等ヲ搬出得サリシハ聊カ遺憾トスル次第ナリトス。

秋葉原驛ニ於テハ萬世橋方面ヨリノ火勢猛烈ヲ極メ構內危險ニ陷リシヲ以テ、檢車手駐在所ニ於ケル器具書類等ヲ直扱ホーム附近ニ搬出セシメ、尙西川助手ヲ特派シテ構內貨車ノ曳出方ヲ事務所及驛長ニ建策セシメ、入替機關車ヲ利用シ、盈車五十一輛ヲ仲御徒町踏切附近迄曳出サシメタルタメ、不幸ニシテ風位火勢ノ變化ニヨリ內二十七輛燒失セリ。而シテ檢車手駐在所ハ終ニ驛本屋ト共ニ全部燒失ノ止ムナキニ至レリ。

翌三日田端驛構內檢車手詰所ヲ假事務室ニ充當シ、直ニ事務ヲ開始シ、運轉ニ伴フ檢修作業ト上野驛構內ニ於ケル整理作業ニ從事セリ。

一、損害ノ範圍　イ、重要書類ノ一部全燒、ロ、器具材料消耗品並被服類ノ大部全燒、ハ、諸建物並附屬設備全燒、ニ、滯泊客車(ホギー車一四八輛、四輪客車一八輛、同貨車一二輛)全燒、同二輛半燒、ホ、秋葉原驛滯泊貨車一一九輛全燒、同五輛半燒、ヘ、機械類全部全燒。

一、職員ノ罹災狀態　イ清掃手石塚藤太郞自宅ニ於テ壓死、ロ、雇倉庫手矢島太作事務室ニ於テ左手甲部及中指頭裂傷、ハ、全潰及全燒五、半潰一五、全燒、七五。

一、災害ニ伴フ事故　ナシ。

隅田川驛（第四報）

午前十一時五十八分大震災起リ、先ツ第一ニ陸方面發着上屋二ケ所倒潰、次イテ驛附屬官舍倒壞、第三船渠南上屋半倒壞ノ被害ヲ蒙レルト見ルヤ、引續キ驛前附近田中町ヨリ發火、程ナク各所ニ火災起リ、折柄風力强烈ニシテ施スニ術ナク、火災猛威ヲ極メ、忽チ陸方面附近一帶ノ建設物並（大宮工場派出所隅田川檢車所附近建設物及貨車トモ）同所發着貨物及所在貨車燒失セルヲ以テ、驛員ハ專心本屋ノ防火ニ努メサセ、一面火粉ハ飛散シ、同一構內ニ在ル澁澤倉庫

二十餘輛ヲ燒失スルニ至リ、火炎ノタメ挾攻メトナリ、全ク一時ハ絶望ニ陷リシカ、夜ニ入リ風向ノ關係ニテ本屋運轉部及水運關係ニ依ル各積卸場陸一部ノ積卸場(危險品置所)ハ大體無事ナルヲ得タリ。

一、損害ノ範圍

(イ)建設物(燒失)

1、陸方面小口扱發着上屋兩側(燒失)、2、發送貨物掛詰所及附屬便所(燒失)、3、陸到着集合所(燒失)、4、職員集會所(燒失)、5、第一門第二門第三門番手詰所、6、第一門ヨリ大宮工場派出所裏ニ至ル陸周圍外柵(燒失)、7、第三號轉轍手詰所箱番(燒失)、8、第三船渠南貨物掛箱番(燒失)、9、陸羽街道跨線橋(半燒)、10、其他建設物各所龜裂壁剝離。

(ロ)貨車燒失

1、殘車約十四車、2、修繕空車(大宮工場ニ入場及檢車所修繕線附近ニ接近セルモノヲ含ム)一〇五車但實入ノ儘修繕車モアリシ見込目下不詳。

(ハ)官舍(全倒潰又ハ半倒潰)

1、驛附屬官舍全倒潰十一戶半倒潰一戶潰又ハ傾斜程度三戶。

(ニ)物品燒失　供用品ノ大部分燒失。

(ホ)發着貨物

A、發送貨物

1、小口扱積込後貨車アリシモノ燒失約三十二噸四車ニ積載、2、小口扱積込終了施封後盜難ニ罹レルモノ約九噸五車積載、3、小口扱積込前ノモノニテ積込場ニ保管中ノモノ燒失約三十九噸何レモ主トシテ雜貨ナリ。

貨切扱受託後ノモノ

1、コークス二車一六噸燒失、2、小麥粉一〇噸盜難、3、空瓶一車八噸燒失。

同　受託前ノモノ

1、コークス八噸燒失、2、麩二〇噸盜難、3、空瓶二〇噸燒失、4、鐵器八噸燒失、5、肥料麩八噸燒失、6、燒石膏一〇噸燒失、7、電柱約四〇噸燒失、

B、到着貨物

1、小口扱貨物保管庫ニ保管中燒失(雜品)約六噸、2、同貨車ニ積載ノ儘、(同引渡未濟)燒失(雜品)約四噸、3、同引渡濟ノモノ燒失(雜品)約五四噸、4、貸切扱引渡未濟(貨車積ノ儘燒失)主トシテ煉瓦約一〇噸、5、貨地扱引渡未濟(貨車積ノモノ)(盜難)罹災者持去リ主トシテ木材板角約一一三噸、6、同引渡濟ノモノ(陸方面卸場ニアリシモノ)燒失主トシテ薪炭其他四〇〇噸、7、同(水運積卸場及艀船ニ積載ノモノ)持去盜難主トシテ木材板角丸太約一、九〇〇噸、9、貨車用覆布、(イ)覆布(燒失)(主トシテ陸方面ニ取卸ノモノ)約二〇枚、(ロ)覆布(盜難)(主トシテ罹災者構外搬出持去)約九〇枚、10、貨車用綱(燒失)自驛備付約五〇本他驛備付約二五〇本(他驛備付ノモノハ發送スヘク小口扱發送方面ニ持込アリシモノ)

一、職員ノ罹災狀況

イ、死亡セルモノナキ見込、ロ、稍ミ重傷(火傷)一名(貨物驛手山本竹次郎)、ハ、輕傷者多少アル見込。

一、災害ニ伴フ事故

イ、火災中旋風起リ石炭線停留中ノ空貨車一輛傾倒脫線一輛ハ前車ニモタレ脫線、ロ、構內電線切斷垂下セルタメ入換機關車ノ煙筒折損。

日暮里驛

構內建物ハ停車場本屋跨線橋ノ震動最モ甚クシテ、將ニ倒潰サレン狀態ナリシカ、事ナクテ止ミタリ、驛員ハ平地ノ步行困難ニシテ重心ヲ失ヒ、匍匐シテ屋外ニ避難スルノ狀態ナリキ。

一、損害ノ範圍　イ、東口本屋入口附近平地約八寸低下ノ爲ニ「コンクリート」龜裂並敷石傾斜、ロ、東口改札口附近「コンクリート」長サ約三間二寸ノ龜裂。

ハ、乘降場備付飲料水器(鐵製)二個顚落毀損。

一、職員ノ罹災狀態　ナシ。

一、災害ニ伴フ事故　ナシ。

日暮里瓦斯發生所

一、損害ノ範圍

イ、ボイラー室　龜裂並約三吋低下土臺破損、ロ、煙突ノ基礎約四吋低下、ハ、作業場大龜裂數ヶ所床土臺一部約三吋低下、ニ、倉庫大龜裂一ヶ所、ホ、事務室傾斜。

一、職員ノ罹災狀態　ナシ。

一、災害ニ伴フノ事故　ナシ。

田端機關車

一大音響ヲ放ツテ機關車庫棟ノ一部崩潰、續イテ煙突釣金具一部脫シテ、庫內ノ勤務危險ニ瀕シ、給水機關又停電ノ爲メ停止ス。

屋內勤務者全部構內廣場ニ避難シ、作業全ク閉止スルノ止ムナキニ至レリ。

市內ニ居所ヲ有スルモノハ自由ニ各自宅ニ急行セシメ、救援機關車出發ノ命ヲ豫測シテ、有火機關車ヲ三臺豫備セシメタリ、呪火市中ヲ包ミ黑煙渦ヲ卷イテ四方ヲ覆ヒ、避難者續々構內ニ殺到シ來リテ、第一日ハ不安裡ニ明ケタリ、翌二日ヨリ日暮里赤羽間臨時(イロハニホ)運轉ヲ除ク外全部運轉休止シ、屋內作業不能トナル。

同五日田端池袋間(AB)運轉シ盛岡尻內新庄秋田米澤會津若松各機關庫ヨリ計三十二名ノ救援助勤者來リ、翌六日田端大宮間臨客(一、二、三、四)山手線臨客(AB)運轉スルニ至レリ。

一、損害ノ範圍

イ、機關車庫(南北口共)左右接龜裂及中央上部(南北口共)化粧煉瓦積崩潰其他窓硝子破損、ロ、事務室內壁剝離及約三度强傾斜、ハ、貯炭場木柵崩壞約二十間、ニ、高架式石炭線築堤(石積)龜裂三ヶ所、ホ、機關車庫內洗罐栓附近ノ水道鐵管龜裂切損、ヘ、整備室傾斜約五度。

一、職員ノ罹災狀態　ナシ。

一、災害ニ伴フ事故　ナシ。

上野分庫

機關車庫東半部及附屬工場俄然倒壞、二、五〇四號機關車及廢車機關車一、九四〇一、九四三號爲ニ下敷トナリ、續ク强震ノタメニ西炭臺倒レ給水柱全部切損ス。

市內各所ニ火災起リ、避難者陸續構內ニ殺到シ、水道斷水ハ豫備タンク使用ノ止ムナキニ至リ、本庫ヨリノ派遣技手ニヨリ破損給水栓ヲ集メ、漸ク一ヶ所給水設備成レリ、翌二日午後五時上野驛西南隅ニ延燒シ主任助手及分庫出勤者全員ノ努力モ甲斐ナク烏有ニ歸ス。

一、損害ノ範圍　機關車庫(過半倒潰後燒失)事務室倉庫乘務員詰所其他附屬建物全部燒失。

一、職員ノ罹災狀態　公務執行中ニ於ケル職員ノ死傷ナシ。

一、災害ニ伴フ事故　ナシ。

赤羽驛(第五報)

九月一日　午前十一時五十八分俄然建造物地盤ノ一般ニ亘リ震動ヲ起シ、瞬秒ノ間益ミ其度ヲ加ヘテ、貨物ホームノ上屋ハ刻々北寄ニ傾斜、同ホーム擁壁及笠石ハ中央部ヨリ稍ミ南寄ヨリ以北ノ部分所々ニ約三寸ヨリ一尺ノ龜裂ヲ生シテ線路面ニ跳ネ出シ、ホーム面ハ波形ニ沈下凹凸ヲ生シ、陷沒ノ甚シキ點ハ約三尺ノ深サニ及ヒ、其東側貨物線ノ二條ハ道床沈下一番線ハ一側高ク一側ハ低ク、停留貨車三輛ノ內中央部ヨリ以北二輛ハ傾斜シテ擁壁面ニヨリ支ヘラレ顚覆ヲ免レ、現在ニテモ笠石ニ支障セラレテ轉線不能、又一三號出發信號機附近ヨリ七號八號轉轍器附近ノ西傍ト貨物線トノ間及貨物ホーム北方傾斜面ノ下端附近一帶地盤ハ、幅約三尺ヨリ五、六尺ニ達スル幾筋トナク生シテ北西ニ向ヒ波動シ、本屋ハ待合室出札室改札室及驛長室ノ一部東側ニ傾斜破損シ、僅カニ五分ノ支持ヲ以テ墜落ヲ免レタル鴨居アリ、屋內執務者及ヒ待合室內旅客ハ、全部屋外ニ避難、一時作業ヲ中止スルノ止ムヲ得サルモノアリタリ、附近ノ民家ハ此處彼處ニ倒潰スルヲ目擊シタルモ、鐵道官舍ハ倒潰シタルモノナク、一般ニ少損ニ止リ、獨リ一號官舍ハ、玄關半壞臺所內ノ立柱上端脫出傾斜等アリ、其他鴨居ノ脫出壁土ノ龜裂脫落及ヒ全體ノ傾斜等ニ於テモ其程度大ナルカ如シ。

當時東北線旅客列車ハ第一一五、二〇二列車共既ニ發車後ニシテ、旅客列車ノ構內ニ停車スルモノナカリシカ、山手第四一電車ハ構內ニ差蒐リ貨物第三〇列車ハ構內入換作業中ニシテ入換線ニ在リ、第四一電車ハ停車ノ爲メ品川起點十二

哩十五鎖俗稱製麻踏切道ヲ遮斷シテ停車シタルヲ以テ、同所ニテ降車客ヲ扱ヒ、第三〇三列車入換ハ使用線路ノ地盤沈下運轉危險ノ爲メ其儘作業ヲ中止シタリ此間荒川橋梁ハ第一一五列車通過後約五、六尺沈下傾斜山手線モ當驛十條間ニ於テ道床沈下運轉危險ナル旨保線係員ノ通報ニ接シタリ、恰モ第二〇七列車進入時刻迫リ居タルヲ以テ、列車扱上善後策ヲ講セントスルモ、電信電話ハ一般ニ不通、僅カニ隣驛信號所間ノ通話シ得ルモノアルヲ以テ、之レニヨリ交渉スルニ川口町以北ハ明瞭ナラサルモ以南ハ日暮里驛迄ノ運轉支障ナキモノノ如キヲ以テ、隣驛間協議ノ上右第二〇七列車ハ當驛ヨリ第二五四列車トシテ折返運轉シ、當驛川口町驛間ハ自然ニ徒歩連絡トナリタルモ、川口町驛以北ハ明瞭ナラス、夜ニ入リ川口町以北ハ二日午前中開通ノ見込ナル旨上野運輸事務員ヨリ豫報ヲ得、當町會川口町間徒歩連絡上船橋通行ニ支障ヲ來サヽル樣準備方ニ就キ當町會議員及町長ニ要求保證ヲ得タリ。

第三〇三列車機關車ハ、一旦作業ヲ中止シタルモ、線路ノ假手當ヲ盡シタル後入換線ヨリ轉線先ツ途中停留ノ第四一電車車輛ヲ側線ニ牽引收容セシメタル上晝キニ保線員ノ假修理ニ從事シタル山手線ノ試運轉ニ從事セシメタル上田端ニ向ケ單機運轉シタリ。

當日ハ下リ客ニ於テ格別ノ混雜ナカリシカ上リ客ハ續々川口町方面ヨリ徒歩ニテ集合シ來リ、夜ニ入リ市中及構內共ニ電燈ノ點燈ナク、僅カニ大角燈十一個及照明燈二個ト少數ノ蠟燭ニヨリ構內及ヒ各所ノ室內ヲ照スノミナルヲ以テ、凡テニ於テ不便夜ニ及ヒ益〻混雜ヲ加ヘ、中ニハ上リ列車ノ運休ニ關シ川口町驛員ノ通告ニ反スル旨ヲ以テ言語ニ絕スル暴言ヲ吐ク旅客モアリタリ。

二日　上リ旅客ニ加フルニ東京方面ヨリノ罹災民ハ續々列車及ヒ徒歩ニテ線路傳ヒニ構內ニ避難シ來リ、構內停留客車ボギー四輛電車併セテ三十二輛內竝ニ其他一般ニ集合シ、全然徒歩連絡ヲ開始スルニ當リテハ、構內ノ集注一層甚シク、當驛川口町間線路ニ上下スルモノ引キモ切ラス、橋梁修理上ノ支障ヨリ通行制止ニ多大ノ努力ヲ拂ヒタルモ其效果乏シキヲ遺憾トセリ、日沒ニ近ツキ鮮人不逞行動ノ報傳ハルヤ、人心ノ不安ハ一層深ク、鮮人檢問ノ爲メ武裝軍人警官青年團在鄕軍人團ノ活動熾烈トナリ、各人何レモ殺氣立テ戰地狀態ニ化シタリ。電燈ノ明滅ハ前日ニ等シク、驛貯藏蠟燭ハ前日ヲ以テ拂底シタルカ故ニ、市中ヨリ買ヒ集メ使用又構內立賣營業人ヨリ茶土瓶ヲ讓リ受ケ、(カンテラ)ヲ作成乘降場各所ニ吊リ下ケ照明ヲ補ヒ、又他驛ヨリ出張者及自驛員ノ食料携帶出勤困難ノモノヽ爲メニ本日ヨリ炊出ヲ開始シタリ。

三日　大體前日ニ同シ、唯依然トシテ電燈明滅シアルモ蠟燭ハ當町內全部品切ト爲リ、浦和町ヨリ買ヒ集メ準備シタリ。

四日　午前五時五十七分ヨリ同七時四分ニ及ヒ荒川橋梁試運轉ヲ終了シタルモ川口町驛下リ乘降場內倒潰建物ノ支障アリ、上下列車ノ扱不能ノ爲メ同取片付ヲ待チ正午過キニ及ヒ、上リ線使用單線運轉ヲ施行スルコトヽナリ、上リ第五〇二列車ヨリ開始セリ、然ルニ各列車共乘客夥多ニシテ車輛ノ屋上外側連結器上等身體ヲ支ヘ得ヘキ個所ハ餘ストコロナク乘車、全ク鈴成リ狀況ニ到達、殊ニ下リ列車ニ於テ著シキヲ見、當驛ヨリ乘車ニヨリ一層其度ヲ增加シツヽアリ。

山手線ハ、一日試運轉ノ後運轉差支ヘナキ旨保線員ノ通知ヲ受ケタルモノナリシカ、新橋運輸事務所ノ意見ニヨリ、列車運轉ヲ見合セ來リシニ、本日ニ至リ始メテ運轉ヲ開始シ、先ツ二往復ノ運轉ヲ施行シタリシニ、第一回ハ線路ノ修理尙未充分ナラストシテ途中ヨリ引キ返シ、二回目ヨリ當驛迄運轉シ來レリ、從テ當驛下リ避難民ハ更ニ增加シテ、乘車困難雜鬧各所ニ悲鳴ヲ聞キ病モノ、斃ル、モノ等アリ、悲壯ノ極ヲ現出シ、構內ハ掃除ニ努ムルモ、待合避難者ハ常時雲集シツヽアルヲ以テ、其執行ハ一少部分ニ限ラレ、大部分ハ至ル處不潔物散在實ニ名狀スルヲ得ス、唯タ當日ハ午後七時半頃ニ及ヒ本屋事務室內ニ三個ト構內全部(官舍ヲ除キ)ノ電燈ハ點燈アリテ、黯々タル燈光ニ代リ構內一般ヲ照明スルニ至リ、作業上多大ノ便宜ヲ復スルト共ニ、避難待合客ノ氣力ヲシテ大ニ强カラシムルトコロアリ、萬歲ノ喚聲ト拍手ノ音ハ不思構內ニ響キ渡レリ。

五日　大體前日ニ同シ。

當日宇都宮運輸事務所ヨリ蠟燭提灯マツチノ到達アリ。

六日　列車運行ハ上リ列車ノ當驛通過多數トナリ、上リ旅客ハ稍〻混雜ヲ減シタルモ、下リ旅客ハ山手線ノ運轉ニヨリ依然トシテ雜鬧シ、若シ此儘ニ推移スルトキハ益〻混亂ノ程度ヲ加フルノ惧レアリ、又待合室內外ノ集合者ノ氣勢ハ險惡ノ傾向アルヲ以テ、上下方面ヨリ線路傳ヒニ自由ニ集合スルモノヲ防止シ、出入口ヲ一定シテ入場者ヲ制限スルノ要ヲ感シ、從ツテ乘降場出入口及ヒ待合室內外ヲ警戒スルノ要アリ。

憲兵分遣所及ヒ工兵大隊ニ依賴、停車場警備ノ兵員ヲ求メ、憲兵分遣所ヨリ一名、工兵隊ヨリ一個分隊ノ派遣ヲ得テ、要所ニ配置混亂ニ備ヘ、又警官ト交涉待合室入口ニ於テ警官驛員立會警官ノ取調ニヨル口頭證言ニヨリ、驛員ハ無賃乘車ノ承認ヲ交付スルコトヽシタル結果ハ、秩序保持上著シキ效果ヲ見ルニ至レリ。

七日　大體前日ニ異ナラサルモ、山手線列車ハ逐日運轉回數ヲ增加シ、全方面ヨリ集合ヲ加フルニ、江南ヨリノ下リ列車寸分ノ餘地ナク、乘車益〻困難混亂愈々增大スルノミナルヲ以テ、當驛折返列車ノ運轉計畫ナキニ於テハ、山手線列車ハ運轉見合セ方上野運輸事務所ニ申請、翌八日ヨリ全部山手線池袋當驛間ノ列車ヲ運轉セサルニ決定シタリ。

一、職員ノ罹災狀態　職員ニシテ火災又ハ負傷等ノモノナク、家屋ノ全潰ハ借家一人自宅一人ニ止リ、若シ傾斜壁墜落瓦剝落床板陷落ヲ擧クルトキハ官舍居住ヲ除キ尙數人ヲ存スル見込。

一、災害ニ伴フ事故　ナシ。

隅田川檢車所

震動ト同時ニ家屋倒壞スルモノ所々ニ見受ケタリ、數分ナラスシテ隣傍ニ火災起リ、震動ト共ニ大勢益〻激烈ヲ極ム、當檢車所々屬建物中檢車手詰所ヲ除キ、事務室浴場倉庫ハ震動ニ依リ殆ント半潰ノ狀態ニナレリ、午後一時最モ構內ニ接近セル地方橋場ニ發火シタルヲ認ム、當時風勢ノ方向向島方面ニ煽リ居リシ爲メ、火災ニ襲ハルルノ虞ナキモノヽ如ク思ハレシモ、萬一ヲ慮リ、事務室前廣場ニ事務室竝ニ倉庫物品搬出ヲ開始シ、一時三十分大部ヲ移出シタリ、一時五十分風向轉シ、火勢ハ驛內ニ向ヒ、二時隅田川工場派出ヲ襲ヒ、見ル見ル同工場ヲ全燒セシメタリ、暴風ハ益〻强烈ヲ極メ、加フルニ旋風各所ニ起リ、飛火點々隅田川構內南東部全ク風火ニ包マレタリ、折柄數萬ノ避難民ハ構內ニ群集、其レ其レ搬出シタル荷物ニ飛火シタレハ、何レモ放棄シ身ヲ以テ遁レタリ、其時火ハ既ニ檢車所事務室ニ移リ、倉庫及作業場ニ飛ヒ、三棟十數分ニシテ全燒セリ、搬出シタル物品ハソノ儘燒失シ、十數人ヲ以テ漸ク椅子四脚書棚二個道具函二個ヲ携ヘ移出シタルノミナリ、當時風向搬出スヘキ方向ニ煽リ居リシ爲接近スルヲ得ス、遂ク火ヲ眺メテ搬出シタル山ナス物品ヲ燒失シタルコト返ス返スモ遺憾ナリ。

午後三時風力未タ止マス、猛火ハ更ニ延燒シ、構內陸ホーム發送到着ヲ燒盡シ、附近ニ散在セル貨車ハ何レモ燒失シ、午後四時迄ノ間ニ於テ貨車百三十三輛ヲ燒損セリ。

午後四時以後漸次震動火災暴風共ニナキ平靜ニ移レリ因ニ職員中死傷者ナキハ幸ナリキ。

一、損害ノ範圍

(イ)建築物燒失左ノ如シ。

檢車所事務室、檢車所倉庫、檢車所作業所、浴場、物置(廢車)。

(ロ)倉庫並ニ物置內ニテ燒失セルモノ左ノ如シ。

木材三〇〇個(角材及板類共)、大金具類一七八個(バツフコー類其他)、小金具類一七四〇個(ボールドナツト車票挿等)、其他金具一、八〇〇個、鑪二〇個、カツプリング一〇個、雜物品一、〇〇〇個、オイルタツク八〇升、アクスルボツクス三〇個、ランアケース一三個、小枕三〇〇個、硝子二〇枚、石炭二五噸、合達集全部、車輛ニ關スル圖面全部、帳表及書類三〇〇冊。

一、職員ノ罹災狀態　全燒一二、全潰五、半潰一六。

一、災害ニ伴フ事故

當所受持區域中災害事故左ノ如シ。

一、隅田川驛構內　燒失貨車百三十三輛、脫線傾倒八輛。

一、松戶驛附近土砂線　(イ)無蓋貨車四輛脫線轉倒(松戶驛ヨリ四十鎖ノ個所、(ロ)無蓋貨車五輛脫線傾倒埋沒(松戶驛ヨリ七十鎖ノ個所)。

一、無蓋石炭車四輛脫線墜落(柏我孫子間)。

坤　應急措置

上機關

激震に因りて鐵道が非常なる損害を被りたる事は直に想像し得たるも、一般の通信機關は勿論、鐵道用電信電話亦破損し、一時は全く通信杜絶の狀なりしを以て、災害の狀況を知るに由なく、之が對策を定むるに困難なりしを以て、省は直に被害調査を開始し、或は徒歩し、或は自動車「トロリー」等を以て、各方面の情報を蒐集し、漸次被害狀況を明かにするを得、乃ち應急處置を計畫し、東京鐵道局に於ける臨時事務分掌を定め、

總務、食糧、情報、傳令自動車、土木工事、電氣通信、電氣工事、工場、經理。

の九部とし、擔當員の連絡を保ち、之が統一を圖るに努めたり。

更に東京及名古屋鐵道局所管區域の分界點沼津を更めて、九月六日より二十日まで、東京鐵道局新橋運輸及保線事務所所管に係る東海道線沼津以東不通地點までの事務を、名古屋鐵道局靜岡運輸、保線事務所の掌理に歸せしめ、爾て各鐵道局長及本省各事務所長をして、本省の承認を經て處理すべき事項中、先例あるものは其例に依りて專決せしむ、蓋し通信機關の不備に因る事務遲滯を避くるなり。

然り而して大震災被害地東京鐵道局所管區域內に於ける職員中、比較的災害の輕々なる地方に在りたるものは、之を被害甚しき方面に召集し、不眠不休を以て應急處置に當らしめたるは勿論、名古屋、神戸、門司、仙臺、札幌各鐵道局、東京第一第二改良事務所、東京建設事務所、熱海建築事務所等の職員をも同じく召集して援助せしめ、部外よりは、鐵道第一聯隊、第二聯隊、工兵第十五大隊、橫須賀重砲兵隊、新潟青年團等の援助を得て之に當りたり。

【附　記】東京鐵道局事務所改正

鐵道省告示第二百七十二號

大正八年五月鐵道院告示第二十號鐵道局內各事務所ノ名稱位置及所管區域中、東京鐵道局管內ノ部、新橋運輸事務所新橋保線事務所及新橋電力事務所ノ項ヲ、左ノ通改正ス。

大正十二年十一月二十一日　鐵道大臣　山之內一次

名稱	位置	所管區域
新橋運輸事務所 新橋電力事務所	東京市芝區	東海道本線中東京沼津間鶴見橫濱港間橫濱櫻木町間及貨物主線橫濱線橫須賀線熱海線中央本線中東京八王寺間山手線（電力事務所ニ於テハ赤羽池袋田端間ヲ除ク）
新橋保線事務所	東京市芝區	東海道本線中東京鶴見間及貨物支線中央本線中東京八王子間山手線
國府津保線事務所	國府津村	東海道本線中鶴見沼津間鶴見橫濱港間橫濱櫻木町間及貨物支線橫濱線橫須賀線熱海線

下活動

（一）建造物恢復

イ、線路及驛庫所　線路の損害にして列車の運轉に堪へざるものは急速に修理するを要し、共工事は主として所管保線事務所に於て之に任すべきは言ふまでもなき所なり、然れども其能力に限りあれば分秒を爭ふ急速工事は、他の應援を俟つの外なきを以て、鐵道部內の各局所は勿論、部外の應援をも得、分擔を定めて應急工事を速成したり、所謂分擔は、

分擔區間

東京田町間	特別應援隊
川崎橫濱間	東京第一改良事務所 鐵道第一聯隊
橫濱大船間	鐵道第二聯隊
大船茅ヶ崎間	鐵道第一聯隊
茅ヶ崎平塚間	東京建設事務所 水戸保線事務所
平塚二宮間	水戸保線事務所
二宮國府津間	宇都宮保線事務所
國府津下曾我間	門司鐵道局
下曾我山北間	神戸鐵道局
山北御殿場間	名古屋鐵道局
鶴見高島町ヶ谷間 東神奈川高島間 東神奈川海神奈川間 高島橫濱間	水戸保線事務所
大船橫須賀間	東京第二改良事務所 鐵道第一聯隊 橫須賀重砲兵 海兵團
東神奈川原町田間	工兵第十五大隊
原町田橋本間	鐵道第二聯隊
橋本八王子間	福島保線事務所
茅ヶ崎—平塚（九月十三日ヨリ開通迄徒歩連絡）	鐵道第二聯隊 宇都宮 福島 新津 山形 保線事務所 長野 金澤 保線事務所
赤羽川口町間	水戸 仙臺 保線事務所
日暮里取手間	水戸 仙臺 保線事務所
國府津眞鶴間	熱海線建設事務所
東京萬世橋間	東京第一改良事務所 仙臺保線事務所
萬世橋市ヶ谷間	仙臺保線事務所
稻毛千葉間 佐貫町上總湊間	鐵道第一聯隊
上總湊岩井町	鐵道第一聯隊 宇都宮 水戸 保線事務所
富浦江見間	宇都宮保線事務所

然かく全力を擧げて應急工事を進捗せしめたる結果、九月一日午後總武本線龜戸稻毛間を開通せしめたるを初めとし、十一月二十八日岩井富浦間を最後として漸次復舊し、唯熱海線早川眞鶴間のみ被害甚しくして、工事に多大の日子を要し、早川根府川間は十三年七月一日、根府川眞鶴間は同十月一日總に開通を見るを得たり、即ち左の如し。

甲、汽　車

東海道線

東京—品川	九月十八日	六鄕—鶴見	九月五日
東神奈川—橫濱	九月七日	大船—藤澤	九月十一日
茅ヶ崎—平塚	九月廿一日	谷峨—御殿場	九月廿一日
國府津—山北	九月廿一日	東橫濱—橫濱港	九月廿一日
鶴見—高島	十月七日	品川—六鄕	九月廿六日
高島—程ヶ谷	十月三日	鶴見—東神奈川	九月四日
鶴見—東神奈川	九月六日	橫濱—大船	九月八日

藤澤—茅ケ崎	九月十二日	平塚—大磯	九月　九日
二ノ宮—國府津	九月十三日	山北—谷峨	十月廿八日（九月廿一日ヨリ開通迄徒歩連絡）
汐留—品川	九月十五日	高島—東横濱	九月十二日
東神奈川—高島	九月十二日	川崎—富川崎	十二月十七日

横須賀線

大船—鎌倉	九月　九日	逗子—田浦	九月十三日
鎌倉—逗子	九月　十日	田浦—横須賀	十月　一日

横濱線

東神奈川—原町田	九月廿八日	原町田—八王子	九月二十日

熱海線

國府津—小田原	十月十五日	早川—眞鶴	未定
小田原—早川	十二月十五日		

山手線

品川—田端	九月　四日	池袋—赤羽	九月四日（九月八日ヨリ廢止）

中央線

東京—萬世橋	九月廿四日（十月六日限リ廢止）	飯田町—新宿	九月　四日
八王子—與瀨	九月　四日	上野原—鳥澤	九月　七日
萬世橋—飯田町	十月　五日（十月六日限リ廢止）	新宿—八王子	九月　四日
與瀨—上野原	十月廿五日（九月七日ヨリ開通迄徒歩連絡）	鳥澤—猿橋	九月　五日

東北本線

秋葉原—上野	九月廿一日	日暮里—川口町	九月　四日
上野—日暮里	九月廿二日	平塚—大磯	九月　九日
		山北—谷峨	十月廿八日（九月廿一日ヨリ開通迄徒歩連絡）

常磐線

日暮里—北千住	九月　一日	隅田川—田端	九月　六日
北千住—隅田川	九月　六日	高島—東横濱	九月十二日
		川崎—富川崎	十二月十七日

總武本線

兩國橋—錦絲町	十月　八日	錦絲町—龜戸	九月廿一日
龜戸—稻毛	九月　一日	千葉—佐倉	九月　一日
稻毛—千葉	九月　二日	佐倉—成東	九月　三日

房總線

蘇我—土氣	九月十六日	土氣—大網	十月十七日

北條線

蘇我—五井	九月　一日	木更津—大貫	九月　六日
佐野町—上總湊	九月十四日	五井—木更津	九月　四日
大貫—佐野町	九月十一日	上總湊—保田	十月十一日
保田—岩井	十月十四日	富浦—九重	九月廿三日
千倉—江見	九月廿七日	岩井—富浦	十二月廿八日（十月十四日ヨリ開通迄徒歩連絡）
九重—千倉	十月十六日（九月廿七日ヨリ開通迄徒歩連絡）		

久留里線

木更津—久留里	九月廿四日		

乙、電車

東海道線

東京—蒲田	十月　一日	横濱—櫻木町	十二月三十日
蒲田—横濱	十月廿一日		

山手線

品川—鶯谷	九月十六日	池袋—赤羽	九月廿一日
鶯谷—上野	九月廿三日		
東京—萬世橋	十月　七日（九月廿四日ヨリ十月六日迄汽車）/（十月六日迄汽車）	飯田町—牛込	九月廿一日
萬世橋—飯田町	十月　七日（十月五日ヨリ）牛込—吉祥寺		九月十九日
吉祥寺—國分寺	十二月三十日		

同時に燒失したる有樂町外十八驛、大破したる神奈川外三十四驛、燒失したる飯田町外三機關庫、大破したる高島外二機關庫、燒失したる上野外四檢車所の建物は、何れも取敢へず應急修理又は假建物を設け、以て營業開始を爲したり。

* * * *

應急工事狀況

左に東海道線及中央線の應急工事に關する工務課其他の報告五六を抄記す、以て當時倥傯の狀を推すべし、餘は陸軍活動の條を參看して可なり。

九月七日

工務課報告

一、名鐵局應援本部ハ、九月五日ヨリ足柄信號所ニ移ル、旅客列車ヲ以テ宿舍ニアツ。

一、駿河驛ハ幾分損害ヲ受ケ居ルモ、應急ノ事務ヲ取ルニハ支障セサル樣思ハル。

一、駿河町民ハ、今尙構內ノ線路上ニ莚小屋ヲ立テ避難シ、其ノ間ヲ相衝リテ東京横濱方面ヨリノ避難民及同方面ニ兩親兄弟ノ安否ヲ尋ネ行ク人等ニテ、聞ク話見ル者涙ノ種ナラサルハナシ、駿河驛構內ハ丁度一旅客列車ノ停止セルアリ、二等室ハ驛長事務室其他ハ應援隊ノ宿舍、殘者ハ東京横濱方面ヨリノ避難民ノ休憩所或ハ宿所ニ自由ニ與ヘラレ、今日ノ如ク雷雨激シキ時ハ、此ノ列車最モ好適ニテ、夕方ニハ滿員ノ盛況ヲ呈シ居レリ。

是日ノ運轉課報告ニハ、

七日午後十時三天丸杭木ヲ滿載シ清水港ニ入港ニ付、貨車ニ積換手配濟。

本船ニハ、神鐵貨物課長及工手二百三十九名添乘シ來ル。

七　日

工務課報告

一、七日午後十時、安靜丸、三天丸ハ、杭木三萬丁其ノ他材料ヲ積込ミ、清水港ヘ入港ノ筈。

一、神鐵宮崎貨物掛長ハ、同港ヘ本部ヲ置キ、其ノ材料陸揚後、輸送指揮ヲナス筈。

一、門鐵工務課保線掛長ハ、工夫二百二十名ヲ引率シ、最福丸ニ材料其ノ他ヲ積載シ、明八日朝清水港入港ノ豫定ナリ。

一、高麗丸ニテ來レル神戸應援隊職員ノ內工手二百名ハ、今七日岩淵ニ一泊、明八日百五十六列車ニテ東還ノ筈。

八　日

工務課報告

駿河谷峨間被害

一、箱根第七號下リ本線隧道入口ヨリ長約百呎迄龜裂隧道內ニ生シタリ。

一、第七號隧道入口ヨリ六三哩二九鎖附近迄線路彎曲波狀ヲ生シ、沈下最大約四呎アリ。

一、六三哩二九鎖附近ヨリ同二六鎖五〇節附近間、左側切取土砂約百二十六坪下リ本線上ニ崩壞シ、倘樹木十本橫倒シタリ。

一、六三哩二鎖五〇節附近ヨリ同哩二〇鎖附近迄間線路彎曲波狀ヲナス、沈下最大深約六呎アリ、倘同哩二一鎖附近上リ本線ニ機關車九、九〇一號形途中停車シアリ。

一、六三哩一八鎖附近左側切取土留石垣約七面坪崩壞、倘同箇所ニハ下リ本線

上ニ大玉石轉落シタリ。
一、六三哩一六鎖附近ヨリ六二哩七五鎖附近間迄線路彎曲波狀ヲナシ、沈下最大深約三呎アリ。
一、六二哩七四鎖附近左側切取土留石垣約十面坪崩壞シ、下リ本線ヲ支障ス。
一、六二哩七〇鎖附近ヨリ左側切取土留石垣約十面岩石約百立坪上下本線上ニ崩壞セリ。
一、六二哩六八鎖附近左側切取大玉石交リ土砂約三十六坪上下本線上ニ崩壞セリ、六二哩七〇鎖附近右側切取土留石垣約三十五面坪崩壞シ、上リ本線ヲ支障ス。
一、六二哩六六鎖附近右側切取岩石約三〇〇立坪崩壞シ上下本線支障ス。
一、六二哩四一鎖附近左側切取玉石交リ土砂約一立坪崩壞シ、下リ本線支障ス。
一、上リ本線第三相澤川橋臺裏築堤約一〇立坪決潰シ、袖石約一〇〇面坪崩壞シ第二ノ袖石垣ニハ龜裂ヲ生ズ。
一、上リ本線第三相澤川橋梁東京寄橋臺ヨリ第二相澤川橋梁ノ名古屋寄橋臺間線路彎曲波狀沈下最大深約四呎アリ。
一、上リ本線第二相澤川橋梁橋臺裏堤約一五立坪決潰シ、袖石垣一〇〇面坪崩壞ス。
一、上リ本線第二相澤川橋梁ノ東京寄橋臺附近ヨリ六二哩一九鎖附近迄ハ線路彎曲波狀沈下最大深約四呎アリ。
一、上リ本線六二哩一五鎖附近諸淵跨線道アーチ橋徑間一四呎ハアーチ上部土留壁ニ龜裂ヲ生シ、同シク土留壁ハ多少ノ變狀ヲナセリ。
一、上リ本線箱根第六號隧道出口右側切取面土砂約一立坪決潰シ、上リ本線支障ス。
一、上リ本線箱根第六號隧道入口附近ヨリ第一號相澤川橋梁ノ名古屋寄橋臺附近迄ハ線路彎曲波狀沈下最大深約二呎。
一、上リ本線第一相澤川第一號橋脚上部龜裂ヲ生セリ。
一、下リ本線第三相澤川橋梁袖石垣約二十面坪崩壞セリ。
一、六二哩七二鎖附近切取土留石垣約一五面坪崩壞シ下リ本線支障ス。
一、下リ本線第三相澤川橋梁東京寄橋臺附近ヨリ箱根乙第六號隧道出口附近迄線路彎曲波狀沈下最大深約二呎アリ。
一、下リ本線箱根乙第六號隧道出口附近切取岩石約二立坪崩壞シ下リ本線ヲ支障ス。
一、下リ本線箱根乙第六號隧道入口附近隧道內ノアーチ面煉瓦約三十枚剝落シ入口ヨリ長約六五呎龜裂ヲ生セリ。
一、下リ本線箱根第六號隧道入口附近左側切取土留石垣約七面坪及切取面土砂約一立坪崩壞セリ。
一、六二哩一六鎖九〇節附近拱橋徑間六呎袖石垣約十面坪崩壞セリ。
一、六二哩一六鎖附近左側切取土留石垣約七面坪及岩石約一立坪崩壞セリ。
一、下リ本線箱根乙第六號隧道入口附近ヨリ下リ本線箱根甲第六號隧道出口附近間ハ線路彎曲波狀沈下最大深約二呎アリ。
一、下リ本線箱根甲第六號隧道出口ヨリ隧道內アーチ及側壁ニ長約三十呎ノ龜裂ヲ生セリ。
一、下リ本線箱根甲第六號隧道入口ヨリ隧道內アーチノ一部煉瓦剝落シアーチ及側壁ニ長約五十呎ノ龜裂ヲ生セリ。
一、下リ本線箱根甲第六號隧道入口附近左側切取土留石垣約八面坪崩壞シ下リ本線ヲ支障ス。
一、六一哩七八鎖八〇節附近北畑澤暗渠徑間約十呎土砂留壁崩壞及龜裂ヲ生セリ。
一、下リ本線箱根第五號隧道出口附近左側切取土砂約五十立坪崩壞シ樹木數十本橫倒セリ。
一、下リ本線箱根甲第六號隧道入口附近ヨリ箱根第五號隧道出口迄ハ線路彎曲波狀沈下最大深約四呎アリ。
一、六一哩五〇鎖附近ヨリ六一哩四二鎖附近迄ハ線路彎曲波狀沈下最大深約一呎ナリ。
一、六一哩四六鎖附近左側切取面土砂及石四立坪崩壞シ樹木橫倒シ下リ本線支障ス。

一、六一哩四三鎖附近左側切取土留石垣約七十面坪崩壞シ土砂約十八立坪崩壞シ下リ本線支障ス。

谷峨信號場間

一、谷峨信號場構內線路彎曲波狀沈下最大深約五呎アリ。

谷峨信號場及山北驛間一部

一、谷峨信號場ヨリ六一哩十五鎖附近迄ハ線路彎曲波狀沈下最大約五呎アリ。
一、六一哩十四鎖三十節附近ヨリ六一哩八鎖九十節附近迄ハ左側切取土留石垣約四十面坪及岩石約一千百五坪崩壞シ上下本線支障ス。

八日 工務課報告

一、六一哩八鎖九〇節ヨリ六一哩七鎖九〇節迄ノ線路彎曲波狀沈下最大深約二呎アリ。
一、六一哩八鎖五〇節附近畑川橋梁名古屋寄橋臺裏築堤土砂約四十立坪缺潰袖石垣約四十面坪崩壞シ、同袖石垣ノ孕出約二十面坪アリ。
一、上リ本線箱根第四號隧道出口袖石垣約八面坪及土砂約五十立坪崩壞シ、上リ本線ヲ支障ス。
一、上リ本線箱根第四號隧道出口ヨリ隧道內ニ向ヒ長サ約四十五呎迄龜裂ヲ生シ、龜裂最大幅七吋アリ。
一、上リ本線箱根第四號隧道入口ニハ土砂充滿シ入口ヨリ內部ニ向ヒ長サ約二十五呎迄龜裂ヲ生セリ。
一、下リ本線箱根第四號隧道出口ヨリ隧道內ニ向ヒテ距離約十呎龜裂ヲ生シ最大幅約三吋アリ。
一、下リ本線箱根第四號隧道入口ノ一部缺潰內部ニ向ヒ約長サ三十五呎迄ハ土砂流入シ、入口ヨリ內部ニ向ヒテ約七十五呎ノ距離迄龜裂及煉瓦一部分剝落セリ。
一、箱根第三號隧道出口ヨリ上リ第四號隧道入口間ハ山腹約一萬五百六坪崩壞隧道間ヲ埋沒セリ。
一、上リ本線箱根第三號隧道ヨリ內部ニ向ヒ約十五呎ノ距離ニ於テ幅約一呎ノ龜裂ヲ生シ、此ノ間隙ヨリ隧道上部ノ土砂交リ玉石約七十立坪隧道內ニ崩落シ、倘小ナル龜裂ハ隧道入口ヨリ內部ニ向ヒ約十一呎ノ距離ニ於テ幅約一呎ノ龜裂ヲ生シ、此ノ空隙ヨリ隧道上部ノ土砂約七立坪隧道內ニ崩落シ倘小ナル龜裂ハ隧道入口內部ヘ向ヒ約三十六呎ノ距離迄アリ、土留石垣約四面坪又隧道出口ニハ內部ニ向ヒ約四十三呎距離迄土砂充滿セリ。
一、下リ本線第三酒勾川橋梁橋脚ノ上部ニ龜裂ヲ生シタリ。

八日 工務課報告

一、第三酒勾川橋袖石垣約五面坪孕出シセリ。
一、六〇哩五〇鎖附近ヨリ同哩四七鎖附近間道床砂利約三十立坪流失シ線路ハ彎曲波狀ヲナス。
一、六〇哩四〇鎖附近ヨリ第二酒勾川橋梁名古屋寄橋臺附近ノ線路彎曲波狀ヲナシ、沈下大約三呎アリ。
一、第二酒勾川橋臺裏缺潰シ土砂約三十六坪崩壞ス。
一、第二酒勾川袖石垣約四十五面坪崩壞流失セリ。
一、下リ線第二酒勾川名古屋寄橋臺附近ニ機關車「九、七五〇」型ハ橋梁上ニ貨車十二輛ヲ殘シ、同附近六〇哩三一鎖五〇節ヨリ東京寄ニ向ツテ脫線貨車三輛、脫線轉覆十三輛、外ニ貨車十三輛滿足)、國府津機關庫「九、七五〇」型トアリ、而シテ此ノタメ上下本線ヲ支障ス。
一、第二酒勾川名古屋寄橋臺土留石垣一部龜裂セリ。
一、六〇哩二九鎖附近ヨリ同哩二六鎖附近本線路ハ彎曲波狀ヲナセリ。
一、六〇哩三〇鎖三〇節附近ヨリ同哩二三鎖附近間切取土留石垣約百面坪崩壞シ、上リ本線ヲ支障ス。
一、六〇哩三三鎖九〇節附近ヨリ同哩二三鎖附近間ハ切取土留石垣約百三十面坪及切取土砂約百立坪崩壞シ、下リ本線ヲ支障ス。
一、六〇哩二二鎖附近ヨリ第一酒勾川橋梁名古屋寄橋臺間線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大約三呎ナリ。
一、第一酒勾川橋梁名古屋寄橋臺ニ龜裂ヲ生シ倘橋臺裏土砂約十立坪崩壞ス。
一、同橋梁東橋臺裏側築堤約一立坪缺潰ス、而シテ下リ本線東京方床石ニ龜裂ヲ生ス。

一、同橋梁袖石垣約六十面坪崩壞セリ。

一、第一酒勾川橋梁東橋臺附近ヨリ六〇哩十一鎖附近間線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大約三呎トス。

一、六〇哩十鎖附近右側土留石垣約七十面坪崩壞シ、竪下水二ケ所崩落シ上リ本線ヲ支障ス、又同哩同鎖附近下リ線側切取土留石垣約四十面坪崩壞セリ。

一、上リ本線箱根第二號隧道出口ヨリ內部ニ向ヒ距離約八十五呎迄龜裂ヲ生シ煉瓦一部剝落シ龜裂幅約二分ノ一吋ヲ生ス。

一、下リ本線箱根第二號隧道出口ヨリ內部ニ向ヒ距離約三十呎迄龜裂ヲ生ジ、煉瓦一部剝落ス龜裂幅約一吋アリ、又入口ヨリ內部ニ向ヒ約五十五呎迄龜裂ヲ生ス。

一、上リ本線第二號隧道入口ヨリ內部ヘ約五十呎迄龜裂ヲ生シ、煉瓦一部剝落シ龜裂幅ハ約一吋ナリ。

一、上リ第二號隧道入口附近ヨリ落合川橋梁名古屋寄橋臺附近ハ線路彎曲波狀ヲナシ、沈下最大約六吋ナリ。

一、箱根第二號隧道附近落合川橋梁名古屋寄橋臺袖石垣ニ龜裂ヲ生シ、袖石垣約八面坪及橋臺橫背築堤約五立坪崩壞ス。

一、上リ本線第二號隧道入口ヨリ內部ニ向ヒ距離十呎迄龜裂ヲ生ス、幅約二分ノ一吋ナリ又入口ハ內部ニ向ヒ約七十呎迄龜裂ヲ生シ、煉瓦一部剝落シ幅約三吋ノ龜裂ヲ生ス。

一、箱根第一號隧道出口附近左側切取面岩石約二立坪崩壞シ下リ線ヲ支障ス。

一、下リ本線第一號隧道出口ヨリ內部ニ向ヒ約十呎迄龜裂アリ、又入口ヨリ內部ニ向ヒ六十呎迄龜裂ヲ生シ煉瓦一部剝落シ幅約一吋ノ龜裂ヲ生ス。

一、上リ第一號隧道入口附近右側土留石垣約百二十面坪崩壞ス。

一、五九哩三二鎖附近ヨリ同哩二八鎖附近皆瀨川橋梁名古屋寄橋臺附近間線路彎曲波狀ヲナシ最大三呎ノ沈下ヲ生ス。

一、五九哩二八鎖附近皆瀨川橋臺ニ龜裂ヲ生シ、上部土砂間ノ一部及袖石垣約三十五面坪崩壞シ、又橋臺裏築堤約九立坪缺壞ス。

一、同所東橋臺ヨリ五九哩二四鎖ハ線路彎曲波狀ヲナシ最大約三呎ノ沈下ヲ生ス。

一、五九哩二六鎖ヨリ同哩〇六鎖間右側土留石垣約三百面坪及切取面土砂約五十立坪崩壞シ、同所附近左側切取石垣約三百面坪及切取面土砂約二百立坪崩壞下リ線支障ス。

一、(山北驛附近)山北第一、第二及第三、人道橋、橋臺及橋脚底部崩壞又ハ龜裂ヲ生ス。

八日　工務經理課報告

沼津國府津間震災應急工事用材料トシテ、本局ヨリ沼津及御殿場方面ヘ九月七日迄ニ發送シタルモノ左ノ通。

記

鉄	一、〇〇〇挺	ウインチ	四個
天幕	三三張	三菱ライト	二四個
トコリー	五六臺	ブロック	二六個
挺	五〇挺	スパナ	二〇個
モンキーレンチ	四個	ランプ雜種	四個
シヨベル	五〇挺	松丸太二ツ割	一五〇本
ドリル	五〇個	枕木並	六、六一四本
錐螺旋	四〇本	レールキヤツチ	一七組
ピーター	一二〇挺	ウエーテツト ポイントリバー	一〇個
ピーター柄	一〇〇本	鋸刄	一〇打
ワイヤロープ	五、〇四〇呎	コールドセツト	五二挺
簀	五〇〇枚	鐵釘	二樽
穿孔器	六挺	水準器	一〇挺
定規木製	八挺	ケージ	一〇挺
松丸太	二一五本		

九月八日　工務課報告

御殿場以東應急工事ノ本部目下足柄ニ在リテ、名鐵工務課長ノ指揮ノ下ニ、靜岡保線事務所長、改良掛長以下幹部數名ハ、靜岡保線事務所管內線路工手約百五十名、保線助手數名、名古屋保線事務所管內及其他ノ應援隊線路工手約百五十名、保線助手及建築助手數名、工務課測量隊、通信班、寫眞班、救護班數名ヲ督勵シツヽ、御殿場駿河間ノ軌條高昂ヲ終リ、第五第六、相澤橋橋梁橋臺等ノ破損箇所ノ修復及土砂崩壞箇所等ノ取除キニ晝夜兼行ノ狀態ニアリ。

八日　運輸課報告

東京御殿場間線路模樣圖解

東京鐵道局工務課野崎技師談

九月九日　松永工務課長報告

震害地ノ主ナル損害ハ、山崩レ、橋梁落下、築堤沈下、隧道破損並停車場建物ノ破壞等ニ有之候、之等ハ何レモ直營者ハ請負ニ附シ、御殿場駿河間ハ略々完成ニ近ツキ居候、駿河、山北、松田間モ、夫々計畫ヲ終ヘ、或物ハ請負ニ命シ居候、山北停車場官舍ハ全滅、職員家族ハ乘降場上家下ニ戸障子ヲ境ニ生活シ居ル有樣ニ付、直ニ請負ニ命シ、三日間ニ約二十戸ノバラツク建築ヲ請負ハシメ、昨日完成シタル筈ニ候。

右數多キ復舊工事ハ、工事種類簡單ニシテ、單ニ時間ノ問題ニ有之候、其ノ內今回東海道震災復舊ノ死命ヲ制スヘキト思ハルヽハ、谷峨山北間第三號第四號隧道間ニ約二、三萬立方坪ノ土砂崩壞アリ、此ノ工事カ最難工事ニシテ、恐ラク東海道線復舊工事ノ最後ニ殘サルヘキモノト被存候、此ノ復舊ハ一鎖ノ隧道ヲ掘鑿スルコトニ決定致候。

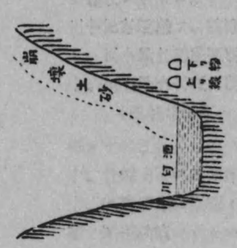

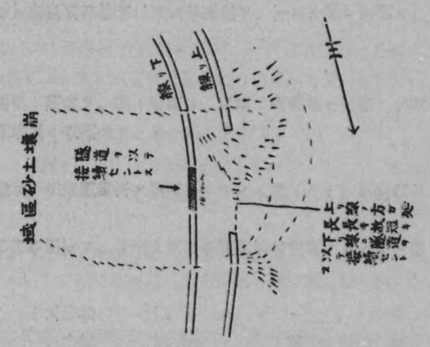

此ノ工事完成期ハ約一ケ月トシ、十月十五日竣功豫定ニ付、夫レ迄徒歩ノ連絡ヲナシ得ル樣計畫致候、昨日神戸應援隊到着、本日門司應援隊到着ニ付、其ノ部署ヲ左ノ通決定致候。

神戸、名古屋聯合隊　御殿場松田間

門司隊　國府津松田間

依テ本日清水着港ノ門司隊ハ、上陸ト同時ニ更ニ傭船シ、清水ヨリ國府津ニ回

濟シ、本部ヲ國府津ニ置キ、松田ニ前進スル豫定ニ候。

九月八日ノ配置

○國府津　門司隊本部
（糧食材料運搬困難）←前進　名古屋、神戸、門司ノ三軍カ同時ニ御殿場ヨリ國府津ニ同方向ニ前進スルコトハ糧食、材料ノ運搬上頗ル困難ニ付此ノ如ク分割セリ
○松田
○山北
○駿河　→前進　神戸　名古屋本部客車宿營
（約竣成）
○足柄　名古屋隊七日迄ノ根據地
○御殿場

工手、人夫合計約九〇〇乃至一、〇〇〇人

今月豫定セル竣功期日ハ、

○國府津—○松田　九月二十日
○松田—○山北　九月二十日
○山北—（新設十月十五日　三號四號間隧道）—○駿河　九月二十日
○駿河—○御殿場　九月十日

（乃チ九月二十日山北駿河間ニ徒歩連絡ヲ開始シ十月十五日隧道竣功ヲ待ツテ全部開通ト可相成候）

九月九日　　工務經理課報告

沼津國府津間震災應急工事材料トシテ、沼津御殿場方面ヘ九月八日ニ發送セルモノ左ノ通。

一、レールセンター	六組	一、ドリル	三〇個
一、鐵釘	三樽	一、フックボールト	一八〇本
一、天幕	一五張	一、杉板	一二〇坪
一、杉板割	二〇坪	一、垂木杉	四〇〇挺
一、大貫	一〇〇挺	一、中貫	五〇挺
一、松丸太	二〇〇本	一、杉丸太	二〇〇本
一、松挽材	二〇挺	一、藁繩	二〇〇貫
一、亞鉛板	一五〇枚	一、トロリー	五臺

九月九日　　工務課報告

一、山北構内線路ハ六吋内外沈下シ、構内ニ貨車及機關車共脫線ノモノ數十輛アリ。
一、山北機關車庫ハ傾斜シ、内部機關車ノ脫線セルモノ八輛ニシテ、附近貯水槽ハ墜落破損ヲナセリ。
一、同構内各信號機ハ傾斜或ハ横倒シテ、殆ト用ヲナサス。
一、本屋上家其他重要建物ハ傾斜シ、壁ハ剝落ス、驛員ハ乘降場上家内ニテ執務ヲナス。

（山北松田間）

一、五七哩七三鎖附近下リ側切取面砂約二百立坪崩壞シ、下リ本線ヲ支障ス。
一、五七哩六四鎖附近尺里川橋梁臺土留名古屋寄ノ分ハ龜裂ヲ生シ、袖石垣約三十面坪崩壞シ、橋臺裏築堤約三十立坪鈌壞ス尙東橋臺ハ大龜裂ヲ生シ、軀體ハ變狀ヲナセリ。
一、五八哩四八鎖附近ヨリ五七哩六七鎖附近間線路彎曲波狀ヲナシ、沈下最大約四呎トス。
一、五七哩三六鎖線路大側切取面約五十六坪土砂崩壞シ樹木ノ倒レタルモノ上リ線ヲ支障ス。
一、五七哩六四鎖附近線路彎曲波狀ヲナシ、最大約十呎ノ沈下ヲ生ス。
一、五六哩四八鎖附近村雨川橋梁徑間約二十呎兩橋臺龜裂ヲ生シ袖石垣約九間坪崩壞シ橋臺裏堤土砂約二立坪鈌潰ス。

一、五六哩四五鎖附近右側切取面土砂約十立坪崩壞シ上リ線ヲ支障ス。
一、五六哩五五鎖ヨリ五六哩三七鎖ニ至ル線路ハ彎曲波狀ヲナシ最大約二呎ノ沈下ヲ生ス。
一、五六哩三四鎖附近上下本線道床約一呎六吋沈下シ砂利約二立坪ヲ流失ス。
一、五六哩三二鎖附近ヨリ同哩八鎖附近迄線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大約十五呎アリ。
一、五六哩三〇鎖附近右手切取面土砂約七十立坪崩壞シ、上線ヲ支障ス。
一、五六哩一六鎖附近溝橋徑間十呎名古屋寄橋臺ニ龜裂ヲ生シ、袖石垣約十二面坪崩壞シ橋臺裏築堤約四五坪鈌潰ス。
一、五六哩一二鎖附近築堤長サ約二十五呎鈌潰シ右側河水汎濫ス。
一、五六哩八鎖附近ヨリ五六哩附近ニ至ル線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大約二呎ヲ生セリ。
一、五六哩五鎖附近右手切取面土砂約十六坪崩壞シ上線ヲ支障ス。
一、同所附近ヨリ五五哩五七鎖間線路彎曲波狀ヲナシ、最大約七呎ノ沈下ヲ生ス。
一、五五哩五七鎖附近ヨリ五五哩五〇鎖間線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大約二呎トス。
一、五五哩五〇鎖附近ヨリ五五哩四五鎖附近間線路彎曲波狀ヲナシ最大約六吋ノ沈下ヲ生ス。
一、五五哩四五鎖附近ヨリ松田驛構内名古屋寄附近間殆ト線路ニ異狀ナシ。
一、五五哩五八鎖附近徑間約八呎橋臺破損シ橋臺裏土砂約二十立坪鈌潰ス。
一、五五哩三五鎖附近右手切取面土砂約二立坪崩壞シ上リ線支障ス。
一、五五哩三五鎖附近切取土留石垣約六十面坪崩壞シ上下線ヲ支障ス。
一、五五哩三三鎖附近右手切取面土砂約二十立坪崩壞シ上リ線ヲ支障ス。
一、松田驛上下乘降場擁壁傾斜崩壞シ上下本線ヲ支障ス。
一、同待合所破壞シ下リ線ヲ支障ス。
一、本家其他重要建物全部破損其用ヲナサス。

九日　　工務課報告

（松田下曾我間）

一、五四哩六五鎖附近川音川橋梁東京寄橋臺袖石垣約六面坪崩壞シ裏側土砂一立坪鈌潰ス。
一、五四哩三〇鎖附近上リ本線ニ貨車三十一輛炭水車二輛機關車「八六二〇」號型一輛停留ス。
一、五四哩七鎖附近溝橋至間約十呎橋臺龜裂シ、一部鈌潰ス袖石垣ハ約六面坪崩落シ、裏側土砂約十立坪鈌潰ス。
一、五三哩三一鎖附近暗渠徑間約七呎破損シ袖石垣約六面坪崩壞ス。
一、五二哩六一鎖五〇節附近菊川橋梁至間約二十呎名古屋寄橋臺大龜裂ヲ生シ土砂止破損シ、東橋臺又大龜裂ヲ生ス西橋臺軀本ハ變狀ヲナシ、裏側土砂約六立坪沈下袖、石垣約四面坪崩壞ス。
一、五二哩九鎖附近徑間十五呎兩橋臺ニ龜裂ヲ生シ、下リ線兩橋臺ハ變形ヲナシ、東寄橋臺土砂止ヲ破損シ、袖石垣約四面坪鈌潰シ裏側土砂約六立坪沈下ス。
一、五一哩七八鎖溝橋徑間五呎ノ兩橋臺共大破損ヲナス。
一、五一哩五七鎖附近下水龜裂ヲナシ、一部崩壞變狀ヲナス。
一、五一哩五八鎖附近踏切番所倒壞下リ線ヲ支障シ、同踏切附近電燈柱傾斜シ之カ架空線ハ上下線ヲ支障ス。
一、五一哩五三鎖梅林跨線人道橋大部分破損上下線ヲ支障ス。
一、五一哩五一鎖附近ヨリ五一哩四八鎖附近間右手切取土留石垣約四十面坪崩壞シ、上リ線ヲ支障ス。
一、五一哩三八鎖附近溝橋徑間五呎兩橋臺上部破損シ、橋臺大龜裂ヲ生シ傾斜變狀ヲナシ袖石垣約三面坪崩壞ス。

十日　　經理課報告

本省經理局長ヨリノ要求ニ依リ東京驛附近及馬入川橋梁應急工事用材料トシテ九日中央線第六九三號列車ニ積載田端驛經由品川驛宛發送セシモノ、左記ノ通リ。

長枕木　　約千三百挺

十日　御殿場ニ於ケル震害線路復舊隊本部ヨリ報告

復舊工事ハ漸次進捗シ、足柄迄ハ現在建築臨時列車運轉シツヽアリ、本日（九日）第五相澤橋梁迄工事竣成ノ上試運轉ヲ行ヒタリ、神戸應援隊ハ、昨日駿河驛ニ前進門司應援隊ハ海路清水港ヨリ國府津ヘ廻船スヘキ筈ノ處、國府津波浪高ク上陸困難ナルヲ以テ計畫ヲ變更シ、本日江尻發陸路駿河驛ニ前進セリ、依テ神戸、門司、名古屋三鐵道局應援隊ノ分擔區間ヲ左ノ通決定セリ。

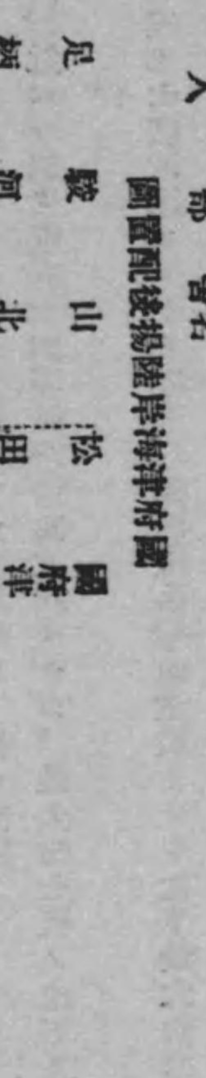

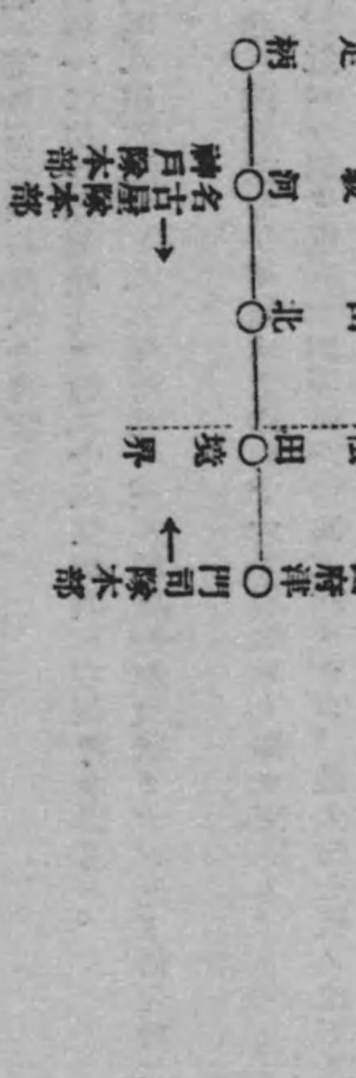

尙工事竣工豫定期日ハ左ノ通トシ、極力前進セントス。

三號四號隧道間山崩レ隧道新設十月十五日

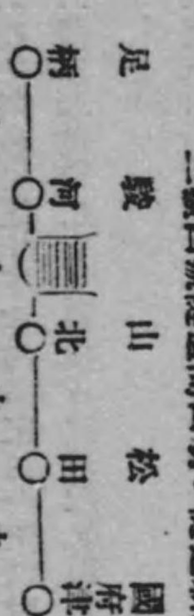

乃チ九月二十日以テ國府津以西線路ノ大體ノ應急工事ヲ完成シ、必要ニ應シ徒歩連絡ヲナシ、十月十五日第三號第四號間ノ隧道新設工事完成ヲ俟テ國府津以西全線ノ開通期トナサントス。

十日　工務經理課報告

沼津國府津間震災應急工事材料トシテ沼津御殿場方面ヘ九月九日發送セルモノ左記ノ通。

一、レールセンター	五八組	一、モンキーレンチ	一〇挺
一、三菱ライト	二八個	一、フックボールト	一一〇個
一、杉挽材	五〇挺	一、鋸刄	一〇挺
一、卷尺中身	一〇個	一、鋸弦	五組
一、松明	五〇〇個	一、鏨	二〇挺
一、土砂用ショベル	五〇〇挺	一、穿孔器	五挺
一、ハンドボール	五挺	一、水準器	一〇挺

九日　工務課報告

（下曾我構內）

一、本家倒壞湯殿便所ランプ小屋貨物上家「リーバー」臺傾斜シ、其ノ他ハ全部倒壞シ、地下道ハ破損シ、乘降場擁壁破損彎曲或ハ埋沒シ構內地盤大凹凸トナリ、深サ長大十二呎ノ所アリ沈下面ハ田面ト同高トナル所アリ線路軌條ハ彎曲波狀ヲナシ、沈下約十呎ヲ生ス。

（下曾我國府津間）

一、下曾我入口附近橋梁徑間十五呎殿澤川ハ兩橋臺龜裂ヲナシ、橋臺位置少シク名古屋方ヘ移動セル形跡アリ、鐵桁「ダウンボールド」切斷セルモノアリ又橋臺面ハ約一吋傾斜セリ。

一、冷田川溝橋兩橋臺ハ名古屋寄ヘ約一吋傾斜シ、尙鐵桁「ダウンボールド」切斷ノモノアリ袖石垣約四面坪崩壞セリ。

一、劒澤川橋梁兩橋臺ハ大龜裂ヲ生シ東京方ヘ傾斜ス橋脚モ龜裂ヲ生シ、兩橋臺砂利止破損シ袖石垣約六面坪破壞セリ。

一、同橋梁附近溝橋（東京寄橋臺）上部破損大傾斜ヲナシ、袖石垣約八面坪決潰ス。

一、四九哩七八鎖附近暗渠徑間三呎ノモノ埋沒ス。

一、四九哩七三鎖附近溝橋徑間八呎兩橋臺龜裂シ、上部砂利止並ニ袖石垣約四面坪破壞ス。

一、四九哩四四鎖徑間十五呎橋梁ハ袖石垣約十五面坪崩壞シ、名古屋寄橋臺ハ龜裂シ橋臺傾斜ノタメ徑間約一呎短縮セリ。

（國府津驛構內）

一、四九哩一二鎖附近右手切取土留石垣約五十面坪崩壞シ、上リ線ヲ支障ス。

一、四九哩五鎖附近右手切取面「コンクリート」張約百六十面坪崩壞ス。

一、構內貯水器臺二箇所及機關庫附屬陽殿通信區及倉庫電化詰所、同倉庫驛倉庫乘降場上家一部本家不關上家、保線區附屬假小屋驛便所物置、ランプ室官舍四戸建一棟等崩壞セリ、半倒壞ノ分ハ官舍二棟ニシテ、外五棟ハ居住ニ不耐、官舍井戸二破壞セルモノアリ。

一、信號扱所傾倒シ石炭臺ハ破損ス、又乘降場ハ陷落又ハ破壞セリ。

一、給水管ハ埋沒破損セルアリ其他若干傾斜セリ、又小建物多數又傾斜損傷セリ。

一、構內線路ハ彎曲波狀ヲ生シ沈下最大約五呎ヲ生セリ。

本線轉送之部

（松田下曾我間被害）

一、松田驛構內ヨリ約五五哩附近迄ハ線路彎曲波狀ヲナシ、最大約八呎ノ沈下ヲ生ス。

一、五五哩附近ヨリ五四哩十七鎖附近間ハ線路彎曲波狀ヲナシ、沈下最大八呎ヲ生セリ。

一、五五哩附近ヨリ五四哩十七鎖間同上ニシテ沈下最大約六呎。

一、五四哩六一鎖附近ヨリ又四哩三五鎖附近間同上ニシテ沈下最大約二呎。

一、五四哩三二鎖附近ヨリ五四哩二〇鎖附近間同上ニシテ沈下最大約七呎。

一、五四哩六鎖附近ヨリ五四哩附近間線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大約五呎。

一、五四哩附近ヨリ五三哩五六鎖附近間同上ニシテ沈下最大約八呎。

一、五三哩五六鎖附近ヨリ五三哩二四鎖間同上ニシテ沈下最大約十呎。

一、五三哩二四鎖附近ヨリ五三哩一鎖附近間ハ線路ニ殆ント異狀ナシ。

一、五三哩一鎖附近ヨリ五二哩六二鎖間線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大十呎。

一、五二哩六一鎖五〇節附近ヨリ五二哩五二鎖附近間同上ニシテ沈下最大十呎。

一、五二哩五二鎖附近ヨリ同哩四八鎖附近間線路彎曲波狀ヲナシ、沈下最大十呎ニシテ上下本線中心間隔約二十五呎ニ擴大セル所アリ。

一、五二哩四八鎖附近ヨリ五一哩七八鎖附近間路彎曲波狀ヲナシ、沈下最大約十二呎ニシテ殆ント田面ト同高トナリ、上下本線中心間隔約四十五呎ニ擴大セル所アリ。

一、五一哩七八鎖附近ヨリ同哩六五鎖附近間同上ニシテ沈下最大十呎殆ント田面ト同高トナリ、上下本線中心間隔約三十呎ニ擴大ノ所アリ。

一、五一哩六五鎖附近ヨリ五一哩五三鎖附近間線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大約二呎。

一、五一哩五一鎖附近ヨリ同哩四四鎖附近間線路彎曲波狀チナシ、沈下最大約一呎。

一、五一哩四四鎖附近ヨリ五一哩三八鎖附近間同上ニシテ沈下最大約十呎ニシテ、沈下面ハ田面ト同高トナリ上下本線中心間約二十三呎ニ擴大ノ所アリ。

一、五一哩三八鎖附近ヨリ下曾我構內間（名古屋方面）線路彎曲波狀ヲナシ、沈下最大約十呎ニシテ殆ント田面ト同高ノ所アリ、上下本線間中心間隔ハ約三十呎ニ擴大ノ所アリ。

（下曾我構內國府津間）

一、殿澤川附近ヨリ五一哩一鎖附近間線路彎曲波狀ヲナシ、沈下最大十二呎ニシテ田面ト同高トナル。

一、五一哩附近ヨリ五一哩六八鎖間線路彎曲波狀ヲナシ、沈下最大約八呎ニシテ田面ト同高トナリ、上下本線中心間隔約二十八呎ニ擴大ノ所アリ。

一、五〇哩六八鎖附近ヨリ同哩六五鎖附近間ハ線路彎曲波狀ヲナシ沈下約一呎

一、五〇哩五五鎖附近ヨリ同哩五〇鎖附近間同上ニシテ沈下最大二呎。

一、五〇哩五五鎖附近ヨリ同哩五〇鎖附近間同上ニシテ、沈下最大六吋ニシテ、

下リ本線築堤中ニ幅約二呎深約二呎ノ裂孔ヲ生シタリ。

一、五〇哩五〇鎖附近ヨリ同哩三七鎖附近間線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大約一呎。

一、五〇哩三七鎖附近ヨリ五〇哩二一鎖附近間線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大約七呎ニシテ田面ヨリ約三呎上迄沈下セリ、上下本線中心間隔約二十六呎ニ擴大ノ所アリ。

一、五〇哩二一鎖附近ヨリ五〇哩一九鎖附近間線路彎曲波狀ヲナシ沈下最大約四呎アリ。

一、五〇哩一九鎖附近ヨリ五〇哩四鎖附近間同上ニシテ沈下最大約十七呎ニシテ、田面ト同高トナリ本線中心間隔約三十四呎ノ所ナリ。

一、冷田溝橋附近ヨリ劍澤川橋梁間約三鎖築堤約四呎沈下セリ。

一、劍澤川橋梁ト其附近溝橋(東京寄分)間築堤約七呎沈下セリ。

一、五〇哩二鎖五節附近ヨリ四九哩七三鎖間線路彎曲波狀ヲナシ、沈下十一呎ニシテ田面ト同高ナリ。

一、四九哩七三鎖附近ヨリ四九哩五二鎖間同上ニシテ沈下最大約十二呎ニシテ田面ト同高ニシテ又四九哩六九鎖附近(下リ本線)ニ機關車「八八六〇」號型一輛及貨車十三輛脫線十九輛脫線轉覆シ他ニ十七輛滿足ニ停留ス。

一、四九哩五二鎖附近ヨリ四九哩四四鎖附近間線路彎曲沈下約十呎。

一、四九哩四五鎖附近ヨリ四九哩一五鎖附近間同上ニシテ沈下最大約十五呎ニシテ田面ト同高トナリ、上下本線間隔約三十六呎ノ所アリ。尙上リ本線ニ電柱橫倒ノモノアリ。

一、四九哩一五鎖附近ヨリ國府津驛(名古屋寄)間ハ線路彎曲波狀ヲナシ、沈下最大約一呎ナリ。

十日付御殿場ニ於ケル震災線路復舊隊本部ヨリ

谷峨山北間第三號第四號隧道間山崩箇所ハ、測量ノ結果之ヲ切取トナスヲ可トスルニ決シ、直ニ請負ニ付シ、本月二十九日迄ニ完成スルコト、セリ。

門司神戶名古屋應援隊ノ主タル施行區域ハ御殿場ヨリ山北迄ヲ名古屋トシ、山北松田間ヲ神戶松田國府津間ヲ門司ノ分擔トナセリ。

裾野御殿場間ハ之ヲ速カニ復線トナスヲ材料輸送上便利ナリト認メ、御殿場以來應急工事ヲ障害セサル範圍ニ於テ、明日ヨリ北陸線々路工手五十名ノ助勸ヲ得テ修理ニ着手セント。

十　日　　　運　轉　課　報　告

靜岡運輸事務所第二驛傳隊報告

一、國府津驛長ハ靜岡運輸事務所ノ機敏ナル糧食供給ニ對シ非常ニ感謝シ居レリ。

二、國府津二ノ宮間四八哩二五鎖附近、同一〇鎖附近、四七哩七五鎖附近、同六〇鎖附近線路陷落、同五〇鎖附近切取崩。

四七哩四五鎖ヨリ同二五鎖迄線路大陷落、此ノ間ノ押切川橋臺破損、四六哩五五鎖附近少損、目下極力工事ヲ急ギツヽアリ。

三、二ノ宮驛本屋全壞、驛長官舍倒壞、助役官舍倒、「ホーム」擁壁崩壞、第一二列車停車乘客全部無事夫〻歸途ニ就キ一人モ居ラス、驛員一名ヲ除キ其ノ他ノ自宅全部倒壞家族二名負傷。

四、二宮大磯間四五哩七五鎖附近線路陷落、四五哩附近線路屈曲、四四哩五四鎖附近線路陷落、四、四一〇鎖附近切取崩壞復舊工事中。

五、大磯驛本屋「ホーム」擁壁全壞、構內線路屈曲驛長三女助役母即死。

第七四列車機關車顚覆(左側田ノ中ニ)前部ヨリ五輛目迄脫線傾倒、六輛目脫線二輛目田中ニ橫顚、三輛目傾倒、第四輛目ハ其ノ儘田ノ中ニアリ、五輛目ハ第四輛目ト重ナリ合ヒ、コノ車ノ乘車客カ被害多カリシモノト認メラル、後部ヨリ四輛目迄ハ大磯構內ニ引上ケ、該車ハ通信區員ノ宿舍ニ充テ居レリ。

六、大磯平塚間ハ單線運轉ノ出來得ル迄ニ復舊シ、平塚驛ノ入換機ニ無蓋車四輛ヲ連結シ、工事用トシ、傍ラ避難民ヲ輸送シ居レリ。

七、平塚茅ケ崎間平塚ヨリ馬入川四寄迄ハ無事、馬入川東寄ハ下リ線四連上リ線三連ヲ殘シタル外ハ橋臺全部倒壞、橋梁ノ南側ニ墜落、馬入川東寄ヨリ三八哩五五鎖迄ハ線路大陷落、馬入川東寄際殊ニ甚シ、其ノ間ニ在ル茅ケ崎、鳥井川橋梁ノミ無事、三七哩五五鎖附近線路屈曲、三七哩四五鎖附近ヨリ茅ケ崎驛下リ場內信號機迄線路少シク沈下ス、平塚驛ニ於テハ、附近各驛ヘ通勤スルモノヲ督勵シテ倒壞シタル本屋「ホーム」上屋等ノ取片付ケヲ修了セリ、尙同驛ニ於テハ待合中ノ旅客六名アリ。

八、茅ケ崎驛本屋及上家全壞、驛長助役等ノ官舍モ全壞、驛長ハ避難ノ際輕傷セリ、待合所ニ待合セ中ノ旅客五名ハ本屋ノ下敷トナリタルモ、驛長ノ救助ニテ生命無事。

第四一〇列車構內ニ脫線顚覆(四七輛編成中三五輛)シ、靜岡運輸事務所管內發送ノモノ三〇輛アリ多ク損害ヲ受ケ居レリ。

當驛ニ於テハ、東京橫濱ニ通勤スル者ヲ集合シ、鍬鶴嘴等ヲ持ツテ茅ケ崎辻堂間ノ線路ヲ復舊セリ、右復舊ニ五、六、七ノ三日間ヲ要シタリト、尙相模鐵道ノ機關車ヲ利用シ、復舊ニ努メツヽ、避難者ヲ便乘セシメテ交通ノ便ヲ計リ居レリ。

本隊ハ茅ケ崎驛長ノ斡旋ニ依リ、今夜第四一〇列車緩急車內ニ宿泊ス國府津以東ノ工事ハ十三日頃迄ニ國府津迄運轉セシム可ク急キ居レリ。

十　日　　　運　輸　課　報　告

靜岡運輸事務所第二驛傳隊報告

一、九日午後鴨宮驛ヲ出發ス、同驛遠方場內兩信號機共大傾倒ス。

二、鴨宮小田原間ハ十呎乃至三〇呎ノ橋梁破損セルモノ七個ニシテ、最モ大ナルハ酒匂川二、三二三呎橋梁十六個ヨリ來ル其ノ第一位ハ橋臺移動シ、第二橋梁ハ河中ニ墜落復舊工事最困難ナラム。

酒匂川ニ在ル熱海建線ニハ機關車六一五號及□□十三輛土運車ハ總テ脫線顚覆シ、軌道外ニ二十一輛アリ、此ノ區間軌道及架空送電□□損シ、步行サヘ困難ナリ、就中軌條ハ築堤ノ缺□□低キハ七八尺、高キハ一丈五六尺ノ高所ニ殘サレ、長□□梯子ヲ橫タヘタル如クナリ居ル。

三、小田原驛午前十一時着同驛構內ハ隨所ニ大龜裂ヲ生シ、殊ニ國府津寄場內信號機附近ハ各線路間丈餘ニ達シ居ル。

構內中央部ハ上家停留客車上ヨリ線路上ニ轉倒シ、「キーム」笠石ハ附近ニ飛散シ、恰モ數多ノ疊ヲ一時ニ放リ出シタル如キ狀態ナリ、尙構內幾多ノ停留客貨車ノ地盤ノ搖ト大龜裂トノ爲殆ント脫線顚覆シ、貨物置場建設事務所及線路上ニ引渡シタル架道橋ノ停留貨車上ニ崩壞シ、上リ場內附邊(早川寄)ノ山崩壞シ之又熱海線工事用ニ當テアル無蓋車ニ及ヒ、目モ當テラレス、尙驛本屋事務室貴賓室貨物扱所ハ外避崩落多少傾斜スレトモ稍〻原形ヲ存ス。

驛長槇原氏ノ談ニ依レハ、一日午前十一時五十八分突然大震動起ルト共ニ大龜裂ヲ生シ、上下動左右動取混セ起リ、三、四分間ニシテ此ノ慘狀ヲ呈シタルモノニシテ、驛長ハ辛フシテ事務室ヨリ「ホーム」ニ匍ヒ出テ、驛員幷家族大混亂シタルモ、驛員五名輕傷家族モ大ナル負傷者ヲ生セサリシ趣キナリ。

當町內五、〇〇〇戶ナルモ、殆ント全部倒潰ノ有樣ニテ內七、八分迄火災ニ罹リ、死者一、三八一名重傷者七、三三五名輕傷九、五三八名ニ達ス、去ル七日ヨリ軍隊出動第二九旅團本部ヲ置カレ秩序ヲ維持セラレツヽアリ。

四、小田原驛午後三時十五分出發、起點ヨリ二哩二〇鎖切取ノ位置閑院宮別邸下ハ山崩ニ依リ全ク線路ハ埋沒サレ、ソノ下ニ熱海建設列車ハ下敷トナルル人畜ニ死傷ナシ。

起點ヨリ二哩三五鎖ノ隧道ハ「コンクリート」式ナルモ中央部殆ント陷落ス。

早川大鐵橋ハ頗ル長大ナルモノナルモ完全ナリ。

五、四時三十分早川驛ニ到着ス尙驛員ハ全部ニテ五名ナルカ內一名前額部ニ負傷セリ。

根府川ニ出張中ノ豫備助役行方不明、其他異狀ナシ、構內線路ハ上下左右ニ彎曲シ、「ホーム」ノ如キハ全壞セリ、官舍及倉庫ヲ除ク外本屋上家屋根全壞ス。

早川附近ノ家屋三〇〇戶全壞三〇〇戶燒失セリ、死者四名負傷者五〇名ヲ出セリ今夜品川驛ニ泊ル。

十　日　　　靜岡運輸事務所ヨリ情報部着

第二驛傳隊ノ報告

茅ケ崎停車中ノ六二五列車現車五三輛內脫線四輛、機關車橫倒線路高低屈曲、本日中ニ修理スル見込、辻堂驛本屋ホーム上家貨物ホーム官舍全壞、ホーム擁壁破壞驛員無事家族一名負傷。

辻堂以北ハ梅沼川西岸三三哩四一鎖附近工事用列車運轉セリ、梅沼川兩岸線路陷落橋梁無事三三哩十五鎖附近三二哩五三鎖附近線路沈下同區間ニ四〇三列車遭難シ居レリ、現車四十二輛ノ內脫線十七輛內大破八、機關車橫倒坪井機關手即死。

藤澤驛本屋ホーム上家官舍全壞滯留貨車顛覆五六輛驛員無事構內ニ六〇〇列車停車中現車四十三輛ノ內傾斜セシモノ六輛アリ、藤澤大船間線路鈇壞橋梁無事

三一哩一九鎖附近線路鈇潰宮前川西岸線路屈曲山崎川西岸線路鈇壞橋梁無事。

大船本屋ホーム及官舍三個全潰官舍五個傾斜長屋式官舍五全潰 六〇五、二〇〇九列車在車掌一名即死、驛員二名負傷、內一名間モナク死亡セリ、家族死傷小島助役長女即死北木助役妻重傷ス。

九月十日震災線路復舊隊部署左ノ通リ定。

震災線路復舊隊

本部	松永技師	加賀山技師
工務部兼加賀山技師		
門司班指揮官	木原技師	
神戸班指揮官	山田技師	
名古屋班指揮官	佐藤技師	
庶務掛	吉田書記	迫田書記
材料掛(糧食ヲ含ム)	龜山書記 武光書記 荒川書記 梶原書記	
	石丸書記	
輸送部	前川副參事	
運輸掛	尾島書記	黑野書記
運轉掛	近藤書記	內田雇
保健掛	尾島書記	
記錄掛	三井雇	
救護部	前村囑託	
御殿場班	青山鐵道醫	渡邊書記
足柄班	前村囑託	小林雇

第一項山崩箇所徒步連絡ハ約五十鎖間、期日ハ本月十五日頃ノ見込。

殿震第四號

九月十一日　震災線路復舊隊本部

殿震第二號震災線路復舊隊部署中輸送ノ次ニ、左記ヲ追加ス。

記

通信部	長谷川技手		
第一班	御殿場駿河間	竹內助手	山口助手
第二班	駿河谷峨間	河村助手	
第三班	谷峨山北間	竹內技手	
第四班	山北下曾我間	岡戶技手	
第五班	下曾我國府津間	松　技手	

殿震第五號

九月十一日　震災線路復舊隊本部

御殿場裾野間復舊工事ニ對シ、左ノ手配ヲ取リタリ。

一、七二哩四五鎖附近修理用砂利運搬ノ爲、御殿場現場間臨時建築列車ヲ運轉ス。

右期間ハ本月十三日ヨリ十五日迄三日間トシ七輛土運車ヲ以テ一日三回運用ヲナス。

二、現在同區間ノ保安方式ハ指導法ニ閉塞併用ニ據ルヲ以テ途中取卸作業ハ一日一回ニ制限ヲ受クルヲ以テ、本方式ヲ□線用タブレット式閉塞式ニ改メ、建築臨時線列車運轉當日初列車ヨリ施行方ヲ主務課ニ請求セリ。

運轉報告

十一日午後四時

靜岡運輸事務所發第二驛傳隊報告

熱海線被害狀況

昨夜來ノ降雨ハ稍ミ小雨トナリタレハ早川ヲ午前七時出發ス、此地點ヨリ鐵道線路ハ全ク山腹ヲ離レ、隧道切取ハ海岸ニ面シ居リ、早川根府川眞鶴ハ線路全壞ノ狀態ナリ、早川驛ヨリ第一、第二、第三隧道ハ周圍龜裂、第四、第五、第六隧道全潰シ、出入口共ニ全ク閉塞シ、第一隧道出口米上村ニ山崩レノ爲メ三十戶破潰シ、死傷者詳ナラス、其他切取ハ全ク現形ヲ失シ、徒步スルモ困難ナリ、午前九時五十分根府川ニ着ス、此附近熱海線最大ノ被害箇所ニシテ一帶ニ山崩ニテ、驛構內ハ崖下ニ崩落シ、爲メニ本屋事務室(待合所官舍等東西轉轍小屋ヲ除ク)諸建物倒壞微塵トナリ、構內ノ各線路ハ海岸ニ墜落シタリ、尙列車機關車及「ホーム」客車二輛ヲ認ムルモ、各車輪共分離シ、牽引機九、〇七七號ハ海中ニ顚落シ、僅ニ炭水車ノ一部ヲ認ムルノミ、又客車二輛ハ海岸ニ顚落シ、內一輛ハ車軸及附屬物切損各車輛共內部諸設備粉碎シ居ル。

根府川驛長ノ談ニ依レハ、當日ハ非番ニテ早川驛豫備助役勝又圭作勤務中談列車「ボギー」客七輛四輪車一輛牽引同驛ニ停車セントスル刹那、大地震起リ、構內附近土砂ト共ニ前記慘狀ヲ來シタルモノニシテ、旅客約二百名乘車シ居リタルモ、約一三〇名迄ニ行方不明、驛員當務助役、勝股出札川口驛手大橋及炭水二名トハ海中ニ溺死セリ、尙方族一名土中ニ埋沒シ一〇名輕傷ス。

根府川附近村落戶數八〇戶ニシテ、埋沒或ハ火災ノ爲死者一〇〇名ニ達ス重輕傷者詳ナラス。

根府川驛構內遠方信號機關ヲ谷ニ掛ケル根府川橋梁ハ、海嘯ノ爲メ附近村落ト共ニ全ク現形ナシ、國府津起點八哩根府川隧道入口ハ山崩ニテ閉塞シ、第六六列車ノ機關車ハ埋沒シ「ボギー」六輛ハ乘客ト共ニ隧道內ニテ無事ナルヲ得タリ、反對ノ入口ハ全壞シ內部大龜裂ヲ生シ居レリ。

起點八哩六〇鎖江ノ浦隧道ハ崩壞シ、內部大龜裂ヲ生ス。

起點十哩七〇鎖長坂隧道入口崩壞シ居ル。

根府川眞鶴間ノ路盤ハ全ク海中ニ落下シ、軌條ノ如キハ海中谷底ニ墜落シ、或ハ山腹ニ打上ケラルル等全ク想像モ及ハサル狀態ナリ。

早川出發以來山ト線路トヲ問ハス大餘ノ龜裂ヲ生シ、步行極メテ困難ナリ。

根府川ヨリ海岸線ニ沿ヒ迂廻スレハ波高ク原狀殆ントナシ、家屋家具客車ノ破片漂着多ク慘狀甚シ、眞鶴驛午後一時着「ホーム」沈下シ、擁壁飛散シ、路盤陷落シ、低キハ丈餘ニ達ス、本屋貨物置場現形ヲ存スレトモ、壁瓦飛散官舍全部倒潰シ、職員家族共輕傷約二十六名。

附近村落ハ全戶數約八〇〇戶海嘯ト震災トニテ辛フシテ殘レルモノ五〇戶、死者八〇名、重輕傷一、〇〇〇名ニ達シ居ル由、食糧品ハ貯藏アリシ爲困リ居ラス。

十二日　工務經理課報告

沼津國府津間震災應急工事材料トシテ沼津御殿場方面ヘ十日及十一日發送セルモノ左記ノ通リ。

一、錐螺旋	一〇〇挺	一、電話器携帶用	一〇個
一、フツクキールト	三五六挺	一、鎚雜種	二〇挺
一、トラクジヤツク	五個	一、ゲージ線路幅	六個
一、マニラロープ	一、〇〇〇尺	一、發電信號	二〇個
一、麻繩	二、〇〇九	一、ランプ雜種(瓦斯)	五個
一、藥鑵	一〇個	一、松挽材十八尺〆尺角	十二挺
一、定規	四挺	一、鐵ボールト	十本
一、片口螺旋回	三〇丁	一、松丸太	二百本
一、松押角材	二五〇丁	一、枕木並	二、九三六丁

十四日　工務經理課報告

沼津國府津間震災應舊工事材料トシテ御殿場方面ヘ九月十三日發送セルモノ左記ノ通。

記

一、松挽材	二〇丁	一、鐵ボールト	三四五個
一、羽子板ボールト	九〇本	一、トラツクジヤツク	六臺
一、枕木並	四、八五〇丁		

十五日　工務經理課報告

沼津國府津間震災應急工事材料トシテ御殿場方面ヘ十四日發送シタルモノ左記ノ通。

記

枕木並	五、三九四丁	鋲	一、四二五丁
瓦期ランプ手提			

十五日　靜岡保線事務所報告

十三日及十四日靜岡保線事務所ヨリ應急工事材料其他御殿場方面ニ發送シタルモノ、左ノ通。

松挽材	十二尺〆二寸五寸角	一、一八〇本
カスガイ	七寸四分丸	一、五〇〇
鐵ボールト	一呎六吋×3"/4	一〇〇

鐵ボールド	一呎五吋×2"/4	二〇
〃	一呎二吋×3"/4	四五
〃	八吋×3"/4	二五
荷　枠		五〇
防炎組提灯		九
蠟　燭		四函

十五日　　御殿場發運輸課着情報

前川副參事ヨリ運輸課長ヘノ電話

昨夜ヨリ豪雨ニテ第七號隧道西口ノ上ノ山崩壞セリ、其下ニ踏切番小屋アリテ其ノ附近ニ靜岡某警官二名出張シ居タルカ、踏切番及其家族並警官ノ行先不明ナリ、其隣ニ靜岡某救護所及靑年團等居リシカ之モ亦被害アリ、死傷人數不明ナリ、只今現場ヲ步行シ來タレル工夫ノ話ニ依レハ、其西口ハ昨日ヨリ幾分崩壞シ居リタリト云フ、全體ノ線路狀態トシテハ盛土軟カニナリ、運轉危險ト認メタルヲ以テ、建築臨時ハ全休セリ其他ノ復舊箇所ニ於テモ相當被害アル見込ナルカ報告未着ニテ不明ナリ。

昨日午後四時半頃東鐵旅客掛齋藤書記ト列車掛淺野書記國府津ヨリ線路傳ニテ來リ談ル所ニ依レバ、東京附近山手線東海道及橫須賀線逗子迄ハ旅客ノ輸送ニ無蓋貨車ヲ充當シ居リテ、京濱間ノ如キハ一列車ニ五十輛ヲ連結シタルコトアリ、現在ハ平均十七輛ニテ運轉セリ、平塚國府津間ハ十二日迄ニ修理ヲ完了シ十三日ヨリハ無蓋車五輛ト「ユフ」一輛ヲ以テ二箇列車ヲ編成シ、四往復シ居レリ但シ客ノ增加ニ應シ增結シ得ル餘裕アリ。

箱根ヲ步行シ國府津ニ出テタル上リ旅客ハ一日約二千人ナルモ鐵道ニ轉送シ得ルハ約千人ニシテ殘リ一千人ハ自動車ニテ大船迄行クカ步行スルカニ依レリ茅ケ崎平塚間ノ徒步區間ハ一哩半ニシテ旅客ハ國道ヲ通行シ居レリ鳥井戶川附近ニ連絡箇所アリテ、徒步約一時間ヲ要ス、此區間通過客ニハ手荷物ハ取扱ハス。

平塚國府津間ニ現存シアル客車ハ

大磯	ホロ	四
二ノ宮	ホハ	四
國府津		七
計		一五

ニシテ、旅客ノ宿又ハ救護所ニ充テ居レリ、國府津ニテハ給水設備破損ノ爲メ平塚ノ海軍支線內（約一哩）ニテ給水シ居レリ。

十六日　　震災線路復舊隊本部ヨリ

國府津沼津間通信線路ノ應急工事ハ、一時人夫出不足ノ爲メ作業上ニ多大ノ困難ヲ感シタルモ各員一致協力ノ結果、大ニ作業進捗シ、第四班及第五班ノ分擔作業ハ十五日完了シ、其ノ他各班分擔作業モ本日完了ノ豫定ニ付、左記ノ通、保守擔當者ヲ配置シ、其ノ他ハ漸次本據地ニ歸還セシムルコト、セリ。

擔當者配置驛	保守擔當區域	擔當者
國府津	國府津下曾我ノ間	技術員一名工手二名
松田	下曾我　山北間	〃　〃　三名
谷峨	山北　谷峨間	〃　〃　二名
駿河	谷峨　足柄間	〃　〃　三名
御殿場	足柄　裾野間	〃　〃　三名
沼津	裾野　沼津間	〃　〃　二名

十六日　　震災線路復舊隊本部ヨリ

十四、十五ノ兩日ニ亘ル暴風雨ノ爲メ、左記ノ通リ各所ニ於テ地盤軟弱トナリ、山上ヨリ土砂及岩石崩落、十五日午前五時三十分頃通信線全部斷線不通トナレリ、依テ駿河駐在第一分隊及山北駐在第三分隊ノ全員ヲ現場ニ派遣シ、風雨及玉石崩落中ノ危險ヲ冒シ恢復ニ努メタル結果、同日午後四時頃迄ニ五哩線ヲ開通セシメ得タルモ、山北谷峨間ニ於テハ、午後六時頃大ナル岩石崩落シ、爲メニ再ビ各線不通トナルニ至レルヲ以テ、夜間作業ハ不可能ニ付、十六日未明前記各隊員ヲ派遣シ、修理ノ結果、午後三時迄ニ各回線ヲ漸次開通セシムルコトヲ得タリ。

左　記

（一）山北谷峨ノ間第三號隧道及第四號隧道部分迂回通信線路二ヶ所（各約一町餘）

偶第號隧道東口及第七號隧道西口ニ於テ各一箇所。

九月十七日　　震災線路復舊隊本部ヨリ

十五日夜來豪雨ノ爲、福井班受持區域內ニ於ケル水害ノ主ナルモノ左ノ如シ。

一、五十五哩三十七鎖附近底子開渠氾濫シ、土砂線路ヲ埋沒スルコト遠ク松田驛構內跨線橋下ニ及ヒ、埋沒土砂約八百坪ニシテ、最高約五呎ナリ。

一、根觀音橋梁附近出水特ニ甚敷、西假橋盛裏其他被害著敷、應急工事ノ進捗ヲ妨ケタルコト大ナリ。

一、五十七哩七十二鎖附近線路左側ヨリ土砂崩壞シ、上リ線約二鎖ヲ閉塞シ、爲ニ此ノ區間前日應急工事竣成試運轉ヲ爲シタル功ヲ空敷セシモ、十六日午後五時開通セシメタリ。

十六日山北、松田間ニ建築列車ヲ運轉スル豫定ナリシニ、前記水害ノ爲遂ニ其ノ目的ヲ達スル能ハサリシヲ遺憾トス。

殿震第十三號追加

九月十八日　　震災線路復舊隊本部

一、五五哩六三鎖附近線路延長約五鎖平均二呎土砂ニ埋沒ス。

殿震第十四號

九月十八日　　震災線路復舊隊本部

一、本隊各班ノ復舊工事受持ハ、先ニ所報ノ如ク去ル十五、十六ノ兩日豪雨ノ爲メ各所被害ヲ增大ナラシメタルハ勿論、他ニ新規被害ヲ蒙リタル箇所ヲモ生シ、工事進捗上非常ナル打擊ヲ受ケタルモ、各班擧ツテ鋭意日夜作業ヲ督勵繼續ノ結果、左ノ如ク工事ノ進行ヲ見ルニ至リタリ、是ヲ以テ松田下曾我間ノ工事ヲシテ竣工セハ、徒步區間ヲ介シ、連絡列車運轉ノ順序ニ推移セントス。

一、名古屋班受持區域タル第五相澤川徒步連絡假「ホーム」（六一哩三三鎖）間昨夜竣工本日試運轉ノ結果、良好ナル成績ヲ收メ午後十二時三十分終リタリ。

一、門司班受持區域タル國府津下曾我間、十六日午後竣工、直ニ試運轉ノ結果良好ナル成績ヲ收メ、續イテ十七日ヲ以テ單線應急工事ハ玆ニ終了ヲ告ケタルニ依リ、本日ヨリ引續キ複線復舊工事ニ着手セリ。

殿震第十六號

九月二十日　　震災線路復舊隊本部

一、本隊神戶班ノ擔當區間タル松田下曾我間ノ復舊工事ハ、爰ニ完成ヲ告ケ、本日午後三時國府津山北間ノ試運轉ヲ完フセリ、爰ニ第三、四號隧道豫定通リ開通シタルヲ以テ、明二十一日ヨリ徒步區間ヲ介シ列車ノ連絡ヲ開始シ得ヘキ手配上極メテ良好ナル進捗ヲ見ルニ至リタルハ慶賀ニ堪ヘス。

一、十九日ヨリ各隊ハ複線應急工事ニ着手セリ。

一、人事往來。

一、本日十六日門鐵工務課長河野技師來着、目下國府津ナル二班本部ニ滯在中。

一、同十九日神鐵工務課長加賀山技師ハ對東鐵諸事打合セノ爲上京。

一、同十八日東鐵運輸課旅客掛佐藤書記並新橋運輸事務所橋本鈴木兩書記來着連絡開始ニ件フ諸般ノ打合ヲ爲シ翌日歸京。

大正十二年九月二十日　　鐵　道　大　臣

各鐵道局長宛

電　報　命　令

六日付電命シタ東海道線沼津以東不通地點ニ至ル區域ノ管理ヲ臨時名古屋鐵道局ニ委任ノ件ハ本日限リ廢止ス。

九月七日　　工　務　課　報　告

平野隧道西口軌道中心ハ本朝午前三時施行終ル、依テ平野隧道東口與瀨間ハ今日午前零時試運轉終了ス。

七　日　　工　務　課　報　告

一、改良掛長ハ中央線ノ視察ヲ了リ、今日第二列車ニ依リ山北方面ニ向フ。

二、是レト同時ニ第二回測量班ヲ組織シ、第四列車ニテ御殿場ニ向ヘリ、九月七日午後二時十六分着信。

三、淺川與瀨間平野隧道東口與瀨間試運轉無事終了。

七　日　　工　務　課　報　告

一、平野隧道東口坑門口ハ龜裂セルニ依リ、支柱ヲ施行スル爲、八王子ヨリ材料ヲ建築列車ニテ取寄セタリ、九月八日着手ノ豫定但運轉支障ナシ。

一、横道第一隧道西口假ホームハ二百四十尺ニ延長ス、目下工事中ナルモ、枕木不足ノ爲完成ハ八日午前中ノ見込。

一、同所假ホーム與瀬間國道ニ假設セル貝澤木橋外一ケ所ハ、神奈川縣廳ニテ修理スヘキモノナルモ、徒歩聯絡開始サレ、旅客継續通行シ來リ、貨物自動車荷馬車等通行シ危險ナルヲ以テ、軌條及木材ニテ保强工事ヲ施スコトヽシ、之カ材料ヲ手配中ナリ。八日中ニ保强工事完成ノ見込。

一、倒震個所ニ數回アリ。

工務課報告

九月八日

一、與瀬隧道破壞崩落箇所ハ九哩七十鎖ヨリ七十三鎖三十七節間延長鎖三十七節マテ。

一、前項間隧道復舊費ト切開費ト比較研究ノ結果、後者カ經費少ナク、且ツ工事日數短キヲ以テ切取ヲナシ、兩側ヘ側壁及石垣ヲ設ケ、且ツ排水設備ヲナス、兩斷セシ隧道口ニハ新ニ坑門口二ケ所ヲ設ケル計畫ナリ。

一、切取土砂ハ約三千六百立坪ニテ又用地買收坪數ハ四反歩ナリ。

一、隧道切開工事ハ請負人六、七名ノ合同トシ晝夜兼行ニテ一ケ月以内ニ列車通過セシムル豫定ナリ。

一、隧道上部ハ楕圓形凹所ヲ生シ、其長サ約二百呎幅中央部三十呎深十五呎アリ。

一、震災ノ爲銀行ニテハ一切資金ノ融通ヲセス、請負人ハ是カタメ材料ノ收集及人夫ノ募集上ニ困難ヲ極メ居レリ。

工務課報告

九月九日

一、曾外横濱驛ハ、相澤隧道口マテ今朝ヨリ臨時運轉列車運轉ス。

一、與瀬隧道内ニ墜落ノ土砂ハ約二百立坪ニテ、同隧道東西兩口ヨリ土砂運搬シツヽアリ。

一、同隧道上部土砂切取方法ハ矢板工ニテ掘下ケ施行セシムル計畫ニテ、是レカ坪數約一千坪、合計一千二百坪タケ取レハ、列車運轉ニ支障ナク、是レカ工事ハ本日ヨリ約二十日間ニテ完成ノ見込。

一、同隧道東口坑内口ヨリ約三呎及十呎ノ二箇所ノマーヂリングニ龜裂アリ。

十　日

與瀬上野原間ノ假ホーム幅八尺長一八五尺國道ノ間十五間ノ長六尺ノ道路二條ヲ設ケ、乘降場「ランプ」十三個照明燈十個ヲ備ヘ、待合所用トシテ三間ニ十五間ノテント一便所二個ヲ設ケ、假「ホーム」ニテ驛手一、貨物驛手十、驛務助手一、事務所員一、車掌一、貨物掛一、其他青年團在鄉軍人團ノ應援ヲ得テサシタル混雜ヲ來スコトナク連絡シ居ル、救護品ノ輸送ハ上野原假ホーム間列車ヲ增發セハ相當運搬シ得ル見込、尙甲府運輸事務所ニテハ其ノ際ノ輸送ニ充ツル爲、荷車十輛ヲ用意シ居ルト云フカラ一日三十噸内外ヲ運送シ得ル見込。

假ホーム與瀬間車馬連絡ハ目下ノ處乘合馬車（定員八名）人力車四十五錢トシ、與瀬ヨリ假「ホーム」ニ至ル者ハ「志」トシ輸送シ居ルカ、是ニテ差當リ不足ヲ認メス、與瀬驛助勤者車掌二、雜備助役一、貨物掛一、改札務驛手五、設備ハ休憩所天幕張一救護所一ナリソシテ電燈送電線斷線ノ爲メ當分點燈見込ナク乘降場燈ヲ使用ス。

甲府保線事務所報告

九月十四日

一、横濱線横濱口ハ鐵道第一聯隊ニテ、八王子口ハ福島保線事務所員ニテ復舊ノ豫定ニテ、福島保事土居技師以下職員五名工手約七十名去ル五日同線ニ乘込ミタルモ、相原隧道前後ノ切取及石垣崩壞甚大ニシテ、容易ニ復舊ノ見込ナキヲ以テ、六日中央線復舊工事ニ從事シ居タル甲府保線事務所竹内技手上諏訪保線區日渡技手（後ニ本局工務課前山技手更替）工手約百名ヲ引率應援セシメ、先ツ八王子ヨリ相原隧道西口ニ到ル間、茅ニ岳工川中川ノ二橋梁ノ軸石垣ヲ建築列車運轉ニ支障ナキ程度ニ修理シ、九日ヨリ建臨ニ依リ相原隧道西口切取崩壞土砂ノ取除キニ着手セリ、同所ハ三十五呎ノ切取ニシテ、延長約五鎖間ハ全ク左方切取上部崩壞崩落ノ爲メ埋沒セラレ、今十四日ニ至ルモ未タ全部ノ取片付ヲ見ルニ至ラス、十六日迄ニハ建臨ノ運轉ニハ差支ナキ程度ニ切除キ得ル見込ミナリ、此間當局ヨリ派遣セル一隊ハ、相原橋本間境川橋梁其ノ他線路ノ復舊ヲ完成セリ。

一、橋本原町田間ハ新宿保線區ヨリ約七十名派遣セラレタル一隊ニテ復舊中ナリシモ、昨十三日事務所ヨリノ命ニ依リ四十名ハ引上ケタリ。（東海道線ニ向フモノナル由）

一、淵野邊原町田間ニハ尚二三復舊ヲ要スルモノアル見込ニテ、前記相原隧道西口取片付ケノ上、本區間及八王子相原間ノ未復舊部分ニ着手セシム筈ニテ十七日頃ニハ八王子原町田間開通ヲ見ルヲ得ヘシ。

一、原町田長津田間ハ震害最モ甚シク、高サ六十呎ノ築堤ノ殆ンド陷落セル個所アリ、目下鐵道聯隊ニテ一部勾配ヲ變更（1/18ヲ1/40ニ）ノ上、假復舊中ナルモ、開通期未定ナリ。

一、前記仙鐵局員ニ對スル宿舍味噌米及工事材料ハ、桑部八王子保線區ニ於テ供給方依頼アリタルニ依リ、當付與方面ニ出張中ナリシ上諏訪保線區濱澤書記ヲ八王子保線區ヘ派出シ、專ラ其衝ニ當ラシメタルモ、昨十三日東鐵ヨリ毛頭參記派遣セラレタルニ依リ安堵セシメタリ。

一、米味噌及工事材料輸送ノ爲メ、甲府保線事務所ヨリ「モーターカー」一臺廻送シ、小田切扈ラシテ專ラ其ノ任ニ當ラシメタリ。

十四日　甲府運事報告

笹子驛附近底洞川及笹澤川氾濫シ、同驛構内ヘ泥水押寄セ、本線ハ約一間、折返線ハ約二間ノ深サトナリ、第四〇六列車ヨリ不通トナル、目下全力ヲ擧ケテ復舊手配中、明十五日午前五時頃迄ニ開通セシムル見込。

甲府保線事務所報

九月十五日

一、與瀬隧道崩壞土砂切開キ工事ハ、十日ヨリ十三日迄一日平均約百五坪ノ土砂ヲ搬出シ、豫定ノ進行ヲ爲シツヽアリシカ、十三日夜來ノ豪雨ハ今十五日ニ及フモ尚ホ止マス、爲ニ工事進行捗々シカラス、本日迄ニ搬出セシ土砂約四百六坪ナリ。

一、當隧道西口ノ土砂搬出ハ、内部側壁ノ一部取壞地表迄四十呎ノ竪坑ヲ掘鑿中ノ所、昨十四日午後五時ニ到リ貫通セリ。

本抗ヨリモ土砂搬出ノ豫定ナリ。

一、同隧道九哩七十鎖ヨリ約十呎ヲ距リタル位置ニ今朝直徑十呎ノ約圓形ノ凹所ヲ生セリ、隧道煉瓦巻ハ上部土砂トノ間ニ空隙ヲ生シタルニ因ルモノナルヘク、恐ラク東隧道ノ崩壞セシ一原因タルヘシ。

一、昨十四日竹川仙鐵工務課長横濱線復舊工事視察ノ途次、八王子保線區ニ立寄ラレ、吉田保線掛長ト打合ノ上、現在應援ノ工手相原隧道西口切取完了ノ上ハ原町田以東ヘ轉進ノ事ニ決定セリ。

一、昨十四日本省工務局平井技師與瀬隧道切取工事視察ノ爲出張セラレ、今十五日現場視察ノ上現在ノ計畫ニテ極力復舊ヲ早カラシムル事ニ吉田保線掛長ト打合ノ上歸京セリ。

線路其他復舊

應急工事成ると共に、線路其他建造物を復舊せさるべからされども、常務を有する保線事務所をして之に當らしむる能はず、乃ち十二年十二月一日國府津及千葉に工務局派出所を設け、東京第一第二改良事務所と共に主として復舊工事に從事せしめ、工務局派出所は、十三年四月一日國府津及千葉改良事務所設置と共に之を廢止す。

而して應急施設に因り一時列車運轉に支障なきを得たるも、引續き復舊工事施行の手筈を爲し、内東京横濱の如く燒土と爲りたる箇所は、將來の輸送計畫に鑑み、此際寧ろ根本的に改良するの得策なりとし、共計畫する所左の如し。

一、田町上野間二線增設　從來の田町上野間線路は、電車線二線、汽車線二線の複々線計畫なりしも、東京上野間開通と共に、東海道列車全部及東北線常勞線列車の一部本線上を通過すべきを以て、汽車線二線の不十分なるを慮り、電車線亦山手京濱兩電車線の輸送に對し、同じく不十分の日來るべきを察し、乃ち二線を增設して六線と爲す事とし、直に復興局に依囑して用地の買收に着手す。

二、鶴見程ケ谷線二線增設　横濱櫻木町間の電車線は、横濱驛前に於て道路と平面交叉をなし、東海道貨物線は、高架を以て高島驛より横濱驛前を横切り、都市計畫上遺憾少からず、且高島驛は

規模狹小にして貨物仕譯の餘裕なく、横濱附近出入貨車の操車は、鶴見操車場に於て取扱ふ必要上、寧ろ高島驛を廢し、東海道線に向ひて之を設くるの可なるを認め、程ケ谷鶴見間に貨物線二線を增設するの計畫を爲し、尙同區間中程ケ谷神奈川間現在線は、都心に近くして交通を阻碍するを以て、之を舊平沼驛跡に移す事としたり。

三、兩國橋御茶ノ水間及兩國橋龜戶間線路增設は、もと改良工事に屬したる者なるが、震災の結果、建造物大部分烏有に歸したるを機とし、此際用地買收を爲すを得策とし、復興計畫に編入し、復興局に囑して用地を買收す。

四、停車場改良　曰く東京驛、曰く牛込驛、曰く兩國驛、曰く横濱驛、之を本工事に依り施行するものとす、東京驛は、田町上野間の二線增設に伴ひ、横濱驛は、程ケ谷神奈川間線路變更に伴ひ、改良を必要とし、牛込驛は、飯田町牛込二驛多大の被害を受けたるため、二驛の中間に新驛を設けて、在來驛の復舊に代ふるものたり、又兩國橋驛は烏有に歸したるが爲め、此際增用地買收を爲すものに係る、共に復興局に囑し用地を買收す。

建設線路復舊

一、安房線　二十一哩一鎖附近の第一號拱橋中央部絕緣繼目其他の被害に對しては、拱內に支保工を施し、龜裂の箇所を部分的に取毀し「セントル」を据へ場所、詰混凝土及混凝土塊を以て築造せり。

二、十哩五鎖附近第二號架道橋其他の被害に對しては、後側部分は取除き、龜裂の箇所は割目に沿ふて下部より部分的に取毀し、表面を混凝土塊を以て築造し、所定の厚さ迄混凝土を塡充し、裏込栗石は充分に塡充し得る程度迄取除き、而して再び塡め込みたり。

十九哩二十七鎖附近の被害に對しては、十二年度內に復舊工事を爲すの運に至らず。

嶺岡山隧道の被害に對しては、拱頂破口の方法に依り先づ取毀さむとする裝工の拱頂に約二呎角を破口し、其の周圍の弛緩せる土砂を除去しつゝ、漸次前後左右に切擴げ、既設の裝工支持工又「レールセントル」より板と丸太とを以て適當に支持し、新型起線迄兩側へ切り下げ、時を移さず一氣に逆捲を以て拱環混凝土工を施工し追め終る事とし、十三年一月十一日工事に着手す。

熱海線　鴨宮、小田原間に於て熱海線建設事務所廳舍其他の被害ありたるものに對しては、事務所廳舍を竪起し及歪み直し壁塗替等に十二年九月四日着手、同年十二月二十四日竣功し、官舍及雜建築の全壞したるものゝ模樣替復舊を施工し、半壞のものを竪起し、且歪み直し壁塗替屋根葺替等を施行し、十二年九月四日工事に着手す、土は大體在來に倣ひ十三年十月復舊したり、次に軌道は鴨宮驛配線模樣替復舊に伴ひ土工を施し、川溝又は道路を横斷する箇所は枕木軌道を以て假橋を設け、軌道を在來に倣ひ復舊せり。

第七工區中に於ける湯ケ原停車場其他の被害に對しては、停車場本屋は、軸部折損材を取替へ、建家全體を浮し上げ、基礎混凝土工の施工替を爲し、官舍其他全壞せるものは在來通復舊工事を爲すこととし、十三年二月着手し、工事現場官舍は半壞せるものは竪起し及歪み直し壁屋根等の修繕を爲し、全壞せるものは模樣替復舊を施工し、詰所は倉庫を模樣替復舊し、共に十二年十一月着手、十三年三月竣功す、土工は崩壞土砂は築堤に流用し、不足の分は增切取を爲し、大體在來に倣ひて復舊し、橋梁は橋臺橋脚の

破壞せる部分を取毀ち、新に混凝土又は鐵筋混凝土を施し「モルタル」注射を爲し、袖石垣は在來に倣ひ復舊せり、隧道は、破損せる部分に修理混凝土を施し「モルタル」注入工事を爲したり、次に軌道の復舊は、土工復舊後施工を順序とするを以て、差當り線路砂利の搔集及一部軌條枕木等の撤去取付を爲せり。

第八區現場工事官舍其他の被害に對しては、官舍の全燒せるものは模樣替復舊を爲し、半壞のものは竪起し及歪み直し壁塗替（一部板張）等を施工し、倉庫等雜建物の全燒せるものは取片付け、半壞せるものは竪起し、歪み直し其の他修繕を施せり、又土工及隧道は在來に倣ひて復舊工事を施工す。

第九區現場官舍詰所其他の被害に對しては、官舍及詰所は竪直し及歪み直し、壁は板張と爲し、隧道は救助坑を掘鑿して閉塞人夫を救助し、崩壞の土砂を取片付け、支保工を修理し、坑門混凝土疊築等は破損箇所を取毀ち、在來に倣ひ復舊す。

丹那隧道東口工事現場官舍其他の被害に對しては、官舍の半壞せるものを竪起し及歪み直し、壁塗替（一部板張）屋根葺替等を施工し、雜建物は壁の脫落せる箇所に板張を爲し、傾斜せるものは竪直し及歪み直しを施工し、野中山隧道は上部地表龜裂に土砂塡充搗固めを爲し、雨水の滲透を防止し、坑門混凝土及疊築工の破損は、在來の形に修繕し「モルタル」の注入を爲し、輕便線路其の他は大體在來通り復舊せり。

丹那隧道西口の被害に對しては、官舍は竪起し及歪み直し、壁塗替、屋根葺替をなし、發電所其他は柱壁機械基礎等に龜裂修理の補强工を施し、隧道は積替を爲し、又輕便線路は在來通り復舊したり。

國府津熱海間建設用電話の電柱倒壞し電線切斷したりしに對しては、電柱建設又は建設を爲し、支線を取替電線の架設替を爲せり。

ロ、廳舍官舍工場　本省は一旦假事務室を東京鐵道局內に設け、分室を帝國鐵道協會內に置きて執務せしも、十月十一日東京驛前に約五百坪の假事務所建築成りて之に移り、一面燒跡に燒失前に略ゝ同じき假廳舍を建て、十一月二十三日之に移り、第一第二兩分室を設けて、十三年一月及二月に殘餘職員亦之に移りたり。

東京第一第二改良事務所は、十一月二十四日東京驛前の假建物に入り、東京建設事務所は十月二十日汐留に假廳舍を建設す。

東京鐵道局に屬する新橋運輸保線及電力事務所は、十月一日汐留に假廳舍を建設す。

省直轄の工場たる鐵道公報印刷場は、錢瓶町高架線下に設けて、十三年六月作業を開始し、被服工場は、日本毛織株式會社大井工場の一部を借りて之を修補し、機械類は阪神地方に調達し、急に調達し得ざるものは陸軍被服廠より借入れ、十二年十月作業を開始するの一面、南品川三ツ木元東京鐵道局教習所跡に建造し、木材防腐工場は舊位置に再興して、十三年四月より作業を開始す。

官舍は、十三年十月八日までに假官舍を急造して、現業員を居住せしめたるもの三百四十九戶、次で復舊工事に着手し、二百四十三戶四千七百五十二坪を完成す、即ち左の如し。

位置	戶數	位置	戶數
汐留	一九	藤澤	二
飯田町	三二	辻堂	二
芝公園	三六	茅ケ崎	二
上野	五	平塚	二
萬世橋	四	大磯	二
兩國橋	一七	國府津	七

小名木川	一	下曾我	二
周西	二	松田	二
青堀	一	山北	一六
大貫	二	鎌倉	二
佐賀町	二	逗子	一
上總町	三	田浦	二
保田	四	横須賀	五
那古船形	三	早川	二
安房北條	二一	根府川	二
九重	二	眞鶴	二
千倉	二	相原	一
南三原	四	久保	四
神奈川	二	隅田川	六
戸塚	五	東鐵局長官舍	一
大船	九	大臣官舍	一

ハ、車輛及其工場　車輛の被害に對しては、大宮、大井、錦絲町三工場及災域外の濱松、鷹取、小倉各工場より係員を召集して、取敢へず之が取片付運搬等を爲し、機關車は損傷程度に從ひ、工場又は機關庫に於て應急修理を加へ、十一月末までに略ゝ之を完了したり、一面機關車八輛を他地方より廻送して應急補充を爲し、客車は四輪車四百輛(換算)を電車の運轉開始まで其代用として廻送せしめ、之を東京附近に使用す、而して燒破車輛の復舊は、破損程度輕微なる者は其儘修理を施し、損傷甚しくして現車の復舊困難なる者は、臺枠又は臺車等の殘存品中使用に堪ゆるを再用し、新規製作して補充を爲せり、而して新造車は總て最近の增備車輛同一形式を用ひ、客車は四輪二輛に對し、ボギー車一輛の割合を以て補充す、之が內譯を左に擧ぐ。

車種	新造車 全部新製	新造車 臺枠再用	修理車	計
機關車				
タンク	—	—	九八	九九
テンダー	一	—		
客車				
ボギー車	一七五	二二五	二四	四二五
四輪車	—	—	一	
電車				
電動車	—	二九	—	四〇
附隨車	一一	—	—	
貨車				
有蓋車	七三	三九八	一三六	一、二〇四
無蓋車	四六三	一三四		
石炭車	—	—		

此外震災の爲激增の旅客貨物輸送を緩和するため、テンダー機關車七輛、電車電動車三十三輛、同附隨車五十七輛、有蓋貨車三十六輛、無蓋貨車百輛を大正十三年度に增補す。

工場は、應急措置として、

イ、錦絲町工場　震災に全燒したるより、庫所に於て使用する車輛部分品、材料及消耗品の配給は、差當り之を大宮工場に擔任せしめ、工場事務所は、一時市川驛附近に設け、九月二十九日より千葉鐵道第一聯隊材料廠及兵器支廠工場を借受けて、十二月二十日作業を開始す。

ロ、大宮工場及同隅田川派出所　大宮工場は火災を免れたるも、各建物大破したるを以て、直に應急修理を行ひ、九月七日より一般作業を始め、同隅田川派出所は、全燒せるに依り、燒跡に貨車修繕場一三三坪、事務所二一坪の假設を爲し、十二月二日貨車の修繕作業に着手したり。

ハ、大井工場及同汐留派出所　大井工場は、震害を被りたるも火災を免れたるを以て、直に應急修理を爲して、九月八日より一般作業を開始し、同汐留派出所は全燒せるに依り、作業全部を大井本工場に移し、十二月十日限り之を廢止す、之が爲め大井本工場に於ては、同工場內に假木挽場一八二坪を新設し、燒損機械を修繕移設して、十三年三月竣成す。

復舊措置としては、

イ、錦絲町工場　錦絲町驛の復舊と共に復舊に着手し、大正十三年九月其大半を了して十月一日より作業を開始し、同時に千葉の假作業場を廢し、十四年一月に至り全部を復舊したり、而も同工場は、舊總武鐵道の創設に係り、規模狹小にして、金町小岩間の連路線及越中島線竣工後の管內貨車修繕に堪ゆべき見込なきを以て、錦絲町驛の復舊、新小岩操車場設置計畫と相俟ち、同操車場に隣接して移轉改增築を爲すの得策なるを認め、大正十三年十一月用地の買收に着手す。

ロ、大宮工場及隅田川派出所　舊日本鐵道會社の創設に係る大宮工場の建物は、構造舊式にして、現時の大形機關車及電氣機關車修繕の作業に適せず、爲に災前改築の計畫ありしものにして、且震災に大破したるを以て、大正十三年度より十六年度までに之を改增築することと爲る、其重なるものは、

第一、第二貨車職場、工具職場、鐵工仕上職場、變電所、更衣所、浴場の復舊、內工具及組立職場は、便宜復舊工事と併施するため、適宜增築を爲す。

製罐職場の一部移轉改築。

組立旋盤職場新設。

製罐職場の一部を鑄物職場に改築。

副製品職場新築。

事務所新築。

會食所增設。

電氣機關車試運轉線延長。

にして、內製罐職場の移轉改築は、大正十四年三月竣功し、製罐職場を鑄物職場に改築及組立施盤職場新築、電氣機關車試運轉線延長工事は工事中なり、又隅田川派出所の復舊は、貨車終繕場、更衣所、浴場等の新築に係り、大正十二年十二月隅田川驛改良工事と併施する事と爲り、十三年十一月大半を了す。

ハ、大井工場　の復舊は、御料車庫なり、災後應急修繕を爲したるも尙根本的に修繕する必要あり、大正十五年を以て施行するの計畫なり、而して汐留派出所廢止のため、其擔當作業に屬する木材挽作業を本工場に移すに依り、假木挽場を新設したるも、狹隘且不便なるを以て、木挽職場約一三八坪を增築する事とし、大正十三年十二月工事に着手し、十四年七月竣成す。

ニ、機械器具復舊　工場機關庫檢車所の罹災機械器具復舊は、災後直に着手し、大正十三年中大半を復舊す。

(二)電氣設備恢復

イ、電氣運轉設備　被害の狀況に鑑み、東京電燈、猪苗代系統より受電し、田端、大久保、大井變電所に依り、上野品川間及中央線の一部に急速電車運轉を開始する豫定なりしも、當時の狀況汽車を以て食糧品竝に罹災者を輸送する方急務なりしを以て、電車運轉は、九月十六日品川鶯谷間、同十九日牛込吉祥寺間、同二十一日牛込飯田町間、同二十一日池袋赤羽間、同二十三日上野鶯谷間、十二月三十日吉祥寺國

分寺間を開通し、一方に永樂町變電所復舊に先ち、應急施設として永樂町變電所神田分室を神田驛神田川間小柳町高架線下に設置する事とし、九月二十五日工事に着手し、十月十日送電を開始すると同時に、東京飯田町間の運轉を爲したり。

東海道線は、大體長距離列車の運轉開始を急務とし、此等列車を運轉する線路の恢復に努力したるより、電車の運轉開始は、山手線の開始に比して遲延したりき、中に就て東京蒲田間は、線路の復舊と共に電車を運轉し得るの狀態を呈したりしも、當時電車線路に蒸汽列車を運轉するの急務なりしを認めて之に讓り、電車は十月一日を以て運轉を開始したり、尙蒲田横濱間は、六鄕川鐵橋其他軌道の修理を俟ちて十月二十一日に、横濱櫻木町間は、十二月三十日に運轉を開始す。

發電所は、東京市電東京電燈の電力供給を得たるが爲に、共間運轉を休止するを得、之を完全に修理する事とし、之が復舊に着手し、赤羽發電所は、十月二十七日を以て修理を完了し、矢口發電所は、十二月十五日試運轉を爲し、建家の補强工事は、十三年三月三十日に完了す。

ロ、電燈電力　屋外電線路の修理は比較的容易なりしも、屋内施設に至りては、漏電を防止するため嚴密なる檢査を行ひ、而して後九月三日田端變電所供給區域内の試點火を爲し、四日より山手大部分に、五日より十一日までに中央線京濱線の大部分に、又二十一日山手中央及京濱線の殘部に點燈したり。

次に列車の電燈設備は、飯田町上野兩國橋各列車電燈所燒失し、又客車の燒失と共に、之に裝置したる發電器蓄電池の燒失したるもの多く、共數百五十九組に及びたる程なるが、此等の燒失電燈所は、一時上野は田端驛に、飯田町は新宿驛に、兩國橋は千葉驛に假事務所を設けて執務したり、而して上野は十三年一月、飯田町兩國橋は十二年十月何れも復歸す。

ハ、通信設備　は、新橋上野兩國橋通信區を始として、電柱約五百五十本、電線約三百里、「ケーブル」亙長約二十三里、電話交換器及附屬品、電氣時計、各種標示器等を失ひたるが、應急措置として、先づ本省及東京鐵道局對各鐵道局の連絡を圖るを期し、比較的損害少なき中央線の通信線復舊に努力し、九月三日午前新宿名古屋電話中繼線を恢復し、次に九月八日直通又は迂回を以て東京對各鐵道局の通信を開き、同時に通信の輻輳を緩和し、且共迅速を圖るため、東京鐵道局管内を往復する通信は、災害に關する緊急要件のみ取扱ふ事としたり、而して此等通信の制限は、通信回線の恢復、營業區間の延長に伴ひ、漸次之を緩和し、九月三十日に至り共制限を解除したり、而して此の通信設備の恢復に付きては、各鐵道局より急に材料を携帶したる應援隊を出し、晝夜兼行、海陸を通じて東上し、以て應急工事上の進捗少なからざる貢献を爲したり、即ち門司局の六十名が二日夜、神戸局の五十五名が三日朝、仙臺局の八十五名及札幌局の五十名が五日出發したる等是にして、早きは五日、遲きも七日には到着したりき。

又豫て架設中なりし大井無線電信所も通信を開始し得るに至り、清水港との連絡線高麗丸景福丸との間に九月二十一日より一定の制限下に通信を開始し、以て作業の利便を得たり。

ニ、自動信號　震害火害を被りたる自動信號機の復舊は、全力を通信線路の復舊に集中したる結果、多少の遲延を免れず、一時双信閉塞信號機及電話機を使用したりしも、漸次自動信號機を復舊し、以て運轉の確實及迅速を期するを得たり、即ち電車區間は、九月十一日より二十五日までの間に於て、汽車區間は、九月十五日より十月十五日までの間（大船茅ヶ崎間は十月二十日、平塚國府津間は十一月十五日）に於て、それ〴〵竣工す、而して中央山手及京濱の電車線には災後信號機を增設して、運轉の敏活を圖りたり。

電氣設備應急修理狀況

試に東海道線其他に於ける電氣設備の應急修理に關する電氣課報告若干を抄し、以て其一斑を推するに便す。

九月七日　電氣課報告

一、九月六日午後三時沼津國府津間ノ左記電話中繼線其他回線ヲ假修理セシニ付、國府津ヨリ東京間ノ修理完成セハ、東京迄通話ヲ爲スコトヲ得。

記

一、東京兵庫中繼線
一、東京名古屋中繼線
一、東京沼津中繼線
一、國府津沼津變換線（名古屋驛接續シアリ）
一、沼津交換駿河線（保線專用）

右應急工事竣成セシニ付、沼津山北間保守ノ爲、技手一名工夫七名ヲ駿河驛ニ駐在セシメ、他ハ順次引揚ノ準備ヲナセリ。

第三報　通信回線狀況（九月五日午前十時現在）

電信線

一、東京通信所ト本局管内各地
（第一圖ノ通リ（圖略以下同シ）但東京名古屋線ハ昨夜午後九時開通、東京仙臺線ハ本日開通ノ見込東京兵庫間ハ工事運ニ至ラス）

二、本局ト各運輸事務所トノ通信
（兩國ニハ直通ナキモ品川（新橋）ニ本日開通）

一、東京通信所ト他局管内
（第一圖ノ通リ、各局トノ通信ハ名古屋以西ハ名古屋、仙臺ハ仙臺ヲ經テ可能）

電話線

一、東京通信所ト本局管内各地
（第二圖ノ通リ、新橋上野兩國各運輸事務所間ノ連絡ハ東京交換ヲ介シ通話可能）

二、東京通信所ト他管内
右同斷
（右同斷　但東京新宿間三回線、東京品川間二回線、品川横濱間三回線ハ目下計畫中）

備　考　一、兩國運輸事務所ニ對シテハ引續キ傳令ニ依ル。
二、他鐵道局管内ハ大體ニ於テ差支ナシ。
三、當回管内ハ部分的ニ猶不明ノ箇所アリ。

第四報　通信回線情況（九月五日午後四時現在）

電信線

一、東京通信所ト本局管内各地
第一圖ノ通リ

二、本局ト各運輸事務所トノ通信
水戸兩國ニハ直通ナキモ他運輸事務所ニハ通信可能

三、東京通信所ト他局管内
何レモ通信可能

電話線

一、東京通信所ト本局管内各地
第二圖ノ通リ、新橋上野兩國各運輸事務所間ノ連絡ハ東京交換ヲ介シ通信可能

二、東京通信所ト他管内
右同斷

備　考　一、兩國運輸事務所ニ對シテハ引續キ鰀戸驛迄傳令ニ依ル。
二、他鐵道局管内ハ大體ニ於テ差支ナシ。
三、當局管内ハ部分的ニ猶不明ノ箇所アリ。

九月七日　電氣課報告

一、震災ニ對スル東海道方面ニ於ケル通信線路ハ、第一次トシテ沼津國府津間情報ニ必要ナル程度迄應急修理工事ヲ施シ、本月六日午後三時之ヲ修了開通セシメタルモ御殿場以東ノ被害地ハ各所ニ於テ徒歩連絡ニ依リ、本月中旬頃ヨリ列車運轉開始ノ見込ニ付、多數ノ通信回線必要トスル爲、引續キ應急修理ヲナスヘキ目的ニテ、第二次應援隊ヲ組織シ、本日午後書記以下八十名、左記材料ヲ携帶御殿場ニ至ラシメ、夫レヨリ建築列車又ハ「トロリー」等利用シ被害地

ニ派遣急行セシメタリ。

記

品名	數量	記事
ゴム被覆線	一九二、〇〇〇餘尺	各種取合
綿テープ	一〇個	
ゴムテープ	一〇個	

人員

職名	員數
書記	一
技手	六
雇	八
工手	六五
計	八〇

一、御殿場裾野間ヲ一閉塞區間トセシニ付、同區間ノ閉塞線ハ八日午後一時竣工セリ。

一、本日午前九時四十分東京兵庫電信二番線開通セリ、接續箇所、東京（名古屋ハ臨時ニ撤去セリ）大阪兵庫ナリ、之レヲ以テ電信線ハ東京兵庫間直通シタリ。

七日　運輸課報告

一、東京通信所品川間ニ電信線開通セルヲ以テ、以後品川着ノ非常報及至急報ノ取扱ヲ開始ス。

二、東京通信所ヨリ交換接續ヲ爲シ得ル個所、左記ノ通ナル旨通報アリタリ。

電話番號	接續個所
一番	東京鐵道局局長室
二番	〃　〃
五番	〃　輸送部
六番	〃　土木工事部
七番	〃　情報部

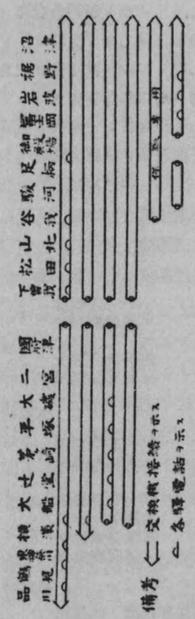

日日	品名	數量	記事
七、二	ゴム被覆線	一八六、二二〇尺	沼津國府津間應急修理用
七、三	綿テープ	五〇個	同上
〃	ゴムテープ	三〇個	同上
〃	ゴム被覆線	四二、六四〇尺	清水港ヨリ海路品川ニ送付
七、五	ゴム被覆線	六五、〇〇〇尺	猿橋ヨリ徒歩新宿ニ送付
〃	〃	九六、〇〇〇尺	工兵隊携行横濱ニ送付
七、六	〃	一一〇、〇〇〇尺	列車ニテ田端ニ送付
〃	ゴムテープ	七〇個	同上
〃	綿テープ	一〇〇個	同上
合計	ゴム被覆線	四九九、八六〇尺	
	ゴムテープ	一〇〇個	
	綿テープ	一五〇個	

八日　經理課報告

東鐵局ヨリノ依頼ニ係ル左記震害應急工事用品、本日中央線第七五三列車ニ搭載、書記以下四名付添ヒ、田端驛宛發送セリ。

銅線	硬十番	二萬封度
碍子	三重及二重	六千個

十日　電氣課報告

甲府運輸事務所管内記停車場ハ震災後未タ電燈點火セス、電力供給會社ハ目下極力復舊工事ニ努メ居ルモ、發電所被害甚大ナル爲、本月十五日頃迄ハ點火不能ノ由ナリ。

鳥澤、猿橋、大月、初狩、笹子、興瀬。

十日　電氣課報告

國府津足柄間ノ通信線路被害ハ左記ノ通リニシテ、右ノ中最モ被害大ナルハ下曽我附近ニシテ、松田山北間ハ之ニ次ク。

電柱被害數量

場所	折損	轉倒傾斜
足柄駿河間	三	一、一五五
駿河谷峨間	一	一一一
谷峨山北間	一	一八
山北松田間	一	七八
松田下曽我間	一	二、〇五二
下曽我國府津間	一	一、九五〇

一五三番	東京鐵道局局長室	經理課購買掛長
一五四番	〃	庶務課人事掛長
一五五番	〃	電氣課通信掛長
一五六番	東京驛長室	
一五七番	東京鐵道局庶務課文書掛長	
一五八番	本省運輸局	

七日　電氣課報告

七日正午現在沼津品川間電話回線上記圖面ノ通。

九月八日　電氣課報告

一、東京鐵道局ノ依頼ニテ、左記通信機械ヲ貸與シ、昨七日第七〇七列車ニテ田端ニ送付セリ。

一、電話交換機	百人用	一個
一、同上	三十人用	一個
一、電話機		三十三個

尚三日ヨリ順次東鐵電氣課ヘ送付及沼津國府津間應急修理ニ使用セシゴム被覆線其他材料ハ、左記ノ通。

計		四	五一、二六五

十二日　甲府保線事務所報告

東京方面ヨリノ情報ニ依レハ、仙鐵局ニテハ青森外三保線事務所出動シ、東京市街線復舊工事ニ從事中ノ由、又工務局高等官中ノ家屋火災ニ遭ヒタル者ハ局長ノミニシテ、判任官以下ニハ多數アル見込。

十五日　電氣課報告

昨夜六時三十分頃初鹿野笹子間隧道東口（東京方面）ニ於テ豪雨ノ爲メ山崩レアリ、隧道上ノ山腹ニ架渉シアリタル通信線路（主トシテ中繼線）被害ヲ受ケタルモ、隧道内ニ添架シタル通信線（主トシテ電信線）ハ異狀ナカリシヲ以テ、當該區間切換ヘ、漸ク東京名古屋中繼二番線、甲府八王子中繼線ノ二回線ノミ活用セシメタルモ、八王子以東通信線路モ亦障害ノタメ、名古屋ヨリ八王子迄ハ通話シ得ルモ、東京ヘノ通話ハ不能トナレリ、尚笹子隧道東西口ノ河川氾濫シ、徒渉困難ニシテ、電信線路修理ニ難澁ヲ極メ居レリ。

十五日　電氣課報告

今朝五時半頃駿河谷峨間七號隧道西口ニ於テ土砂崩壞ノタメ通信回線全部不通トナレリ。

本箇所ハ數日前土砂崩壞ノタメ被害ヲ蒙リシヲ以テ、「ラバー」線ニテ應急修理ヲ施シタル區間ニシテ、再度ノ被害ナリ、目下現場員ヲ督勵シテ雨中復舊ニ努メツヽアリ。

十五日　電氣課報告

午前十一時三十分東京名古屋中繼二番線恢復、即時使用開始ス。（中央線廻リ名古屋東京間通話回線）

十七日　運輸課報告

東鐵管内ニ往復スル電報並電話ハ、回線障碍及通信輻輳ノ爲災害ニ關スル非常報至急報及非常通話ニ限リ取扱ヒ得ルコトヲ制限アリタル處、十七日ヨリ新橋運輸事務所管内各驛所ニ發着スルモノ（本省及東鐵ヲ含ム）ヲ除キ、其ノ他ニ對スル分ハ右制限ヲ撤廢セラレタリ。

殿震第十五號

九月十九日　　震災線路復舊隊本部

通信回線開通ノ件

一、本日午前九時左ノ回線開通ス。

横濱國府津二回線
東京國府津二回線
大船國府津一回線　（各驛分）

一、同十時同上

横濱國府津一回線
大船國府津一回線
内東京國府津一回線ヲ兵庫饋線ニ使用。

電氣設備復舊復興

イ、計畫　被害電氣設備の復舊は、單に舊狀を恢復するに止まらず、將來を考慮して、

一、燒失變電所を適當の地點に分離移轉する事。
二、中央線京濱線一一、〇〇〇ヴォルト送電線を二二、〇〇〇ヴォルトに變更する事。
三、送電上の圓滑を期するため開閉所を新設する事。
四、震火災に鑑み、市內及近郊重要架空電信線を地中式に變更する事。

等とし、大要左の如く計畫す。

イ、電氣運轉設備　變電所中著しき影響を被りたるは、內川崎變電所は、災前周波數の關係上廢止して、別に新設するの計畫ありたるより、同變電所は一時的應急施設に止め、建家に補强工事を施し、大井町變電所は、建家に補强工事を施し、一時を彌縫したるも、永久の使用に堪へざるを以て改築するの必要あり、且電氣運轉用電力の電壓を變更するに便宜なるため、現設備の一切を他に移轉し、代ふるに新規設備を爲すの計畫を樹て、永樂町變電所は、將來の運轉狀況に鑑み、上野、飯田町、汐留に分割移轉する事とせり、尤永樂町變電所神田分室の應急設備のみにては、電車運轉の常態に復するに從ひ、所要電力の供給を爲し得ざるを以て、一旦永樂町變電所を復舊し、以て前記三變電所の完成までに備ふる事としたり、又電線路の復舊は、災後の應急措置にて大部分恢復す。

ロ、發電設備　發電所の影響を被りたるは、矢口、赤羽兩發電所にして、矢口發電所を完全に復舊するには、多大の經費を要すると共に、同所は周波の關係上利用を制限し居り、之を連續運轉するは却て不經濟なるを以て、一時的補强工事を施行するに止めたり、而して或發電所又は變電所に故障を生じたる場合、電氣運轉に直後支障を來す虞なからしむるがため、開閉所を大久保、神田、大井町、田端、赤羽に設置し、電力の供給を圓滑ならしむる道を講じたり。燒失一一、〇〇〇ヴォルトの送電線を復舊するに、二二、〇〇〇ヴォルトを敷設する事とせり、蓋し建設費に何等の差異なきのみならず、一面二倍の効力を爲し、且民間會社に於て東京附近を略ぼ二二、〇〇〇ヴォルトに統一したると有無相通ずる場合に頗る便益なるを以てなり、即ち赤羽發電所より神田汐留を經て神奈川發電所に至る區間、及東京受電變電所より大久保を經て神田開閉所に至る區間の送電線を二二、〇〇〇ヴォルトに變更し、同時に該區間施設の一一、〇〇〇ヴォルト送電線中火害を被らずして再使用に堪ゆるものは、山手線に移轉するの計畫を樹て、內復舊工事は十三年度、復興工事は十三年度以降十七年度までに施行することを豫定す。

ハ、電燈電力設備　の復舊を要するは、震災に依り傷損又は傾斜したる配電線路、燒失列車電燈設備、及燒失建造物の電燈電力設備なるが、大部分は應急修理に甘じ、徐ろに恢復する事とし、復興施設は主として燒失建物の附帶電燈電力設備に係る。

ニ、通信號設備　通信線路の被害は頗る廣き區域に亘れるも、復興計畫には、被害甚しき東京を中心として、東海道線は山北以東、東北線は大宮以南、常磐線は我孫子以西、北條線一般等に限れり、而して此等區域內の被害通信線復舊は、今回の大火災に地中線の安全なりしに鑑み、全部地中線と爲すを理想とすれども、經費其他の都合上、東京市及近郊の重要通信線一部を地中線に變更し、東京横濱間、東京新宿間、東京田端間、兩國錦絲町間の四幹線を地中ケーブルと爲す計畫を定め、他は從來の木柱を混凝土柱に替へ、裸線をケーブルに、磁石式交換機を共同電池式に變更する事とするに止む、此等復舊工事は十二年度に着手して十四年に完成し、復興工事は十三年度に着手し、同じく十四年度に完成することを豫定したり。

ロ、工事　大正十二年度は概して應急工事に從ひ、復舊工事は材料品準備を爲したるに過ぎざりしも、永樂町變電所の如き急を要するものは、大體同年度內に復舊饋電し、十三年度に入り左の如く工事を進む。

工事件名	工事着手年月日	竣工年月日	記事
電氣運轉設備			
川崎、神奈川、大船、二宮變電所及蒲田電車庫建家復舊	一三、二、二三	一三、一二、三一	完了
東京小田原、大船横須賀間電線路復舊	一三、九、一	一四、三、三一	完了
汐留變電所新設			
支障厩舎移轉並建家新設	一三、九、二六	一三、一一、三〇	完了
建家新設	一四、四、一三	—	土工ニ着手
上野變電所新設			
建家新設	一四、三、一六	—	機械基礎着手
大井町變電所新設			
假電氣設備	一三、二、一	一四、三、一	完了
永樂町變電所復舊	一二、一一、一七	—	殆ト完了
川崎變電所蓄電池復舊	一三、九、一五	—	工事中
田端、大久保、永樂町、大井町、川崎變電所高速自動遮斷器設備	一四、三、二三	—	工事中
萬世橋櫻木町間電車線曲線改修	一三、一〇、一	—	工事中
萬世橋富松町間饋電線昇架工事	—	—	工事未着手
東京吉祥寺間饋電線工事	一四、六、二四	—	工事中
東京品川間饋電線工事	一四、五、一三	—	工事中
蒲田川崎間饋電線工事	一四、三、一〇	—	工事中
饋電自動開閉器設備	一四、四、二四	—	工事中
發變電設備			
永樂町大井町川崎間地中送電線布設	一四、一、一〇	—	工事中
田端開閉所新設	—	—	工事未着手
大久保開閉所新設	—	—	工事未着手
赤羽發電所電氣設備增設	一三、五、四	—	工事中
赤羽發電所復舊	一三、五、一	—	工事中
赤羽發電所蓄電池改修	一四、三、一	—	工事中
田端赤羽間送電線布設替	一三、四、一六	—	工事中
大久保淀橋間地中送電線布設替	—	—	工事未着手
電燈電力設備費			
品川電力區管內電燈電力復舊	一二、一〇、一六	—	工事中
新宿電力區管內電燈電力復舊	一二、九、一	—	工事中
田端電力區管內電燈電力復舊	一三、七、四	—	工事中

兩國橋電力區管內電燈電力復舊	一三、三、二八	—	工事中
通信信號設備費			
各通信區改良工事復舊		—	工事未着手
田端驛共電式交換機設備	一三、八、二〇	—	工事中
横濱驛共電式交換機設備	一四、三、一八	—	工事中
國府津驛共電式交換機設備	一三、一二、二七	—	工事中
諸驛舍詰所復舊ニ伴フ通信設備	一三、六、二九	—	工事中
北條線電線路復舊	一三、九、二四	—	工事中
東海道線電線路復舊	一二、六、一八	—	工事中
東京及横濱附近外線復舊	一三、八、二七	—	工事中
東京及横濱附近ケーブル復舊	一三、六、一	—	工事中
大船山北間ケーブル架設	一三、一〇、八	一四、二、二八	
川崎神奈川間ケーブル架設	一三、一二、一一	—	工事中
地下ケーブル施設	一四、三、一	—	工事中
錦絲町龜戸間電線路復舊	一四、三、一	—	工事中

(三)運輸運轉復活

運輸局震災事務分擔割

主任　各課長

震災事務ニ對スル一切ノ命令ヲ發ス

但シ、命令ハ統一ヲ圖ル爲、稲田吉田兩書記之ヲ擔任ス。

一、總務

一切ノ命令ノ傳達ヲ爲スコト。

成案及報告類ハ總テ總務ヲ經ルコト。

內閣書記官長ニ對スル報告ヲ作成スルコト。

諸情報ノ傳達。

事務ノ連絡。

佐藤事務官　小林事務官外七名。

二、受付

鐵道部內外（除東鐵局）ヨリノ一切ノ應接。

電報書面ノ收受發送。

小林事務官　大坪事務官外九名。

三、輸送

旅客貨物ノ輸送。

配車計畫。

運轉計畫及報告。

竹島事務官　澤井事務官　飯田事務官　石川事務官

松繩技師　大谷技師　山崎技師外十二名。

四、庶務

人事ニ關スルコト。

給養ニ關スルコト。

自動車ニ關スルコト。

記錄ニ關スルコト。

雜務。

佐藤事務官外九名。

五、船舶

船舶ノ運用計畫。

船舶ノ輸送計畫。

森澤課長　中村技師　津田技師　長谷川技師

石井技師外四名。

六、通信

通信ニ關スル事務。

東鐵通信部トノ連絡。

横山事務官外三名。

1、列車運轉復活　震災起るや、東京鐵道局は、共容易ならざるを看取し、線路共他の安全を確保するに非ざれば、列車を運轉すべからざる旨命令したるより、一時震災地域の運轉は停止の狀態に陷りたるも、他方に比較的被害少なき區間及應急施設の進捗したる區間に極力列車を運轉するに努め、九月一日午後總武本線龜戸稲毛間を開通し、二日稲毛千葉間、三日佐倉成東間、四日東海道本線品川六鄕川東岸間、中央本線飯田町八王子間、東北本線赤羽川口町間、山手線、北條線五井木更津間を開通し、九月下旬までに大部分の開通を爲したれども、橋梁落失、隧道陷落等の被害激甚なる部分は、天候其他支障ありて豫定外の日子を要し、北條線上總湊保田間は十月十一日、保田岩井間は十四日、九重千倉間は十六日、房總線土氣大網間は十七日、東海道本線茅ヶ崎平塚間は二十一日、山北谷峨間は二十八日、中央本線與瀬上野原間は二十五日、北條線岩井富浦間は十一月二十八日開通し、全部の列車運轉を見るに至りたり、共間運轉中斷の地點は徒歩渡船等の方法を取りて相互の連絡を圖り、出來得る限り旅客手小荷物の輸送に便せり、列車運轉開始の狀況は、

線名區間	哩程（哩・分）	開始月日	記事
東海道本線及貨物線			
東京—品川間	四・三	一二、九、一八	電車停留場ニ對シテモ列車ヲ停車セシム
品川—六鄕川東岸間	六・七	九、四	
六鄕川東岸—鶴見間	二・五	九、五	
鶴見—東神奈川間	三・三	九、六	
東神奈川—横濱間	一・四	九、七	
横濱—大船間	一〇・六	九、八	
大船—藤澤間	二・八	九、一一	
藤澤—茅ヶ崎間	四・七	九、一二	
茅ヶ崎—平塚間	三・三	一〇、二一	九月十三日ヨリ十月二十日迄徒歩連絡ヲ爲ス
平塚—大磯間	二・四	九、九	
大磯—二宮間	三・三	九、一二	
二宮—國府津間	二・九	九、一三	
國府津—山北間	九・九	九、二一	
山北—谷峨間	二・七	一〇、二八	九月二十日ヨリ開通迄徒歩連絡ヲ爲ス
谷峨—御殿場間	九・五	九、二一	
汐留—品川間	三・一	九、一五	
鶴見—高島間	四・一	一〇、七	
高島—東横濱間	一・二	九、一二	
東横濱—横濱港間	一・六	九、二六	
東神奈川—高島間	一・四	九、一二	
高島—程ヶ谷間	二・一	一〇、三	
川崎—濱川崎間	二・七	一一、一七	
横濱線			
東神奈川—原町田間	一四・〇	九、二八	
原町田—八王子間	一二・〇	九、二〇	
横須賀線			
大船—鎌倉間	三・〇	九、九	
鎌倉—逗子間	二・四	九、一〇	
逗子—田浦間	三・四	九、一三	
田浦—横須賀間	一・二	一〇、一	
熱海線			
國府津—小田原間	三・九	一〇、一五	
小田原—早川間	一・三	一一、一五	
早川—根府川間	二・七	一三、九、一	
根府川—眞鶴間	三・三	一三、一〇、一	

中央線			
東京—萬世橋間	一・二	九、二四	十月七日ヨリ電車運轉
萬世橋—飯田町間	一・二	一〇、五	同
飯田町—八王子間	二七・〇	九、四	
八王子—與瀬間	九・五	九、四	
與瀬—上野原間	四・五	一〇、二五	九月七日ヨリ開通迄徒歩連絡ヲ爲ス
上野原—鳥澤間	七・〇	九、七	
鳥澤—猿橋間	二・六	九、五	
東北本線			
上野—日暮里間	一・四	九、二二	
赤羽—川口町間	一・四	九、四	
常磐線			
日暮里—北千住間	三・二	九、一	
北千住—隅田川間	二・七	九、六	
隅田川—田端間	三・〇	九、六	
山手線			
品川—田端間	一二・八	九、四	
池袋—赤羽間	三・五	九、四	九月八日ヨリ同二十日迄運轉休止其ノ後電車運轉
總武本線			
兩國橋—錦絲町間	・九	一〇、八	
錦絲町—龜戸間	一・〇	九、二一	
龜戸—稻毛間	一八・三	九、一	
稻毛—千葉間	二・五	九、二	
千葉—佐倉間	九・六	九、一	
佐倉—成東間	一三・四	九、三	
房總線			
千葉—蘇我間	三・〇	九、一	
蘇我—土氣間	八・五	九、一六	
土氣—大網間	二・九	一〇、一七	
北條線			
蘇我—五井間	五・八	九、一	
五井—木更津間	一三・六	九、四	
木更津—大貫間	九・六	九、六	
大貫—佐貫町間	二・五	九、一一	
佐貫町—上總湊間	二・八	九、一四	
上總湊—保田間	七・七	一〇、一一	
保田—岩井間	三・八	一〇、一四	
岩井—富浦間	三・八	一一、二八	十月十四日ヨリ開通迄徒歩連絡ヲナス
富浦—九重間	七・四	九、二三	
九重—千倉間	三・〇	一〇、一六	九月二十七日ヨリ開通迄徒歩連絡ヲ爲ス
千倉—江見間	九・三	九、二七	
久留里線			
木更津—久留里間	一四・一	九、二四	

2、電車運轉復活　路線障碍區間の電車運轉開始は、

線名及區間	哩數	開始月日	記事
東海道本線			
東京—蒲田間	九・〇	一〇、一	電車停車場ニ蒸氣列車ヲ停止セシム
蒲田—横濱間	九・二	一〇、二一	
横濱—櫻木町間	一・〇	一二、三〇	
中央本線			
東京—萬世橋間	一・二	一〇、七	九月二十四日ヨリ十月六日迄蒸氣列車運轉
萬世橋—飯田町間	一・二	一〇、七	十月五日ヨリ六日迄蒸氣列車運轉
飯田町—牛込間	・五	九、二一	
牛込—吉祥寺間	一一・一	九、一九	
吉祥寺—國分寺間	五・五	一二、三〇	
山手線			
品川—澁谷間	一四・三	九、一六	
澁谷—上野間	・七	九、二三	
池袋—赤羽間	三・五	九、二一	

にして、十二月三十日の横濱櫻木町間の運轉開始に依り、電車全部の運轉復活を見たるが、是より先、十月七日東京飯田町間の電車運轉を開始し、中央線電車は全部運轉し得るに至りたる後、田端より東京驛に通ずる直接送電線架設成り、電力の需給を調節し、中央線電車の運轉回數を増加し、輻輳時には、四分間隔と爲す事としたり、次で十二月十日川崎變電所の蓄電池復舊に依り、京濱電車の運轉回數を増して、蒲田横濱間二十四分間隔を十二分間隔に、品川大森間輻輳時四分乃至八分間隔を全部四分間隔とす、而も永樂町變電所猶復舊し得ざるものあるがため、約二千キロワットの電力不足し、災前に比し、輸送力約二割乃至五割を減少す、然るに變電機の復舊せざる限り、之が復舊不能なるの一面、山手線に於ける近郊旅客の激増夥しきものあるを以て、十二月二十一日東京澁谷間に、朝夕の輻輳時に各二回づゝの直通臨時列車を運轉し、品川に於ける乘換を省き、兼て輸送力の調和を圖れり、尙一月十四日よりは、山手線定期電車を東京まで延長運轉し、品川に於ける乘換の混雜を緩和する事とし、電車運轉回數を、輻輳時東京品川間、東京中野間、各四分間隔、品川大森間、品川池袋間各六分間隔、大森櫻木町間十二分間隔、普通時東京品川間、東京中野間、各六分間隔、大森櫻木町間十二分間隔、品川池袋間六分又は十二分間隔と爲し、電車編成は、京濱線四輛又は五輛、山手線四輛、中央線三輛とし、以て旅客輸送の緩和を圖りたり。

3、營業停止制限　驛舍の燒失又は列車の運轉中斷に依り、運輸營業を爲す能はざるもの及驛設備の一部障碍に依り、運輸營業範圍を制限せざるべからざるもの等に對し、それぞれ停止又は制限を加へたるが、共驛所營業停止四十四驛所、一部制限八十四驛所、計百二十八驛所なり。

甲、運輸營業停止驛所

東海道本線	有樂町、新橋、濱松町、神奈川、櫻木町、濱川崎、高島、横濱港。
横濱線	東神奈川、長津田間各驛。
横須賀線	横須賀。
熱海線	各驛。
中央本線	神田水道橋間各驛。
東北本線	上野。
總武本線	兩國橋。
北條線	濱金谷江見間各驛。
久留里線	各驛。
	東京、横濱市內營業所。

乙、取扱種別中一部に制限を加へたる驛

東海道本線	東京、田町東神奈川間横濱駿河間各驛、汐留、海神奈川、東横濱。
横濱線	原町田八王子間各驛。
横須賀線	大船田浦間各驛。
中央本線	飯田町與瀬間各驛。
東北本線	鶯谷王子間各驛、秋葉原。
山手線	各驛。
常磐線	三河島北千住間各驛、隅田川。
總武本線	錦絲町、龜戸。

而して此等は、線路驛舍其他の假設的應急設備成るに伴ひ、漸次取

扱停止を解除し、又は取扱範圍を擴張したるが、熱海線の早川眞鶴間は線路の被害甚しくして、差當り復舊の見込立たざるを以て、同區間の根府川眞鶴兩驛を鎖し、又東京横濱兩市内營業所も、十二月十五日を限りて之を廢止し、共後災前の常態に復せざるもの左の三驛を除すのみ。

イ、旅客及小荷物中新聞紙、原稿に限り取扱ふ驛、有樂町、新橋。

ロ、貸切扱及一車積特種扱貨物を取扱ふ驛、但し到着貨物は輸出するものに限る、横濱港。

4、取扱範圍擴張　罹災停車場の復活に伴ひ、從來取扱貨物品種に制限を加へたる驛に對し、東京市内及隣接町村各驛に於ける貨物荷役能力減殺したるを以て、救濟策として貨物取扱範圍を擴張し、三河島及龜戸驛に於ては、一般貨物の取扱を開始し、秋葉原驛は四輪車積載の木材取扱を開始せり。

5、旅客輸送　は、

イ、避難民其他輸送の臨機處置、災後避難民の歸行するもの及救護等のため災地へ往復するもの激增したるより、取敢へず災地着手小荷物の發送を停止し、一方に列車運轉可能なる線路の旅客列車は、客車連結數を增加したるが、燒損に依り客車不足なりしを以て、品川横濱間及品川田端間開通の際の如き、貨車にて旅客を輸送するの已むべからざる狀態を呈し、他の區間も貨物列車を客車に連結して軍隊又は通學通勤者の輸送に充て、極度に旅客輸送に努めたり、更に常磐線急行第八〇一、八〇二列車は、九月六日より二十一日まで普通列車として運轉し、中央線篠ノ井線各列車及直江津上野間第一〇八、一一〇、一一一、一一二、一一五、一一六、一一七、一一九列車の二等車連結を廢し、上野以北運轉の列車亦寢臺車及食堂の使用を一時休止し、以て避難民其他の輸送、及東海道線中央線不通に依りて增加したる旅客輸送の緩和に資したり。

ロ、入災地者制限　災地より歸行する避難民に對し無賃輸送をなして、災地退去の便を與へたるも、一方に親族知己等見舞慰安其他のため、救濟を名として災地に入り込む者多く、食糧逼迫の處ありたるのみならず、秩序恢復にも支障少なからざりしを以て、戒嚴條件適合者たる(一)公務を帶る者、(二)自ら給養の途ある者、(三)災地に家族を有し之が救護に赴く必要あるもの、外、絕對に災地に入るを得ざる事とし、各驛に於て、軍隊警官と協力して之が拒否に努めたり、然るに災地入込の旅客猶減退の色なかりしより、災地內到着の列車を或る程度まで減縮し、輸送力に制限を加ふるの外方策なきを以て、九月九日より、上野驛着上り列車にして二鐵道局以上に亘る長距離運轉列車中約半數は、全然旅客の取扱を爲さず空車廻送列車として運轉する事とし、東北奥羽磐越方面より大宮驛迄七箇列車、宇都宮迄六箇列車、高崎信越方面より大宮迄六箇列車、常磐線方面より日暮里迄六箇列車、土浦迄一箇列車の外、他の列車は空車廻送列車を運轉したり、爲に災地入り込み旅客の制限效果を擧ぐるを得たりしが、後秩序恢復其緒に就けるに及び、九月二十一日より旅客の取扱を復活せり。

ハ、徒歩連絡　東海道本線茅ヶ崎平塚間、山北駿河間、中央本線與瀨上野原間を始めとし、北條線岩井富浦間、九重千倉間は、被害激甚にして不通久しきに亘るべき見込なりしを以て、極力復興に努むるの一面、相互列車を線路支障地地點まで進行せしめ、徒歩又は渡船に依りて連絡するの途を開き、以て旅客手小荷物輸送上の利便を圖れり、共間天候のため、徒歩渡船の連絡設備破壞せられたる事もありて、輸送上の困難筆紙の盡す所にあらざりしも、旅客輸送上に多大の效果を收めたり、所謂徒歩連絡は、

不通區間	徒歩區間距離	取扱種別	開始月日	廢止月日
茅ヶ崎 平塚間	開始當時約一里餘十二町に短縮	旅客 新聞紙閉鎖扱郵便物	九、一三	一〇、二〇
山北 駿河間	約十七町	旅客 新聞紙閉鎖扱郵便物	九、二二 一〇、四	一〇、二七
九重 千倉間	約六町	旅客 手荷物 新聞紙閉鎖郵便物 其の他の小荷物	九、七 九、二七 一〇、四 一〇、一二	一〇、二四
岩井 富浦間	約三十町	旅客、手荷物、新聞紙、雜誌、新聞紙原稿	一〇、一四	一一、二七
九重 千倉間	約六町	旅客、手荷物、小荷物 旅客附隨小荷物	九、二七	一〇、一五

6、手小荷物輸送　災後東京方面に輸送する關西の物資は、非常なる增加を爲したるに反し、輸送力缺乏のため、發送制限の已むべからざるに至りたるより、此等物資の一部は小荷物に轉化し、爲に小荷物輸送の困難を惹起したり、當初東京上野其他市内の各驛は取扱を停止したるを以て、東京着小荷物は多く驛留扱として山手線各驛宛に發送せられ、各驛共に滯貨日に增し、殊に十月二十八日東海道線開通するや、一層入荷多からんとし、已むを得ず開通と同時に山手各驛を停止し、一面新に準備整ひたる東京上野飯田町兩國橋四驛に於て、東京着小荷物取扱を開始したり、而も荷物の殺到は到着四驛の消化し得べきものにあらざるより、十一月二日以降は斷然東京市内外關係驛の取扱を停止し、以て滯貨の整理に努め、名古屋鐵道局管内に小荷物の停滯夥しきものあるに對しては、連絡船の船艙に由る輸送力を割きて、一回約三十五噸を限り、京濱及山手各驛着のものを輸送し、纔に秩序を恢復せり、十一月十五日に至り、始めて各驛一齊に取扱停止を解き、たゞ東京に於ける商店倉庫の燒失及小運送機關の減少に依り、引取成績不良なるに鑑み、驛留小荷物のみ引續き取扱を停止し、十二月二十五日に至り全部之を解除す、而して東京驛に於ける手小荷物中繼作業は、從來の設備を以てしては、荷捌困難なるより、關西より東北に向ふ小荷物を、貨物締切輸送に依りて中繼作業を省略し、之を直通せしめ、又輸送難緩和手段として、十一月下旬東京驛構內に新に荷捌場側線を起工し、十二月下旬を以て竣成し、荷捌能力を增大したり、同時に災後一般に荷造重大と爲りたる如きも、配達能力に多大の影響を及ぼしたりしが、東京鐵道局は相當料金の增額を行ひ、漸く平靜狀態に復するを得たりき。

7、貨物輸送　は、

イ、食糧品救恤品輸送　食糧充實は焦眉の急なりしに拘らず、東海道線及中央線不通となりしため、之が輸送は一に東北線信越線の輸送力を佚つ事と爲り、災地着一般營業貨物は發送を停止し、全輸送力を食糧品救恤品の輸送に用ゐ、九月五日よりは、鐵道局長に於て、急行以外に於ける旅客列車の一部を取消し、食糧品救恤品及復舊材料輸送用の貨物列車を運轉すべき命令あり、東海道山陽九州方面の食糧品其他は、寧ろ連絡船に由りて之を品川に陸揚するの可なるを論じたるものありしも、荷役作業の困難を顧み、貨物輸送は陸上に賴るの方針を採りたり、是に於て、救恤品復舊材料積載貨車は、一旦之を大宮、田端、隅田川三驛に集中せしめ、陸軍の配給司令部に協力して廻送及取卸に努めたるも、小運送機關活動十分なる能はずして、貨車滯泊し、輸送を妨ぐること多く、乃ち當局者を促して小運送機關の充實を圖り、漸次荷捌の順調を見るに至りたり、一面線路の開通、各驛應急設備の竣成に伴ひ、一般貨物の取扱

も可能と爲り、順次之が取扱を開始し、九月二十一日に至り、之が取扱驛及取扱種別を一般に公示す、而も輸送力の不充實なる、無制限に受託する能はず、木材の如き大量貨物は、之を海運に由らしむるに努め、主に應急物資の急送に任せたり。

ロ、衣類寢具引越荷物優先輸送　輸送力の不十分なると共に、天候漸く寒からんとし、罹災者の被服問題急を告ぐるに至れるより、災地の衣類寢具類に對し、救恤品と否とを問はず、他の貨物に優先輸送する事とし、同時に災地より他へ轉任するもの少なからざるを以て、此等引越荷物も、罹災者と否とに拘らず、小口扱と貨物扱とを問はず、亦速に受託送運し、以て救濟の實を擧ぐるに努めたり。

ハ、生絲輸送臨機措置　横濱市は被害激甚にして、復興容易ならざるに拘らず、生絲貿易は九月十七日より取引を開始し、即日三萬五千五百斤の手合ありたる有樣なりしを以て、農商務省及關係業者より、中央線信越線發横濱宛生絲を鐵道便にて江尻に送り、清水港より、連絡線に由り横濱に輸送したしとの申込あり、省は其旅客輸送に支障なきを認め、九月二十八日より、一は鐵道便直通を以て、中央線(與瀨以東)東北線奥羽線磐越線陸羽線總武線各驛發横濱又は横濱港着、一は上記以外各驛發清水港横濱間臨時運航汽船に由り、貸切扱として所定の條件を承諾したるものに限り之を取扱ひ、超えて十月二十二日小口扱亦同樣の取扱をなせしが、十月二十四日限り之を廢止す。

ニ、滯貨に對する應急處置　當時唯一の通路たりし北陸線に對し、約五割の輸送力を增加して、災地移入物資の輸送を努め、同時に關西東北の輸送力亦充實を圖りたるも、八月末日在貨三十一萬噸に過ぎざりしもの、九月末日は五十一萬噸、十月末日は九十四萬噸に達し、果進して十一月末日百三十五萬噸、十二月末日百四十萬噸を算せり、蓋東海道線中央線が約二箇月間不通なりし結果、關西より災地へ向けたる物資一に北陸信越線に由り、北陸信越線發物資を合して、極力抑制せられたる反動として、東海道開通と共に、輸送の希望非常に增加し、加ふるに震災地に關係なき貨物の、一時震災地貨物の、ために犧牲に供せられたる結果、地方在貨增嵩の度を增したるに由るものなり、乃ち帝都主要貨物驛は、構內線並に貨物上家の應急復興に努め、或は貨物留置料の增額を爲し、又は小運送能力の增加を圖り、貨物引取の促進に努め、貨車停留時間の短縮及貨車積載力の昂進に留意し、列車の增發を企て、極力輸送力を增加すると共に、地方的貨物は、下り空貨車を利用せしめて輸送に盡力し、十三年一月末日は七十四萬五千噸、二月末日は六十六萬四千噸、三月末日は六十七萬七千噸に漸減するを得たり。

8、荷物取扱條件　災地各驛に於ける應急設備に依り、次第に取扱制限を擴張したるも、猶全く災前同樣の取扱を爲す能はざるものあるより、十月二日指定驛に於て取扱ふ小荷物及貨物に對し、左の條件を附する事としたり。

災害地各停車場ニ於テ小荷物及貨物ノ取扱ヲ爲ス場合ニハ、左記條件ヲ承諾スルモノニ限リ之ヲ取扱フ。

一、災害地停車場ノ範圍

東海道線　東京御殿場間及同區間ヨリ分岐スル貨物支線、横濱線、横須賀線、熱海線。

中央線　飯田町與瀨間。

東北線　秋葉原王子間、山手線、三河島北千住間、隅田川。

總武線　兩國橋龜戸間、木更津江見間、久留里線。

二、取扱條件

イ、積卸ノ際ニ於ケル雨濡並延着ニ起因スル荷物ノ損害ハ貨主ノ負擔トスル事。

ロ、返還以外ノ處分ノ請求ニ應セス。

ハ、貨物引換證付荷物ノ取扱ヲ爲サス。

ニ、代金引換ノ取扱ヲ爲サス。

ホ、運賃着拂ノ取扱ヲ爲サス。

ヘ、取卸及到着通知ハ、着驛ニ於テ口頭又ハ掲示ヲ以テ之ヲ爲ス。

ト、貨物保管料、貨車留置料ハ、國有鐵道貨物運賃及料金規則第二十三條乃至第二十六條ノ料金ノ三倍トス。

チ、引渡シタル貨物ノ引取ヲ爲ササルトキハ、貨主ノ費用ヲ以テ、作業ノ妨トナラサル箇所ニ之ヲ移轉スルコトアルヘシ、此ノ場合、移轉ニ基ク貨物ノ損害ニ付テハ、鐵道其ノ責ニ任セス。

リ、貨物ノ引渡ハ、行政廳、公共團體、及從來列取簿ニ依ル引渡ヲ承認シタルモノニ對シテハ列取簿、其ノ他ニ對シテハ、貨物通知書甲片又ハ資力信用充分ナル者ヲ保證人トスル保證狀ニ依ル。

十月二十七日更に、

ヌ、東京市內各停車場ニ到着スル配達付小荷物及驛留小荷物ニシテ、荷受人ノ居所不明ノ爲、配達不能トナリタルモノ、又ハ到着後七日以內ニ受取ヲ爲ササルモノハ、荷主ノ指圖ヲ俟タス、荷送人ノ費用ヲ以テ發驛ニ返運ス。

の一項を加へ、十一月十五日に至り、震災地停車場に向け發送する場合に對してのみ取扱制限を附する事とし、災害地停車場の範圍及制限事項を改正し、十三年二月二十九日全く之を廢止す。

9、汽船連絡　東海道本線不通區間の救濟策として、臨時に汽船を運航して、罹災者輸送並に一般旅客手荷物の連絡輸送を爲し、以て運輸の缺陷を補足する事とし、關釜連絡船高麗丸及景福丸を急遽品川に廻航せしめ、景福丸は九月七日より、高麗丸は八日より、交互一回づゝ芝浦清水港間百二十五浬を運航し、罹災者其他の無賃輸送を爲したり、既にして同月二十一日、東海道線不通區間の徒歩連絡を開始すると同時に、一般の無賃乘船は之を廢止し、市町村長發行の罹災者證明書持參者に限り無賃とし、其他は

一等八圓、二等五圓二十錢、三等二圓五十錢。

二等寢臺料一個一夜一圓(前記運賃には食費を含まず、通行稅を含む)。

の運賃を以て乘船せしめ、乘船券は田町驛に之を發賣せしめたり、而して芝浦の水深淺き、連絡船の碇泊は、約五浬の臺場沖に在るを以て、航路開始に先ち、清水港より石油發動汽船七福丸、新生丸、新勝丸、吉祥丸、觀音丸五隻を傭入れ、青森港より省小蒸氣船茂浦丸、函館より七重丸、尾花丸を廻送し、外に約三百人乘艀三隻乃至六隻を使用し、以て旅客手荷物の連絡作業に當らしめ、能く所期の目的を達したり、共後東京横濱間線路開通すると同時に、横濱港棧橋の應急設備成るに及び、横濱稅關長と協議し、芝浦の連絡を廢し、横濱清水港間百十五浬に變更し、同時に本航路經由東京、品川、横濱と、江尻以西各驛相互間の旅客手荷物取扱を爲す事とし、尙災地各驛と、御殿場以西各驛との間に發着する小荷物輸送をも爲し、十月二日よりは、連絡船に由る旅客のため、特に東京東横濱間に臨時汽船連絡列車を運轉し、運賃は、連絡船のみの乘客は、横濱江尻間の鐵道運賃、船車連絡旅客は、當該乘車券面區間の鐵道運賃とし、汽船內二等寢臺料金は一個一夜一圓と定め、食費は旅客の自辨とすると同時に、船內にて簡單なる食事を實費供給の設備を施したり、又一回の輸送量三十五噸を限り、京濱及山手線各驛に至る小荷物の輸送を爲す、此外遲信省と臨時協定を爲して、同航路に郵便物の輸送を爲し、兼て横濱港のため、生絲の輸送に當る。

此の航路の廢止は、東海道本線開通日たる十月二十八日にして、期間に輸送したる旅客荷物は左の如し。

	下り便	上り便	計
旅客	三九、九三二人	二一、〇〇八人	六〇、九四〇人
內無賃	二一、三八七個	四三、〇四〇個	二一、四三〇個
手小荷物	四六、三四七	七三、四七九	一一九、八二六
郵便物	六、五〇五	一〇、四六六	一六、九七一

貨物扱生綠　—　三二、八二八　三二、八二八

以上省船運航の外、當初名古屋、神戸、門司鐵道局手配の下に、グラスゴー丸（旅客片道輸送）、海幸丸（旅客一往復）、吉祥丸（救護材料積載）、第三御崎丸（救恤品積載）、三天丸（救恤品及復舊材料積載）、安瀬丸（救恤品及復舊材料積載）、伏見丸（同上）、及省船多喜丸（救恤品積載）を、清水、名古屋、神戸、門司各港より品川に廻航せしめ、以て鐵道輸送を補へり。

10、無賃割引輸送及特別取扱　左の如し。

イ、無賃輸送

1、罹災者及一般避難民　に對し、九月四日より、罹災地各驛より何等證明を須ゐず無賃輸送を爲し、以て秩序恢復東海道徒歩連絡に由る開通に至り、九月二十一日より一般避難民の無賃輸送を廢し、東京市は區長、其他は罹災地市町村長發行の罹災者證明書提出者に限り、九月末日まで無賃輸送を爲せり。

2、救護從事者　震災救護事務のため往復する官廳公共團體發行の證明書所持者に對し、九月三日より十三日まで區間の制限を付せず無賃乘車を爲さしめ、九月十三日までに無賃援救し來りたる青年團在鄉軍人にして、九月三十日までに歸還するものには、臨時救護事務局の證明に依り、無賃乘車を爲さしめたり。

3、罹災鮮人保護鮮人及支那人　罹災鮮人は、九月二十八日より十月三十一日まで、朝鮮總督府の證明書に由り、釜山まで無賃送還をなし、各地に保護集團せしめたる鮮人及支那人の集團移動に對しては、保護官廳の申出に依り、無賃輸送を爲せり。

4、軍人及軍需品　戒嚴地域内に於て輸送する軍人及軍需品にして、軍用輸送券を提出する能はざるものは、輸送指揮官又は宰領者發行の文書を收受して無賃輸送を爲し、九月二十日よりは、一定の條件を具へたる證明書を徵し、個人乘車部隊旅行共、携行軍需品を併せて、無賃輸送す。

5、新聞用紙新聞紙原稿　災地新聞社宛新聞用紙は、輸送承認書あり、荷受人當該新聞社たるものに對し、着驛に於て配給司令部に引渡す事を條件として、九月十一日より二十日まで無賃輸送を爲し、大阪發東京着新聞原稿、亦淸水芝浦間臨時運航汽船經由にて無賃輸送を爲す。

6、食糧救護品、復舊材料、救恤品　震災地前の食糧品救護品は九月三日より、復舊材料は同五日より、共に九月二十日まで、行政官廳又は公共團體宛のものに限り無賃輸送を爲し、行政官廳又は公共團體に發着する一般救恤品は、九月二十一日より十月十日まで、同寄贈救恤品は十一月末日まで引續き無賃輸送し、其航路に依り、運送する目的を以て積出港所在驛間を鐵道に由る場合も、同じく無賃輸送を爲したり、外に官署以外の會社又は團體等にして、自己關係罹災者救護の目的を有する食糧品救護品に對しては、臨時救護事務局の證明を俟ちて、九月六日より二十日まで無賃輸送を爲したり。

7、荷受人不明荷物及返還救護材料　災地各驛着荷受人不明のため引渡不能のものを、發送驛に送還するやう發送者より請求ありたる場合は、天災事變に基く線路不通の場合に於ける取扱に準じ、復路を無賃返送し、及救護の目的を達して發送地に返還する救護材料中、行政官廳又は公共團體に發着するものも、九月二十二日より十月二日まで無賃輸送を爲したり。

8、災地外慈善機關宛救恤品　災地行救恤品を、災地外の慈善機關に取纏むるため輸送する場合は、發送地町村長の證明あるものに限り、九月十八日より同月末まで無賃輸送を爲し、之を災地内に輸送する場合は、行政廳又は公共團體發着のものに限り、無賃輸送を爲せり。

ロ、割引輸送

1、避難罹災者　一旦避難したる罹災者にして、罹災地より更に故鄉又は親戚知人を頼りて旅行するものに對し、九月二十二日より十月十日まで、市町村長發行の證明書に依り、運賃五割減を以て輸送せり。

2、救護從事者在鄉軍人團　在鄉軍人團の本部より救護のために召集せられたるものは、九月十四日より同月末まで、聯隊區司令官の證明を以て、運賃五割減と爲して輸送す。

3、食料其他生活必需品　災地内の生活必需物資食料品（飲料品を含む）、飼料、家畜、衣類、寢具及附屬品（タオル、手拭類を含む）、並に其材料、諸建築材料、運搬具、燃料、藥品及衛生材料、小間物、荒物類、紙類、建具及其材料、炊事用具、食器類、諸工具、履物及雨具類は、九月二十一日より運賃五割減とし、十月十一日より其品種を追加し、十一月末日まで其取扱を繼續し、又此等の貨物にして、航路に由る目的を以て發驛積出港間を鐵道にて運送するものに對しては、十月八日より同樣運賃五割引をなしたり。

4、復興用木材　災地に輸送する目的を以て、積出港所在地驛まで鐵道便に由る木材に對し、行政廳又は公共團體發着のものは、運賃五割減の輸送を爲す。

此等無賃及割引輸送は、單に鐵道省線内に限らず、旅客關係に在りては、鮮人及支那人に關するものを除くの外全部、貨物關係に於ては、無賃扱に屬するものを、省線及連帶鐵道を通じ、適用する事としたり。

ハ、特別取扱　震災に依り旅行不能と爲りたるため、定期乘車券、回數乘車券の適用期間延長又は運賃拂戻を請求するものに對し、左の如く取扱ひたり。

1、一箇月通用定期乘車券に對しては、九月一日以後不使用期間、日割を以て運賃の拂戻を爲し、三箇月以上通用期間を有するものに對しては、所定の通月割計算を以て運賃を拂戻したり、而して之が計算方は、九月二十日までは、列車運轉の有無に拘らず購求者の申出に依り使用日數及不使用日數を計算し、九月二十一日以後は列車不通區間を不使用と看做し、開通したる區間と雖、實際不使用の申立をなしたるものにて、相當の理由あるものに限り之を認むる事となしたり、而して此等拂戻に對しては、手數料を免除す。

2、前項中通用期間三箇月以上の定期乘車券所持者にして、使用一箇月未滿にして拂戻を請求したる者に對しては、使用期間中、毎日普通運賃に依り一往復を爲したるものとして計算したる運賃と、一箇月定期乘車券に對する運賃とを比較し、其低廉なるものを原定期乘車券運賃より控除し、其殘額を拂戻せり。

3、定期乘車券の通用期間延長は、全區間不使用日數に相當する期間を延長す。

4、回數乘車券に對する拂戻は、殘餘の券片に對し、券片割に依り拂戻し、又同乘車券に對する通用期間延長を請求するものに對しては、一箇月の延長を爲す事とせり、尙拂戻手數料は之を免除す。

5、災前購求したる通學生又は通勤者の定期乘車券にして、學校商店又は工場等の燒失に由り、一時乘車區間の變更を請求するものに對しては、三箇月以内に原乘車券の區間に復歸し、該定期乘車券の未使用期間四箇月以上を有し、且一時に變更する區間が、原定期乘車券面の區間内にして、短區間なる場合は、一時變更す

る區間の定期乘車券を別途に購求せしめ、原定期乘車券は、不使用期間中、當該驛に預り置き、再び原乘車券の使用を始むる時、原乘車券に對する通用期間を不使用期間に相當する日數だけ延長する事としたり。

6、定期乘車券を燒失又は紛失したるものより、殘餘期間に對する運賃拂戻を請求したる場合は、事情を詮議したる上、更に交付の手續を省略し、現に支拂ひたる運賃より使用濟期間の運賃を控除したる殘額を拂戻し、其定期乘車券發賣驛着驛に於ける相當原簿も燒失したるものは、購入の證憑例へば會社又は本人の金錢出納簿等に依り、信用するに足ることを認めたる場合のみ拂戻又は再交付を爲す。

7、震災地域內所在學校に於て發行する學生割引證は、有効期間經過せるものも九月中に限り有効とし、無賃輸送をなす避難民にして、三等普通急行列車に乘車する場合は、普通急行料金を免し、特別急行列車には、無賃扱避難民は之を乘車せしめず。

11、通信　通信設備の復舊は、各方面の應援を得て、先づ應急的復舊を圖りたりしも、東京通信所に收容せる電信電話回線を始めとし、東京沼津間（橫濱線、橫須賀線、熱海線を含む）、東京八王子間、山手線、上野大宮間、上野南千住間、兩國橋附近、及木更津以南の如き、被害最も甚しく、復舊に長月日を要し、殊に東海道本線馬入川附近並に國府津山北間の如き、復舊工事中、豪雨數回にして、假設電線を流失し、恢復意の如く進捗する能はざりしも、極力恢復を努めたる結果、九月三十日には、大體の通信を爲し得るに至りき、即ち

イ、通信制限　通信回線の復舊に日夜努力したる結果、九月三日、通信は上野長野電信併用線、上野福島電信併用線、上野仙臺電信線、電話は東京上野中繼二番線、東京名古屋併用二番線等の回線

を復舊し、四回以後漸次恢復して、九月八日には、東京通信所より各鐵道局に對し、大體直通或は迂廻通信を爲し得るに至れり、而も機能を發揮すること十分なる能はざるものあるより、緊急電報の急達を計り、且通信の輻輳を緩和するため、東京鐵道局管內に於ては、災害に關する緊急事項の外、之を取扱はざる事とし、一面電話線は、通信輻輳の狀況に鑑み、電信回線復舊區間は、電話のみに偏せず、電報をも利用する事としたり、後災地停車場に於て、漸次運輸營業を開始し、災害事項のみに限る事能はざるに至り、且電信回線亦順次恢復したるより、東京通信所に接續する回線を除き、他の回線に對しては、上記制限を撤し、九月三十日より東京通信所に於て、主要回線は、一部を除きて大體復舊したるを以て、乃ち全部の制限を解除したり。

ロ、無線電信にての鐵道電報取扱　九月二十一日より、芝浦清水港又は橫濱清水港間に臨時運航せしめたる連絡汽船、及大井無線電信試驗所施設の無線電信を利用し、船舶運航、並に災害關係の緊急通信を爲し、東京方面との通信上多大の便宜を得たり。

ハ、通信回線復舊次第　主要なる電信回線及電話回線の復舊次第を擧ぐれば左の如し。

1、通信回線（東京、上野起點以外のものを除く）

回線名	復舊月日	復舊時刻	記事
上野長野電信併用線	九、三	午後 五、五五	
上野仙臺電信線	同	同	
上野福島電信併用線	同	同	六、一五
東京名古屋電信併用線	九、四	同	二、三〇　中央線經由
東京上野電信一番線	同	同	二、三〇
上野水戸電信線	九、七	同	二、五〇
東京仙臺電信併用一番線	九、七	午後	二、三〇
東京兩國橋電信併用二番線	九、九	午前	九、〇〇
東京宇都宮電信併用二番線	九、一〇	同	一一、三〇
東京門司電信線	九、一六	同	一一、〇〇　常磐線經由
東京青森（無線）電信線	同	同	一一、〇〇
東京沼津電信二番線	九、二一	同	一一、二〇
東京平電信併用線	同	午後	五、五〇
東京新津電信併用線	同	同	六、四〇
東京青森電信一番線	同	午前	九、四〇
上野宇都宮電信併用一番線	九、二二	午後	一、三〇
東京宇都宮電信併用一番線	九、二三	午前	九、四〇
東京金澤電信二番線	同	同	九、〇五　長野經由
東京仙臺電信併用一番線	同	同	一一、三〇　常磐線經由
東京青森電信併用二番線	同	午後	一、五〇
東京上野電信併用三番線	同	同	四、五〇
東京八王子電信二番線	同	同	六、三〇
東京上野電信二番線	九、二五	同	一二、三〇
東京上野電信併用五番線	九、二六	同	四、〇〇
東京靜岡電信二番線	同	同	一〇、二〇
東京濱町電信併用線	九、三〇	同	三、四五
東京大阪電信線	一〇、一	午前	七、三〇
東京岡山電信線	同	午後	一二、二五
東京汐留電信一番線	同	同	一二、四〇
同　二番線	同	同	
同　三番線	同	同	
同　四番線	同	同	

2、電話線（東京、上野起點以外のものを除く）

東京上野中繼併用一番線	九、三	午後	五、一八　臨時田端驛に移轉
東京名古屋中繼併用二番線	同	同	七、三五　中央線經由
上野水戸中繼一番線	九、五	同	六、〇〇
同　二番線	同	同	
東京仙臺中繼重信線	同	同	七、四五
東京上野中繼併用二番線	九、六	同	一二、三〇
同　三番線	同	同	一、五〇
同　重信四番線	同	同	七、四五
上野仙臺中繼併用線	九、七		不明
東京兵庫中繼線	九、一二	午後	六、〇〇
東京上野中繼重信五番線	九、一五	同	一二、三五
同　七番線	同	同	
東京沼津中繼重信一番線	九、二一	午前	八、五〇
上野宇都宮中繼重信線	同	同	一一、二〇
東京宇都宮中繼重信一番線	同	午後	三、三五
同　二番線	同	同	
東京水戸中繼併用線	同	同	三、三五

東京上野中繼併用八番線　九、二三　同　五、五五　臨時上野に於て
同　九番線　同　午前一一、五九　同
東京上野中繼幻影十一番線　同　同
同　十二番線　同　午後一二、〇五
同　十三番線　同　一二、一〇
東京八王子　中繼一番線　一〇、五　同　一、五五
上野兩國橋　中繼一番線　一〇、一九　不　明
同　二番線　一〇、一九　不　明
東京兩國橋中繼重信二番線　一〇、二〇　午後　一、一〇
同　三番線　同　八、〇〇
同　幻影四番線　同　九、一六
東京兩國橋中繼併用一番線　同　八、〇〇
東京靜岡中　繼線　一〇、二八　同　三、〇〇
東京甲府中　繼線　同　同　六、〇〇
東京名古屋中　繼一番線　同　同　六、二五
東京沼津中繼重信二番線　一〇、二九　同　一、一〇
東京宇都宮中繼幻影三番線　一〇、三〇　同　七、〇〇

12、職員派遣　東京を中心とする通信杜絶し、相互間の連絡を缺き、名古屋神戸門司三鐵道局に於ける貨車及其附屬品の運用上支障を生じたるより、之が事務處理のため、九月十五日より職員を米原驛に駐在せしめ、東海道線全通の日に至り、横濱附近及其以西震災地域に對する運輸關係一般事務及本局との連絡、並に內務陸海軍其他官廳との連絡交涉事務處理のため、九月十九日より十月十七日まで、職員を高島に駐在せしめ、以て運輸事務の敏活を期せり。

＊　＊　＊

運輸運轉復活狀況

對災應急措置中最も急を要する救護警備及交通の救濟に在るを以て、鐵道省は、一方に軍隊の應援を得て、極力線路其他の復舊工事を爲すと同時に、一方には、出來得る限りの汽車を運轉し、連絡船を利用して不備を補ひ、以て運輸能力の發揮に努めたり。

震災當時に於ける汽車の運轉狀態の如何なりしかを顧るに、九月四日午後四時の調査に據れば、是時震災地に於て汽車の運轉しつゝありたるは、東海道線は、品川六鄕間（六鄕橋梁北端に假驛を設置す）御殿場以西、東北本線及信越線は日暮里以北、常磐線は南千住以北、中央線は新宿八王子間猿橋以西、總武線は五井以南及蘇我大網間不通にして他は全通し、山手線は品川田端間池袋赤羽間なりと傳へ、五日午前六時の調査に據れば、

一、東海道線　品川東京間不通、品川鶴見間開通（汽車運轉）、御殿場以西開通。
　橫須賀線熱海線橫濱線不通。
一、中央線　東京飯田町間不通、飯田町與瀨間開通、與瀨鳥澤間不通、鳥澤以西開通。
一、山手線　品川田端間池袋赤羽間開通（汽車運轉）。
一、東北本線　上野日暮里間不通、日暮里以北開通（列車は田端より運轉）。
一、信越線　右に同じ（列車は日暮里より運轉）。
一、常磐線　全通（右に同じ）。
一、總武線　兩國龜戶間五井江見間小蘇我大網間不通、其他は開通。
一、社線　東武鐵道淺草粕壁間不通、其他は開通。
　東上線支障なし。

にして、關西方面行は、信越線篠ノ井より中央線經由、若くは直江津より北陸線經由に依り、相通ずるを得たりと云ふ。蓋震災當日官線常磐線は、日暮里北千住間、總武線は龜戶稻毛間千葉佐倉間、北條線は蘇我五井間の運轉を爲し、二日總武線は稻毛千葉間、三日同く佐倉成東間、四日東海道線は品川六鄕間、山手線は品川田端間、池袋赤羽間、中央線は飯田町新宿間、新宿八王子間、八王子與瀨間、東北本線日暮里川口間、北條線は五井木更津間の運轉を恢復したりしなり、是時當局者は、各驛停泊中の貨車を田端驛及大宮驛に集中して、食糧其他救恤品を東京市內に輸送すべき手配を整へ、同時に芝浦荷揚の困難を豫想して、貨物は專ら之を鐵道線路に由らしむると共に、東海道方面の避難民輸送の目的を以て、朝鮮海峽に於ける連絡船を回航せしめて、芝浦清水港間を連絡するの策を定む、而して震災地官廳公共團體等の食糧救護品及官廳公共團體證明の救護者に對しては、三日來無賃輸送を爲せしが、四日には罹災民をも無賃乘車せしむることとし、是日東京市に出入する避難民旅客出九萬一千八百人入四萬七百五十人を輸送す、斯くて翌五日は、東海道線六鄕鶴見間、中央線馬澤猿橋間を開通し、常磐線は、日暮里又三河島より略ゝ平常の如く運轉し、東北本線は田端、信越線は日暮里又田端より、合計約二十九往復を爲して夜間を休止し、總武線は運轉事務所を千葉に移し、山手線は、品川池袋間及池袋赤羽間に三往復、池袋田端間に十二往復、中央線は飯田町新宿間に二往復、新宿八王子間に四往復を運轉す、卽ち常磐線、東北本線、信越線、東海道線等の發車は、左の如くなりしなり。

常磐線（日暮里發）

前	八、一二分	青森行	前	九、〇七分	水戶行
〃	八、四七	成田行	〃	九、一二	一ノ關行

前	九、五七	成田行	後	五、五七	平行
〃	一〇、五七	水戶行	〃	六、五七	成田行
〃	一一、四七	成田行	〃	七、五七	水戶行
後	一二、三二	原ノ町行	〃	九、〇七	同
〃	、四七	成田行	〃	一〇、〇五（急）	青森行
〃	三、一二	富岡行	〃	〇、三九	取手行
〃	四、四二	水戶行			

東北線（田端發）

前	五、一二	日光行	後	三、三七	日光行
〃	六、一二	青森行（奥羽廻り）	〃	六、〇八	青森行
〃	八、一二	日光行	〃	六、四二	同
〃	九、二七	鹽釜行	〃	八、〇八（急）	青森行（奥羽廻り）
〃	一〇、三二	日光行	〃	九、一八	青森行（同）
〃	一一、五二	青森行	〃	九、五二	新潟行（磐越廻り）
後	一、〇八（急）	青森行	〃	一一、一〇	青森行
〃	二、一二	日光行			

信越線（日暮里發）

前	七、二五	姬路行（北陸廻り）	後	五、二七	相生、橫川行
〃	九、〇二	小山、長岡行	〃	七、〇五（急）	金澤行
〃	一〇、四七	小山、澁川行	〃	七、〇九	前橋行
〃	一一、三二	直江津行	〃	八、三五（急）	新潟行
後	一二、三二	小山行	〃	八、四七	同
〃	二、二七	小山、長野行	〃	一〇、二〇	同
〃	四、〇七	同	〃	一一、二五	同

東海道線、山手線、中央線
品川鶴見間三往復

發(品　川)	着(鶴　見)
前　八、〇〇	前　九、一五
〃　一一、五〇	後　一、〇五
後　三、三〇	〃　四、四五

發(鶴　見)	着(品　川)
前　九、〇五	前　一〇、五七
後　一、二〇	後　二、三二
〃　五、一五	〃　六、二四

品川池袋間三往復
池袋赤羽間三往復
飯田町新宿間二往復

是日震災地官廳若くは公共團體宛復舊材料を無賃輸送とすると共に、救濟物資輸送の迅速を計るため、必要に應じ、急行直行以外の旅客列車中一部を取消し、糧食救恤品及復舊材料輸送用貨車を運轉することに改む、五日中に於ける東京出入旅客數は、

出　九四、五〇〇人

内譯	
總武線方面	一九、〇〇〇人
中央線方面	四、〇〇〇人
品川山手方面	九、〇〇〇人
日暮里東北信越方面	四七、五〇〇人
三河島常磐線方面	一〇、〇〇〇人

入　四〇、九五〇人

内譯	
總武線方面	八、五〇〇人
中央線方面	三、四〇〇人
品川山手線	六、〇〇〇人
品川東海道線	三、〇〇〇人
田端東北信越方面	一五、〇〇〇人
三河島常磐線方面	五、〇〇〇人

にして、避難民は連日各驛に雲集し、無賃乘送の爲め一層其數を增し、蜿々數町に亘る二縱列を爲し、光景慘凄を極め、入京旅客は地方官憲と協力して制限するも、尙相當の多數に上るを以て、更に一段の制限を加ふることとしたり。

食糧品其他は、左の如く到着す。

イ、龜戸驛　米七五噸、甘藷九五噸、薪一〇噸、木炭一〇噸、雜穀一〇噸。
ロ、田端驛　食糧品一二〇噸。

六日は、線路の開通したるもの東海道線鶴見東神奈川間、常磐線北千住隅田川間、隅田川田端間、北條線木更津大貫間にして、常磐線は前日に同じく、東北線は日暮里又田端より十往復、信越線は九往復、總武本線は龜戸以東十九往復、山手線は品川田端間六往復、池袋赤羽間五往復、中央線は、飯田町新宿間二往復、新宿與瀬又八王子間四往復、鳥澤以西は平常通り運轉し、左の如く發車す。

山手線發車時刻

品川田端間						池袋赤羽間	
品川發	新宿發	田端着	田端發	新宿發	品川着	池袋發	赤羽發
前　六、〇〇	前　六、四三	前　七、一五	前　六、〇五	前　六、四二	前　七、二二	前　七、〇〇	前　七、五〇
八、〇〇	八、四三	九、一五	八、〇五	八、四二	九、二二	〇、一〇	九、五〇
一〇、〇〇	一〇、四三	一一、一五	一〇、〇五	一〇、四二	一一、二二	一一、一〇	一一、五〇
後一二、〇〇	後一二、四三	後　一、一五	後一二、〇五	後一二、四二	後　一、二二	後　一、一〇	後　一、五〇
二、〇〇	二、四三	三、一五	二、〇五	二、四二	三、二二	三、一〇	三、五〇
四、〇〇	四、四三	五、一五	四、〇五	四、四二	五、二二	―	―

中央線發車時刻

飯田町新宿間	
飯田町發	新宿發
前　一〇、三〇	前　一一、三〇
後　一、三〇	後　三、三〇

新宿與瀬間(淺川與瀬間徒歩七町)	
新宿發	
前　八、三〇	各驛停車
〃　一〇、一二	同
〃　一一、三〇	電車驛停車せず(但荻窪停車)
後　二、一八	同

東海道線發車時刻　(品川發東神奈川行)

品川發　前　七、〇〇　八、三〇　一一、三〇　後　一、三〇　三、三〇

會社線は是日午後二時の調査に、左の如き運轉狀態にありたり。

西武鐵道　大宮川越間電車運轉中なるも、目下食糧運搬中のため、乘車困難。
　　川越國分寺間列車運轉中なるも、回數少し。
　　新宿荻窪間電車運轉す。
秩父鐵道　平常通り運轉す。
東武鐵道　伊勢崎粕壁間運轉す。
東上線　全線運轉す。
武藏野鐵道　全線運轉中。
京王電車　葵橋笹塚間運轉す。

六日の鐵道に由る東京出入の旅客概數、食糧品其他の來着數左の如し。

出　旅客　九七、五〇〇人

内譯	
東海道線方面	六、〇〇〇人
中央線方面	四、〇〇〇人
東北信越方面	四七、五〇〇人
常磐線方面	一〇、〇〇〇人
總武線方面	一九、〇〇〇人
山手線方面	一一、〇〇〇人

入　四四、六〇〇人

内譯	
東海道線方面	三、六〇〇人
中央線方面	三、六〇〇人
東北信越線方面	一一、四〇〇人
常磐線方面	五、〇〇〇人
總武線方面	一三、三〇〇人
山手線方面	七、七〇〇人

貨物

取卸完分の分(米其他食料品)	一五〇車
取卸未了の分(食料及救護材料)	二八七車

七日には、東海道線東神奈川横濱間、中央線上野原鳥澤間の運轉を開始し、與瀬上野原間の徒歩連絡を爲し、東海道線品川横濱間は、旅客列車六往復、建築列車一往復、中央線飯田町新宿間は列車三往復、新宿與瀬間は四往復、東北線大宮日暮里間は十往復、信越線は九往復、常磐線日暮里又三河島以北は平常通り、總武線は龜戸を起點として十九往復、山手線田端品川間は旅客列車十一往復、貨物列車七往復、糧食配給列車一往復、池袋赤羽間旅客列車八往復を運轉し、東北常磐與羽信越中央北陸各線とも寢臺及食事を休止して旅客を收容し、避難民輸送增加のため、貨車の空車にも乘載するを得せしめ、新聞社募集の食料品救護材料にして、新聞社宛のものをも無賃輸送したり、是日の各線運轉序次は左の如し。

東北線信越線發車時刻

日暮里發	田端發	赤羽發	着	大宮發	着	大宮發	着
前　二、五〇	前　四、五〇	前　五、〇三	大宮	前　五、五九	日光	後　六、二〇	横川
〃　六、五〇	……	〃　六、四八	同	〃　六、二六	澁川	〃　五、五六	日光
	〃　七、二〇	〃　七、三三	同	〃　六、五九	青森	〃　六、四七	青森

	前 八、三〇	前 九、〇三 大宮	前 七、四五 日光	後 七、三一 青森
前 九、一〇	〃	〃 九、二六 同	〃 八、〇八 姫路	〃 七、四〇 金澤
〃 一〇、三〇	〃	〃 一〇、四八 同	〃 八、四〇 澁川	〃 八、〇五 前橋
	〃 一一、三〇	〃 一一、三三 同	〃 八、五九 福島	〃 八、四三 青森
	後 一二、四〇	後 一二、五三 同	〃 九、五四 長岡	〃 九、一〇 新潟
後 一、三〇	....	〃 一、四八 同	〃 一〇、一五 鹽釜	〃 九、三九 同
〃 二、三〇	....	〃 二、四八 同	〃 一一、一九 日光	〃 九、五八 青森
	〃 三、〇〇	〃 三、一三 同	〃 一一、三九 澁川	〃 一〇、三三 新潟
	〃 四、〇五	〃 四、一八 同	後 一二、三四 直江津	〃 一〇、四〇 同
〃 五、一〇	....	〃 五、二八 同	〃 一二、四三 青森	〃 一一、〇〇 同
〃 六、〇五	....	〃 六、二五 同	〃 一、二四 小山	〃 一一、五七 青森
	〃 六、三五	〃 七、四八 同	〃 一、四〇 青森	〃 一二、一一 新潟
	〃 七、三〇	〃 八、〇三 同	〃 三、〇〇 福島	東京よりは凡て大宮にて乘換
〃 八、四五	....	〃 九、〇三 同	〃 三、一九 長野	
〃 九、四五	....	〃 一〇、〇三 同	〃 四、三五 白河	
	〃 一〇、三〇	〃 一〇、三三 同	〃 四、五七 長野	

常磐線發車時刻

日暮里發	三河島發	北千住發	着
—	—	前 六、四一	青森
前 八、〇七	前 八、一一	〃 八、一七	水戸
—	〃 九、一六	〃 九、二二	一ノ關
—	〃 一一、〇一	〃 一一、〇七	水戸
後 一二、三二	〃 一二、三六	後 一二、四二	原ノ町
〃 三、一二	〃 三、一六	〃 三、二二	富岡
〃 四、四二	〃 四、四六	〃 四、五二	水戸
—	〃 六、〇一	〃 六、〇七	平
〃 七、五七	〃 八、〇一	〃 八、〇七	水戸
後 九、〇七	前 九、一一	後 九、一七	土浦

總武線發車時刻

龜戸發	着	龜戸發	着	龜戸發	着	龜戸發	着
前 五、〇〇	佐倉	前 九、四〇	大貫	後 二、〇〇	佐倉	後 七、〇〇	銚子
〃 五、三〇	大貫	〃 一〇、〇〇	佐倉	〃 三、〇〇	銚子	〃 八、〇〇	佐倉
〃 六、〇〇	銚子	〃 一一、〇〇	銚子	〃 四、〇〇	佐倉	〃 九、〇〇	同
〃 七、〇〇	佐倉	〃 一一、四〇	大貫	〃 四、一〇	大貫	〃 一〇、〇〇	同
〃 八、〇〇	同	〃 一二、〇〇	佐倉	〃 五、〇〇	銚子	〃 一一、〇〇	同
〃 八、一〇	大貫	後 一、〇〇	銚子	〃 六、〇〇	佐倉	(成田方面は平常通り)	
〃 九、〇〇	銚子	〃 一、五〇	大貫	〃 六、五〇	大貫		

東海道線發車時刻 (品川横濱間)

品川發	横濱着	横濱發	品川着
前 七、〇〇	前 八、二〇	前 八、四〇	前 一〇、〇二
〃 八、五〇	〃 九、五〇	〃 一〇、三〇	〃 一一、五二
〃 一〇、二〇	〃 一一、四〇	後 一二、二〇	後 一、四二
後 一二、二〇	後 一、四〇	〃 二、三〇	〃 三、五二
〃 二、二〇	〃 三、四〇	〃 四、二〇	〃 五、四二
〃 四、二〇	〃 五、四〇	〃 六、〇〇	〃 七、二二

中央線發車時刻

飯田町新宿間		新宿與瀬間	
飯田町發	新宿發	新宿發	新宿發
前 一〇、三〇	前 一一、三〇	前 八、三〇	後 二、一八
後 一、〇〇	後 二、一五	〃 一〇、一二	
〃 三、三〇	〃 四、四〇	〃 一一、三〇	

山手線發車時刻

品川發田端行			田端發品川行			池袋發赤羽行	
品川發	新宿發	田端發	田端發	新宿發	品川着	池袋發	赤羽發
前 六、〇〇	前 六、四三	前 七、一五	前 六、〇五	前 六、四三	前 七、二二	前 六、五五	前 七、三五
〃 七、〇〇	〃 七、四三	〃 八、一五	〃 七、〇五	〃 七、四二	〃 八、二二	〃 八、三〇	〃 八、五五
〃 八、〇〇	〃 八、四三	〃 九、一五	〃 八、〇五	〃 八、四三	〃 九、二二	〃 九、四〇	〃 一〇、一〇
〃 九、〇〇	〃 九、四三	〃 一〇、一五	〃 九、〇五	〃 九、四三	〃 一〇、二二	〃 一一、〇〇	〃 一一、三〇
〃 一〇、〇〇	〃 一〇、四三	〃 一一、一五	〃 一〇、〇五	〃 一〇、四三	〃 一一、二二	後 一二、三五	後 一、〇〇
〃 一一、〇〇	〃 一一、四三	後 一二、一五	〃 一一、〇五	〃 一一、四三	後 一二、二二	〃 一、三五	〃 二、一〇
後 一二、〇〇	後 一二、四三	〃 一、一五	後 一二、〇五	後 一二、四三	〃 一、二二	〃 三、〇〇	〃 三、四〇
〃 一、〇〇	〃 一、四三	〃 二、一五	〃 一、〇五	〃 一、四三	〃 二、二二	〃 四、一五	〃 四、四五
〃 二、〇〇	〃 二、四三	〃 三、一五	〃 二、〇五	〃 二、四三	〃 三、二二		
〃 三、〇〇	〃 三、四三	〃 四、一五	〃 三、〇五	〃 三、四三	〃 四、二二		
〃 四、〇〇	〃 四、四三	〃 五、一五	〃 四、〇五	〃 四、四三	〃 五、二二		

輸送成績は、

イ、東京出入者概數

出 一〇六、〇〇〇人

内譯	
東海道線方面	七、二〇〇人
中央線方面	五、〇〇〇人
東北信越線方面	四八、〇〇〇人
常磐線方面	一二、〇〇〇人
總武線方面	二二、八〇〇人
山手線方面	一一、〇〇〇人

入 五一、八〇〇人

内譯	
東海道線方面	三、六〇〇人
中央線方面	四、五〇〇人
東北信越線方面	一二、〇〇〇人
常磐線方面	五、〇〇〇人
總武線方面	一九、〇〇〇人
山手線方面	一七、七〇〇人

ロ、救恤品 (午後二時狀況)

品名	龜戸	隅田川	田端	計
米	一〇〇噸 (一、六〇〇俵)	七一〇 (一一、三六〇)	一、五七〇 (二五、一二〇)	二、三八〇 (三八、〇八〇)
其他食料品	一三五噸	九〇	一、三四一	一、五六六

八日は新に運轉を開始したるもの東海道線横濱大船間にして、午後四時までの調査(以下同じ)に據れば、同線品川大船間の旅客列車四往復、品川程ヶ谷間一往復、品川川崎間一往復、山手線品川田端間十一往復、貨物列車十二往復をなし、一面混雜を防ぐため池袋赤羽間の列車運轉を廢し、中央線は新宿與瀬間旅客列車五往復、飯田町新宿間は、必要に應じ、食糧配給列車を運轉し、東北信越線は、日暮里大宮間に旅客列車十二往復、田端大宮間に十二往復をなすと共に、入京者制限の爲め、内六列車のみ客扱をなし、外に食糧列車を田端大宮間に六往復す、常磐線は前日に同じく、更に三河島より土浦行臨時旅客列車二回を運轉し、總武線は龜戸より十九往復を爲したり、入京者の制限は、地方官憲の證明書持參者に限りたるも、猶減退の兆なきを以て、東北奥羽磐越方面より大宮まで七箇列車、守都宮まで一箇列車、高崎信越線方面より大宮まで六箇列車、常磐線方面より日暮里まで四箇列車、土浦まで一箇列車の外、總て旅客列車の運轉を休止す、是日の運輸成績は、

イ、東京出入者概數

出 一一〇、〇〇〇人

内譯	
東海道線方面	八、二〇〇人
中央線方面	八、〇〇〇人
東北信越線方面	四八、〇〇〇人
常磐線方面	一二、〇〇〇人
總武線方面	二二、八〇〇人
山手線方面	一一、〇〇〇人

入　四八、〇〇〇人
　東海道線方面
　内　中央線方面　四、一〇〇人
　　東北信越線方面　七、二〇〇人
　　常磐線方面　七、〇〇〇人
　　總武線方面　三、〇〇〇人
　　山手線方面　一九、〇〇〇人
　　七、七〇〇人

ロ、食糧品到着數量

	品名	龜戸	隅田川	田端	計
米		四一〇噸 六、五六〇俵	三六〇噸 五、七六〇俵	一、四一〇噸 二二、五六〇俵	二、一八〇噸 三四、八八〇俵
其他食糧品		二五〇噸	三〇〇噸	八四〇噸	一、三九〇噸

九日は東海道線平塚大磯間、横須賀線大船鎌倉間を開通し、平塚大磯間は午前十一時より旅客列車三往復を運轉し、品川大船間は七往復、大船鎌倉間亦七往復を爲し、山手線品川田端間は旅客列車十一往復、貨物列車十二往復、中央線新宿與瀨間は旅客列車四往復を運轉し、與瀨トンネル不通箇所十五町を徒歩して上野原以西に接續し、外に新宿八王子間下り列車三回、上り列車四回、新宿與瀨間下り一回の旅客列車を出し、東北信越線は、日暮里大宮間十二往復、田端大宮間十二往復、合計二十四往復の旅客列車を運轉し、依然全部大宮乘換を以て東北信越線に接續し、上り列車は内六箇列車のみ客扱を爲し、外に田端大宮間に貨物列車を運轉すること六往復なり、常磐線は日暮里又三河島を起點として下り九回、上り九回の旅客列車を出し、總武線は龜戸を起點として銚子行七往復、佐倉行十二往復、大貫行七往復の旅客列車を出す、成田方面は平常に異らず、十日新に開通を見たるは、横須賀線鎌倉逗子間にして、東海道線品川大船間七往復、大船鎌倉間七往復、共に旅客列車を運轉し、四往復を逗子まで延長す、山手線品川田端間は、旅客列車十一往復、貨物列車十二往復、中央線新宿與瀨間は旅客列車四往復、東北信越線は日暮里大宮間十二往復、田端大宮間十二往復、内上り列車は、十四箇列車は客扱を爲し、十箇列車は空車を廻送したり、此外田端大宮間に貨物列車を運轉するもの十二往復なり、常磐線は日暮里三河島又北千住を起點として旅客列車下り十二回、上り十回、内四回は客扱を爲さず、總武線は、龜戸佐倉間十九往復、佐倉銚子間七往復、千葉大貫間七往復、大網勝浦間五往復、佐倉成田間六往復、成田我孫子間五往復、成東大網間七往復の旅客列車を運轉し、九日午後四時より十日午後四時までに（以下同じ）左の如く輸送す。

イ、東京出入旅客概數

出　九七、四〇〇人
　東海道線方面　八、四〇〇人
　内　中央線方面　八、〇〇〇人
　　東北信越線方面　三九、〇〇〇人
　　常磐線方面　一二、〇〇〇人
　　總武線方面　一九、〇〇〇人
　　山手線方面　一一、〇〇〇人

入　四四、五〇〇人
　東海道線方面　四、九〇〇人
　内　中央線方面　七、二〇〇人
　　東北信越線方面　九、一〇〇人
　　常磐線方面　三、〇〇〇人
　　總武線方面　一三、三〇〇人
　　山手線方面　七、〇〇〇人

ロ、救恤品到着數量

龜戸驛　来　一八〇噸（二、八八〇俵）　其他食糧品　二八〇噸
　東海道線方面　一一、二〇〇人
　内　中央線方面　七、二〇〇人
　　東北信越線方面　七、〇〇〇人
　　常磐線方面　三、〇〇〇人
　　總武線方面　九、五〇〇人
　　山手線　七、七〇〇人

隅田川驛　来　六八〇噸（一〇、八八〇俵）　其他食糧品　三一〇噸
田端驛　同　九〇〇噸（一四、四〇〇俵）　同　一、二一〇噸
　計　同　一、七六〇噸（二八、一六〇俵）　同　一、八〇〇噸

是日戒嚴地域内に於ける軍事行動を敏活ならしむる爲め、特に簡易なる手續を以て、鐵道軍事輸送の便を開く。

十一日に至り、東海道線大船藤澤間、大磯二宮間及北條線大貫佐野間亦開通し、東海道線品川横濱間は複線の運轉を開始して、七往復し、品川藤澤間大船逗子間何れも七往復、平塚大磯間四往復、御殿場沼津間五往復、山手線品川田端間十一往復及貨物列車十四往復し、池袋赤羽間は依然旅客列車を運轉せず、只不定期貨物列車二往復を爲し、中央線新宿與瀨間は下り七回、上り五回、新宿八王子間は下り二回、上り四回、東北信越線日暮里大宮間、田端大宮間共に十往復、内上り十箇列車のみ客扱を爲し、外に田端大宮間十二往復、赤羽大宮間二往復の不定期貨物列車を運轉し、常磐線日暮里三河島又北千住より下り十二回、上り十回、内四回は客扱を爲さず、總武線龜戸佐倉間十九往復、佐倉銚子間七往復、千葉大貫間七往復、大網勝浦間五往復、佐倉成田間六往復、成田我孫子間五往復、成東大網間七往復を爲す、十日午後四時より十一日午後四時までの運輸成績は、

イ、東京出入旅客概數

出　一一四、〇〇〇人
　東海道線方面　二一、〇〇〇人
　内　中央線方面　九、〇〇〇人
　　東北信越線方面　四〇、〇〇〇人
　　常磐線方面　一四、〇〇〇人
　　總武線方面　一九、〇〇〇人
　　山手線　一一、〇〇〇人

入　四五、六〇〇人
　東海道線方面　一一、二〇〇人
　内　中央線方面　七、二〇〇人
　　東北信越線方面　七、〇〇〇人
　　常磐線方面　三、〇〇〇人
　　總武線方面　九、五〇〇人
　　山手線　七、七〇〇人

ロ、救恤品到着數量

龜戸驛　来　二〇〇噸（三、二〇〇俵）　其他食糧品　三〇〇噸
田端驛　同　七八〇噸（一二、四八〇俵）　同　一、〇三〇噸
隅田川驛　同　一七〇噸（二、七二〇俵）　同　四六〇噸
　合計　同　一、一五〇噸（一八、四〇〇俵）　同　一、七九〇噸

此の如くにして線路の復舊次第に成るや、燒失客車補給の要あり、當局者乃ち仙臺、名古屋、神戸、門司各鐵道局管内より、四輪車換算四百輛を二十日までに品川驛へ廻送するの手續を爲す、内約一百輛は已に廻着使用しつゝありたり。

十二日東海道線藤澤茅ケ崎間、東神奈川高島間皆線路の修理成り、東海道線品川横濱間は十一往復、品川逗子間は八往復、大船茅ケ崎間亦八往復、平塚二宮間四往復、山手線品川田端間十九往復及貨物列車十回往復、池袋赤羽間は不定期貨車二往復、中央線新宿與瀨間は、下り十一回、上り九回、新宿八王子間は下り二回、上り四回及不定期貨物列車一往復、東北信越線日暮里大宮間、田端大宮間共に十往復、内上り列車十箇列車を空車廻送とし、外に田端大宮間定期貨車九往復、不定期貨車三往復、赤羽大宮間不定期貨車二往復を爲し、常磐線は日暮里三河島又北千住より十二往復内上り六回の客扱を爲さず、外に貨車上り六回下り五回を運轉し、總武線は龜戸佐倉間十九往復、佐倉銚子間、千葉佐貫間共に七往復、大網勝浦間五往復、佐倉成田間六往復、成田我孫子間五往復、成東大網間七往復及龜戸佐倉間貨車四往復

を爲す、是日救護事務從事上京者の無賃乘車を廢す。

イ、東京出入旅客概數　自十一日午後四時　至十二日午後四時

出　一三九、六〇〇人

内	東海道線方面	二八、五〇〇人
	中央線方面	一三、〇〇〇人
	東北信越線方面	四〇、〇〇〇人
	常磐線方面	一四、四〇〇人
譯	總武線方面	二四、七〇〇人
	山手線方面	一九、〇〇〇人

入　五六、三〇〇人

内	東海道線方面	一五、二〇〇人
	中央線方面	六、四〇〇人
	東北信越線方面	七、〇〇〇人
	常磐線方面	三、〇〇〇人
譯	總武線方面	一一、四〇〇人
	山手線方面	一三、三〇〇人

ロ、救恤品到着

龜戸驛	来	一九〇噸（三、〇四〇俵）	其他食糧品	四〇噸
隅田川驛	同	三一〇噸（四、九六〇俵）	同	六二〇噸
田端驛	同	一、二二〇噸（一九、五二〇俵）	同	九二〇噸
計		同　一、七二〇噸（二七、五二〇俵）	同	一、五八〇噸

十三日は東海道線二宮國府津間、横須賀線逗子田浦間の線路修理成り、東海道線品川横濱間十一往復、品川田浦間七往復、品川大船間一往復、大船馬入川假乘降場茅ケ崎平塚間八往復、平塚國府津間四往復、馬入川假乘降場平塚間は馬入川東岸、約一里徒歩連絡す、山手線品川田端間十九往復外貨物列車十四往復、池袋赤羽間不定期貨物列車二往復、中央線新宿與瀬間下り十一回、上り九回、新宿八王子間下り二回、上り四回客扱を爲さず、外に新宿八王子間不定期貨物列車一往復、内十箇列車客外に貨物列車九往復、不定期貨物列車三往復、同赤羽大宮間二往復、常磐線十往復、内上り四回客扱をなさず、外に貨物列車上り六回下り五回、總武線龜戸佐倉間十九往復、佐倉銚子間、千葉佐貫間共に七往復、大網勝浦間五往復、佐倉成田間六往復、成田我孫子間五往復、成東大網間七往復、外に龜戸佐倉間貨物列車一往復を運轉す。

イ、東京出入旅客概數　自十二日午後四時　至十三日午後四時

出　一二九、五〇〇人

内	東海道線方面	二八、五〇〇人
	中央線方面	一三、〇〇〇人
	東北信越線方面	四、〇〇〇人
	常磐線方面	一〇、〇〇〇人
譯	總武線方面	一九、〇〇〇人
	山手線方面	一九、〇〇〇人

入　五五、〇〇〇人

内	東海道線方面	一五、二〇〇人
	中央線方面	六、四〇〇人
	東北信越線方面	七、〇〇〇人
	常磐線方面	三、六〇〇人
譯	總武線方面	九、五〇〇人
	山手線方面	一三、三〇〇人

ロ、救恤品到着

龜戸驛	来	一、二四〇〇俵）	其他食糧品	二三〇噸
隅田川驛	同	三二〇噸（五、一二〇俵）	同	一二〇噸
田端驛	同	一、一四〇噸（一八、二四〇俵）	同	九四〇噸
計		同　一、六一〇噸（二五、七六〇俵）	同	一、二九〇噸

是日より在鄉軍人地方青年團の救護上京退京者無賃乘車を廢す。

十四日線路の復舊したるは、北條線佐野上總湊間なり、乃ち千葉佐貫間の列車運轉を千葉上總湊間に延長す、其他の運轉數は前日に同じく、唯前夜來の豪雨に依り、是日午後一時頃笹子驛構内の土砂崩壞し、爲に線路不通と爲る、輸送成績は、

イ、東京出入旅客概數　自十三日午後四時　至十四日午後四時

出　一〇〇、一〇〇人

内	東海道線方面	二二、八〇〇人
	中央線方面	一一、七〇〇人
	東北信越線方面	三〇、〇〇〇人
	常磐線方面	九、〇〇〇人
譯	總武線方面	一一、四〇〇人
	山手線方面	一五、二〇〇人

入　四九、八〇〇人

内	東海道線方面	一五、二〇〇人
	中央線方面	五、六〇〇人
	東北信越線方面	七、〇〇〇人
	常磐線方面	三、〇〇〇人
譯	總武線方面	五、七〇〇人
	山手線方面	一三、三〇〇人

ロ、救恤品到着數量

龜戸驛	来	四六〇噸	七、三六〇俵	同　二七〇噸
隅田川驛	同	一、二五〇噸	二〇、〇〇〇俵	同　一、二〇〇噸
田端驛	同	一、七一〇噸	二七、三六〇俵	同　一、五〇〇噸
計		同　一、七一〇噸	二七、三六〇俵	同　一、五〇〇噸

にして、在鄉軍人團本部の召集に係る在鄉軍人にして、聯隊區司令部證明書所持者に限り運賃半減扱を開始し、震災地着救護材料中用濟となりて返送するものは、行政廳又は公共團體に託送し、及救護事務局輸送承諾書あるものを無賃輸送とす。

十五日は汐留品川間を開通す、列車の運轉は、前日に同じきも、大雨の爲め東海道線馬入川假橋流失し、馬入川乘降場平塚間の徒歩連絡絶ゆ、中央線笹子驛亦開通に至らず。

イ、東京出入者概數　自十四日午後四時　至十五日午後四時

出　八四、三三〇人　　入　四三、一〇〇人

内	東海道線方面	一九、九五〇人	其他食糧	一八〇噸
	中央線方面	八、〇〇〇人	同	二八〇噸
	東北信越線方面	二六、〇〇〇人	同	三七〇噸
	常磐線方面	七、二〇〇人	同	八三〇噸
譯	總武線方面	七、九八〇人		
	山手線方面	一五、二〇〇人		

ロ、食糧品到着數量

龜戸驛	来	一五〇噸（二、四〇〇俵）	其他食糧	一八〇噸
隅田川驛	同	二一〇噸（三、三六〇俵）	同	二八〇噸
田端驛	同	一、一三〇噸（一八、〇八〇俵）	同	三七〇噸
計		同　一、四九〇噸（二三、八四〇俵）	同	八三〇噸

十六日は房總線蘇我土氣間の修理成りて、千葉土氣間の旅客列車二往復を運轉し、山手線は、品川鶯谷間に電車運轉を開始せる爲め、旅客列車の往復を廢し、品川田端間の貨物列車十四往復は之を繼續す、其他中央線亦列車の回數を減じて、新宿與瀬間下り六回、上り三回、新宿八王子間下り一回、上り四回、內上り二回客扱を爲さず、笹子驛浸水箇所は是日午後二時を以て開通す、他は前日に同じ。

イ、東京出入者概數　自十五日午後四時　至十六日午後四時

総數		出　七八、一〇〇人		入　四一、八八〇人
内	東海道線方面	一九、〇〇〇人		一六、二五〇人
	中央線方面	六、三〇〇人		三、二〇〇人
	東北信越線方面	二四、〇〇〇人		七、〇〇〇人
譯	常磐線方面	七、〇〇〇人		二、五〇〇人
	總武線方面	七、六〇〇人		二、二八〇人
	山手線方面	一四、二〇〇人		一〇、六五〇人

ロ、食糧品到着數量

龜戸驛	来	九〇噸（一、四四〇俵）	其　他	七〇噸

隅田川驛	米	一〇〇噸(一、六〇〇俵)	其他	一九〇噸
田端驛	同	五七〇噸(九、一二〇俵)	同	二〇〇噸
計	同	七六〇噸(一二、一六〇俵)	同	四六〇噸

是日鐵道省震災救護事務局と議して、是月二十一日を期し、東京市內は區長、其他は市町村長の罹災證明書持參者に限り、同證書引換に無賃乘車の取扱を爲すこととす。

十七日は、東海道線品川田浦間の直通運轉を廢して、品川茅ヶ崎間の直通運轉とし、品川橫濱十二往復、品川茅ヶ崎間八往復、(茅ヶ崎平塚間は烏井戶川現場まで列車を運轉す)、大船田浦間八往復、平塚國府津間四往復とし、馬入川は渡船を以て連絡し、中央線は、新宿與瀨間下り十一回上り九回、新宿八王子間下り二回上り四回、內上り一回は客扱を爲さず、外に貨物列車新宿八王子間に一往復し、飯田町國分寺間は、是日電車の試運轉を爲す、常磐線は日暮里八往復折返し、三河島二往復折返し、計十往復中、上り四回の客扱を爲さず、外に六往復の貨物列車を運轉し、常磐線は、龜戶佐倉間十九往復、千葉土氣間二往復、大網勝浦間五往復、佐倉成田間六往復、成田我孫子間五往復、成東大網間七往復、前日に同じく、佐倉銚子間、千葉上總湊間は八往復を運轉し、貨物列車は、龜戶佐倉間一往復、佐倉銚子間二往復とす、山手線東北信越線は前日に異らず、而して東北奧羽磐越高崎信越常磐線上り列車半減は、之を二十日限りとし、二十一日より一般客扱を爲すに決す。

イ、東京出入者概數　自十六日午後四時至十七日午後

		出	入
總數		八七、五〇〇人	五三、五八〇人
內譯	東海道線	二〇、〇〇〇人	一六、〇〇〇人
	中央線	一一、七〇〇人	五、二〇〇人
	東北信越線	二二、八〇〇人	六、三〇〇人
	常磐線	七、〇〇〇人	二、五〇〇人
	總武線	七、六〇〇人	二、二八〇人
	山手線	二八、四〇〇人	二一、三〇〇人

ロ、食糧品到着數量

龜戶驛	米	三〇噸(四八〇俵)	其他	二〇噸
隅田川驛	同	三八〇噸(六、〇八〇俵)	同	三四〇噸
田端驛	同	一、三八〇噸(二二、〇八〇噸)	同	一四〇噸
計	同	一、七九〇噸(二八、六四〇噸)	同	五〇〇噸

是日現在の地方鐵道軌道運轉狀況左の如し。

地方鐵道ノ部

一、東武鐵道　本線全線運轉(北千住西新井間徒步連絡)　舊東上線全線運轉
二、武藏野鐵道　全線運轉
三、目黑蒲田電鐵　全線運轉
四、池上電鐵　全線運轉
五、多摩鐵道　十六日ヨリ全線運轉ノ見込
六、西武鐵道　全線運轉
七、青梅鐵道　全線運轉
八、秩父鐵道　全線運轉
九、龍ヶ崎鐵道　全線運轉
一〇、駿豆鐵道　全線運轉

軌道ノ部

一、東京市營　是日ヨリ特別乘車料金ヲ徵集シ、十運轉系統、三十八哩ノ運轉ヲナス
二、京成電氣　全線運轉
三、王子電氣　全線運轉
四、西武鐵道　川越線　川越大宮間運轉ノ處、十六日荒川增水ノタメ二三日不通
新宿線全線運轉
五、京王電氣　笹塚以西全線運轉
六、玉川電氣　惠比壽三軒茶屋間運轉
七、京濱電氣　品川新子安間(六鄉橋徒步連絡)　穴守支線ハ大鳥居マデ運轉ス

十八日東京品川間の線路復舊し、東海道線は東京を發車す、運轉回數は總て前日の如く、救護事務のため震災地に來りたる在鄉軍人、地方青年團員の歸鄉車船賃は、臨時震災救護事務局發行證明書持參者に限り、九月三十日まで無賃乘車船を許すこととし、震災以來震災地域內着貨物は、食糧及救恤品復舊材料に限りたりしを改めて、二十一日後は一般販賣品中品種を限りて運賃五割減を以て輸送を開始し、無賃輸送は救恤品に限ることと爲す。

イ、東京出入者概數　自十七日午後四時至十八日午後四時

		出	入
總計		七三、二〇〇人	四五、五三〇人
內譯	東海道線	二八、八〇〇人	二四、〇〇〇人
	中央線	一一、七〇〇人	七、一五〇人
	東北信越線	二〇、〇〇〇人	八、〇〇〇人
	常磐線	七、〇〇〇人	四、二〇〇人
	總武線	五、七〇〇人	二、一八〇人
	山手線	二八、四〇〇人	二八、四〇〇人

ロ、食糧品到着數量

龜戶驛	米	二〇噸(三二〇俵)	其他	三〇噸
隅田川驛	同	三二〇噸(五、一二〇俵)	同	四二〇噸
田端驛	同	一、〇五〇噸(一六、八〇〇俵)	同	一八〇噸
計	同	一、三九〇噸(二二、二四〇俵)	同	六三〇噸

十九日は、中央線牛込中野間、中野吉祥寺間に電車運轉を開始し、高島驛構內に鐵道省駐在員を置き、以て橫濱附近及以西東海道方面の震災關係應急事務を處理せしむ、他は前日に同じ。

イ、東京出入者概數　自十八日午後四時至十九日午後四時

		出	入
總數		六八、四〇〇人	四一、五三〇人
內譯	東海道線	二四、〇〇〇人	二〇、〇〇〇人
	中央線	一一、七〇〇人	七、一五〇人
	東北信越線	二〇、〇〇〇人	八、〇〇〇人
	常磐線	七、〇〇〇人	四、二〇〇人
	總武線	五、七〇〇人	二、一八〇人

外近郊輸送

山手線	上下各	二八、四〇〇人
中央線	同	二一、九〇〇人

二十日橫濱線原田町八王子間を開通して三往復の旅客列車を運轉し、總武線は全部運轉時刻を改正し、龜戶千葉間十七往復、其他は概して前日同一の回數とし、銚子、成田、上總湊各方面及成東勝浦間に直通列車を運轉す、貨物列車は是日より錦絲町驛發着とす、他は前日に同じ

イ、東京出入者概數　自十九日午後四時至二十日午後四時

		出	入
總計		六七、八〇〇人	四一、三九〇人
內譯	東海道線	二四、〇〇〇人	二〇、〇〇〇人
	中央線	一一、七〇〇人	七、一五〇人
	東北信越線	二〇、〇〇〇人	八、〇〇〇人
	常磐線	七、〇〇〇人	四、二〇〇人
	總武線	五、一〇〇人	二、〇四〇人

ロ、食糧品到着數量

龜戶驛	米	無	其他	二〇噸
隅田川驛	同	一七六噸(二、七二〇俵)	同	一六〇噸
田端驛	同	一、一九〇噸(一九、〇四〇俵)	同	二四〇噸
計	同	一、三六〇噸(二一、七六〇俵)	同	四二〇噸

此くの如く震災以來應急運轉を爲し來りたりし汽車は、災後の處置

次第に緒に就くと共に、九月二十一日より著しく其狀態を改善するに至りたり、是日新に開通したるもの、東海道線に國府津山北間、谷峨御殿場間あり、總武線に錦絲町龜戸間あり、是に於て前者は、山北谷峨間の被害地たる第三酒匂川假乘降場より谷峨に至る約十三町の徒歩、茅ケ崎平塚間に於ける鳥井戸川假乘降場より馬入川西岸假乘降場に至る間の徒歩渡船を介して、本線の全通と爲り、後者は旅客列車運轉區間を錦絲町驛まで延長す、即ち

東海道線（二十一日ヨリ當分）

列車種類	區間	列車回數 下リ	列車回數 上リ	摘要
旅客列車	東京蒲田間小運轉	三一	三一	
同	横濱間	八	八	
同	程ケ谷間	五	五	
同	大船間	一	—	
同	鳥井戸川假乘降場間	七	八	鳥井戸川馬入川西岸間ハ鳥井戸川馬入川東岸間約十四町徒歩、馬入川渡船ニテ連絡
同	大船鳥井戸川假乘降場間	一	—	
同	馬入川西岸平塚間	—	一	
同	國府津間	一	一	
同	第三酒匂川假乘降場間	五	四	
同	平塚間	—	一	
同	山北間	一	空廻二	
同	谷峨沼津間	六	空廻二	第三酒匂川谷峨間ハ徒歩約十七町ニテ連絡
同	大船田浦間	八	八	
同	原町田八王子間	三	三	
貨物列車	品川東神奈川間	四	四	
同	茅ケ崎間	一	一	
同	東神奈川同間	一	一	
同	平塚山北間	一	一	
同	大船田浦間	一	一	

沼津以西ノ旅客列車ニシテ運轉休止セルモノ及其ノ區間左ノ如シ。

下リ

第七列車	（沼津京都間）	第二九列車	（沼津豐橋間）
第一五列車	（沼津名古屋間）	第二三列車	（沼津濱松間）
第三一列車	（沼津靜岡間）	第一列車	（沼津靜岡間）
第八三列車	（沼津靜岡間）	第九列車	（沼津神戸間）
第一三列車	（沼津神戸間）		

上リ

第二八列車	（靜岡沼津間）	第二四列車	（濱松沼津間）
第三〇列車	（豐橋沼津間）	第一〇列車	（名古屋沼津間）
第一二列車	（神戸沼津間）	第一六列車	（神戸沼津間）
第七二列車	（靜岡沼津間）	第八列車	（京都沼津間）
第八〇列車	（靜岡沼津間）	第二列車	（靜岡沼津間）
第八六列車	（靜岡沼津間）		

同時に電車は、山手線池袋赤羽間を復舊し、中央線は運轉區間を飯田町まで延長す。

イ、東京出入者概數

		出	入
總計		六九、二一〇人	四二、六〇〇人
內	東海道線	二五、四一〇人	二一、二一〇人
	中央線	一一、七〇〇人	七、一五〇人
	東北信越線	二〇、〇〇〇人	八、〇〇〇人
譯	常磐線	七、〇〇〇人	四、二〇〇人
	總武線	五、一〇〇人	二、〇四〇人

ロ、食糧品到着數量

龜戸驛	来 無	其他	一〇噸
隅田川驛	同 四〇噸（六四〇俵）	同	一八〇噸
田端驛	同 五〇〇噸（八、〇〇〇俵）	同	三四〇噸
計	同 五四〇噸（八、六四〇俵）	同	五三〇噸

是日より罹災者の無賃乘車は、市町村長證明書持參者に限ることとす。

省告示左の如し。

鐵道省告示第百七十七號

大正十二年九月二十一日ヨリ當分ノ內、災害地域各停車場ニ於ケル旅客、手小荷物及貨物ノ取扱方、左ノ通制限ス。

大正十二年九月二十一日　鐵道大臣　山之內一次

一、左ノ停車場及市內營業所ニ於テハ、一般運輸營業ヲ停止ス。

東海道線

有樂町、新橋、濱松町、神奈川、櫻木町、濱川崎、高島、小机、長津田、横須賀、横濱港、熱海線各驛。

中央線

神田、萬世橋、御茶ノ水、水道橋。

東北線

上野。

總武線

兩國橋、濱金谷江見間、久留里線各驛。

東京横濱市內營業所。

二、總武線錦絲町停車場ニ於ケル、小荷物、旅客附隨小荷物、發送貨物及到着小口扱貨物ノ取扱ヲ爲サス。

三、左ノ停車場ニ於テハ、發送貨物及到着小口扱貨物ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線

汐留、東横濱。

東北線

秋葉原。

中央線

飯田町。

四、左ノ停車場ニ於テハ、到着小口扱貨物ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線

品川。

東北線

田端、王子、三河島、北千住、隅田川、大崎、恵比壽、澁谷、新宿、目白、池袋、大塚、巢鴨、板橋。

總武線

龜戸。

五、左ノ停車場ニ於テハ、旅客附隨小荷物旅客自用自轉車ヲ除ク、及小荷物ノ取扱、並手小荷物及貨物配達ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線

東京駿河間、及同區間ヨリ分岐スル貨物支線、横濱線、横須賀線各驛。

中央線

東京與瀨間、手小荷物關係ニ在リテハ東京千駄ケ谷間、各驛。

東北線

養谷王子間各驛、秋葉原、山手線、日暮里北千住間各驛、隅田川。

總武線

錦絲町、龜戸。

六、前號各停車場ニ發着スル貨物ハ、積卸ノ際ニ於ケル雨濡及延着ニ伴フ損害ヲ貨主ニ於テ負擔スルモノニ限リ之ヲ取扱フ。

七、東海道線及中央線徒歩連絡區間ヲ經由スル手荷物、小荷物及旅客附隨小荷物ハ、之カ取扱ヲ爲サス、但シ新聞紙及閉塞扱郵便ハ、徒歩連絡區間ニ對スル小運送ヲ託送者ニ於テ負擔スルモノニ限ル。

鐵道省告示第百七十八號

九月二十一日ヨリ當分ノ內、左ノ各號ニ依リ、震災地方行貨物ノ取扱ヲ爲ス。

大正十二年九月二十一日　　鐵道大臣　山之內一次

一、品種

甲、敎恤品

乙、食料品、飲料ヲ含ム、飼料、家畜、衣類、寢具及附屬品、タオル、手拭並其ノ類ヲ含ム、建築材料、運搬具、燃料、藥品及衞生材料、小間物、荒物類、紙類、疊、建具及其ノ材料、炊事用具、食器類、諸工具、雨具類。

二、運送便ノ種類及裝種別

普通便ニ依ル貨切扱及特種扱中、級外品第三種家畜。

三、着驛

錦絲町、龜戶及本更津上總湊間各驛。

四、荷送人及荷受人

限定セス、但シ敎恤品ハ、行政廳又ハ公共團體トス。

五、運賃

甲、敎恤品　無賃。

乙、其ノ他　普通運賃最低運ノ五割減。

六、取扱方

イ、荷受人カ到着ノ日ノ翌日中ニ引渡ノ請求ニ應セサルトキハ、荷送人ノ費用ヲ以テ之ヲ發驛ニ返還スルコトアルモノトス、此場合運賃ハ往復共前號ヲ適用セス。

ロ、返還以外ノ處分ノ請求ニ應セス。

ハ、貨物引換證ヲ發行セス。

ニ、代金引換ノ取扱ヲ爲サス。

ホ、取卸及到着通知ハ着驛ニ於テ口頭又ハ揭示ヲ以テ之ヲ爲ス。

ヘ、貨車留置料、貨物保管料、貨物留料ハ、普通料金ノ三倍トス。

ト、引渡シタル貨物ノ引取ヲ爲ササルトキハ、荷主ノ費用ヲ以テ作業ノ妨トナラサル箇所ニ之ヲ移動スルコトアルモノトス、此ノ場合、移動ニ基ク貨物ノ損害ニ付テハ、鐵道其ノ責ニ任セス。

チ、貨物ノ引渡ハ、行政廳、公共團體及從來判取薄ニ依ル引渡ヲ承認シタルモノニ對シテハ判取薄、其他ニ對シテハ貨物通知書甲片又ハ資力信用充分ナル者ヲ保證人トスル保證狀ニ依ル。

リ、其ノ他ハ一般規定ニ依ル。

因に記す、九月二十一日鐵道省告示第百八十號は、左記第三號中「及木更津上總湊間」を「木更津上總湊間及富浦九重間各驛」に改め、二十三日より施行す。

三、木更津上總湊間及富浦九重間各驛

〔參考〕東京附近地方鐵道及軌道運轉狀況（九、二一調）

地方鐵道の部

一、東武鐵道	全線運轉（曳舟龜戶間ノミ運轉セス）	
二、武藏野鐵道	全線運轉	
三、目黑蒲田電鐵	全線運轉	
四、池上電鐵	全線運轉	
五、多摩鐵道	全線運轉	
六、西武鐵道	全線運轉	
七、青梅鐵道	全線運轉	
八、秩父鐵道	全線運轉	
九、龍ヶ崎鐵道	全線運轉	

軌道の部

一、東京市營	十一運轉系統四十餘哩ノ運轉ヲナス	
二、京成電氣	全線運轉	
三、三子電氣	全線運轉	
四、西武鐵道（川越線、新宿線）	全線運轉	
五、京王電氣	葵橋以西全線運轉	
六、玉川電氣	惠比壽、三軒茶屋間運轉	
七、京濱電氣	全線運轉（六鄕橋徒步連絡）	

二十二日、東北本線秋葉原上野間、上野日暮里間開通し、同時に大宮打切を廢して上野まで直通運轉とし、是日だけ上野は降車客に限り取扱ひ、大宮以南の運轉回數を左の如く改む。

日暮里	大宮間	旅客列車	二十六　往復
田端	大宮間	貨物列車	十四　往復
大宮以南山手線直通		貨物列車	十四　往復

大宮以北は、東北本線大宮小山間の旅客列車一往復、高崎線大宮高崎間の同二往復を休止し、從來の日光直通旅客列車は、一往復の外併結を中止して宇都宮打切とし、他は平常通り運轉す、總て常磐線亦旅客列車を上野まで直通運轉し、（是日は上野驛設備の都合に依り降車客に限り取扱ふ）、成田直通列車は、上野我孫子間（五往復）を休止して我孫子打切とし、他は平常に同ふす、總武線錦絲町千葉間は十七往復、他の區間は大約平常同一回數の旅客列車を運轉し、錦絲町より銚子、成田上總湊（成田及上總湊行、錦絲町千葉間併結）各方面、及成東勝浦間皆直通運轉す。

イ、東京出入者概數

總計	由		入　四一、三九〇人
內	東海道線	二四、〇〇〇人	二〇、〇〇〇人
	中央線	一一、四四〇人	七、一五〇人
	東北信越線	二〇、〇〇〇人	八、〇〇〇人
譯	常磐線	七、七〇〇人	四、二〇〇人
	總武線	五、一〇〇人	二、〇四〇人

ロ、食糧品到着數量

龜戶驛	來	無	其他	一〇噸
隅田川驛	同	三〇噸（四八〇俵）	同	一八〇噸
田端驛	同	四三〇噸（六、八八〇俵）	同	四二〇噸
計	同	四六〇噸（七、三六〇俵）	同	六一〇噸

告示

鐵道省告示第百七十九號

大正十二年九月二十三日ヨリ左ノ各停車場ニ於テ、下記ニ依リ運轉營業ヲ爲ス。

大正十二年九月二十二日　　鐵道大臣　山之內一次

東北線

上野　旅客、手荷物及旅客用自轉車、但シ手荷物ノ配達ヲ取扱ハス。

總武線

富浦、那古船形、安房北條、九重　旅客、手荷物、小荷物、旅客附隨小荷物及貴物、但シ富浦九重間各停車場相互發着ノモノニ限ル。

鐵道省告示第百八十一號

震災地ニ到着シタル救護材料ニシテ、救護ノ目的ヲ達シ、發送地ニ返還スルモノハ、當分ノ內、左記ニ依リ之ヲ取扱ス。

大正十二年九月二十二日　　鐵道大臣　山之內一次

一、荷送人及荷受人　　行政廳又ハ公共團體

二、運賃　　無賃

三、其ノ他一般ノ規定ニ依ル。

鐵道省告示第百八十二號

大正九年十月鐵道省告示第九十九號國有鐵道旅客及荷物運送規則中左ノ通改正シ、大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年九月二十二日　　鐵道大臣　山之內一次

第六十八條ノ二　職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル者旅行ノ場合ニ於テハ、一定ノ割引證ヲ敎受シ、三等旅客運賃ノ五割ヲ低減ス、但シ其ノ給料月額百圓ヲ

超ユル者、季節ニ應シテ常例的ニ移動スル勞務者、三箇月未滿ニテ移動スル短期ノ雇傭者及小兒ハ此ノ限ニ在ラス。

第六十八條ノ三　前條ニ依リ旅行スル者ハ、住所氏名、及生年月日ヲ記載シタル當該職業紹介所長發行ノ就職者旅行證明書ヲ携帶シ、係員ノ請求アルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スヘキモノトス。

第六十八條ノ四　第六十四條ノ規定ハ、第六十八條ノ二ニ依リ、旅客運賃ノ割引ヲ受ケタル者旅行ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第六十八條ノ五　第六十八條ノ二ノ割引證ハ、鐵道省所定ノ樣式ニ依リ、中央職業紹介事務局ニ於テ之ヲ作製シ、當該職業紹介所ヨリ本人ニ交付スルモノトス。

二十三日は、總武線富浦九重間を開通し、東北信越線の上野驛は、乘降客共に取扱ふを得るに至り、同時に山手線電車亦、品川上野間を運轉す。

イ、東京出入者概數

		出	入
總計		七三、七五〇人	六五、四五〇人
內	東海道線	三〇、四五〇人	三二、五五〇人
	中央線	一〇、四〇〇人	八、八〇〇人
	東北信越線	二〇、八〇〇人	一三、〇〇〇人
譯	常磐線	七、〇〇〇人	六、〇〇〇人
	總武線	五、一〇〇人	五、一〇〇人

ロ、食糧品到着數量

品川驛	來	七九〇噸（一二、六四〇俵）	其他	無	
新宿驛	同	四三〇噸（六、八八〇俵）	同	同	
隅田川驛	同	無	同	同	
龜戸驛	同	二二〇噸（三、五二〇俵）	同	同	
田端驛	同	無	同	同	
池袋驛	同	無	同	同	
其他	同	六〇噸（九六〇俵）	同	同	

計　來一、五〇〇噸（二四、〇〇〇俵）　其他　二三〇噸

是時震災地行政廳公共團體宛木材の積出港所在驛まで鐵道に由るものは、當分行政廳公共團體荷送人荷受人として貸切扱を以て託送する場合に限り、普通運賃の五割減とし、震災地提供の自動車其他運搬用具にして、東京、千葉、茨城、群馬、埼玉、神奈川、栃木各府縣外の所在驛に返送するものは、行政廳公共團體送受のものに限り、積荷費を荷主負擔として本月中を無賃輸送とす。

二十四日總武線木更津久留里間開通して、旅客列車を四往復す、東海道線中央線は、東京蒲田間小運轉列車の內、二十九往復を萬世橋まで延長し、萬世橋蒲田間の折返し運轉を爲す。

イ、東京出入者概數

		出	入
總計		五五、四五〇人	五〇、九〇〇人
內	東海道線	一八、九五〇人	一八、九〇〇人
	中央線	九、一〇〇人	七、一五〇人
	東北信越線	一八、二〇〇人	一五、六〇〇人
譯	常磐線	五、〇〇〇人	五、〇〇〇人
	總武線	四、二五〇人	四、一五〇人

ロ、食糧品到着數量

隅田川驛	來	二、二四〇俵	其他	一九〇噸	
新宿驛	同	一二、三二〇俵	同	二〇噸	
品川驛	同	七、六八〇俵	同	—	
田端驛	同	二、二四〇俵	同	一三〇噸	
龜戸驛	同	—	同	—	
其他	同	三二〇俵	同	五〇噸	
計	同	二四、八〇〇俵	同	四〇噸	
				三四〇噸	

告示

鐵道省告示第百八十六號

大正十二年九月二十四日ヨリ左ノ各停車場ニ於テ下記ニ依リ運輸營業ヲ爲ス。

大正十二年九月二十四日　鐵道大臣　山之內一次

中央線　神田）旅客　萬世橋）

總武線

久留里線各停車場。

一般運輸營業、但シ貸切扱及一車積特種扱貨物ハ、同線各停車場相互間ニ發着スルモノニ限ル。

二十五日東京蒲田間に午前三往復、午後二往復の旅客列車を增發す、夜來の暴風雨に依り、東海道線馬入川假橋再び流失せしも、渡船連絡を開始し、總武線は、同く暴風雨に依り、日向成東間、成田酒々井間不通と爲り、各列車日向及成東より、又兩國橋成田間直通列車は、酒々井より折返し運轉す。

イ、東京出入者概數

		出	入
總計		七一、一五〇人	六五、四五〇人
內	東海道線	三〇、四五〇人	三二、五五〇人
	中央線	一〇、四〇〇人	八、八〇〇人
	東北信越線	一八、二〇〇人	一三、〇〇〇人
譯	常磐線	七、〇〇〇人	六、〇〇〇人
	總武線	五、一〇〇人	五、一〇〇人

ロ、食糧品到着數量

隅田川驛	來	八〇〇俵	其他	一九〇噸	
新宿驛	同	五、六〇〇俵	同	二〇噸	
品川驛	同	一一、五二〇俵	同	—	
田端驛	同	一、二八〇俵	同	一一〇噸	
龜戸驛	同	三二〇俵	同	—	

其他　來五、一二〇俵　其他　七〇噸

計　同二四、六四〇俵　同　三九〇噸

二十六日、東横濱横濱港間開通す、水害の爲め不通なりし總武線成田酒々井間は、是日正午開通したり。

取扱改廢

一、避難民の歸國又避難する場合は、一定の證明書を收受し、無賃乘車を爲さしめ、一旦便宜の地に避難したるものが更に故鄉其他へ旅行する場合は、同く證明に依り三等運賃の五割を減じ、震災救護事務のため召集せられたる在鄉軍人團は往復共官用として運賃半減とせしも、秩序恢復のため、無賃及官用扱は九月末日限り、五割扱は十月十日限廢止す。

一、震災地方在留朝鮮人及他地方避難朝鮮人にして、朝鮮總督府發行の證明書持參者は、九月二十八日より十月十五日に至る間を限り、釜山まで無賃輸送す。

一、輸出生絲は、九月二十七日より京北奥羽方面は鐵道に由り、其他は清水港横濱間省連絡船に由り、東横濱又は港濱港着の取扱を開始す。

イ、東京出入者概數

		出	入
總計		七七、〇五〇人	七一、八五〇人
內	東海道線	二九、四〇〇人	三一、五〇〇人
	中央線	一〇、四〇〇人	八、八〇〇人
	東北信越線	一八、二〇〇人	一三、〇〇〇人
譯	常磐線	八、〇〇〇人	七、五〇〇人
	總武線	一一、〇五〇人	一一、〇五〇人

ロ、食糧品到着數量

田端驛	來	一、九二〇俵	其他	三四〇噸	
隅田川驛	同	—	同	三〇噸	

龜戸驛	來	一、二八〇俵	其　他	四〇噸	二、
品川驛	同	三、三六〇俵	同	—	左
計	同	六、五六〇俵	同	四一〇噸	停

是日左の如く告示あり。

鐵道省告示百八十八號

震災地ノ行政廳又ハ公共團體ニ附スル木材ニシテ積出港所在驛迄鐵道ニ依リ運送スルモノハ、當分ノ內行政廳又ハ公共團體ヲ荷送人及荷受人トシ、貸切扱ニ依リ託送スル場合ニ限リ、普通運賃ノ五割ヲ低減ス。

大正十二年九月二十六日　鐵道大臣　山之內一次

鐵道省告示第百九十一號

大正十二年九月鐵道省告示第百七十八號左記第三號中「木更津上總湊間及富津九重間各驛」ヲ「木更津上總湊間富津九重間及久留里線各驛」ニ改正ス。

大正十二年九月二十六日　鐵道大臣　山之內一次

二十七日中央線新宿與瀨間列車中二往復を八王子打切とし、總武線九重江見間は、途中九重假乘降場、千倉假乘降場間約十町を徒歩連絡して開通す。

告示

鐵道省告示第百九十二號

大正十二年九月二十七日ヨリ震災地停車場ニ於テ左記各號ニ依リ運輸營業ヲ爲ス。

大正十二年九月二十七日　鐵道大臣　山之內一次

一、左ノ停車場ニ於テハ新聞紙ノ取扱ヲ爲ス。

東海道線

東京、田町東神奈川間、橫濱驗河間、原町田相原間、大船田浦間各停車場。

中央線

飯田町與瀨間（代々木ヲ除ク）各停車場。

東北線

上野王子間、山手線、日暮里北千住間各停車場。

總武線

錦絲町、龜戸。

三、左ノ停車場ニ於テハ一般運輸營業ヲ爲ス、但シ旅客手荷物小荷物旅客附隨小荷物ハ富浦江見間相互發着貨物ハ富浦九重間並千倉江見間相互發着ノモノニ限ル。

總武線

富浦江見間各停車場。

鐵道省告示第百九十三號

大正十二年九月二十七日ヨリ中央線徒歩連絡區間ヲ經由スル手荷物ノ取扱ヲ爲ス。

大正十二年九月二十七日　鐵道大臣　山之內一次

イ、東京出入者概數

總計　出　六一、六〇〇人　入　六一、四三〇人

內　東海道線　二一、〇〇〇人　二一、〇〇〇人
　　中央線　七、八〇〇人　七、七〇〇人
　　東北信越線　一五、六〇〇人　一五、八六〇人
　　常磐線　七、〇〇〇人　六、五〇〇人
　　總武線　一〇、二〇〇人　一〇、三七〇人

ロ、救恤食糧品到着數量

隅田川驛　來　—　其　他　八〇噸
田端驛　同　二、五六〇俵　同　六〇噸

龜戸驛　來　九六〇俵　其　他　—
品川驛　同　一四、七二〇俵　同　一四〇噸
計　同　一八、二四〇俵　同　—

二十八日東海道線は、芝浦清水港間運航の連絡船を橫濱清水港に變更したる爲め、之が乘船客輸送を目的として、東京橫濱間一往復、東京程ヶ谷間一往復、東京東橫濱間二往復の旅客列車を增發す、橫濱線は、是日全通し、東神奈川八王子間に三往復の旅客列車を運轉す。

イ、東京出入者概數

總計　出　六一、八六〇人　入　六一、四三〇人

內　東海道線　二一、〇〇〇人　二一、〇〇〇人
　　中央線　七、八〇〇人　七、七〇〇人
　　東北信越線　一五、八六〇人　一五、八六〇人
　　常磐線　七、〇〇〇人　六、五〇〇人
　　總武線　一〇、二〇〇人　一〇、三七〇人

ロ、救恤食糧品到着數量

隅田川驛　來　—　其　他　二〇噸
田端驛　同　一六〇俵　同　四〇噸
龜戸驛　同　一、一二〇俵　同　—
品川驛　同　二、〇八〇俵　同　—
計　同　三、三六〇俵　同　六〇噸

告示

鐵道省告示第百九十四號

大正十二年九月鐵道省告示第百七十八號左記第三號中「富浦九重間各驛」を「富浦江見間各驛」に改正す。

大正十二年九月二十八日　鐵道大臣　山之內一次

鐵道省告示第百九十五號

大正十二年九月二十八日より震災地停車場に於て左記に依り小荷物の取扱を爲す。

第一篇　應急措置　第二章　咨紀、政府の活動（鐵道省）

大正十二年九月二十八日　鐵道大臣　山之內一次

東海道線

東京、品川發。

大井町茅ヶ崎間（橫濱ヲ除ク）、及橫濱清水港間航路經由江尻以西各停車場着。

大井町茅ヶ崎間（橫濱ヲ除ク）各停車場發。

大井町茅ヶ崎橫濱清水港間航路經由江尻以西東北本線赤羽以北常磐線龜有以東各停車場着。

前各項ニ依リ橫濱清水港間航路ヲ經由スル場合ノ小荷物運賃ハ、東海道線經由陸上所定ノモノニ依ル。

平塚山北間各停車場發。

平塚山北間各停車場着。

原町田相原間各停車場發。

原町田相原間中央線大久保與瀨間（八王子經由）各停車場着。

東北線

山手線各停車場發。

大井町茅ヶ崎間（橫濱ヲ除ク）東北本線赤羽以北常磐線龜有以東各停車場着。

日暮里王子間及三河島北千住間各停車場發。

東北本線赤羽以北常磐線龜有以東各停車場着。

總武線

錦絲町、龜戸發。

平井以東各停車場着。

即ち表示すれば左の如し。

取扱驛	取扱區間
東京、品川	大井町茅ヶ崎間（橫濱ヲ除ク）、及橫濱清水港間航路經由江尻以西各驛。
大井町茅ヶ崎間各驛（橫濱ヲ除ク）	同區間、及東北本線赤羽以北、常磐線龜有以東各驛行。

平塚山北間各驛　平塚山北間各驛行。
原町田相原間各驛　原町田相原間中央線大久保與瀨間各驛行。
山手線各驛　大井町茅ヶ崎間（横濱ヲ除ク）東北本線赤羽以北、常磐線龜有以東各驛行。
日暮里王子間及三河島北千住間各驛　東北本線赤羽以北、常磐線龜有以東各驛行。
錦絲町、龜戸　平井以東各驛行。

二十九日、

イ、東京出入者概數

			出		入	
總計			六一、八六〇人		六一、六九〇人	
內譯	東海道線		二一、〇〇〇人		二一、〇〇〇人	
	中央線		七、八〇〇人		七、七〇〇人	
	東北信越線		一五、八六〇人		一六、一二〇人	
	常磐線		七、〇〇〇人		六、五〇〇人	
	總武線		一〇、二〇〇人		一〇、三七〇人	

ロ、救恤食糧品到着數量

田端驛	来	四八〇俵	其他 一〇噸
隅田川驛	同	—	同 一〇噸
龜戸驛	同	九六〇俵	同 二〇噸
計		同 一、四四〇俵	同 二〇噸

十月に入るや、一日萬世橋蒲田間の小運轉旅客列車を廢止して電車運轉とし、東京萬世橋間に二十五分間隔を以て旅客列車を運轉す、横須賀線田浦横須賀間是日開通し、大船田浦間の列車を横須賀まで延長す、是日救恤食糧品の到着したるもの米田端驛八百俵品川驛六千二百四十俵計七千四十俵、其他食糧品田端驛二十噸、隅田川驛三十噸計五十噸なり、二日には東海道線東京馬入川東岸假乘降場及横須賀線列車の運轉時刻全部を改正し、東京横須賀間は、直通列車七往復を運轉す、是日の救恤食糧品到着數量は、米新宿驛三千二百二十俵、隅田川驛一千六十五俵、池袋驛六百十俵、惠比壽驛二千三十俵、計六千九百二十五俵なるを見る。

是頃に於ける震災地各驛の旅客貨物取扱情況は、左の如し。

十月一日現在

記事

驛名	取扱種別及取扱制限
東海道本線	
東京	旅客手荷物發送小荷物及自用自轉車
有樂町	旅客
新橋濱松町	旅客手荷物發送小荷物及自用自轉車
田町	

一、横濱清水港間統路左記ニ依リ旅客手荷物及小荷物ノ取扱ヲナス。

(イ) 旅客及手荷物
東京品川横濱驛ヨリ江尻以西各驛行。
靜岡江尻ヨリ横濱品川東京行。

品川	一般運輸營業	但旅客附隨小荷物（除自用自轉車及到着小荷物ヲ扱ハス）
大井町	旅客手荷物小荷物及自用自轉車	但旅客附隨小荷物（除自用自轉車）
大森	一般運輸營業	但旅客附隨小荷物（除自用自轉車）
東神奈川	當分營業停止	
横濱	旅客手荷物自用自轉車、新聞雜誌及新聞原稿	但旅客附隨小荷物（除自用自轉車）
程ヶ谷	一般運輸營業	但旅客附隨小荷物（除自用自轉車）
茅ヶ崎	當分營業停止	
平塚	到着荷物	但小口扱貨物ヲ取扱ハス
山北	當分營業停止	
間木	到着荷物	但陸上引取ノモノニ限ル
町田	同	但小口扱貨物ヲ取扱ハス
汐留	當分營業停止	
濱川崎	到着荷物	
高島	同	
東・横濱	當分營業停止	
横濱港		
横濱線	一車積荷物	
海神奈川	一般運輸營業	但旅客附隨小荷物（除自用自轉車）
小机	旅客、手荷物、自用自轉車、新聞雜誌及新聞原稿	
相原	一般運輸營業	但旅客附隨小荷物（除自用自轉車）及到着小荷物ヲ扱ハス
横須賀線	旅客、手荷物、自用自轉車、新聞雜誌及新聞原稿	
鎌倉	一般運輸營業 配達ヲ取扱ハス）	
逗子	當分營業停止	
田浦		
横須賀		
熱海線		

中央線

神田	旅客	
萬世橋		
御茶水	當分營業停止	
水道橋		
飯田町	一般運輸營業	但旅客附隨小荷物（除自用自轉車）到着小荷物、發送貨物及到着小口扱貨物ヲ扱ハス

（ロ）小荷物

東京茅ヶ崎間及横須賀各驛發江尻經由各驛行。

二、東海道線徒歩區間ヲ經由スル手荷物小荷物及旅客附隨小荷物ノ取扱ヲナサス、但新聞雜誌及閉嚢郵便物ハ徒歩區間ニ對スル小運送ヲ託送者ニ於テ負擔スルモノニ限リ取扱ヲナス。

三、汐留御殿場間及其支線

横濱線、横須賀線、飯田町與瀨間、日暮里王子間、秋葉原與瀨間、山手線日暮里北千住間、隅田川錦絲町龜戸驛ニ發着スル貨物ハ、積卸ノ際ニ於ケル留漏及延着ニ伴フ損害ヲ貨主ニ於テ負擔スルモノニ限リ取扱フ。

四、貨物ノ取扱方

(イ) 荷受人カ到着ノ日ノ翌日中ニ引渡ノ請求ニ應セサルトキハ、荷送人ノ費用ヲ以テ之ヲ發驛ニ返還スルコトアルモノトス。

(ロ) 返還以外處分ノ請求ニ應セス。

(ハ) 貨物引換證ヲ發行セス。

(ニ) 代金引換及着拂扱ノ取扱ヲナサス。

(ホ) 取卸及到着通知ハ、着驛ニ於テ口頭又ハ掲示ヲ以テ之ヲ爲ス。

五、東京山北間及其支線

横濱線、横須賀線、東京與瀨間（手小荷物關係ハ東京千駄ヶ谷間トス）上野王子間、秋葉原、山手線、日暮里北千住間、隅田川、錦絲町、龜戸驛ニ於テハ、手荷物及貨物ノ配達ヲ爲サス。

六、到着小荷物ノ取扱ヲ爲ササル驛左ノ如シ。

東海道線
東京、品川間、横濱（發着）、鎌倉、逗子、田浦。

中央線
東京千駄ヶ谷間。

東北線
上野王子間、及三河島北千住間、山手線各驛。
總武線
錦絲町、龜戸。

牛込	旅客手荷物、發送小荷物及自用自轉車	
市ケ谷		
四谷	一般運輸營業	但旅客附隨小荷物(除自用自轉車)到着小荷物ヲ扱ハス
信濃町		
千駄ケ谷	旅客手荷物、發送小荷物及自用自轉車	
代々木	旅客	
大久保與瀨各驛	平常通リ(貨物ノ配達ヲナサス)	
東北本線		
上野鶯谷間	旅客手荷物、自用自轉車新聞雜誌、新聞原稿	
日暮里	旅客、手荷物、發送小荷物、自用自轉車	
田端王子	一般運輸營業	但旅客附隨小荷物(除自用自轉車)到着小荷物ヲ扱ハス
秋葉原	一般貨物	(配達ヲ扱ハス)
山手線各驛	平常通リ	但旅客附隨小荷物(除自用自轉車)到着小荷物ヲ扱ハス
常磐線		
三河島北千住間各驛	平常通リ	但旅客附隨小荷物(除自用自轉車)及到着小荷物ヲ扱ハス
兩國橋	當分營業停止	
錦絲町	一般運輸營業	但旅客附隨小荷物(除自用自轉車)到着小荷物、發着貨物及到着小口扱貨物ヲ扱ハス
龜戸	同	
北條線		
濱金谷、保田、安房、勝山、岩井	當分營業停止	但旅客手小荷物ハ富浦江見間相互發着、貨物ハ富浦九重間竝千倉江見間相互發着ノモノニ限ル
富山江見間各驛	一般運輸營業	
東京市內營業所	當分營業停止	
橫濱市內營業所	同	

十月二日現在

一、營業停止驛所　神奈川、櫻木町、濱川崎、橫濱港、鴨宮、小田原、早川、根府川、眞鶴、御茶ノ水、水道橋、兩國橋、濱金谷、保田、安房勝山、岩井、東京及橫濱市內營業所。

二、手荷物及小荷物ノ取扱ヲ爲ササル驛　有樂町、新橋、濱松町、神田、萬世橋、代々木。

三、小荷物ノ取扱ヲ爲ササル驛　橫濱、田浦、上野、鶯谷。

四、到着小荷物ノ取扱ヲ爲ササル驛　東京、品川、鎌倉、逗子、飯田町、錦絲町、龜戸。

五、發送貨物ノ取扱ヲ爲ササル驛　高島(到着貨物ハ陸上引取ノモノニ限ル)

六、發送貨物及到着小口扱貨物ノ取扱ヲ爲ササル驛　汐留、東橫濱、飯田町、錦絲町。

七、東橫濱驛ニ於テ、當分ノ內東京品川及大森驛トノ相互發着旅客ノ取扱ヲ爲ス。

八、其他各驛ニ於テハ、殆ト平常通リ運輸營業ヲ爲ス。

備考

(一)橫濱清水港間航路經由、左記ニ依リ旅客手荷物及小荷物ノ取扱ヲ爲ス

(イ)旅客及手荷物　東京、品川、橫濱驛ヨリ江尻以西各驛行、靜岡江尻ヨリ橫濱品川東京行。

(ロ)小荷物　東京茅ケ崎間及橫須賀線各驛發江尻經由各驛行。

(二)東海道線徒步區間ヲ經由スル手小荷物ノ取扱ヲ爲サス。

(三)震災地ニ發着スル貨物ハ、積卸シノ際ニ於ケル雨濡及延着ニ伴フ損害ヲ貨主ニ於テ負擔スルモノニ限リ取扱フ。

(四)震災地各驛ニ於テハ貨物ノ配達ヲ爲サス。

(五)荷揚取扱方。

(イ)荷受人カ到着ノ日ノ翌日中ニ引渡シノ請求ニ應セサル時ハ、荷送人ノ費用ヲ以テ之ヲ發驛ニ返還スルコトアルヘシ。

(ロ)返還以外處分ノ請求ニ應セス。

(ハ)貨物引換證ヲ發行セス。

(ニ)代金引換及着拂扱ノ取扱ヲ爲サス。

(ホ)取卸及到着通知ハ、着驛ニ於テ書類又ハ揭示ヲ以テ之ヲ爲ス。

(ヘ)貨車留置料、貨物保管料、貨物留置料ハ、普通料金ノ三倍トス。

告示

鐵道告示第百九十七號

大正十二年九月鐵道省告示第百九十二號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱左ノ件第二號中、「新聞紙」ヲ「新聞紙、雜誌及新聞紙原稿」ニ改ム。

大正十二年十月二日　鐵道大臣　山之內一次

鐵道省告示第百九十八號

大正十二年九月鐵道省告示第百九十五號震災地停車場ニ於テ小荷物取扱方ノ件中、東海道線ノ部東京ノ下ニ「田町」ヲ追加ス。

大正十二年十月二日　鐵道大臣　山之內一次

鐵道省告示第百九十九號

震災停車場ニ於テ、左記各號ニ依リ運輸營業ヲ爲ス。

大正十二年十月二日　鐵道大臣　山之內一次

一、橫濱線各停車場ニ於テハ旅客、手荷物、旅客自用自轉車、新聞紙、雜誌、新聞紙原稿及貨物ノ發着竝發造小荷物ノ取扱ヲ爲ス、但シ手小荷物及貨物ノ配達ヲ取扱ハス。

二、鎌倉逗子停車場ニ於テハ左記停車場ニ到着スル小荷物ノ取扱ヲ爲ス。

大井町茅ケ崎間(橫濱ヲ除ク)、橫濱清水港間航路經由江尻以西、東北本線赤羽以北、常磐線龜有以東各停車場。

前項ニ依リ橫濱清水港間航路ヲ經由スル場合ノ小荷物運賃ハ、東海道線經由陸上所定ノモノニ依ル。

四、秋葉原停車場ニ於テ震災以前ノ通貨物運輸營業ヲ爲ス、但シ配達ノ取扱ヲ爲サス。

五、左ノ停車場ニ於テ到着小口扱貨物ノ取扱ヲ爲ス、但シ配達ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線

品川

東北線

田端、王子、三河島、北千住、大崎、惠比壽、隅田川

總武線
龜戸

鐵道省告示第二百三號

大正十二年九月鐵道省告示第百七十七號災害地域各停車場ニ於ケル旅客手小荷物及貨物ノ取扱制限ニ關スル件中、第六號ヲ削除ス。

大正十二年十月二日　　鐵道大臣　山之內一次

鐵道省告示第二百四號

災害地各停車場ニ於テ小荷物及貨物ノ取扱ヲ爲ス場合ニハ、左記條件ヲ承諾シタルモノニ限リ之ヲ取扱フ。

大正十二年十月二日　　鐵道大臣　山之內一次

一、災害地域停車場ノ範圍

東海道線
東京御殿場間及同區間ヨリ分岐スル貨物支線、横濱線、横須賀線、熱海線
中央線
飯田町與瀨間
東北線
秋葉原王子間、山手線、三河島北千住間、隅田川
總武線
兩國橋龜戸間、木更津江見間、久留里線

二、取扱條件

イ、積卸ノ際ニ於ケル雨濡竝延着ニ起因スル荷物ノ損害ハ貨主ノ負擔トス

ロ、返還以外ノ處分ノ請求ニ應セス。

ハ、貨物引換證付荷物ノ取扱ヲ爲サス。

ニ、代金引換ノ取扱ヲ爲サス。

ホ、運賃着拂ノ取扱ヲ爲サス。

ヘ、取卸及到着通知ハ着驛ニ於テ口頭又ハ揭示ヲ以テ之ヲ爲ス。

ト、貨物保管料、貨物留置料、貨車留置料ハ國有鐵道貨物運賃及料金規則第二十三條乃至第二十六條ノ料金ノ三倍トス。

チ、引渡シタル貨物ノ引取ヲ爲ササルトキハ、貨主ノ費用ヲ以テ作業ノ妨トナラサル箇所ニ之ヲ移轉スルコトアルヘシ、此ノ場合移轉ニ基ク貨物ノ損害ニ付テハ鐵道其ノ責ニ任セス。

リ、貨物ノ引渡ハ行政廳、公共團體及從來列取簿ニ依ル引渡ヲ承認シタルモノニ對シテハ別取簿、其ノ他ニ對シテハ貨物通知書甲片又ハ資力信用充分ナル者ヲ保證人トスル保證狀ニ依ル。

鐵道省告示第二百五號

當分ノ內秋葉原停車場ニ於テ四輪貨車一車ニ積載セル木材ノ取扱ヲ爲ス。

大正十二年十月二日　　鐵道大臣　山之內一次

鐵道省告示第二百六號

横濱港清水港(江尻)間連絡船ヲ經由シテ小荷物ノ取扱ヲ爲ス場合ノ小荷物運賃ハ、發驛横濱間、横濱江尻間及江尻着驛間ノ通算哩程ニ依ル、陸上所定ノ運賃トス。

大正十二年十月二日　　鐵道大臣　山之內一次

其後東海道線は三日高島程ケ谷間を開通し、四日國府津沼津間に於ける一部列車の時刻を變更して、沼津東京間連絡列車上り一回を增加し、市內營業所事務の一部取扱を開始し、兼て徒歩區間手荷物運絡取扱を開始す。

(イ)手荷物ニシテ一個五十斤以內ノモノニ限ル。

(ロ)茅ケ崎以東各驛ト平塚山北間各驛トノ相互間。

(ハ)平塚山北間各驛ト駿河以西各驛トノ相互間。

四日告示

鐵道省告示第二百七號

震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍左ノ通改ム。

大正十二年九月鐵道省告示第百七十七號、第百七十九號、第百八十六號、第百九十二號、第百九十五號及同年十月第百九十九號ハ之ヲ廢止ス。

大正十二年十月四日　　鐵道大臣　山之內一次

一、左ノ停車場ニ於テハ震災以前ノ通運輸營業ヲ爲ス、但シ横須賀、秋葉原及隅田川停車場ニ於テハ配達ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線
駿河、御殿場、横須賀
中央線
大久保與瀨間各停車場
東北線
秋葉原、隅田川
總武線
富浦江見間(貨物ハ富浦九重間相互發着竝千倉江見相互發着、其他ハ富浦江見間相互發着ノモノニ限ル)、久留里線各停車場

二、左ノ停車場ニ於テハ震災以前ノ通運輸營業ヲ爲ス、但シ旅客自用自轉車以外ノ旅客附隨小荷物ノ取扱及配達ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線
大井町東神奈川間、程ケ谷山北間、横濱線各停車場
中央線
四ツ谷、信濃町
東北線
日暮里王子間、山手線、三河島北千住間各停車場

三、左ノ停車場ニ於テハ、旅客、手荷物、新聞紙、雜誌、新聞紙原稿、旅客自用自轉車及貨物ノ發着竝發送小荷物ノ取扱ヲ爲ス、但シ配達ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線
品川、鎌倉、逗子
總武線
龜戸

四、左ノ停車場ニ於テハ、旅客、手荷物、新聞紙、雜誌、新聞紙原稿、旅客自用自轉車ノ發着及發送小荷物竝貨切扱及一車積特種扱貨物ノ到着ノ取扱ヲ爲ス、但シ配達ノ取扱ヲ爲サス。

中央線
飯田町
總武線
錦絲町

五、左ノ停車場ニ於テハ震災以前ノ通運輸營業ヲ爲ス、但シ旅客自用自轉車以外ノ旅客附隨小荷物ノ取扱及配達ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線
田町
中央線
牛込、市ケ谷、千駄谷

六、左ノ停車場ニ於テハ、旅客、手荷物、新聞紙、雜誌、新聞紙原稿及旅客自用自轉車發着竝發送小荷物ノ取扱ヲ爲ス。但シ配達ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線
東京

七、左ノ停車場ニ於テハ、旅客、手荷物、新聞紙、雜誌、新聞紙原稿、旅客自用自轉車及貨物ノ取扱ヲ爲ス、但シ配達ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線
田浦

八、左ノ停車場ニ於テハ旅客、手荷物、新聞紙、雜誌、新聞紙原稿及旅客自用自轉車ノ取扱ヲ爲ス、但シ配達ノ取扱ヲ爲サス。

東海道線
横濱
東北線
上野、鶯谷

九、左ノ停車場ニ於テハ旅客ニ限リ取扱ヲ爲ス。
東海道線
有樂町、新橋、濱松町
中央線
神田、萬世橋、代々木。
一〇、左ノ停車場ニ於テハ陸上引取ニ係ル到着貨物ニ限リ取扱ヲ爲ス、但シ配達ノ取扱ヲ爲サス。
東海道線
高島
一一、左ノ停車場ニ於テハ貸切扱及一車積特種扱貨物ノ到着ニ限リ取扱ヲ爲ス。
東海道線
汐留、東横濱
一二、左ノ停車場及市內營業所ニ於テハ當分ノ內運輸營業ヲ停止ス、
東海道線
神奈川、櫻木町、横濱港、濱川崎、熱海線各停車場
中央線
御茶ノ水、水道橋
總武線
兩國橋濱金谷岩井間各停車場
東京、横濱市內營業所
鐵道省告示第二百八號
東海道線及中央線徒歩連絡區間ヲ經由スル旅客及荷物ノ取扱制限左ノ如シ。
大正十二年九月十四日　鐵道省告示　第百九十三號ハ之ヲ廢止ス。
大正十二年十月四日　鐵道大臣　山之內　一次
東海道線徒歩區間ヲ經由スルモノハ、旅客及徒歩區間ニ對スル小運送ヲ託送者ニ於テ負擔スル新聞紙及閉叢扱郵便物ニ限リ取扱ヲ爲ス。

中央線徒歩區ヲ經由スルモノハ、旅客、手荷物及徒歩區間ニ對スル小運送ヲ託送者ニ於テ負擔スル新聞紙及閉叢扱郵便物ニ限リ取扱ヲ爲ス。
鐵道省告示第二百十號
震災地方著貨物ニ對シ左ノ各號ニ依リ運賃ヲ低減ス。
大正十二年十月四日　鐵道大臣　山之內　一次
一、品種
甲、寄贈救恤品（官公衙ヲ荷送人及荷受人トスルモノニ限ル）。
乙、衣類及附屬品中古着及綿毛製衣類織物中綿織物及毛織物、海藻類其ノ製品中若布、荒布、鹿尾菜、搗布、昆布、家具中掃除具、炊事用具、食器、瓦煉瓦類中瓦、魚介蝦類中及其ノ製品中魚類、介蝦類、金屬製品中炊事具、食器、鐵業、電鍍鋲、線、釘、鎖、穀粉澱粉類、穀類、砂糖類中砂糖、敷物中蓆莚、疊表、蓆、疊、食鹽類、食品類、書籍印刷物記錄類中國定教科書、中等教科書、飼料、寢具、蒲團類中綿製蒲團、薪炭類、竹及其ノ製品中竹、建具（紺織物、金銀箔粉ヲ使用シ又ハ繪畫彫刻ヲ施シタルモノヲ除ク）、卵中鶏卵、綱繩類（藥製ノモノ）、陶器類中炊事具、食器、動物中豚、肉類及其ノ製品中鮮肉、乾肉、鹽肉、味噌醬油酢類、木材及木製品中唐木、銘木類以外ノ木材、屋根板割箬、野菜類、綿類中打綿、墨類及其ノ製品中莖、蓮、寸莎、級外品第三種家畜中牛、豚。
二、着驛汐留御殿場間及其ノ支線各驛。
秋葉原、田端、王子、三河島、隅田川、北千住及山手線各驛
飯田町與瀨間各驛
各驛
三、運賃
甲、寄贈救恤品　無賃
乙、其ノ他　貸切扱及級外品第三種ニ限リ普通運賃（最低運賃共）ノ五割減
四、期間　自大正十二年十月十一日至同年十一月末日
五、取扱條件
イ、荷受人カ到着ノ日ノ翌日中ニ引渡ノ請求ニ應セサルトキハ、荷送人ノ費用ヲ以テ之ヲ發驛ニ返還スルコトアルモノトス、此ノ場合運賃ハ往復共
前號ヲ適用セス。
ロ、其ノ他ハ一般規定ニ依ル。
鐵道省告示第二百十一號
大正十二年十月鐵道省告示第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件中、左ノ通改正シ十月五日ヨリ之ヲ施行ス。
大正十二年十月四日　鐵道大臣　山之內　一次
一、第九號中中央線ノ部萬世橋ノ下ニ「御茶ノ水、水道橋」ヲ追加ス。
二、第十二號中中央線ノ部ヲ削除ス。
鐵道省告示第二百十二號
大正十二年九月鐵道省告示　第百八十八號ハ、大正十二年十一月三十日限リ之ヲ廢止ス。
大正十二年十月四日　鐵道大臣　山之內　一次
鐵道省告示第二百十三號
大正十二年九月鐵道省告示　第百八十一號ハ大正十二年十月十日限リ之ヲ廢止ス。
大正十二年十月四日　鐵道大臣　山之內　一次
五日中央線は萬世橋飯田町間開通せるを以て、東京萬世橋列車を飯田町まで延長し、一日三十九往復を爲し、六日限りに之を廢して、七日より飯田町吉祥寺間飯田町中野間の電車を東京まで延長運轉す。
五日六日左の告示あり。
鐵道省告示第二百十七號
大正十二年十月鐵道省告示第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件中、左ノ通改正ス。
大正十二年十月五日　鐵道大臣　山之內　一次
第一篇　應急措置　第二章　各紀、政府の活動（鐵道省）
第一號中御殿場ノ下ニ「逗子、田浦」ヲ加フ。
第三號中「逗子」ヲ削除ス。
第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ。
三ノ二　左ノ停車場ニ於テハ旅客、手荷物、新聞紙、雜誌、新聞紙原稿、旅客自用自轉車貨切扱及一車積特種扱貨物ノ發着竝發送小荷物ノ取扱ヲ爲ス但シ配達ノ取扱ヲ爲サス。
總武線
錦糸町
第四號中總武線ノ部ヲ削除ス。
第七號ヲ削除ス。
鐵道省告示第二百二十一號
大正十二年十月鐵道省告示　第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件中、左ノ通改正ス。
大正十二年十月六日　鐵道大臣　山之內　一次
第四號ヲ左ノ如ク改ム。
四、左ノ停車場ニ於テハ旅客、手荷物、新聞紙、雜誌、新聞紙原稿、旅客自用自轉車貨切扱及一車積特種扱貨物ノ發着竝發送小荷物及到着小口扱貨物ノ取扱ヲ爲サス。
中央線
飯田町
第十一號ヲ左ノ如ク改ム。
一一、左ノ停車場ニ於テハ震災以前ノ通運輸營業ヲ爲ス、但シ發送小口扱貨物ノ取扱及配達ノ取扱ヲ爲サス。
東海道線
汐留、東横濱
第十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ。
一一ノ二、左ノ停車場ニ於テハ貸切扱及一車積特種扱貨物ノ取扱ヲ爲ス但シ到着貨物ハ輸出スヘキモノニ限ル。

東海道線
横濱港
第十二號中東海道線ノ部横濱港ヲ削ル。
八日總武線兩國橋錦絲町間を開通して、各列車を兩國驛に發着せしめ、東海道線は鶴見高島間を開通し、旅客列車上野大宮間二往復、上野我孫子間二往復、大宮高崎間一往復、貨物列車田端大宮間八往復、秋葉原田端間七往復を增設す。

告示

鐵道省告示第二百二十二號
大正十二年十月鐵道省告示第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件中、左ノ通改正シ十月八日ヨリ之ヲ施行ス。
大正十二年十月八日　鐵道大臣　山之內一次
第六號中東海道線ノ部ノ次ニ、左ノ如ク加フ。
總武線
兩國橋
第十二號總武線ノ部中「兩國橋」ヲ削ル。

鐵道省告示第二百二十三號
震災地方ニ送附スル救恤品其ノ他ヲ航路ニ依リ運送スル場合ハ、右ノ各號に依リ運賃ヲ低減シ、十月十一日ヨリ之ヲ施行ス。
大正十二年九月鐵道省告示第百八十八號及大正十二年十月鐵道省告示第二百十二號ハ之ヲ廢止ス。
大正十二年十月八日　鐵道大臣　山之內一次
一、品種、運賃及期間　大正十二年十月告示第二百十號ニ依ル。
二、其ノ他ノ取扱條件　寄贈救恤品以外ノモノハ官公衙ノ證明アルモノニ限ル、其他ハ一般規定ニ依ル。
九日東海道線沼津以東の列車運轉時刻を變更すると共に、東京沼津間連絡列車上下二回を增加す。

告示

鐵道省告示二百二十四號
大正十二年十月鐵道省告示第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件中、左ノ通改正ス。
大正十二年十月九日　鐵道大臣　山之內一次
第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ追加ス。
一ノ二、左ノ停車場ニ於テハ一般運輸營業ヲ爲ス、但シ旅客自用自轉車以外ノ旅客附隨小荷物ノ取扱ヲ爲サス。
東北線
三河島
第二號中東北線ノ部ヲ左ノ如ク改ム。
東北線
日暮里王子間、山手線各停車場、南千住、北千住
十一日北條線上總湊保田間開通す。

鐵道省告示第二百二十六號
大正十二年十月鐵道省告示第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍の件中、左ノ通改正シ十月十一日ヨリ之ヲ施行す。
大正十二年十月十一日　鐵道大臣　山之內一次
第一號中總武線ノ部ヲ左ノ如ク改ム。
總武線
濱金谷、保田
富浦江見間各停車場、但シ貨物ハ富浦九重間相互發着竝千倉江見間相互發着、其ノ他ハ富浦江見間相互發着ノモノニ限ル。
久留里線各停車場
第十二號中總武線ノ部ヲ左ノ如ク改ム。
總武線
安房勝山、岩井
十日來の豪雨に依り、土砂崩壞して横須賀線田浦横須賀間不通と爲り、十二日東海道線山北谷峨間亦土砂崩壞のため徒歩連絡不能と爲る、即ち下り列車を山北、上り列車を駿河に於て打切り、折返し運轉す、是時十月十五日限りの朝鮮人無賃輸送を十月末日まで延期する事と爲る。

鐵道省告示第二百二十九號
大正十二年十月鐵道省告示第二百八號東海道線及中央線徒歩連絡區間ヲ經由スル旅客及荷物ノ取扱制限ニ關スル件中、第二項ヲ左ノ通改正ス。
大正十二年十月十二日　鐵道大臣　山之內一次
中央線徒歩連絡區間ヲ經由スルモノハ、旅客、手荷物及小荷物ニ限リ取扱ヲ爲ス、但シ新聞紙、雜誌及閉塞扱郵便物ハ徒歩區間ニ對スル小運送ヲ託送者ニ於テ負擔スルモノトス。
十四日北條線保田岩井間開通す、乃ち岩井富浦間南無谷隧道不通の箇所は、南北に假乘降場を設け延長運轉し、約三十町の徒歩連絡をなす、十五日東海道線列車運轉時刻の一部を變更し、山北第三酒匂川間二往復、谷峨御殿場間一往復、谷峨駿河間一往復列車を休止し、山北谷峨間は徒歩連絡を開始す、熱海線國府津小田原間は、朝來開通の筈なりしも、降雨に依り、國府津鴨宮間の築堤崩壞し、午後に及び開通せり、十六日北條線九重千倉間開通し、江見富津間に旅客列車七往復を爲し、熱海線國府津小田原間は、一日八往復を爲す。
十七日には、京濱間の旅客列車を新橋驛に停車せしめ、旅客の取扱を爲すことと爲り、東京田町間發着時間の一部を變更し、總武線は土氣大網間修理成り、岩井富浦間を殘して全部開通したるに依り、全線の時刻改正を行ひ、略ゝ災前の系統に復して運轉す、尤も岩井富浦間には徒歩連絡に依り一日六往復を繼承す。
十八日告示

鐵道省告示第二百三十一號
大正十二年十月鐵道省告示第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件中、左之通改正ス。
大正十二年十月十八日　鐵道大臣　山之內一次
第一號中本文横須賀ノ下ニ「小田原」ヲ、東海道ノ部横須賀ノ下ニ「鴨宮、小田原」ヲ加ヘ、總武線ノ部ヲ左ノ如ク改ム。
總武線
濱金谷江見間（新聞紙、雜誌、新聞紙原稿以外ノ小荷物附隨小荷物及貨物ハ岩井以北各停車場相互發着竝富浦江見間各停車場相互發着ノモノニ限ル）各停車場
久留里線停車場
第三號ノ二、總武線ノ部錦絲町ノ上ニ「兩國橋」ヲ加フ。
第六號中總武線ノ部ヲ削ル。
第十二號中東海道線ノ部「熱海線各停車場」ヲ「早川、根府川、眞鶴」ニ改メ、總武線ノ部ヲ削ル。
十九日東海道線谷峨沼津間の一部時刻を變更し、東京沼津間連絡の一列車を增加し、二十日飯田町驛發送小口扱貨物の取扱を始め、二十一日東京市內小荷物配達を開始す。
馬入川假橋梁は二十一日竣成す、乃ち同川兩岸の假乘降場を撤して直通運轉とし、同時に東京酒匂川間及谷峨沼津間の列車運轉時刻を改正す。
鐵道省告示第二百三十四號
大正十二年十月鐵道省告示第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件中、左ノ通改正ス。
大正十二年十月二十二日　鐵道大臣　山之內一次
第二號東海道線ノ部中「大井町東神奈川間」ヲ「大井町神奈川間」ニ改ム。
第三號東海道線ノ部ノ次ニ「中央線飯田町」ヲ加フ。

第四號ヲ創ル。

第十二號東海道線ノ部中「神奈川」ヲ創ル。

二十三日上野驛發送小荷物取扱を開始し、千駄ヶ谷驛は手荷物を配達し始む。

二十五日中央線與瀬上野原間開通を見、同線列車時刻及電車時刻の改正あり。

鐵道省告示第二百三十七號

大正十二年十月鐵道省告示第二百八號東海道線及中央線徒歩連絡區間ヲ經由スル旅客及荷物ノ取扱制限ニ關スル件中、左ノ通改正シ、十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十月二十五日　鐵道大臣　山之內一次

本文中「及中央線」ヲ創ル。

第二項ヲ創ル。

横須賀線田浦横須賀間亦二十五日開通し、各列車の運轉を横須賀まで延長す。

二十六日告示

鐵道省告示第二百四十一號

大正十二年十月鐵道省告示第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件中、左ノ通改正ス。

大正十二年十月二十六日　鐵道大臣　山之內一次

第十二號東海道線ノ部中「根府川、眞鶴」ヲ創ル。

鐵道省告示第二百四十二號

左ノ告示ハ東海道線不通ケ所全通ノ日ヨリ之ヲ廢止ス。

大正十二年十月二十七日　鐵道大臣　山之內一次

大正十二年十月鐵道省告示第二百六號横濱清水港（江尻）間連絡船ヲ經由シテ小荷物ノ取扱ヲ爲ス場合ノ小荷物運賃計算方ノ件。

大正十二年十月鐵道省告示第二百八號東海道線徒歩連絡區間ヲ經由スル旅客及

荷物ノ取扱制限ニ關スル件。

鐵道省告示第二百四十三號

大正十二年十月鐵道省告示第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件中、左ノ通改正ス。

大正十二年十月二十六日　鐵道大臣　山之內一次

第二號東海道線ノ部中「程ヶ谷山北間」ヲ「程ヶ谷國府津間、松田、山北」ニ改ム。

第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ。

二ノ二、左ノ停車場ニ於テハ旅客、手荷物、小荷物、旅客自用自轉車及小口扱貨物ノ取扱ヲ爲ス。

東海道線

下曾我

二十七日告示

鐵道省告示第二百四十四號

震災地停車場ニ於テハ、左記各號ノ外震災以前ノ通運輸營業ヲ爲ス。

大正十二年十月鐵道省告示第二百七號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件ハ之ヲ廢止ス。

大正十二年十月二十七日　鐵道大臣　山之內一次

一、左ノ停車場ニ於テハ一般運輸營業ヲ爲ス。

東北線

三河島

總武線

龜戸

二、左ノ停車場ニ於テハ、下記制限ヲ除クノ外、震災以前ノ通運輸營業ヲ爲ス。

東海道線

東　京　到着小荷物中鮮魚、松茸、野菜、果物等腐敗シ易キモノヲ取扱

濱松町　發送旅客附隨小荷物中私有犬箱ニ容レサル犬ヲ取扱ハス。

橫　濱　新聞紙、雜誌及新聞紙原稿以外ノ小荷物、發送旅客附隨小荷物中私有犬箱ニ容レサル犬及配達ヲ取扱ハス。

下曾我
橫須賀
小田原　貨切扱及一車積特種扱貨物ヲ取扱ハス。
配達ヲ取扱ハス。

汐　留　發送小口扱貨物ヲ取扱ハス。

東橫濱　發送小口扱貨物及配達ヲ取扱ハス。

高　島　發送貨物竝陸上引取ニ非ルモノ及配達ヲ取扱ハス。

中央線

飯田町　到着小荷物中鮮魚、松茸、野菜果物等腐敗シ易キモノ及發送旅客附隨小荷物中私有犬箱ニ容レサル犬ヲ取扱ハス。

東北線

上　野　到着小荷物中鮮魚、松茸、野菜物、果物等腐敗シ易キモノ及發送旅客附隨小荷物中私有犬箱ニ容レサル犬ヲ取扱ハス。

總武線

兩國橋　小口扱貨物、到着小荷物中鮮魚、松茸、野菜、果物等腐敗シ易キモノ及發送旅客附隨小荷物中私有犬箱ニ容レサル犬ヲ取扱ハス。

錦糸町　小口扱貨物及發送旅客附隨小荷物中私有犬箱ニ容レサル犬ヲ取扱ハス。

三、左ノ停車場ニ於テハ旅客ニ限リ取扱ヲ爲ス。

東海道線

有樂町、新橋

中央線

神田、萬世橋、御茶ノ水、水道橋

四、左ノ停車場ニ於テハ貨切扱及一車積特種扱貨物ノ取扱ヲ爲ス、但シ到着貨物ハ輸出スヘキモノニ限ル。

第一篇　應急措置　第二章　各祀、政府の活動（鐵道省）

東海道線

橫濱港

五、左ノ停車場及營業所ニ於テハ當分ノ內運輸營業ヲ停止ス。

東海道線

櫻木町、濱川崎、早川、東京、橫濱市內營業所

鐵道省告示第二百四十六號

大正十二年十月鐵道省告示第二百四號震災地各停車場ニ於テ小荷物及貨物ノ取扱ヲ爲ス場合ニ於ケル條件ノ中、左ノ通改正ス。

大正十二年十月二十七日　鐵道大臣　山之內一次

第二號取扱條件、リノ次ニ左ノ項ヲ加ノ。

ヌ、東京市內各停車場ニ到着スル配達付小荷物及縣留小荷物ニシテ荷受人ノ居所不明ノ爲配達不能トナリタルモノ又ハ到着後七日以內ニ受取ラサルモノハ荷送人ノ指圖ヲ俟タス荷送人ノ費用ヲ以テ發驛ニ返還ス。

東海道線山北谷峨間は、二十八日復舊して、同線の全通を見、乃ち發車時刻の改正あり、未開通線の十一月に殘されたるは、東海道線櫻木町橫濱間、熱海線小田原早川間、北條線岩井富淸間なり。

十月中に於ける救恤食糧品の到着は、一日米七千四十俵、其他五十噸、二日米六千九百二十五俵、三日米一萬二千九百九十二、俵其他百八十噸、四日米二千八百八十俵、其他百九十噸、五日米三千六百九十二俵、其他十三噸、六日米三千七百九十四俵、其他六十四噸、七日米四千八百七十一俵、其他四十九噸、八日米四千三百五俵、其他六十三噸、九日米八百七十五俵、其他六十噸、十日米四千六百十俵、十一日米一千九百四十俵、其他四十五噸、十二日米七千四百七俵、其他二百七十噸。十三日米五千二百二十四俵、其他三十噸、十四日米一千九百四十五俵、十五日米六百四十五俵、其他十三噸、十六日米五百二十五俵、其他七十三噸、十七日米一千三百六十俵、其他八十四噸、十八日米二千三十四俵、其他二十四噸、十九日米一千三百六十八俵、其他百

六十四噸、二十日米六百俵、其他十五噸、二十一日米一千十七俵、二十二日米一千十七俵にして、二十三四兩日は到着なく、二十五日米五百八十五俵其他十噸到着し、爾後全く到着せず。

十一月に入り、線路の開通したるは、十五日小田原早川間、十七日川崎濱川崎間、二十八日岩井富浦間にして、運輸營業上、十一月六日以後左の如く變更あり。

鐵道省告示第二百五十一號

大正十二年十一月鐵道省告示第二百四十四號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱制限ノ件、左ノ通改正ス。

大正十二年十一月六日　　鐵道大臣　山之內一次

第二號東海道線ノ部中下曾我ノ行ヲ削リ、鹿武線ノ部兩國橋ノ行中「小口扱貨物」ヲ削ル。

鐵道省告示第二百六十號

大正十二年十一月鐵道省告示第二百四十四號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱制限ノ件中、左ノ通改正シ、十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年十一月十三日　　鐵道大臣　山之內一次

第五號東海道線ノ部中、「早川」ヲ削ル。

鐵道省告示第二百六十三號

東京市內營業所及橫濱市內營業所ハ、大正十二年十二月十五日限リ之ヲ廢止ス。

大正十二年十一月十五日　　鐵道大臣　山之內一次

鐵道省告示第二百七十號

大正十二年十一月鐵道省告示第二百四十四號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱制限ノ件中、左ノ通改正ス。

大正十二年十二月十八日　　鐵道大臣　山之內一次

鐵道省告示第二百九十八號

大正十二年十一月鐵道省告示第二百四十四號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱制限ノ件中、左ノ通改正ス。

大正十二年十二月二十一日　　鐵道大臣　山之內一次

第號中「東京、橫濱市內營業所」ヲ削ル。

鐵道省告示第三百九號

大正九年十一月鐵道省告示第九十九號國有鐵道旅客及荷物運送規則中、左ノ通改正シ、大正十三年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十二月二十五日　　鐵道大臣　山之內一次

第六十八條ノ二　職業紹介法ニ依ル職業紹介所及職業紹介事務局又ハ船員職業紹介法ニ依ル船員職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル者旅行ノ場合ニ於テハ、一定ノ割引證ヲ收受シ三等旅客運賃ノ五割ヲ低減ス、但シ其ノ給料月額百圓ヲ超ユル者、季節ニ應シテ常例的ニ移動スル者、三箇月未滿ニシテ移動スル短期ノ履傭者及小兒ハ此ノ限リニ在ラス。

前項ノ規定ハ有料又ハ營利ヲ目的トシテ職業紹介事業ヲ行フ者ノ紹介ニ依ル場合ニ之ヲ適用セス。

第六十八條ノ三　前條ニ依リ旅行スル者ハ住所氏名及生年月日ヲ記載シタル當該職業紹介所長、職業紹介事務局長、遞信局海事部長又ハ遞信局海事部出張所長發行ノ就職者旅行證明書ヲ携帶シ係員ノ請求アルトキハ、何時ニテモ之ヲ呈示スヘキモノトス。

第六十八條ノ五　第六十八條ノ二ノ割引證ハ鐵道省所定ノ樣式ニ依リ內務省又ハ遞信省ニ於テ作製シ當該職業紹介所、職業紹介事務局、遞信局海事部又ハ遞信局海事部出張所ヨリ本人ニ之ヲ交付スルモノトス。

鐵道省告示第三百十號

大正十二年十一月鐵道省告示第二百四十四號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱制限ノ件中、左ノ通改正ス。

大正十二年十二月二十六日　　鐵道大臣　山之內一次

第三號ヲ左ノ如ク改ム。

三、左ノ停車場ニ於テ旅客竝小荷物中新聞紙又同原稿ニ限リ取扱ヲ爲ス。

東海道線

有樂町、新橋

鐵道省告示第三百十二號

大正十二年十一月鐵道省告示第二百四十四號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱制限ノ件中、左ノ通改正シ、十二月三十日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十二月二十七日　　鐵道大臣　山之內一次

第二號東海道線ノ部橫濱行ノ次ニ左ノ如ク加フ。

櫻木町　新聞紙雜誌及新聞紙原稿以外ノ到着小荷物、發送旅客附隨小荷物中私有犬箱ニ容レサル犬及配達ヲ取扱ハス。

第五號ヲ削ル。

鐵道省告示第六號

大正十二年十一月鐵道省告示第二百四十四號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱制限ノ件中、左ノ通改正ス。

大正十三年一月十二日　　鐵道大臣　小松謙次郎

第二號中、東海道線ノ部濱松町、中央線、東北線及總武線ノ部ヲ削ル。

第二號中東海道ノ部橫濱及櫻木町ノ行ヲ左ノ如ク改ム。

橫濱　配達ヲ取扱ハス。

櫻木町　新聞紙、雜誌及新聞紙原稿以外ノ到着小荷物及配達ヲ取扱ハス。

鐵道省告示第二十二號

震災地停車場中震災以前ニ比シ共ノ運輸營業取扱範圍ヲ異ニスルモノ左ノ通定メ、三月十一日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年九月鐵道省告示第二百五號秋葉原停車場ニ於テ木材取扱方ノ件及同年十月鐵道省告示第二百四十四號震災地停車場ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ件ハ之ヲ廢止ス。

大正十三年二月二十五日　　鐵道大臣　小松謙次郎

一、左ノ停車場ニ於テハ一般運輸營業ヲ爲ス。

東北線

三河島

總武線

龜戸

二、左ノ停車場ニ於テハ旅客及小荷物中新聞紙、同原稿ニ限リ取扱ヲ爲ス。

東海道線

有樂町、新橋

三、左ノ停車場ニ於テハ貸切扱及一車積特種扱貨物ノ取扱ヲ爲ス、但シ到着貨物ハ輸出スヘキモノニ限ル。

東海道線

横濱港

四、左ノ停車場ニ於テハ震災以前ニ於ケル運輸營業取扱範圍ノ外四輪貨車一車ニ積載セル木材ノ取扱ヲ爲ス。

東北線

秋葉原

中、連絡船

鐵道省に於ては、芝浦陸揚の困難に鑑み、貨物の海路輸送を避けたりと雖、東海道方面に於ける避難民輸送の爲め、九月四日省有連絡船高麗丸景福丸を品川に回航せしめて、芝浦清水港間の鐵道連絡を圖ることとし、兩船をして回航の際、線路復舊材料、六百名の應援隊及共食糧を積載せしむ、同夜海幸丸品川に來着し、門司鐵道局長寛正太郎、電氣課長林照德工手共他應援隊四十五名と共に來援し、米二十五噸副食物五噸を積み來る、乃ち六日芝浦發を以て避難民を清水に輸送せしむることとす、五日午後三時神戸より回航し來れる高麗丸品川灣に着し、神戸鐵道局手配の復舊材料及白米五百石副食物若干、並に神戸鐵道局加賀山工務課長井上電氣課長引率の救護員二百三十名を載せ來れり、六日景福丸救護員三百二十五名白米共他百噸を載せ、吉祥丸食糧品約五噸を積み、同く品川灣に入り、七日豫定の如く、品川清水港間の連絡船を開始す、即ち高麗丸（定員千五百人）景福丸（定員二千五百人）を以て、七日以後毎日清水港品川間に一運航せしめ、上り便は食糧救護材料並に制限したる旅客、下り便は避難民を無賃輸送することとしたり。

連絡船出帆

一、鐵道省汽船　景福丸　定員二千五百名

一、明七日夕刻芝浦出帆、岐阜縣清水港行。

以西ハ鐵道ト連絡致シマス。

一、七日午後二時頃カラ乘船開始致シマス。

乘船券ハ田町驛長カラ御申受下サイ。

一、運賃ハ凡テ無賃デス。

九月六日　東京鐵道局

御覽濟ノ上ハ皆サンヘ御傳ヘ下サイ。

東海道方面行連絡汽船出帆

鐵道省デハ、罹災者ノ方々ヲ無賃デ、左記ニ依リ輸送イタシマス。

一、出帆時刻　毎日午後二時出帆。

一、運搬區間　芝浦清水港間往復、江尻驛カラ東海道線ニ連絡イタシマス、汽車モ無賃デス。

一、乘船券　省線田町驛長ニ御請求下サイ。

一、食糧ノ用意ハアリマセン、各自御用意下サイ。

一、此情報ハ、是非皆サンニ御傳ヘ下サイ。

九月七日　東京鐵道局情報部

八日には、當分の內、奇數の日景福丸、偶數の日高麗丸を運航せしめ、乘船を罹災民に限り、午後五時芝浦發翌朝午前五時清水港、乘船を午前十時より午後三時までとし、同連絡船に於て、荷役全部荷主持にて、新聞及郵便物の取扱を爲し、九日には、乘船券の翌日分を前日午後四時より交付することとしたり、今七日より二十日までの芝浦出入乘船者貨物數を擧ぐれば、左の如し。

日	船名	品川出港 時	品川出港 乘船者	品川入港 時	品川入港 乘船者	搭載貨物	備考
九月七日	景福丸	午後五時	二、五〇〇人	―	―	―	
〃八日	高麗丸	午後五時	一、四四一	午前八時	―	七五二箇（百噸）	
九月九日	景福丸	午後五時	一、四〇〇	―	一七	―	
〃十日	高麗丸	午後五時	一、四四一	午前六時	三	五〇噸	
〃十一日	景福丸	午後五時	二、三三一	午前六時	一三六	新聞六噸 救品四〇噸	
〃十二日	高麗丸	午後五時	一、四〇九	午前七時	一七八	新聞六噸	
〃十三日	景福丸	午後五時	一、九三四	午前七時	一五七	―	
〃十四日	休						天候不良休航
〃十五日	高麗丸	休	―	午前七時	一〇八	新聞六噸	風波、夜十二時陸揚
〃十六日	高麗丸	午後五時	四三八	―	―	―	風波、壯丁ノミ乘船
〃十七日	景福丸	午後五時	一、四九三	午前七時	八六	新聞三噸	
〃十八日	高麗丸	午後五時	九〇一	午前七時	三三	―	
〃十九日	景福丸	午後五時	一、四六九	午前七時	三〇	―	
〃二十日	高麗丸	午後五時	一、二四一	午前七時	六〇七	―	

此間鐵道關係の汽船第二御崎丸は、米六百七十二俵、慰問袋九十八行李、梅干七十七樽、鹽百五十八俵、漬物百四十五個、味噌、鑵詰、菓子、野菜共他雜品約二千個を載せ、安治川を發して此の夕品川に着し、サンテン丸は、米三百俵、モーターカー五、ハンドカー五、鐵道關係積載品、枕木三百噸を載せて神戸より、アンセ丸は、鐵道關係積載品自轉車六十二、漬物五樽、味噌二樽、梅干二樽、文化漬百四十四個を載せて大阪より、何れも十日を以て品川に入港す、十六日無賃輸送は東京市內は區長、共他は市町村長發行の罹災證明書を要する事とし、十七日更に同じく二十一日を期して、芝浦清水港の連絡船避難民の外一般の客扱をも爲すこととなり、左の如く規定せらる。

來ル二十一日ヨリ芝浦清水港間運航ノ省連絡船ニテ、左記各項ニ依リ、一般旅客及手荷物ノ取扱ヲ爲ス。

一、船車連絡ノ取扱ヲ爲サス。

一、運賃　三等二圓五十錢、二等五圓二十錢、一等八圓。

以上ハ通行稅ヲ包含スルモ食費ヲ含マス（船內ニハ簡易ナル食事ノ準備アリ）

一、二等寢臺料　一個ニ付金一圓。

一、定員　景福丸　三等六九〇名、二等二一〇名、一等四五名

高麗丸　同　四四〇名、同　一九二名、同　四三名

一、乘船券ハ、毎日午後四時ヨリ翌日分ヲ田町驛ニ於テ發賣ス。

二十一日託送手荷物受託は田町驛、引渡は芝浦岸壁にて取扱ふこととし、二十四日清水港棧橋江尻驛間の手廻品運搬料を大小に拘らず一個十錢とす、左に九月二十一日より二十七日までの乘船者數を擧ぐ。

日	船名	品川出港 時	品川出港 乘船者	品川入港 時	品川入港 乘船者	備考
九月二十一日	景福丸	午後五時	九一九人	午前七時	九七	
二十二日	高麗丸	午後五時	六三六	午前七時	三五八	
二十三日	景福丸	午後五時	八六六	午前七時	三六五	
二十四日	休					天候不良休航
二十五日	休					〃
二十六日	高麗丸	午後五時	五九三	午前六時半	四二四	
二十七日	景福丸	午後五時	九四六	午前七時	五四六	

然るに九月二十五日芝浦清水港間の連絡運航區間を左の如く變更する事とし、連絡船の航路は、二十八日より横濱清水港と爲り、船車連絡扱を開始せらる。

芝浦清水港間連絡船ハ、品川江尻間補助機關トシテ、同區間ノミノ運送ニ供シ居リタルモ、來ル二十八日ヨリ之ヲ横濱清水港間運航ニ變更シ、左記各項ニ依リ旅客手荷物ノ連絡輸送ヲ爲スコトトセリ。

一、取扱區間　東京、品川、横濱ヨリ江尻以西各驛行。

靜岡、江尻ヨリ横濱、品川、東京驛行。

一、運賃料金　船ノミノ場合ハ、江尻横濱間鐵道運賃、船車連絡ノ場合ハ當該區間ノ鐵道運賃。

汽船二等寢臺料金ハ、一個一圓。

倘、右實施ト同時ニ連絡上ノ便ヲ圖リ、東京東横濱間ニ臨時連絡列車ヲ運轉スルコトトセリ。

即ち連絡列車

東京發	午後一時　五分	横濱棧橋着（連絡船）	午前八時
品川發	同　一時廿二分	東横濱發	同　十時四十分
東横濱着	同　二時廿五分	品川着	同　十一時四十四分
横濱棧橋發（連絡船）	同　五時	東京着	正午十二時

を發着し、東京品川横濱三驛に於て之を取扱ひ、江尻以西各驛行連絡乘車券及手荷物取扱を爲し、東横濱驛と連絡船間は、

連絡列車は東横濱驛まで、連絡汽船は同棧橋に繋船するを以て、其間の約二十町は、徒歩約四十分を要す、手廻荷物運搬料は一個十錢とし、連絡路の途中には案内人指導標及人力車の便あり。

とし、左の如く掲示す。

連絡船乘客各位へ御注意

横濱には、停車場にも棧橋にも待合せの場所がありませんから、鐵道省の連絡船て横濱から清水港、江尻へ行かるゝ方は、左の連絡專用列車に御乘りを願ひます。

東京發	午後一時　五分
品川發	同　一時廿二分
東横濱着	同　二時廿五分

○乘船は、午後三時からでなくては出來ません。
○切符の發賣は、午前九時からです。
○汽船は午後五時發てす。
○横濱には右列車着のときに限り、赤帽が居て、手廻品を船まで運搬も致します。（一個十錢）
又人力車も居ります。（一臺五十錢）

東京鐵道局

證明避難者無賃輸送は九月末日を以て廢止せられ、十月二日省船連絡列車の時刻を改正し、及省船運絡回送列車に客扱を開始し、三日連絡船に依る手小荷物取扱區間を變更し、七月二十一日何れも省船連絡列車時刻の改正を爲し、二十八日東海道汽車全通するを以て是日の相互發を限り、連絡船を廢航したり。

輸送成績

芝浦發	自九月七日至二十七日　十七日、休航四日	乘船者三、八六七人
芝浦着	自九月九日至二十七日　十五日、休航四日	乘船者二、四二一人　新聞三噸　貨物九〇噸　七五五個
横濱發	自九月廿八日至十月廿七日　廿九日、休航一日	乘船者一七、三九人　手荷物新聞四二、二七九個、郵便物六、五〇八個
横濱着	自九月廿八日至十月廿八日　廿七日、休航四日	乘船者一六、三四〇人　手荷物新聞六〇、九〇三個、郵便物八、〇二八個、生絲二九、一七〇個

下、電車

省線電車の運轉を恢復したるは、九月十六日山手線品川田端間の蒸氣列車運轉を廢止し、品川鶯谷間の電車の運轉を開始したるを初めとす、運轉時間は、當分の間午前六時より午後八時までとし、四臺連結約十二分間隔を以て運轉し、電車驛各驛に停車せしむ、即ち

山手線（品川鶯谷間）

	始發				終發		
上り	池袋發	前六、一五		上り	鶯谷發	後八、〇七	
〃	新宿發	六、二七	品川行	〃	新宿發	八、三九	品川行
〃	鶯谷發	六、〇七	品川行	〃	鶯谷發	九、一〇	池袋行
下り	池袋發	前五、四二	鶯谷行	下り	品川發	後八、〇四	鶯谷行
〃	新宿發	五、五四	鶯谷行	〃	品川發	八、一六	
〃	品川發	六、〇四	鶯谷行	〃	新宿發	八、四二	池袋行

是より先池上電氣鐵道は、九月十四日全通し、午前六時より午後六時まで、三十分毎に電車を運轉す。

次に省線は、同十九日午前六時より午後八時半まで、中央線牛込中野間を十二分間隔に、中野吉祥寺間を三十六分間隔に電車を運轉す。

中央線

	始發		終發	
上り	吉祥寺發	前六、二七	上り　吉祥寺發	後八、三三
〃	中野發	六、〇〇		
下り	牛込發	前六、一五	下り　牛込發	後八、三七　吉祥寺行

二十日には、品川鶯谷間に電車の二運用を增加し、午前五時より運轉し、二十一日には中央線飯田町牛込間、山手線池袋赤羽間亦電車を運轉することとなれり。

山手線（品川鶯谷間）

	上り（品川行）		下り（鶯谷行）	
始發	池袋發	前六、一一	池袋發	前五、一八
〃	鶯谷發	六、〇七	新宿發	五、五四
〃			品川發	六、〇四
終發	鶯谷發	後八、〇七	品川發	後八、〇四
〃	同	九、一〇（池袋止）	同	八、二六（池袋止）

同時間內十二分每ニ運搬ス。

同（池袋赤羽間）

上り（池袋行）		下り（赤羽行）	
赤羽始發	前六、〇三	池袋始發	前五、四五
赤羽終發	後八、五六	池袋終發	後八、五四

右時間內約三十分每ニ運轉ス。

中央線（飯田町吉祥寺間）

	上り（飯田町行）		下り（吉祥寺行）	
始發	新宿	前五、四〇	飯田町發	前六、四五
〃	中野	五、四二		
終發	吉祥寺	後七、三五	飯田町發	後七、二〇

右時間內十二分每ニ運轉ス。

二十三日山手線上野鶯谷間開通し、運轉區間を上野まで延長す。

十月一日に至り、京濱電車東京蒲田間の運轉を開始し、午後五時半より午後九時半まで十二分毎に運轉し、山手中央兩線亦運轉時間を延長して、午前五時半より午後九時半までとす、同七日中央線東京飯田町間の汽車運轉を廢止すると共に、飯田町吉祥寺間、飯田町中野間の電車を東京まで延長すると共に、朝夕の混雜を緩和するため、午前七時頃より同九時半頃まで、午後四時半頃より同六時頃まで十二分間隔を以て、東京中野間に臨時電車を運轉す、從て同時間內は、六分間隔の運轉と爲る。

二十一日東京蒲田間の電車を横濱まで延長し、蒲田横濱間を二十四分間隔に運轉し、別に朝夕大森東京品川間を四分間隔に運轉す、即ち左の如し。

下り始發	東神奈川發	前五、〇八	横濱着	前五、一三
	東京發	五、〇七	同	六、〇〇
上り始發	蒲田發	前五、一〇	東京着	前五、三四
	東神奈川發	四、五九	同	五、四八
	横濱發	五、一九	同	六、一二
下り終發	東京發	後二、〇二	横濱着	後三、〇〇
	同	二、一八	東神奈川着	前三、〇六
	同	二、四〇	蒲田着	三、〇五

上リ 終發	横濱發	後一〇、五一	東京着 後一一、四〇
	同	一一、五六	東神奈川着 前一二、〇四

前記時間內電車ハ、

東京蒲田間十二分毎　蒲田横濱間二十四分毎

ニ運轉シ、外ニ朝夕混雜緩和ノ爲メ、大約午前六時三十分ヨリ十時三十分及午後三時ヨリ七時マデ臨時電車ヲ運轉ス、此間電車ハ、

東京品川間四分毎、　品川大森間四分乃至八分

毎ニ運轉ス。

若それ東海道線横濱櫻木町間、中央線吉祥寺國分寺間の開通は、十二月十七日に及べり。

〔參　考〕運轉輸送狀報

震災が全國鐵道の運轉輸送に影響したるは言ふまでもなき所なるが、左に鐵道省運輸局情報甲府運輸事務所、大阪運輸事務所の情報中を抄錄し、混雜の狀況を推するの一助に供す。

鐵道省運輸局情報

第一號

四日午後一時半判明セル狀況

(一)東北本線及信越線

○日暮里ノ起點トシテ以北ノ列車運轉ヲ爲セリ、但シ田端日暮里間ノ列車回數ヲ局限セラルヽ爲、東北信越列車ハ田端起點トシテ運轉セルモノアリ。

○上野日暮里間不通理由ハ、上野驛ノ燒失ト途中線路上ニ避難民アル爲。

○赤羽川口町間ノ荒川橋梁ハ、四日午前十時半ヨリ上リ線ニ依リ單線運轉ス但シ夜間ハ照明設備ナキ爲運休、下リ線ハ軍隊ノ力ニ依リ復舊工事中、四日午後中ニ開通ノ見込。

(二)常磐線

○北千住以北ハ三日ハ一六列車ヨリ運轉セリ。

○北千住南千住間ハ四日朝ヨリ開通、列車運轉セリ。

○南千住日暮里間ハ線路障害ナキモ、線路上ニ避難民アル爲運轉セス、開通見込不明。

(三)中央線

○新宿八王子間ハ四日朝ヨリ臨時列車三往復運轉。

○八王子猿橋間ハ四日中ニ試運轉ヲ爲シ、其ノ結果ニ依リ與瀨附近ノ隧道崩壞箇所徒歩連絡トシテ運轉ノ見込。

○猿橋以西ハ列車運轉セリ。

(四)總武線

○兩國橋龜戸間不通原因ハ兩國橋驛ノ燒失ト途中高架線ノ枕木燒失、開通見込不明。

○佐倉成東間不通、狀況判明セス、

○大網蘇我間不通、但シ蘇我土氣間ハ線路障害ナシ、土氣大網間ハ線路崩壞開通見込不明。

○五井以南不通狀況一切判明セス。

(五)東海道線

○東京品川間開通見込不明。

○品川川崎間四日朝ヨリ臨時列車四往復運轉セリ。

○川崎鶴見間ハ線路支障ナキモ、横濱市民暴動ノ報ニ接シ運轉セス。

○鶴見御殿場間及横須賀線熱海線ハ不通、被害甚大ノ見込ナルモ詳細判明セス。

○御殿場以西ハ四日朝ヨリ列車運轉セル筈ナリ。

(六)山手線

○四日朝ヨリ赤羽田端間及池袋赤羽間ニ蒸汽臨時列車二往復運轉セリ、品川池袋間ハ列車ヲ併結シ、池袋ヨリ田端赤羽ニ向ヒ分割運轉ス。

○途中小驛ハ臨機通過シ、成ルヘク長區間旅客ノ利便ヲ計ル。

第二號

四日午後四時判明セル狀況

(一)東北本線及信越線

○赤羽川口町間荒川橋梁、下リ線ハ五日中ニ開通ノ見込。(前報四日午後開通ノ豫定ナリシモノ)

(二)中央線

○飯田町新宿間四日朝ヨリ二往復ノ臨時蒸汽列車ヲ運轉セリ(此ノ件前報ニ脫ス)。

(三)總武線

○佐倉成東間三日ヨリ列車運轉セリ(前報ニ不通トセシハ誤リ)。

○五井木更津間線路ノ故障比較的輕微ナルヲ以テ四日中ニ開通ノ見込ナルモ目下運轉計畫ノ報ニ接セス。

(四)東海道線

○議ニ品川川崎間ニ臨列運轉トセシハ品川六鄉(六鄉川ノ北側ニ設ケタル假驛)

○六鄉子安間四日午後二時半試運轉ヲ施行セリ、但シ京濱線ニ列車ヲ運轉セシムヘキヤ否ハ横濱市ノ狀況如何ニ依ルヲ以テ疑問トナレリ。

(五)横濱線

○全區間不通狀況不明。

第三號

五日午前八時判明狀況

(一)東北及信越線

○日暮里以北開通、東北線列車ハ田端起點、信越線列車ハ日暮里起點トシテ、合計約二十九往復運轉(夜間運休)。

(二)常磐線

○日暮里起點平素ノ通運轉。

(三)總武線

○兩國運輸事務所千葉ニ在リ、東京トノ通信不能ナルヲ以テ詳細判明セサルモ、前日ノ狀況ニ變化ナシ。

(四)山手線

○品川池袋間、池袋赤羽間三往復、田端池袋間一二往復ノ汽車運轉(池袋田端間ハ上野運輸事務所ノ支配ニ遷セリ)。

(五)中央線

○飯田町新宿間二往復、新宿八王子間四往復、八王子與瀨間小運轉回數不明、

○與瀨鳥澤間不通。

○鳥澤以西今朝ヨリ平素運轉。

○本日中ニ與瀨トンネル徒歩約一〇町ヲ介シ連絡開始ノ見込。

(六)横濱線

○東神奈川附近ニ於ケル東海道線横斷橋破壞、長津田驛貨物列車顚覆、八王子相原間トンネル崩壞ノ爲開通ノ見込タヽス。

(七)東海道線

○品川鶴見間三往復運轉。

○鶴見横濱間軍力ニ依リ復舊工事中、本日中ニ開通ノ見込。

○御殿場以西平素運轉。

○不通區間ノ主ナル被害狀況判明ナルモノ左ノ如シ。

駿河驛ホーム本屋全壞線路波狀ヲ呈セリ。

駿河山北間三號トンネル兩口崩壞、四號トンネル上リ線崩壞、附近ノ線路各埋沒。

山北國府津一體ニ線路被害多ク、下曾我松田間ノ道路橋梁附近埋沒。

國府津小田原間線路被害甚タシク築堤崩壞、酒匂川ガード一連墜落。

小田原驛殆ント全滅。

小田原熱海間ハ一帶ニ山崩、築堤崩壞等ノ爲被害最モ甚ダシク、殆ント線路ノ原形ヲ止メス。

馬入川橋梁七〇尺ノ桁五六本ノ中九本ヲ殘シ他ハ全部破壞、ピーヤ倒壞セリ。

足柄信號所山崩ニテ全壞。

駿河足柄間相澤川橋梁墜落。

駿河山北間一、二號間トンネル間ニ四二三列車顚覆。

山北松田間第二第三酒勾川橋梁間ニ貨物列車顚覆。

下曾我國府津間六〇三列車顚覆。

大磯平塚間七四列車顚覆。
辻堂藤澤間貨物列車顚覆。
藤澤構內上り貨物列車顚覆。
藤澤大船間四〇三列車顚覆。
大船戸塚間長サ一〇鎖ノ間線路一〇陷落、下り列車顚覆。
戸塚構內下り旅客列車顚覆。
戸塚程ケ谷ニ、三〇〇乃至五〇〇坪ノ山崩三ケ所アリ。
逗子田浦ニ□三□坪崩壞。
田浦橫須賀間トンネル西口崩壞、工事中人夫若干名閉込メラレ居レリ。
御殿場□□□□。
九月六日午、六時以後七日朝ニ至ル狀況左ノ通

運輸局

一、六日ヨリ下關警察署ニ於テ當分ノ內鮮人ノ下關上陸ヲ禁止セル旨、門司鐵道局ヨリ通知アリタリ。
二、名古屋鐵道局計畫ニ掛ル第二御崎丸(一、〇〇八噸)、六日午後四時半名古屋港出帆、七日午後六時品川着豫定、搭載物大體左ノ如シ。
米六、七二〇俵、慰問袋九八行李、梅干七七樽、鹽一五八俵、濱物一四五個味噌二七五個、鑵詰五三八個、菓子三四九函、野菜六八俵、其他雜品ヲ併セ一〇、四一二個。
鐵道關係乘組人二七名。
三、多客ノ爲東北常磐奥羽信越中央北陸線各列車寢臺及食堂ノ取扱ヲ休止セリ
四、名古屋鐵道局手配ヲ以テ六日午後三時沼津國府津間電信電話線ノ一部開通ノ旨、同局長ヨリ通知アリタリ。
五、六日午後七時十分裾野驛ニ於テ下リ高速度臨時列車同驛通過ノ際、機關手速度ノ節制ヲ誤リタル爲貨車二十三輛脫線顚覆粉碎、五輛脫線斜倒、機關助手指導及線路工手五名即死、前部車掌及線路工手十名重傷、機關手及線路工手一名輕傷ノ事故ヲ生ス。

大震後ノ情報ニ就テ　（甲府運輸事務所）

救護狀況

一、甲府救護班ハ、九月三日鳥澤與瀨間各被害現場ニ出張救護ニ從事シ、九月六日本局救護班ト交代ス。
本局救護班ハ、六日ヨリ九日迄與瀨驛前ニ救護所ヲ設ケ、職員及罹災者ノ救護ニ從事セシモ、十日ヨリ與瀨假乘降場ニ移轉シ、專ラ罹災者ノ救護ニ勞ム。
救護人員十日二十二名、內職員四名、十一日三十五名、全部罹災者、三日以降九日迄累計職員二十三名、人夫二名、罹災者十五名、計四十名。
二、木曾福島救護班ハ、六日ヨリ同驛ニ出張シ、罹災者ノ救護ヲ爲ス、仁丹、代用藥劑通過避難者四十八名ニ給與ス、六日ヨリ十日迄ニ下車客ノ手當ヲ爲シタルモノ十八名。
三、管內慰問袋ノ發送個數左ノ通。

驛名	個數
運輸事務所	一二
初狩驛	九
勝沼〃	一二
鹽山〃	三〇
石和〃	三三
甲府〃	四八
長坂〃	二〇
富士見〃	一六
上諏訪〃	六八
辰野〃	五三
小野〃	三〇
甲府庫	—
上諏訪庫	—
木曾庫	—

四、鹽尻及木曾福島驛ニ於テ輸送途中ニ在ル避難者ニ對シ焚出ヲ給與シタル數量左ノ通。(九月十日迄ノ分)

鹽尻驛	一石八斗	木曾福島驛	一石四斗六升

五、甲府驛ニ於テハ、十二日ヨリ焚出ノ必要アリ、市救護事務所ト協議ノ上施行方手配セリ。
六、町村役場地方青年團在鄉軍人消防組等ノ團體ニ於ケル今回ノ救護狀況ヲ調査スルニ、去ル四日以降管內各驛ニ於テ構內ニ天幕張其他ノ施設ヲ爲シ、下車又ハ通過避難者ニ對シ食糧其他ノ救護ニ努メ居レリ、其出勤團體數左ノ通。

縣郡市町村役場	三五	青年團消防組	四六
在鄉軍人會	一九	婦人會	一七
計	一一七		

列車狀況

一、昨十一日與瀨假乘降場狀況左ノ通。

一、乘繼人員	一六、二三〇人		
一、〇〇三列車	四五〇人	乘殘リヲ生ス。	
二、四〇九列車	二〇〇人		

三、假ホーム附近一帶ヲ地均シ通行ヲ容易ナラシム。
四、下リ乘繼客ハ益々增加ノ傾向ナリ。
五、本日ヨリ步兵第三十四聯隊將校以下十九名中野警察署ヨリ巡査三名派遣セラレ、兵員ハ假乘降場並徒步區間通路警備及與瀨驛ノ警戒ニ努ム。
二、鹽尻驛ニ於テハ避難者殺到混雜ヲ極メ居レリ、殊ニ夜間ニ至リ一層甚タシク、八日ヨリ運輸課員トシテ若山書記池見記書運輸事務員田中書記加藤車監助手出張整理ニ從事ス。
三、十二日ヨリ與瀨假乘降場甲府ニ一、〇〇五、一、〇〇七、一、〇〇九臨時列車ヲ運轉ス、之レカ爲甲府驛ニ於テ以四接續ノタメ避難者ノ待合多數ヲ生スル見込。

其他

一、管內助勤派遣者
(一)與瀨假乘降場出張者
運轉員　宇野書記、木村書記
助役　大月驛豫備助役、武藤眞三郎、八王子車監助手篠原勝雄(隔日勤務)
其他客扱トシテ車掌、警手外四十九名計五十一名。
(二)上野原驛出張者
豫備助役一名、車號一名、操車掛二名、貨物掛一名、連結手二名、貨物驛手三名、計十名。
(三)與瀨驛出張者
豫備助役一名、出札掛一名、車掌二名、驛手七名、計十一名。
(四)鹽尻驛出張者
小荷物掛二名、車號二名、車掌二名、驛手八名、貨物驛手六名、計二十名
(五)鹽尻檢車手詰所出張者
檢車手二名。
總計　九十四名。
二、職員ノ安否
管內職員ハ皆無事ナルヲ得タリ、家族ニ在リテハ目下不幸ニ遭遇シタル者ノ報告ニ接セス。
但家屋其他破壞ノ危キヲ受ケタルモノニシテ十日迄ニ判明シタル數左ノ如シ。

全潰一戶、半潰十三戶、計十四戶。

大正十三年九月十三日

一、昨十二日ヨリ甲府驛構內下リ乘降場東部信號所寄ニ長サ五間幅二間ノ天幕張休憩所ヲ設置シ、臨時旅客列車下車避難者ヲ休養セシム。
二、與瀨驛救護班狀況(十二日處置ノ分)
罹災者二十六名、職員八名、計三十四名。
三、木曾福島驛救護班
罹災者追々減少ニ付十二日限發止ス。

列車狀況

一、昨十二日ニ於ケル與瀨驛假乘降場ノ狀況左ノ通。

(一)乘繼人員二五、三三〇人內(上リ一二、二八〇人、下リ一三、五〇人)

(二)各列車運轉ニシテ乘殘シヲ生シ混雜甚タシ。

(三)建臨ヲ運轉シ石炭殼一輛ヲ取寄セ通路ニ撒布シ歩行ニ便セシム。

(四)電信機械一臺備付午後六時ヨリ使用開始ス。

(五)旅客及警護員休憩用トシ天幕一張增設ス。

(六)八日(連絡開始)十日迄ノ乘繼人員左ノ通。

八日	七、一六四人內(上リ六、五二一人、下リ	六四三人)	第三ニテ
九日	一四、九七四人內(上リ六、二一四人、下リ八、七六〇人)		正誤ス
十日	一六、〇八二人內(上リ七、四一九人、下リ八、六六三人)		

二、甲府驛乘繼狀況

(一)臨時列車ニ依リ降車シタル人員ハ一、六九二名ニシテ、內以西乘繼避難者一、二七〇名ニ及ヒ四一一列車ニハ(一、〇〇三列車乘繼避難者三七〇名)四輪客車(三輛)增結シ乘殘リヲ生セサラシム(列車十八輛)。

三、鹽尻驛ノ狀況

(一)書間ハ稍ミ混雜ヲ生セサリシモ夜間ニ至リテハ各列車共滿員トナリ百名內外ノ乘殘リヲ生セリ、輸送人員概數七、二七〇人(十一日夜半ヨリ十二日午前八時迄)

四、八王子驛ノ狀況

(一)下車人員ハ八三二人ニシテ、輸送人員概數二七、〇〇〇人。

五、管內着無賃避難者下車人員

四日	三、六九五人	五日	四、四一三人
六日	五、二一九人	七〃	五、〇一八人
八日	二、八〇五人	九日	三、〇一四人
十日	三、一二一人	十一日	三、三二七人
以上計	三〇、六一二人		

其他

一、糧食其他救護品ノ輸送

震災ニ伴フ救助品タル(一)糧食、救護品ハ九月三日ヨリ、(二)復舊材料品ハ四日ヨリ、(三)震災救護事務局運轉交通部發行輸送承認書ニ依ル、官公廳以外ノ會社團體託送ニ係ル食糧及救護品ハ七日ヨリ、(四)新聞社計畫ニ係ル食料及救護品ハ八日ヨリ、何レモ無賃輸送スルコトヽナリ、九月三日以降十二日迄ニ管內各驛ヨリ田端宛發送ノ取扱ヲナシタルモノ左ノ通。

發驛名	品名	噸數
八王子	玉菜	一
勝沼	葡萄、雜品	一六
鹽山	食料品	一九
〃	揚干、野菜	四
日下部	雜品	八
甲府	綿布、覆物	二
〃	砂糖、麥粉	二
龍王	雜品	一
韮崎	漬物	二
長坂	材木類	八
富士見	食料品其他	三
茅野	鍋釜	一三
上諏訪	雜品	一〇
〃	食料品其他	一六
下諏訪	雜品	一〇
〃	食料品其他	一六
岡谷	漬物類	一
辰野	食料品	二六
〃	雜品	二五
小野	漬物	一
鹽尻	木材	八
〃	馬鈴薯	一
〃	雜品	八
贄川	漬物	一一
〃		
奈良井		一
木曾福島		一
計		二〇五

備考　小口扱ハ換噸シテ計上一噸未滿ハ省略ス。

二、機關車助勤派遣者其他

(一)猿橋分庫助勤者　機關手三名、機關助手三名、技工一名。

(二)機關車配置替　甲府庫ヨリ猿橋分庫　第二四一〇號
　　上諏訪庫ヨリ〃　第二四二九號

三、與瀨八王子間收入金搭載列車。

九月一日以降與瀨上野原間震災ノタメ不通ノ處、八日ヨリ徒歩連絡輸送開始ニ伴ヒ、與瀨八王子間收入金ハ與瀨驛迄第四〇五列車(指定列車)ニ搭載、同驛以西第七〇一列車ニ繼承分列車乘務車掌ヲシテ護送セシムル事ニセリ。

四、與瀨驛假乘降場寫眞揭出

當所寫眞班ニ於テ撮影シタル與瀨假乘降場乘繼客殺到ノ狀況ヲ本日甲府驛待合所ニ(四六列四ツ切大)揭出シ、該狀況ヲ一般乘客ニ周知セシメ、入京者ノ上京ヲ見合セル樣警告セリ。

大正十二年九月十四日

救護狀況

一、與瀨假乘降場救護班(十三日處置分)

罹災者三十一名、職員五名、計三十六名。

二、木曾福島救護班ニ於テ傷病罹災者ニ應急處置ヲナシタル人員及其概要左ノ通(六日ヨリ十二日迄六日間)。

處置	概要	人員
負傷	處置	一〇
疾病	處置	一二

小計　二二

乘車中心神不快者ニ應急藥給與

合計　三四八
　　三七二

三、甲府驛構內ニ設置シタル天幕張休憩所ハ乘繼避難者多數ノ爲メ全部收容スルコト能ハサルヲ以テ、昨十三日更ニ五間餘ノ繼キタシヲ爲シタリ。

列車狀況(十三日)

一、與瀨假乘降場ノ狀況

(一)乘繼人員　一七、四三〇人內(上リ八、二八〇人、下リ九、一五〇人)

(二)十二日以降軍隊出動一般警備ヲ爲シ居ルヲ以テ、乘降客ノ秩序整然タルヲ得タル現在(十四日)警備兵員一個中隊(七十名)ヲ派遣セラル。

(三)小原町外二ケ村組合在鄉軍人會並ニ與瀨町青年團消防組ハ、軍人分會長山氏ノ指揮ニ依リ、每日交互ニ晝間ハ約二十人夜間ハ約五十人出場シ、乘降客ノ取扱ニ從事シ、又與瀨町會議員二名宛交代ニ出場セラレ便宜ヲ供與セラル。

(四)與瀨町婦人會ニテハ假乘降場園道ノ傍ニテ湯茶ヲ準備シ、每日約十五名出場旅客ノ慰問待遇ニ努メ居レリ。

二、甲府驛ノ狀況

(一)臨時列車ニ依リ降車シタル人員ハ一、六三三人ニシテ、內以西乘繼避難者一、〇八四人ナリ、依テ七〇二、四〇九、四一一、四一三列車ニハ何レモ「ハ」三輛ヲ增結シ、辛フシテ乘殘リヲ生セサラシム。

(二)上京客ハ依然トシテ多ク四一四列車降車(以東乘繼客)約八〇〇人ニテ、四〇二列車ニハ遂ニ二〇〇名ノ乘殘リヲ生シ、四一六列車ニテ輸送シタリ、甲府驛ニテハ四〇二列車ノ繼承最モ困難ナリシ。

(三)上リ方面乘車券發賣數左ノ如シ。

着驛	枚數
新宿	六五四
吉祥寺	五
國分寺	七

立川	二
八王子	三七
淺川	二一
與瀬	一四二
上野原	二九
計	八九七

三、鹽尻驛ノ狀況

夜間ニ於テハ混雜ハ前日同樣ニシテ第七〇八列車ハ乘繼客一、二〇〇名アリ、爲メニ「ボギー」一輛、「ハ」三輛増結シタルモ尙一五〇人乘殘リヲ生ス、輸送人員一八、七一〇人手小荷物取扱個數三、〇二六個ナリ。

救護品輸送狀況

一、九月十三日各驛ヨリ發送シタル救助品左之通。

辰野ヨリ田端ヘ	雜品	十三噸
上諏訪ヨリ	同	十三噸
富士見ヨリ	木材	八噸

一、輕井澤通過一般貨物(除救助品及省用品)ハ受託禁止中ノ處横川高崎間着及兩毛線方面行小口扱料品ニ限リ取扱ヒ得ルヤウ解除サレタ、亦右貨物輸送ノ爲メ緩急車積貨物積載方一部(六一五、六七九)變更シ達示手配セリ。

一、横濱行震災救恤品ノ取扱ニ就テ、

横濱行震災救助品ノ輸送デアルガ、鐵道トシテハ目下田端ヘ送付スルヨリ外ナキモ、九月十一日局報乙名鐵達乙第一、一三〇號ニ示サレテ居ル通リ、同驛宛トシテハ東京附近行ノ□路直輸送ノ出來ルモノ、ミニ限ラレアリ、從テ横濱行救助品ハ荷送人ガ愛知縣又ハ靜岡縣ノ地方官公廳ニ諒解ヲ得別途船便ニ依リ輸送方手配濟貨物ナルコトヲ驛長ニ於テ確認シタルモノニ付テノミ、當該船車接續地點ノ驛迄受託スルヨリ外今ノ處方法ナキモノニ付誤解ナキ樣注意セラレタイ

其他

一、甲府購買支部ニ於ケル手形。

(一)震災ノ爲メ白米ノ需要量著シク増加シ、之レカ緩和ト八王子方面救濟ノ

必要ニ依リ、去ル六日ヨリ當分ノ内精米夜間作業ヲナス。

(二)甲府市役所ヨリ依賴ニ係ル炊出用白米十六斗受入十三日ヨリ每日四斗宛「ムスビ」トシテ炊出ノ爲メ甲府在住職員家族中篤志者之ニ從事シツヽアリ。

(三)八王子方面極力救濟ノタメ十四日第三回目ノ購買物品ヲ配給ス、現場與瀬間(約十三丁)ハ八王子在住職員及支部員協力轉送ス其數量左ノ如シ。

白米九一石四斗、味噌一五六貫、醬油(九升詰)一一七個分、(四升二合詰)三八個、木炭六五六貫、押麥三斗、砂糖一八七斤、石炭一、二〇〇斤、干鰈五六貫、麥粉七二八貫、乾饂飩二八函。

(四)甲府保線事務所ノ依賴ニ係ル現場及横濱線復舊工事用食糧品當支部ニ於テ手配セルモノ左ノ通。

白米五六俵、干鰈一〇貫、梅干五貫、ワカメ一貫、味噌九五貫、辣味噌漬一樽。

二、震災ト運輸收入。

一日ヨリ十二日マテ當所管内運輸收入左ノ通リ。

日附	旅客收入	貨物收入	合計
九月、一日	九、一七八円	五、四四四円	一四、六四二円
〃　二	八、二六四	二、三四四	一〇、六〇八
〃　三	一〇、四二二	二、一五九	一二、五八一
〃　四	一一、六七五	二、四〇七	一四、〇八二
〃　五	七、九七二	一、六二七	九、五九九
〃　六	九、〇一八	一、六五八	一〇、六九六
〃　七	九、一六二	一、九六七	一一、一二九
〃　八	九、九六九	二、〇〇六	一一、九五四
〃　九	九、九二五	二、二二八	一一、三一八
〃　一〇	九、三五七	一、九六一	一三、二六七
〃　一一	一〇、八五八	二、四〇九	一四、一四一
〃　一二	一一、六七九	二、四六二	

以上ノ通ニシテ貨物收入ハ激變セルモ、旅客收入ニ於テハ大體平日ト大

ナシ。

三、九月一日強震當時ノ列車

笹子驛長報告

九月一日第一震中ニ第四〇六列車ハ無事到着シタル儘前後不通トナレリ、乘客ハ二百三四十名ナリ、隨意下車シタル者ノ外二百名ハ列車内ニ三夜ヲ過セリ、此外第六一三列車モアリ、乘務員郵便係員ヲ合セテ二百十五名ニ對シ、一日夜二日朝ノ二食炊出ヲ爲セリ、幸ニ負傷者又ハ罹病者ナシ、又甲府猿橋共給水不能ニ陷リ居リタルヲ以テ笹子驛ノ給水復舊ニ全力ヲ注キ、三日午後ヨリ復活漸ク以東ノ運轉ヲ容易ナラシメタリ

大正十二年九月十五日

救護狀況

一、與瀬假乘降場救護班(十四日處置ノ分)

罹災者八名、職員三名、計十一名。

二、慰問袋其ノ後ノ發送箇所

箇所	個數
笹子	一五
初鹿野	二〇
龍王 韮崎 穴山	一五
檢車所	二〇
計	七〇

列車狀況(十四日)

一、笹子初鹿野間水害故障

(一)笹子初鹿野間八起三四哩五六鎖巽澤及三四哩七〇鎖底洞川豪雨ノ爲メ氾濫シ土砂ト岩石ヲ押出シ、線路埋沒シ、泥水ハ笹子折返線ニ流レ込ミ深サ四呎ニ及ヒ、第四〇六列車ハ三二哩六五鎖ニ停車シ機關車(コンシリ)及「ユニ」一輛埋沒ス(十三日午後〇時三十分)、依テ該列車「ユニ」ヲ殘シ「ボギー」五輛ヲ救援シテ初鹿野ニ引上ケタリ職員及乘客無事。

(二)復舊手配トシテ與瀬隧道復舊從事員及甲府ヨリ工手人夫ヲ派シ復舊ニ努メツヽアルモ、天候不良豪雨依然トシテ止マス、作業困難ノ爲開通不明ナルモ天候ノ模樣ニ依リ適當ノ處置ヲ講スル見込。

(三)右事故ノタメ四〇六列車ハ初鹿野ヨリ四〇七列車ハ初狩ヨリ以後ノ旅客列車ハ折返シ運轉ヲ爲シタリ。

(四)四〇七列車折返シノタメ大月驛ニ下車セル者又臨時一、〇〇七列車ニテ同驛迄來リタル者合計一、一〇〇名ニ及ヒ、一時同町劇場ニ收容シ、青年團及婦女會ノ手配ニテ炊出ヲ給與セリ。

二、甲府驛ノ狀況

(一)第四五列車下車客ハ四〇〇名ニテ七〇一列車乘客割合少ナカリシタメ乘殘リナク全部乘車スルヲ得タリ。

(二)第四〇八列車到着ニ際シ笹子驛附近土砂崩壞ノタメ初鹿野初狩間不通トナリタルタメ、同區同通過ノ一般旅客及七〇二列車ノ到着客ノ殆ント全部下車セシメシタメ下車客約一、三〇〇名トナリ、一時非常ノ混雜ヲ來シタリ。

(三)其後新宿着旅客ハ大宮經由差支ナキ事トナリタルヲ以テ、其三分ノ一ハ四〇九、四一一、四一三列車ニ乘車折返シタリ。

(四)其他ハ開通ヲ待チ居タルモ降雨激シク開通遲延ヲ豫想シ大宮廻ニ變更出發シタル者多シ。

三、鹽尻驛ノ狀況

初鹿野初狩間線路不通トナリタルタメ、名古屋ヨリ新宿ニ至ルモノ大宮經由トナリ、又甲府方面ヨリ同樣大宮經由ニテ引返シタルモノニテ第四□三列車ハ一、六五〇名乘車シ混雜ヲ極ム、輸送人員概數一八、〇三〇人手荷物取扱個數三、〇七二個ナリ。

救護品輸送狀況

一、九月十四日各驛ヨリ發送シタル救助品左ノ通。

勝沼ヨリ田端ヘ	葡萄	八噸
長野ヨリ〃	食用品	二六噸
富士見ヨリ〃	木材	八噸

岡谷ヨリ田端ヘ	味噌	三噸
甲府ヨリ名古屋港ヘ	雜品	三六噸
計		七一噸

其他

一、九月一日强震當時ノ列車

九月一日七〇一列車牽引上諏訪庫機關手宮坂貞衛談

九月一日第七〇一列車ハ甲府驛ニ四分延ニテ着、電燈不具合ノ爲九分延ニテ午後〇時十九分發車シ、約一哩進行湯川橋梁附近ニ差懸ルヤ、線路內ニテ着衣ヲ打チ振リ頻ニ列車ヲ止メントスル者アルヲ認メ、最初ハ狂人ノ所爲トモ思ヒタルモ、地震ノ際ナレハ前途線路ニ異狀アルヤモ知レスト直チニ停止セシメタルニ、荒川橋梁ト長松寺鐵橋トノ間線路約四十尺一尺程沈下セリ、又長松寺鐵橋向側約三十尺線路幾分沈下セリトノ報ヲ得、直チニ引返シ無事ナルヲ得タリ。

右事故發見者ハ線路附近ニ居住スル農中山輝重ニシテ、當時自宅ヘ歸宅ノ際之ヲ發見シ、長田忠太郎横山幸平ト協力停車手配ヲ講シタルモノナリ。

二、震災ト大月驛　　大月驛長報告

(一)六日ヨリ施行セル大月青年團及處女會ノ列車並ニ降車罹災者ニ對スル握飯芋梅干仁丹湯茶等ノ救護ハ、十二日限リ關係者打合セノ上中止セリ。

(二)一日以來晴黑界ナリシモ十日夜ヨリ電燈點火ス但半數點火トシ本月中無料ナリ。

(三)國道大月橋約1/3墜落ノタメ大月花咲間通路杜絶ノタメ勢ヒ桂川鐵橋ヲ通行シ危險アルヲ以テ通行注意方警察署ヘ警告シタルニ、消防手每日四名宛警戒危險防止ニ努ムル旨回答アリ、通行者ノ危險其他一切鐵道ノ責ニ任セサルコトヽス。

(四)青年團處女會ノ炊出ニ對シテハ驛員ヨリモ金三圓麥五升食鹽二磅寄附シタリ。

(五)東京附近行旅客制限ニ對シテ警察ト協力極度ヲ期シ居レリ、東海道不通又ハ證明書ヲ得サルモノ御殿場ヨリ吉田ヲ經テ來リ、又ハ證明書ヲ得ス空シク歸ルモノ每日二十人內外アリ、警察署ヲ介シ御殿場警察署ヘ電話ヲ以テ注意ヲ與ヘント手配シタルモ通話不能ノタメ、前記空シク歸ラシムルモノ根絕スルヲ得ス、寧ロ益々增加セントス。

(六)救恤品モ追々託送申出アリ本日發送シタルモノ佛敎會ノ手ニナル北都留郡役所託送衣類約百點括リ十三個アリ、又南都留郡役所分預リ置キアルモノ三個アリ之レハ食糧品ナルカ如シ。

震災不通彙報第一號（大阪運輸事務所）

大正十二年九月三日

一、東海道本線沼津以東中央線鹽山以東ノ不通狀況ハ、何分通信機關ガ杜絕シテ居ルノテ詳報ヲ得ルコトガ出來ナイガ、情報ニ依レハ其ノ損害程度ノ甚タシキコト未曾有トノコトデアルカラ、急速開通ノ見込ハナイモノト推セラル、就テハ何分ノ通知アル迄引續キ右以東行ノ旅客荷物共一切取扱ヲシナイ樣ニ。

二、北陸線篠井線信越線內ニテハ、今分不通箇所ガナイカラ、同線經由ニ依ルトキ東京方面行旅客ハ川口町迄ハ行クコトガ出來ル譯デアル。接續時刻ハ左ノ通デアル。

名古屋、鹽尻、篠井、高崎經由

本線列車	名古屋發	篠井發	高崎發	大宮着	川口町着
二二又ハ二	後一、〇五	後一〇、五二	前三、一八	前五、一七	前六、〇六
二八	〃七、〇五	前三、五七	〃八、三八	〃一〇、五〇	〃一一、三〇
二四	臨〃八、四〇				後一二、五〇
三二	後一〇、一〇	前七、三三	後一二、一三	後二、二〇	〃二、五五
〃	臨〃一〇、四〇				〃四、二〇
二六	前五、三五	後四、二五	後九、〇九	後一一、四〇	

米原、直江津、篠井、高崎經由

本線列車	直江津發	長野發	高崎發	大宮着	川口町着
八二	後九、三五	前一二、〇六	前四、二四	前六、一一	前六、四九
六八六	〃一一、五二	〃二、二五	〃六、四八	〃八、三六	〃九、一〇
六七八	前六、〇五	前九、一五	前二、〇七	前四、一四	前四、四二
七七〇	〃一二、三一	〃二、二四	〃七、〇二	〃九、〇九	〃九、三四

併シ右ニ對シ旅客指導上最注意ヲ要スルコトハ、未タ公報ハナイガ、新聞紙ノ傳フル所ニ依レバ、東京全市ニ戒嚴令ガ布カレ、何人ニテモ食糧品（之レモ相當多量）ヲ携帶セルモノヽ外ハ、一歩モ入京セシメナイト云フ事デアルシ、尙右實否ハ兎モ角トシテモ、川口町ニ降リテカラ後モ交通ハ甚シク不便デアルトノコトデアルカラ、豫メ旅客ニ對シテハ此ノ事ヲ能ク諒解セシメタ上デ、乘車券ヲ發賣スルコトニシテ貰フト共ニ、猶左案ニ依リ掲示シテ頂キタイ。

（此ノ事ハ既ニ電報濟デアルカ、文案ハ此ノ通ニ直シテ貰ヒタイ）

東京行旅客ニ御注意

大阪朝日新聞號外ニ依レバ、只今東京市ニ戒嚴令布カレ、食糧品携帶ノモノニアラザレバ入京セシメザル由。

、震災不通期間中、每日一、二、三、四、五、六、一五、一六、列車ハ、沼津以東、七、八列車ハ京都以東、九、一〇列車、名古屋以東、一一、一二、一三一列車ハ全區間運轉休止シ、尙五、六列車沼津京都間二等車ヲ增結シ、二等客ヲモ取扱フコトヽナッタ。右ニ付八列車ヨリ六列車五列車ヨリ七列車ニ乘繼二等客ニ對シテハ直通急行券ヲ發賣シテ貰ヒタイ。

尙本日(三日)ノ右以外普通列車ノ折返シハ、左ノ豫定デアル。

八二一	沼津ヨリ	八三一	二八レ靜岡止(靜岡ヨリ一三八―沼津ヨリ二七)	
二二一	〃	二一一	二四レ靜岡ヨリ	二三レ
八四一	〃	八五一	三〇レ濱松ヨリ	二九レ
六八六レ(八六レ)靜岡止			三二〇靜岡ヨリ	三一レ
六八八レ(八八レ)沼津ヨリ七三レ			二六レ靜岡ヨリ	二五レ

以上夫々掲示シテ置テ頂キタイ。

四、關釜聯絡船高麗丸ハ淸水港ヘ(江尻下車)ニ廻航シ、同港ト横濱港間ノ連絡ヲ圖ルコトヽナリ、其ノ第一便ハ明四日又ハ明後五日淸水港出帆ノ筈デアルガ其取扱條件等未定確定次第追報ス。

五、大阪商船ハルビン丸ハ、本日(三日)午前十一時大阪築港桟橋ヨリ横濱ニ向ケ特發スル由切符ハ大阪本店神戸支店ニテ發賣スル由)。

又郵船備後丸ハ本日午前十一時、箱崎丸ハ明四日午前十一時、神戸築港桟橋ヨリ横濱ニ向ケ特發三等客收容ノ餘地アル由トノ通知ガアッタ。旅客案內上ノ參考トセラレタイ。

六、今後不通區間短縮等ノ爲、列車運行區間ノ如キハ時々變更スルデアラウシ夫レ等ニ對シテハ出來ルダケ早ク通知スルコトニ努メルガ、各驛ニ於テハ之等通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク待合所掲示ノ書替ヲシテ頂クト共ニ、必要ニ應ジ列車乘務員ニモ通知シ、旅客ヘモ周知セシムルコトニ努メテ頂キタイ。

震災不通彙報第二號（大阪運輸事務所）

大正十二年九月三日

一、前號掲載川口町行接續時刻左ノ通改正セラレタ、名古屋篠井經由ノ分

第二二、又ハ第二列車	名古屋發	後一時五分
	川口町着翌	前五時四十分
第二八列車	名古屋發	後七時十五分
	川口町着翌	前十一時
第二四列車	名古屋發臨	後八時四十分
	川口町着翌	後十二時五十分
第三二又ハ第一〇列車	名古屋發臨	後十一時五分
	川口町着翌	後三時十分
第二六列車	名古屋發	前五時卅五分
	大宮着	後十一時四十分

川口町ヨリ京阪神方向ヘ

川口町發前七時五十五分	名古屋ヨリ	一五列車
〃　後二時五十分	〃	二三列車
〃　〃四時四十分	〃	七一(六七一)列車
〃　〃十時五十分		三、又ハ二一列車

追テ北陸線經由ハ前報ノ通トス。

二、東京市ニ戒嚴令ガ布カレタル趣前號記載ノ通デアルガ、其ノ後新聞社ヘノ入電ニ依レバ、食糧品携帯ノ有無ニ不拘、入京セシメナイサウデ、現ニ空シク折返ヘスノ止ムナキニ至ルモノモ尠クナイト云フコトデアルカラ、其ノ旨旅客ニ注意シタル上デ、乘車券ヲ發賣スルト共ニ、尙左案掲示ヲ驛ノ分ト共ニ併出シテ頂キタイ。

再ビ東京行旅客ニ御注意

其ノ後新聞社ヘノ入電ニ依レバ、戒嚴令ヲ布カレタル東京市ヘハ、食糧品携帯ノ有無ニ拘ハラズ入京セシメズ、現ニ空シク折返スノ止ムナキニ至ルモノ多數アリトノコトナリ。

三、現在不通區間ハ、別紙略圖ノ通デアル、大體之レニ倣ヒ便宜用紙ニ色別ニ圖示シ、待合所ニ掲示シテ頂キタイ。

不通區間			
東海道線	沼津以東	中央本線	笹子淺川間
東北本線	赤羽川口町間	〃	栗橋古河間
常磐線	我孫子取手間		

震災不通彙報第二號々外（大阪運輸事務所）

大正十二年九月三日

一、本紙第二項ニ依ル掲示之案ヲ、左ノ通訂正ノ上、車寄大廣間等最モ見易キ箇所ニ掲出セラレタシ。

震災地旅行ニ就テノ御注意

情報ニ依レバ東京横濱方面ハ非常ノ混雜デ且食糧モ缺乏ノ爲各地方ヨリ救援ヲシテ居ル狀態デアリマスカラ此際一人ノ入京ハ一人ノ糧食ヲ減ジ一人ダケ混雜ヲ增スコトニナリマスカラ震災地方ヘオ出ノオ方ハ以上ノ狀態ヲ御考慮ノ上此際「兎モ角モ行ッテ見ヤウ」位ノ御旅行ハオ止メヲ願イタイト存ジマス。

二、東京市ニ戒嚴令ガ布カレ、左記三項ニ該當スルモノト檢査官ニ於テ認定スル者以外ハ、絕體ニ入京セシメズト云フ最近ノ情報ガアッタカラ、客扱上御注意シテ頂キタイ。

尙前項掲示ノ外ニ左記文案ニ依リ併掲セラレタイ。

再ビ東京行旅客ニ御注意

最近ノ情報ニ依レバ東京市ニ戒嚴令ガ布カレ左記三項ニ該當スル旅客以外ハ絕體ニ入京セシメザル由。

記

一、公務ヲ帶ビル者

一、自ラ多量ノ食糧品ヲ携帶スル者

一、東京市内ニ家族ヲ有シ歸宅ヲ必要トスル者（終）

震災不通彙報第三號（大阪運輸事務所）

大正十二年九月三日

一、名古屋發川口町行臨時列車運轉休止（電報濟）

第二號所載名古屋發川口町行左記直通臨時列車ハ運轉ヲ休止サレタ。

○午後八時四十分名古屋發　翌午前十一時川口町着

○同十一時　五　分名古屋發　同　五時四十分

隨テ、京阪神方面ヨリ二四及三二〇又ハ一〇〇ノ接續ハ無クナシタコトヽナル。

二、四日普通列車ノ折返シハ左ノ通デアル。

八二レ沼津ヨリ八三レ　二八レ靜岡止（靜岡ヨリ二五レ沼津ヨリ二七レ）

二二レ〃　二一レ　八四レ靜岡ヨリ八五レ（靜岡ヨリ七一レ一六七レ後ア（セ）

二四レ靜岡ヨリ三一レ　三〇レ濱松ヨリ二九レ

三二レ濱松ヨリ二三レ　六八六レ（八六）靜岡止

六八八レ沼津ヨリ七三レ　二六レ靜岡ヨリ二五

震災不通彙報第四號（大阪運輸事務所）

大正十二年九月三日

一、彙報第二號々外ニ依ル、掲示ノ外更ニ左ノ文案ニ依リ掲出セラレタシ、（可成同一箇所ニ併列ノコト）。

東京横濱附近ノ住宅企料ナク、各地至ル所ニ露天ノ生活ヲ爲シツヽアル狀態ニ付、市内ニ入込ムモ知人ヲ尋ヌル途ナキ旨通知アリタリ。

二、中央線輸送カ不充分ニシテ整理困難ニ付、川口町方面行旅客ハ名古屋打切トシ、直通切符ノ發賣ヲ停止セラレタシ（電報濟）。

三、中央線不通箇所中ノ笹子猿橋間開通ス（電報濟）。

四、川口町行各列車ハ、川口町方面混雜甚數爲、大宮ニテ打切リ、同驛ヨリ打返シノ旨、各局ヨリ通知アリ（電報濟）。

（四）調査試驗及教育復活

(1)調査試驗復活　鐵道使用の鐵材、木材、セメント、織物、油脂、護謨製品、電氣用品、其他の試驗室は、建物、機械器具、試驗研究材料を合せて、省と共に燒失し、機關車及燃料試驗所は、幸に大井町に在りて火災を免る。是に於て災後各種用品の試驗は、同試驗所並に高架線拱下等に於て便宜施行し、後汐留驛構内に假設して試驗及研究を爲せり、而して災前完成したる橋梁其他の設計原圖二千二百餘枚及完成の途上に在りたる各種設計及研究調査百五十餘件は、共に烏有に歸せるを以て、災後直に部署を定めて、震害調査と同時に復舊に着手し、約七百二十枚を復舊し、其他原圖並に設計調査を引續き施行しつつあり、又永樂町高架線拱下の鐵道博物館は同じく火災に罹りて、多年蒐集の陳列參考品一萬點全部を燒失せしが、更に在來の高架線拱下を修理して陳列參考品の蒐集に努め、約五千點を集めて、十四年四月より一般の觀覽に供す。

(2)教習所　鐵道教習所は、九月一日夜校舍、寄留舍、事務室等全部燒失したるも、重要書類及物品の一部は、東京驛構内に搬出して災厄を免る、當時恰も夏期休業に屬したりしを以て、生徒全部をして各方面の業務を應援せしめつゝありしも、十一月十二日に至り、鐵道協會、東京檢車所、及東京列車電燈所の建物を教室に充て、高等科各科の教授を開始し、普通部二年生は、十一月一日より東京鐵道局教習所に於て授業す、たゞ普通部一年生は、之を收容する校舍なく、已むを得ず、各鐵道局に依囑して十一月五日より十三年三月末日まで現業事務の實習を爲さしめ、一方教習休止の缺點を補足するため、必須課目の擔當教師をして講義錄を作製せしめ、之を配布したり、而して教習所の教室及寄宿舍は、之を府下池袋に定め、十三年四月の新學年より之に移轉す。

又汐留所在の鐵道局教習所專修部校舍及寄宿舍は、全く燒失せしも、大崎所在の同普通部校舍、寄宿舍は火災を免る、而も混亂の際、教習繼續困難なるより、一時少數の警備員及傳令助勤者を殘して、他は隨意歸鄉を許し、九月二十九日召集して、他の鐵道局教習所に分割收容し、代ふるに現業員補充上永く休講する能はざる專修部生徒を此處に收容し、十一月一日授業を開始す、尙同教習所は、十三年五月在池袋鐵道省教習所と同一の敷地内に移轉す。

鐵道五十年祝典記念事業の一たる財團法人鐵道育英舍經營の夜間中學は、從來鐵道省教習所校舍を夜間使用して授業せしも、其燒失に因り、在大崎東京鐵道局教習所に移り、十一月五日授業を開始す、十三年四月鐵道省教習所池袋移轉と同時に、亦校舍を同所に移す。

（五）救　濟

一、一般救護

（イ）東京鐵道病院　九月一日地震襲來と共に、入院患者八十五名を一時病院前の廣場に避難せしめ、午後三時頃震動稍〻收まるに及び、再び患者を病院内に收容したり、然るに火災漸く病院に延燒せんとする虞ありたるより、患者を病院南側の松林内に避難せしめ、更に之を增上寺境内に移す、然るに二日午前三時病院燒失するを以て、三日鐵道協會内に收容し、同協會運信省分室ありて狹隘なるより、九月十九日之を新宿驛構内の廳舍一部に移轉收容し、一般診療を開始す、十一月一日よりは東京驛前に假建物を設けて東京鐵道病院派出診療所とし、主として職員の治療を爲したり。

（ロ）治療所　災地内の鐵道治療所中兩國上野兩治療所は燒失したるに由り、前者は之を錦絲町驛構内に、後者は之を田端驛構内に移し、救護班撤廢後診療を開始したり、後上野治療所は下谷區車坂町に新築し、十三年五月五日之に移り、兩國治療所は錦絲町驛構内の燒跡に新築して十三年二月五日之に移る、又横濱治療所は、地震の爲め大破損を爲せしも、幸に火災を免れ、災後一般罹災患者を救護し、更に派出所を大船驛に設け、十月廿九日之を國府津に移轉し、亦救護班撤廢後の診療に任す。

（ハ）鐵道救護班　鐵道職員及避難者の多數集會すべき地點たる東京品川新宿澁谷池袋田端北千住三河島龜戸田町大井町横濱芝浦岸壁大船鎌倉國府津馬入川西岸、御殿場大宮江尻連絡線等三十三箇所に救護班を設け、診療に從事す、更に移動救護班を設けて臨時出張診療に當らしむ、而して主ら此等の事業に任じたるは、東京鐵道病院名古屋神戸門司仙臺各鐵道局の應援隊なり、期間は概して九月中にして、必要の場合十月に入りて診療したるものあるのみ、取扱ひたる傷病者は、鐵道職員一萬一千四百人、旅客六千三百餘人、公衆七千七百餘人、合計二萬五千四百九十九人に及ぶ。

二、職員救濟

1、食糧供給　災害當時撤宵應急事務に從事したる者に對して、共濟組合購買部保管の白米を以て炊出を行ひ、不足分は常際線其他より米穀を購入して之に充つ、而も從業員の出動地域廣きがため、炊出のみにては供給の全きを得難きを以て、一部從業員には、九月八日より白米を供給し、次で家庭救濟の必要を見るや、白米の實費供給を開始したり、白米の無料供給は、九月十七日を以て打切り、炊出は現場復舊從事員の外、九月末日を以て廢止す、之に要したる米穀は、實費供給額を合せ五千八百石なり。

2、衣類等供給　共濟組合購買部建物及在庫品は、東京市内のもの全部燒失したるを以て、直に復舊計畫を樹て、罹災職員のために毛布反物洋服地等を關西より取寄せ、月賦販賣を爲し、又古制服外套不用品千七百餘着の拂下を受けて罹災從事員に廉賣せり。

3、貯金拂戻及低利資金貸付　罹災職員中、衣類日用品の買入、住宅の借入等に資金を要するに拘らず、其餘裕なきものに對しては、共濟組合附屬事業資金部及貸付部に於て、貯金の非常拂戻を爲し、及低利貸付を爲して窮狀を救へり、其額非常拂戻六百三十六件八萬三千六百四十三圓、低利貸付三百五十件二萬五千八百八十七圓。

4、假官舍急造　官舍居住現業員にして官舍の類燒又は倒潰に逢ひたるものに對し、假官舍を急造して之に居住せしむ。

5、罹問金品寄贈　災地外の鐵道職員は直接間接に罹災者に同情し、罹問金品を寄贈し、鐵道部外よりも同樣の寄贈あり、災地の殉災者も醵金して災者の救助資金に充つ、其額合計十一萬七千九百餘圓、外に用途指定の寄贈七千四百餘圓、物品約四萬六千餘點に達せり、乃ち之を罹災の程度に應じ、罹災職員に分與したり。

6、罹災者追悼　十一月十五日東京鐵道局教習所構内に於て、例年擧行の殉職者祭典の外、今次の震災に依り、公務死亡職員四十六名、職務外死亡職員二十九名、行方不明職員二十二名、計九十七名、並に遭難旅客のため、追悼式を擧げ、曹洞宗管長新井石禪を導師とし、鐵道共救會之を執行す、鐵道職員參列せり。

三、防疫班活動

災後生活狀態の激變のため惡疫流行を來すの虞ありたるを以て、臨時防疫部を設け、（一）罹災地域内の從業員に衞生的注意を促すため、震災後の衞生心得を配布し、（二）健康狀態の視察、（三）煮沸水の供給、（四）飮食物の取締、（五）便所下水等の消毒、（六）塵埃屎尿の處理等に就き實施の計畫を樹て、臨時防疫班を設置し、各驛、庫、區等の現場に豫防消毒を爲すと共に、部署を定めて、實施上の指導督勵を爲したり。之が實施要項左の如く、防疫班の努力と一般從業員の自衞心に依り、能く惡疫の發生を豫防し得たり。

一、飮料水トシテハ煮沸水ノ供給ヲ本旨トセルモ、設備共ノ他ノ點ニ於テ供給不可能ノ場合アルヘキヲ察知シ、「クロームカルキ」ニ依ル井水殺菌法ヲ指示シ、之カ勵行ヲ促セリ。

二、飮食物ニ付テハ、食糧品ノ缺乏及補給困難ノ狀況ニ鑑ミ、飮食物ニ罹病者ノ多カルヘキヲ考察シ、腐敗ノ處ナキ食品ヲ使用セシメ、且清潔保持ニ留意セシメタリ。

三、下水溝渠ノ破壞アリ汚水溢流ノ現況ニ對シ、之カ排除ニ努メタルト共ニ「クロールカルキ」ノ消毒ヲ勵行シタリ。

四、塵埃ノ堆積、屎尿ノ溢流散亂ハ、病毒傳播ノ主因タルヘキヲ以テ、極力其ノ處理ヲ爲サシメ、消毒藥ヲ撒布シ、塵芥燒却等ヲ勵行シタリ。

此外各驛構内を清掃して清潔保持に努め、且消毒「マット」並に手指消毒等の設備を爲せり。

防疫班業績大要

一、消毒の實地指導を爲せる驛其他	五三三箇所
二、消毒「マット」の設備を掲示せるもの	二一八箇所
三、塵埃處分を指導せるもの	六一箇所
四、井戸水檢査件數	六四件
五、井水殺菌劑配給數	一、一二〇本

四、共濟組合

國有鐵道共濟組合は、震火災のため購買部に於ける什器、貯藏品及食堂等を燒失し、

本省	
本省購買支部	一七、九七五・〇〇 円
被服工場購買支部	一、二八〇・〇〇
熱海線建設事務所購買支部	一九一・〇〇
東京鐵道局	
地方部	九七三・〇〇
新橋購買支部	一一六、二七八・〇〇
大井購買支部	一九六・〇〇
上野購買支部	二五、〇〇四・〇〇
兩國購買支部	二〇、二七二・〇〇
大宮購買支部	二五六・〇〇
計	一八二、四二五・〇〇

を始めとし、約十八萬圓の損失をなしたるが、一面購買部貸付部等別項記述の如く活動し、偖震災に由り死亡し若くは職務執行中重傷を受けたるものに對しては、年金又一時金を交付し、或は家族家屋家財等の被害に對して、災厄給付金を交付するなど、非常なる活動を爲したり

	口數	金額
遺族年金	三七	八、二九八.五〇円
遺族一時金	三三	二〇、四二二.二〇
葬祭金	八六	一二、六六七.八〇
災害見舞金	八、二一三	三四〇、八八四.〇〇
家族弔慰金	三五五	五、三九一.〇〇
家族見舞金	一八〇	二、九六六.〇〇
計	八、九〇四	三九〇、六二九.五〇

（六）經理

一、應急復舊計畫　震災に對する應急及復舊費は、經常豫算中より支出し難く、追加豫算若くは豫備費の支出を俟たざる能はざるを以て、迅速調査を必要とし、震災直後の交通通信機關不備に依り、材料蒐集に困難を極めしも、兎に角各主管の提出する所を綜合して、復舊費は資本勘定より、應急費は收益勘定より、支出するの方針を樹て、以て工事に支障なからしむるを期したり、而して復興費豫算は、單に復舊するものと既定計畫を變更するものとに分ち、前者に五千九百四十一萬八千圓、後者に一億一千六百十六萬八千圓、計一億七千五百九十八萬六千圓を計上し、之を十二年度乃至十七年度の事業として大藏省に要求する所ありしも、同省査定の結果一億二千五百萬圓、即ち

種目	提出額			決定額		
	新規追加額	既定豫算ヨリ組合額	計	新規追加額	既定豫算ヨリ組合額	計
總係費	四、七七〇、〇〇〇円	—円	四、七七〇、〇〇〇円	三、〇六六、〇〇〇円	—円	三、〇六六、八〇〇円
線路及建造物復舊費	三九、六五七、〇〇〇	—	三九、六五七、〇〇〇	三二、四二〇、〇〇〇	—	三二、四二〇、〇〇〇
電氣設備復舊費	六、三三三、〇〇〇	—	六、三三三、〇〇〇	五、三三三、〇〇〇	—	五、三三三、〇〇〇
車輛設備復舊費	八、四四四、〇〇〇	—	八、四四四、〇〇〇	八、四四四、〇〇〇	—	八、四四四、〇〇〇
工場設備復舊費	六二四、〇〇〇	—	六二四、〇〇〇	六二四、〇〇〇	—	六二四、〇〇〇
計	五九、八一八、〇〇〇	—	五九、八一八、〇〇〇	四九、八七九、〇〇〇	—	四九、八七九、〇〇〇
總係費	五、八一六、〇〇〇	一、二四一、〇〇〇	七、〇五七、〇〇〇	三、三五四、〇〇〇	一、二四一、〇〇〇	四、五九五、〇〇〇
線路及建造物改造設費	六七、〇一六、〇〇〇	一五、二〇三、〇〇〇	八二、二一八、〇〇〇	三六、六一〇、〇〇〇	一五、二〇三、〇〇〇	五一、八一三、〇〇〇
電氣設備改造設備	一七、九四六、〇〇〇	三、〇三三、〇〇〇	二〇、九七九、〇〇〇	九、七六七、〇〇〇	三、〇三三、〇〇〇	一二、八〇〇、〇〇〇
車輛改增設費	—	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	—	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
工場改增設費	—	一、九二四、〇〇〇	一、九二四、〇〇〇	—	一、九二四、〇〇〇	一、九二四、〇〇〇
計	九〇、七七八、〇〇〇	二五、三九〇、〇〇〇	一一六、一六八、〇〇〇	四九、七三一、〇〇〇	二五、三九〇、〇〇〇	七五、一二一、〇〇〇
合計	一五〇、五九六、〇〇〇	二五、三九〇、〇〇〇	一七五、九八六、〇〇〇	九九、六一〇、〇〇〇	二五、三九〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇、〇〇〇

に更め、追加豫算として之を四十八議會に提出せしも、衆議院解散に依りて不成立と爲れり、然るに復舊工事は方に進捗しつゝあるを以て、十二年度は改良費豫算繰延額の範圍に於て之を支辨する事とし、科目新設及財源たる公債發行を大藏大臣に照會し、科目新設の承認を得たるも、公債の發行なかりしを以て、益金を以て支辨す。

二、現金出納運用　災害應急處置に關し、年額の經費を要するより、資金の缺乏を慮り、俸給給料旅費其他執務上必要避くべからざるものの外、一時支拂を停止したりしも、送金制度恢復し、金融界亦沈靜に歸したるを以て、旬日ならずして之が停止を解除す、而して預託金の引出意の如くならざるが爲め、鐵道は一時預金制度を變更し、鐵道收入金を便宜出納官吏の手許に保管せしめ、其內より隨時支出を爲すの方針を執り、收入金比較的少なき建設事務所等に對しては、最寄の出納官吏より現金を輸送せしめり、而も出納官吏は預金の缺乏に不安を感じ、勢ひ右資金を本省に請求するに至りたれば、本省は、豫め預金部預金の內五百萬圓を引出し、代理店を經ず、直接に經理局主任繰替拂出納官吏に現金を交付し置き、以て資金の請求に應ぜしめたり。

三、荷物引換代金應急支拂　代金引換荷物取扱驛の災害に罹りたるもの、新橋、横濱、櫻木町、東横濱、高島、汐留、萬世橋、飯田町、東京市、横濱市、小田原、上野、秋葉原、隅田川、兩國橋、錦絲町十六驛所にして、約五千件、金額二十七萬圓餘に達し、各驛何れも多くは關係書類を燒失し、刻々荷主側より支拂請求あるに拘らず、之に應ずる能はざる有樣なるを以て、乃ち全線關係驛に通牒し、電報其他に依りて其收入を立證せしめ、一方本省殘存の收支證憑と照會確認したる上、正當權利者と認めたるものに限り、機宜の支拂を執行せしめたり、又罹災驛に到着すべかりし代金引換荷物にして、到着不明其他の理由に依り、收入を立證し得ざりしもの、

種別	件數	金額
罹災驛ニ於テ收入不明トシテ處分シタルモノ	一九六件	一一、六九五.七一円
荷物燒失シタルモノ	九二	六、一七四.七四
荷物掠奪、返還、未着及換價處分セルモノ	一〇	六四三.一四

なりき。

四、事業用品配給計畫　震災のため事業用品需用の情況變動を來さんとし、加ふるに震災直後東京市內及附近に於ける物資供給至難なるより、九月四日各鐵道局に通牒して、緊急已むを得ざるものの外、一時貯藏品の配給を停止し、新に配給計畫を定めて、事業用品配給の混亂を防止したり、又應急用品の調達配給は、混動を避くるため之を東京鐵道局に一任する事とし、同局に於て調達困難なるものに限り、協定の上、本省經理課之に當りたり、又燒失したる廳中用品の調達は、職員を阪神及名古屋地方に派して椅子卓子を調達せしめ、又仙臺地方にても調達の手配を爲し、兼て鐵道省工場に於て椅子卓子及書箱を製作せしめたり。

五、倉庫　汐留錦絲町兩倉庫は、在庫品と共に燒失したるより、汐留に於ては應急處置として千五百坪の假倉庫を舊位置に假設したり、而して同倉庫は、汐留驛改良工事に伴ひ、早晚他へ移轉するの必要あるものなるを以て、大體現位置に復興する事とし、急に工事に着手し、殆ど竣成す、錦絲町倉庫は川筋の通運不能なるより之を閉鎖し、其事務を隅田川倉庫に合せり。

次に横濱倉庫は燒失を免れたれども地盤著しく低下し、建物破壞したるのみならず、岸壁も大破して荷役不能なるより、岸壁復舊まで一時土砂防止の設備を爲し、建物を復舊する外、五百坪の假倉庫を設け、且荷揚可能となるまで、同倉庫納入の物品は其納地を變更し、外國注文品は神戶、其他は隅田川に納入する事としたり、同倉庫は十三年度乃至十五年度を以て現在位置に復興する筈なり。

隅田川倉庫は小破損に止まる、而も他の倉庫に收容すべき物品を一

時收容せざるべからざるより、約四百坪の假倉庫を設備したり。

(七)地方鐵道軌道

一、東京市營電車　別に之を記す。

二、横濱市營電車　損害大要、

	類燒又ハ大破損	殘存	計
軌道	一三哩	—	一三哩
車輛	九五輛	五八輛	一五三輛
車庫	一箇所	二箇所	三箇所
變電所	二箇所	—	二箇所

にして、外に築地橋西ノ橋燒失し、損害約二百三十萬圓、應急費百三十四萬圓に上る、災後市當局は鋭意復舊を圖り、鐵道聯隊の助力を得て、應急工事を進め、一方に他の經營者より電力車輛の供給を受け、或は半燒の車輛を改造し無蓋車として運送する等の窮策に出で、十月二日神奈川馬車道間の運轉を開始し、二十六日に至り全線を運轉す、運賃は十月二日一部運轉に片道三錢往復六錢の臨時運賃を定め、全線開通するに及び、舊時の運賃に復す。

三、小田原電車　小田原電氣鐵道會社の經營に係る國有鐵道小田原驛前湯本間の軌道、湯本強羅間の電氣鐵道強羅上強羅間の「ケーブル」線は、何れも大損害を被り、殊に小田原町内の軌道線は、雪線路建造物大半及車輛十九輛を燒出し、湯本宮ノ下宮の線路は極度に破壞し、他の區間も相當の被害あり、損害額百十萬圓に達し、久しく全線の營業を休止したるも、十四年三月三十一日に至り、全線の再開業を見る。

四、熱海軌道　は熱海線眞鶴驛熱海町間六哩七分を通ずるものにして鐵道省之を有し、熱海軌道會社に貸下營業せしめつゝありたるもの、震災に依り中間門川伊豆山間三哩半を全滅せしめ、復舊の見込なく前後三哩の區間亦被害甚しきを以て乃ち營業を廢止す、損害額は二十萬圓なり。

五、京濱電車　線路、停留場變電所損潰し、六鄕川の橋梁亦大損害を受く、幸に火災を免れたるを以て、九月一日品川新子安間、淀中六鄕川鐵橋徒歩連絡に依り開通す、十月十五日稻荷橋穴守間の外開通を見、十三年三月十六日全線開通す、損害額約五十九萬圓應急費四萬圓なり。

六、東武鐵道　損害比較的輕微なるも、本社、附屬倉庫、淺草驛等類燒し、外二三驛倒潰す、又橋梁道床にも破損あり、爲に西新井粕壁間は九月六日まで、西新井淺草間は同二十二日まで、營業を休止したり、損害額三十三萬圓、應急費約四萬圓。

七、其他の地方鐵道軌道　神奈川縣下に於ける湘南(九月十六日開通)江ノ島(九月二十五日開通)兩軌道、相模鐵道(九月八日開通)、東京府下に於ける城東、京王(九月五日開通)、京成(九月五日開通)、玉川(九月八日開通)、王子(九月六日開通)、武藏野(九月二日開通)、青梅(九月二日開通)、多摩(九月十四日開通)、西武(川越二日、新宿線五日開通)、皆相當の損害を被り、中にも城東電車は、變電所燒失し、池上電車の豫備機械を流用し、災後三十二日を經て、縷に運轉を開始す、此外、靜岡、千葉、埼玉、諸縣の地方鐵道軌道も多少の損害あり、茨城群馬縣下に至りては損害輕微にして言ふに足らず、而して此等災地内の地方鐵道軌道及省線と連帶運輸を爲す鐵道軌道は、何れも九月五日より十一月末日まで罹災者及救護品の無賃又は割引輸送をなし、其數旅客約八百萬人、貨物約三十二萬噸に及ぶ、爲に失ふ所の收入約四十二萬五千圓に及ぶ。

第三章　東京府の活動

天府

上機關

甲、東京府

九月一日大震災の突發するや、時恰も土曜日にして、吏員の退廳せしものありしも、未だ退廳せざるもの取敢へず構内の一隅に天幕を張りて應急處置を協議中、各所に火の手揚り、被害甚大の情報續至し、事態容易ならざること明かなるを以て、午後一時豫て定むる所の非常災害事務取扱規則に基き、直に臨時救護所を設立したり、即ち内務部長輔永章介を委員總長、十月十九日よりは産業部長遠藤柳作を委員副議長とし、其下に總務部救援部物資部工事部會計部の五部を設けて、委員七百五十四名を以て活動を開始したり、其組織左の如し。

總務部　知事官房、庶務課、社會課、權度課を以て之を組織し、理事官土岐銀次郎部長たり、部内を四係に分つ、人員二百四十九名。

文書係　知事官房之に當り、船越主事(源一)係長たり、左の事務を分擔す。

一、文書及電信の收受發送に關する事項。
一、報告の蒐集並に通達に關する事項。
一、告示告諭に關する事項。
一、臨時震災救護事務局との連絡に關する事項。
一、各部との連絡に關する事項。

庶務係　庶務係之に當り、中村主事(芳貞)係長たり、左の事務を分擔す。

一、郡區町村救濟事務の監督指導並に連絡に關する事項。
一、徽發に關する事項。
一、衞生(但し救療を除く)に關する事項。

救護係　社會課之に當り、岡屬(弘毅)係長たり、左の事務を分擔す。

一、災害地視察に關する事項。
一、救濟方法決定に關する事務施行。
一、出張所設置に關する事項。
一、罹災救助基金支出決定に關する事項。
一、寄附金品の支出決定に關する事項。
一、窮民救護に關する事項。
一、他部の主管に屬せざる事項。

十月二十一日に至り獨立して救護部と爲る。

情報係　權度課之に當り、小林權度課長(萬藏)係長たり、左の事務を分擔す。

一、情報の蒐集並に關知方に關する事項。

救護部　初め總務部救護係として活動せしも、十月四日歐洲出張中の藏原社會課長(敏捷)歸朝し、十月五日獨立して救護部と爲り、藏原課長部長たり、十一月部長千葉縣警察部長に轉任するや、神尾課長赴任して部長の任に當る、係員七十四名、分擔事務は、救護係に同じ。

救援部　理事官近藤駿介を部長とし、係員二十四名、左の事務を擔

當す。

一、各埋救援部の受付、宿泊、炊事、配食及其作業の指揮。
二、被害地避難民の狀況調査。
三、諸官衙軍隊との連絡交渉。
四、罹災學校に對する應急善後の措置及學用品の蒐集配給。
五、各課並に芝浦配給事務の應援。

物資部　商工農林兩課員を部員とし、理事官九鬼三郎部長たり、係員三十九名、本部を府廳內に置き、物資の集散地に支部を設く。

田端支部　田端驛に之を置く。
新宿支部　新宿驛に之を置く。
龜戸支部　龜戸驛に之を置く。

配給部　府技師早崎龜壽を主任として、配給事務に任じ、府縣內に部を設き、部員六名、以て一般配給に關する命令を發し、實務は出張所に於て之を執行したり。

配給部(府廳內)　主任　技　師　早崎　龜壽　係員六名
田端配給出張所　主任　技　師　阿部　五郎　係員四十二名
龜戸配給出張所　主任　産業技師　加藤　茂雄　係員十二名
新宿配給出張所　主任　技　師　前田庄五郎　係員十名
芝浦配給出張所　主任　技　師　靑野久右衞門係員十五名

內芝浦出張所は、九月二十四日より主事松原一彥主任となり、靑野臨時震災救護事務委員(久右衞門)は品川出張所長と爲る。

交通部　土木課營繕課職員を以て之を組織し、係員二百四十七名、理事官正木虎藏部長たり、事務を左の如く分掌す。

總務部

一、人員の配置、勤怠、その他人事に關する事項。
一、貨物自動車の配供に關する事項。
一、他の係に屬せざる事項。

物品部

一、各種需用品の蒐集に關する事項。

工營係

一、救護所の設備並に交通通信に關する事項。

涉外係

一、他部及各係の連絡に關する事項。
一、他部の應援に關する事項。

一、罹災の徵發並に配給援助に關する事項。

建築部　技師鵜飼長三郎之を主任し、係員五十名を以つて建築事務に當る。

會計部　大谷會計課長(善次郎)部長たり、臨時會計事務を掌り、左の諸係に分擔す、係員五十二名なり。

庶務係
府費出納係
炊事係
國費支拂係
寄附金係
自動車係
人夫係
物品調達係
構內取締係
ガソリン係(九月十三日增置)

集積所(九月十七日設置)

下板橋
權田原

〔參考〕非常災害取扱規程は、大正七年五月八日を以て定むる所、同時に之が常時準備並に勤員業務書を定め、翌九日更に區町村の爲に準則をも定めたり。

東京府訓令第十二號

非常災害取扱規程、左ノ通定ム。

大正七年五月八日　東京府知事法學博士　井上友一

非常災害事務取扱規程

知事官房　內務部

第一條　非常災害ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、救濟事務執行ノ爲本規程ニ依リ、臨時救濟委員ヲ設ク。

第二條　臨時救濟委員ハ、左ノ五部ニ分ツ。

總務部
救援部
物資部
工事部
會計部

第三條　委員ノ組織左ノ如シ。

委員總長一名、內務部長之ニ當ル。

總務部

部長一名、救濟課長之ニ當ル。
部員若干名、救濟課員庶務課員學務兵事課員官房員中ヨリ選任ス。

救援部

部長一名、學務兵事課長之ニ當ル。
部員若干名、學務兵事課員救濟課員庶務課員中ヨリ選任ス。

物資部

部長一名、農商課長之ニ當ル。
部員若干名、農商課員中ヨリ選任ス。

工事部

部長一名、土木課之ニ當ル。
部員若干名、土木課員營繕課員中ヨリ選任ス。

會計部

部長一名、會計課長之ニ當ル。
部員若干名、會計課員中ヨリ選任ス。

各部ニ屬スル委員ハ、委員總長之ヲ選任ス、但シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ、前項ノ規定ニ拘ラス、委員ヲ選任スルコトヲ得。

第四條　委員總長ハ、知事ノ命ヲ受ケ、非常災害事務ヲ總轄シ、部長ハ委員總長ノ指揮ヲ受ケ、其ノ部ニ屬スル事務ヲ處理ス。

第五條　各部ニ屬スル事務ノ概要左ノ如シ。

總務部

一、災害ニ關スル報告ノ蒐集並通達ニ關スル事項。
一、災害地救濟事務視察ニ關スル事項。
一、文書及電信ノ收受發送ニ關スル事項。
一、救濟方法決定ニ關スル事項。
一、出張所ニ關スル事項。
一、郡市區町村救濟事務ノ督監指導並連絡等ニ關スル事項。
一、罹災救助基金支出ニ關スル事項。
一、寄附金品ノ支出決定ニ關スル事項。
一、衞生ニ關スル事項。
一、他部ノ主管ニ屬セサル事項。

救援部

一、軍隊ノ應援請求ニ關スル事項。
一、青年團、在鄉軍人會、消防組、慈善團體、治療團體、學校、其ノ他有志者ノ救援連絡等ニ關スル事項。

物資部

一、救濟ニ要スル物資ノ調達並輸送ニ關スル事項。
一、低利價供給其ノ他物價調節ニ關スル事項。

工事部

一、應急工事及收容所ノ設備ニ關スル事項。
一、交通通信ノ設備ニ關スル事項。

會計部

一、罹災救助基金ノ支出ニ關スル事項。
一、寄附金品ノ收受並支出ニ關スル事項。
一、委員ニ要スル物品勞力並舟車馬ノ調達ニ關スル事項。

第六條　各部ノ主管ニ屬スル救濟方法ハ、總務部ニ合議スヘシ。
第七條　委員總長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、臨時ニ出張所ヲ設クルコトヲ得。
出張所ニハ、所長一名、所員若干名ヲ置ク。
委員總長ハ、其ノ權限ノ一部ヲ出張部長ニ委任スルコトヲ得。
第八條　災害關係書類及通信ハ、直ニ之ヲ配付若ハ通報スヘシ。
前項ニ依リ書類ノ配付又ハ通信ヲ受ケタル者ハ、即時處理スヘシ。
災害事務ニ關スル事務ハ、主管部長ノ決裁ニ依リ、之ヲ施行スルコトヲ得。
但シ施行後、委員總長及關係部長ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス。
第十條　他部ト合議スヘキ文書ハ、面議ニ依リ決定スヘシ、輕易ト認ムル文書ニ付テハ、合議ヲ省略スルコトヲ得。
第十一條　災害地其ノ他ニ對シ、緊急ヲ要スル件ニ付テハ、電話又ハ電信ニ依ルヘシ。
前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ、特便又ハ臨時舟車ヲ借上使用スルコトヲ得。
第十二條　委員ニ於テ使用スル電話ハ、委員總長之ヲ指定ス、其ノ指定シタル電話ハ、災害ニ關スル通話以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス。
第十三條　各部ノ委員出張スルトキハ、豫メ總務部ニ通知スヘシ。
出張シタル委員ハ其ノ所在ヲ明ニスルノ外、時々視察ノ概況ヲ電話電信ニ依リ、主務部ニ報告スヘシ、但シ電話電信ヲ使用スルコト能ハサルトキハ特便ニ依ルヘシ。
第十五條　部長及部員ハ、委員總長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ、退廳スルコトヲ得ス。
第十六條　委員ヲ廢止シタルトキハ、其事務ハ、之ヲ知事官房及內務部主務課ニ引繼クヘシ。
第十七條　本規程ノ施行ニ關シ必要ナル事項其他常時準備並動員ニ關シテハ業務書ヲ以テ別ニ之ヲ定ム。

東京府訓令第十三號

島　廳　郡役所　市役所
區役所　町村役場　島役所
島村役場

非常災害事務取扱規程左ノ通定ム。

大正七年五月八日　東京府知事法學博士　井　上　友　一

非常災害事務取扱規程

第一、郡　役　所

第一條　郡長ハ災害ノ虞アルコトヲ豫知シタルトキハ、町村長ニ對シ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ。
第一項ノ通知ヲ爲シタルトキハ、直ニ知事ニ報告スヘシ。
第二條　前條ノ場合ニ於テハ、所屬員ヲシテ非常召集ニ應スルノ準備ヲ爲サシムヘシ。
第三條　町村長ヨリ災害ノ報告ヲ受ケタルトキハ、郡長ハ電信電話又ハ特便ヲ以テ直ニ知事ニ報告スヘシ。
第四條　郡長ハ必要アリト認ムルトキハ、臨時救濟部ヲ設ケ、各吏員ノ分擔事務ヲ定ムヘシ。
前項ニ依リ定メタル事項ハ、直ニ知事ニ報告スヘシ。
第五條　救濟部ニ屬スル事務ノ概要左ノ如シ。
一、災害地ニ於ケル救濟ノ指揮應援ニ關スル事項。
一、上級官廳、警察官署、其ノ他各種團體トノ連絡ニ關スル事項。
一、被害地狀況調査報告ニ關スル事項。
一、救助金品ノ取扱ニ關スル事項。

一、其ノ他必要ト認ムル事項。
第六條　災害關係書類及其ノ通信ニ付テハ、大正七年五月本府訓令第十二號非常災害事務取扱規程第八條ノ例ニ依ル。

第二、區役所町村役場

第七條　災害ノ虞アル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、區町村長ハ直ニ左ノ方法ヲ執ルコトヲ要ス。
一、災害ヲ被ル虞災アル地域ニ對シ、災害豫報並防止、避難ノ方法、心得等ヲ告知スルコト。
一、避難所及通信連絡ノ法ノ準備ヲ爲スコト。
一、公私ノ各種團體ニ對シ、救濟ノ應援ヲ委囑スルコト。
一、挾出器具人夫供給方ヲ豫定者ニ交涉スルコト。
一、物資及飮用水ノ供給方ヲ豫定者ニ交涉スルコト。
一、舟車馬ノ借上方ヲ豫定者ニ交涉スルコト。
一、點燈具ノ準備ヲ爲スコト。
一、宿直員ヲ增員スルコト。
一、上級官廳ニ對シ敏速ニ報告スルノ準備ヲ爲スコト。
一、警察官其ノ他官公吏、軍隊其ノ他應援隊派遣、物資勞力ノ供給等ニ付、上級官廳ニ對スル要求事項ノ準備ヲ爲スコト。
第八條　區町村長ハ、災害救濟ノ準備並實行ノ爲、非常災害事務取扱規程ヲ定ムヘシ。
前項ノ規程ヲ定メタルトキハ、町村長ハ郡長ヲ經テ、區長ハ直ニ知事ニ報告スヘシ。
第九條　災害アリタルトキハ、電信電話又ハ特便ニ依リ、町村長ハ郡長及知事ニ、區長ハ直ニ知事ニ報告スヘシ。

附　則

第十條　東京市長ハ、本規程並大正七年五月本府訓令第十二號非常災害事務取扱規程ニ準シ、災害救濟ニ必要ナル處務規程ヲ定ムヘシ。
前項ノ規程ヲ定メタルトキハ、知事ニ報告スヘシ。
第十一條　本規程中郡役所ニ關スルモノハ、島廳島役所ニ、區役所ニ關スルモノハ、八王子市役所ニ、町村役場ニ關スルモノハ、島村役場ニ準備ス。

東京府告示第百四十六號

東京府非常災害常時準備並動員業務書左ノ通定メタリ。

大正七年五月八日　東京府知事法學博士　井　上　友　一

非常災害常時準備並動員業務書

一、常　時　準　備

一、救濟課長ハ、關係課長ト合議シ、上司ノ決裁ヲ經テ、臨時救濟委員候補者及事務分擔ヲ豫定シ、之ヲ官房並各課ニ通知シ置クヘシ。
一、委員候補者ヲシテ非常災害ノ際、呼出ノ爲使用シ得ヘキ電話番號並所有者名ヲ屆出シムヘシ。
一、救濟課員ハ、廳內電話交換ノ練習ヲ爲シ置クヘシ。
一、濟生會救療班ノ組織並材料ヲ準備シ置クヘシ。
一、關係官公署其ノ他必要ナル向ノ所在地電話番號等ヲ記載シタル一覽表ヲ設ケ置クヘシ。

學務兵事課

一、關係軍隊ニ對スル交涉事項及交涉先ヲ豫定シ置クヘシ。
一、救濟應援ニ必要ナル青年團體、在鄉軍人會、消防組、學校、慈善團體、其ノ他諸團體ニ關スル調査ヲ爲シ置クヘシ。
一、前項中青年團體在鄉軍人會消防組ニ對シテハ、應援ノ限度並手段ニ關シ、豫メ協定ヲ爲シ置クヘシ。

土　木　課

一、流域他府縣ニ跨ル河川ノ水位通知ノ方法ヲ協定シ置クヘシ。
一、通信機關ノ復舊新設等ニ付、遞信省ニ豫メ交涉シ置クヘシ。
一、障害物除去應急工事ニ要スル材料勞力舟車馬等ノ調達ニ關スル方法ヲ豫定シ置クヘシ。

農　商　課

一、關係官公署並同業組合其ノ他ニ關シ、物資調達及輸送上必要ナル調査ヲ爲シ豫メ交渉ヲ遂ケ置クヘシ。

一、低價供給暴利戒告等、物價調節方法ヲ講シ置クヘシ。

會計課

一、臨時救濟委員用トシテ、左ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

(イ)提灯其ノ他點燈具
(ロ)寢具
(ハ)用紙封筒(用紙ハ「災害事務用」封筒ハ「災害事務」ト朱記セルモノ)
(ニ)委員徽章
(ホ)災害文書收發簿
(ヘ)文書ノ收發ニ要スル番號印
(ト)出張所長及出張所印
(チ)出張用鞄
(リ)卷脚絆

一、災害救濟上必要ナル人夫舟車馬傭上ノ豫定ヲ爲シ置クヘシ。

二、動員

官房

一、災害報告又ハ豫報ヲ受ケタルトキハ、直ニ電話又ハ特便ヲ以テ知事内務部長救濟課長及土木課長ニ之ヲ報告スルト同時ニ、救濟課員一名以上ヲ呼出スヘシ。

一、災害ノ豫報ヲ受ケタルトキハ、直ニ郡市區長ニ通知スヘシ。

救濟課

一、官房ヨリ通知ヲ受ケタル救濟課員ハ、即刻登廳シ、課長ノ指揮ヲ受クヘシ。

一、救濟課長ハ、直ニ知事又ハ内務部長ノ命ヲ受ケ委員ヲ設クルコトニ決定シタルトキハ、即時課員ニ其ノ旨ヲ通告シ、且課員全部ヲ呼出サシムヘシ。

一、課長ハ狀況視察ノ爲、課員一名以上ヲ直ニ災害地ニ出張セシムヘシ。

一、課員ハ課長ノ命ヲ受ケ委員ノ氏名分擔事務等ヲ起案シ、内務部長ノ決裁ヲ受ケ、直ニ各部長及部員ニ召集ノ通知ヲ發スヘシ。

一、課員中一名ハ電話交換室ニ於テ接受ノ任ニ當ルヘシ。

一、課員ハ直ニ事務分擔表ヲ印刷配付スヘシ。

一、各部長登廳スルト同時ニ、協議會ヲ開キ、救濟法ヲ決定スヘシ。

三、臨時救濟委員

一、災害ニ關スル收發文書ハ、各部ノ頭字ニ「災」ノ字ヲ冠シ、番號ヲ附スヘシ。

一、委員ハ、常ニ徹夜又ハ連續出張ニ差支ナキ程度ノ服裝並用意ヲ爲シ、左ノ徽章ヲ帶フヘシ。

○○ 東京府

赤色羅紗白字染出、左腕ニ帶ブ。

一、各部ハ毎日其ノ事務施行ノ狀況ヲ總務部ニ報告スヘシ。

一、總務部ニ於テハ、災害ニ關スル日報ヲ發行シ、宮内大臣、同次官、皇后宮大夫、内務大臣、同次官、警保局長、地方局長、救護課長(必要アリト認ムルトキハ、農商務大臣、遞信大臣、文部大臣、陸軍當局、衞戍總督、警視總監、關係郡區役所、新聞記者)及知事委員總長並各部ニ配布スヘシ。

一、委員總長室ハ、内務部長室トス。

一、委員各部ハ、左ノ室ニ於テ、其ノ事務ヲ開始ス。

(1)總務部　救濟課室庶務課室官房受付室往復室ノ内。
(2)救援部　學務兵事課室ノ内。
(3)物資部　農商課室ノ内。
(4)工事部　土木課室ノ内。
(5)會計部　會計課室ノ内。

一、委員總長室及各部ニハ、入口ニ左ノ標札ヲ掲クヘシ。

災害救濟　室

一、災害事務ノ爲使用スヘキ廳内電話ハ左ノ通指定ス。

(1)總務部　三二番、六番、七番。
(2)救援部　一六番、一七番。
(3)物資部　二一番、二二番。
(4)工事部　一一番、一三番。
(5)會計部　二五番、二八番、二七番。

一、指定シタル電話番號ハ之ヲ廳内交換手ニ通知シ、他ノ使用ヲ禁セシムヘシ。

各部係

總務部

一、部内ニ左ノ係ヲ設置ス。

(イ)庶務係　名
(ロ)文書往復係　名
(ハ)報告蒐集進達係　名
(ニ)電話係　名
(ホ)應接係　名
(ヘ)視察係　名
(ト)衞生係　名

救援部

一、部内ニ左ノ係ヲ設置ス。

(イ)庶務係　名
(ロ)救濟團體係　名
(ハ)學校　青年團係　名
(ニ)軍隊係　名
(ホ)有志團體係　名

物資部

一、部内ニ左ノ係ヲ設置ス。

(イ)庶務係　名
(ロ)受付係　名
(ハ)調達係　名
(ニ)輸送係　名

工事部

一、部内ニ左ノ係ヲ設置ス。

(イ)庶務係　名
(ロ)設計係　名
(ハ)施工係　名
(ニ)通信設備係　名

會計係

一、部内ニ左ノ係ヲ設置ス。

(イ)寄附金係　名
(ロ)救助基金係　名
(ハ)用度係　名
(ニ)寄附物品出納係

東京府訓令第十九號　區役所　町村役場

大正七年五月東京府訓令第十三號非常災害事務取扱規程第八條ニ依リ、區町村長ノ定ムヘキ非常災害事務取扱規程準則、左ノ通定ム。

大正七年六月九日　東京府知事法學博士　井上友一

何區町村災害事務取扱規程

第一條　區町村長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、臨時ニ災害救濟ニ關スル準備並實行ノ爲、左ノ組織ヲ定ム。

一、總務係　係長一名、町村助役又ハ區庶務掛長之ニ當ル、係員若干名、書記雇員中ヨリ選任ス。

一、用度係　係長一名、區町村收入役之ニ當ル、係員若干名、書記雇員中ヨリ選任ス、其ノ他會産業組合役員等ニ囑託ス。

一、救護係　係長一名、區町村會議員ニ囑託シ、又ハ區町村書記中ヨリ選任ス、係員若干名、書記雇員中ヨリ選任ス、其ノ他醫師會員消防組員青年團員等ニ囑託ス。

一、遞送係　係長一名、在鄉軍人分會長又ハ青年團長ニ囑託ス、係員若干名、書記雇員中ヨリ選任ス、其ノ他在鄉軍人團員青年團員等ニ囑託ス。

區町村長ハ、各係ヲ總括ス。

各係ニハ必要ナル人夫ヲ附屬セシムルコトヲ得。

區町村長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、前號ノ外名譽職學校教員其ノ他有志者ヨリ係員ヲ囑託スルコトヲ得。

第二條　各係ニ關スル事務ノ概要左ノ如シ。

總務係

一、災害ノ調査並報告ニ關スル事項。
一、救濟方法ノ決定ニ關スル重項。
一、文書及電信ノ收受發送ニ關スル事項。
一、各係トノ連絡ニ關スル事項。
一、上級官廳其ノ他外部トノ交涉ニ關スル事項。
但シ、各部ノ主管ニ屬スルモノハ、此限ニ在ラス。

用度係

一、救助用物資勞力ノ調達ニ關スル事項。
一、救助費ノ收支並寄附金品ノ取扱ニ關スル事項。

救護係

一、警戒防止避難等ニ關スル事項。
一、炊出其ノ他救助ニ關スル事項。
一、各種團體トノ連絡ニ關スル事項。
一、衞生救療並汚物汚水掃除ニ關スル事項。

遞送係

一、交通ニ關スル事項。
一、運輸配達ニ關スル事項。

第三條　本規程ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ、業務書ヲ以テ別ニ之ヲ定ム。

乙、東京府會

九月七日府會全員協議會を開き、議長堀江正三郎全員委員長と爲り震災救護特別委員二十五名を指名す、十七日委員は三分科會を設けて共事務を分擔したり、十二月十日に至り全員委員會を廢す。

震災救護特別委員

委員長　本田義成
委員　久保三友　細谷鎌太郎　須原大助
向山庄太郎　大塚榮吉　草場九十九
脇田勇　本田義成　峯間信吉
松井錦橘　田中愃吾　片山久藏
伊藤仁太郎　杉野善作　御正信友
小川時太郎　平林淺次郎　秋好善太郎
篠房輔　藤井源兵衞　常田大藏
田中源　根岸太助　小川平吉
石井寅三

第一分科

衣食住に關する一切の件

教育に關する件

第一部主査　花井源兵衞

久保三友　木內傳之助　松見文平　須原大助
大野菊三　鈴木宗兵衞　小池素康　小森七兵衞
吉井濱治郎　大塚榮吉　板倉吉兵衞　石井寅三
小柳九一郎　小川平吉　澤井政良　根岸太助
岸忠左衞門　川野濱吉　宇田川啓輔　小島金太郎
田中源　常田大藏　花井源兵衞　細谷鎌太郎

第二分科

警察及衞生、金融、保險科に關する一切の件

第二部主査　野村此平　龍野右忠　草場九十九　大西朝光
脇田勇　本田義成　峯間信吉　向山庄太郎
千葉博巳　松井錦橘　杉山金次郎　大井玄洞
小宮山佐次郎　大木金兵衞　篠房輔　上杉章雄
保坂治太郎　秋好善太郎　井田忠信　市倉兼吉
朝倉虎治郎　栗山友次郎　伊藤武七郎　森田節

第三分科

交通土木、建築豫算に關する件。

第三部主査　伊藤仁太郎
曾雄青次郎　村上熊八　田中恭三郎　田中愃吾
矢野錠吉　片山久藏　橘本武四郎　牧野賤男
伊藤仁太郎　櫻井三右衞門　本宮辰次郎　松村清吾
平林淺次郎　小川時太郎　間瀨銀次　御正信友
田中信次郎　田中左右衞門　高橋俊太郎　福島元筭
大石保　杉野善作　中野勇次郎

下活動

甲、府の活動

第一、告諭訓示

大正十二年十一月三日宇佐美知事は、恩賜金を傳達せんとするに際して府民に告諭し、十一月十日詔書を拜して所管官公衙學校に對して訓示する所ありたり。

東京府告諭第一號

今次ノ震災火難ハ、實ニ邦家ノ一大痛恨事タリ、國都ノ偉觀文化ノ諸施設ハ、一朝突如トシテ崩潰燒夷ニ歸シ、空ク荒涼凄愴ノ廢墟ヲ止ムルノミ、特ニ十數萬ノ死傷者ハ、慘狀筆舌ニ絶シ、罹災者ノ困厄悲痛ヲ極メ、其災禍ノ至剝ニシテ損失ノ甚大ナル、實ニ前古ニ比ナキ所ナリ、我カ至仁至慈ナル　天皇陛下ニハ、畏クモ深ク之ヲ軫念アラセラレ、冀ニ內帑ノ資一千萬圓ヲ下シ賜ヒ、叡懷罹災民ノ疾苦ニ及ヒ、聖澤ノ霑ス所、無告ノ赤子漸クシテ蘇息ノ色アルヲ見ル加之更ニ　大詔ヲ渙發セラレ、人心歸趨ノ要諦ヲ示シ給ヒ、有司ニ命シテ臨機救恤ノ途ヲ講シ、帝都復興ノ大策ヲ審議セシメ給フ、寔ニ恐懼ノ至リニ堪ヘサル所ナリ、矧ンヤ忝クモ　皇后陛下並ニ攝政宮殿下ノ親ク災害地區ニ行啓アラセラレ、具サニ黎民艱苦ノ窮狀ヲ撫察シ給フヲヤ、仁風惠露ノ及フ所、誰カ感泣セサルモノアラムヤ、不肖此災時ニ丁リ、乏キヲ承ケテ府ニ令クリ、玆ニ　聖恩ヲ拜シテ感激措ク所ヲ知ラス、謹テ　聖旨ヲ奉體シ、變局匡救ノ國是ニ從ヒ、府民ト共ニ善後ノ長策ニ渾身ノ努力ヲ竭サンコトヲ期ス、抑ゝ今次變災ノ起ルヤ、政府ニ於テハ治安ニ救護ニ敏速適切ナル臨機ノ措置ヲ取リ、民間亦之ト呼應シテ、賑恤救護ノ義擧ニ出テ、全國各地競フテ惠恤ニ力ヲ協セ、努力至ラサルナシ、特ニ友邦官民ノ深厚ナル同情ト博愛ノ熱誠ニ至リテハ、府民ト共ニ衷心其厚情ニ感謝シ、永遠ニ其仁惠ヲ記念セムト欲スル所ナリ。

余ハ災後政府ノ方針ニ基キ、部下ヲ激勵シテ物資ノ配給假舍ノ急設ヲ首トシ防疫ニ、救療ニ、失業ノ就職シ、罹災民ヲ慰シ、若クハ教育ニ、產業ニ其他諸機關ノ復舊ニ、夙夜輳掌セシメ、拮据黽勉スルモノ玆ニ二閱月、幸ニ官民ノ援助ニ賴リテ、各般ノ施設序ヲ追フテ其緒ニ就キ、人心ノ動搖亦タ鎭靜ニ漸歸シタリ、而モ眞ニ府民生活ノ保障ヲ確實ニシ、平時ノ狀態ニ復スルニ至ルハ、實ニ今後ノ努力如何ニ存スルヲ牢記スルヲ要ス、蓋シ帝都ノ復興ト發展トハ、固ヨ

リ政府ノ簽畫運營ニ俟ツヘキハ論莫シト雖、克ク　聖旨ノ存スル所ヲ奉體シ、眞ニ新帝都ノ盛觀ニ光輝アラシメ、國民文華ノ源泉ヲ涵養シ、全國瞻仰ノ實ヲ收メムニハ、此重大ノ時期ニ臨ミ、府民ノ一大覺悟ヲ切望セサルヲ得ス、特ニ災變ニ遭遇シテ獲タル各人ノ貴キ體驗ハ、永ク銘記シテ、平時ノ殷鑑トナシ、此大禍ヲ轉シテ洪福トナシ、以テ社會ノ進展ニ資セサルヘカラス、余ハ固ヨリ遭難者ノ窮狀逆境ニ對シテ同情ノ至情惻々トシテ禁スル能ハスト雖、而モ救恤事タル、固ヨリ應急ノ方便ニ過キス、之カ永續ヲ期スルハ既ニ常道ニ反スルノ理ヲ辨ヘ、府民タルモノハ宜ク妄リニ他ニ依賴スルノ心ヲ去リ、獨立自營ノ精神ヲ奮起シ、苟クモ退嬰逡巡スルコトナク、決然トシテ進取ノ勇氣ヲ鼓舞シ、堅忍持久ノ志操ヲ發揮スヘシ、是實ニ臣民トシテ　聖旨ヲ奉スルノ道タルノミナラス、亦海外友邦ノ同情ニ酬ユル國民ノ務タルヘキヲ信ス。

今ヤ茲ニ　恩賜ノ資金ヲ拜戴シ、謹下罹災者ニ關スル調査ヲ遂ケ、之ヲ傳達セムトスルニ當リ、誠恐誠懼、重ネテ海嶽ノ　皇恩ニ感激スルノ至忱ニ堪ヘス、希クハ府民五ニ人心ノ激勵作興ニ旃メ、相倚リ相扶ケテ、帝都再建ノ雄圖ニ最善ノ貢獻ヲ致シ、興國ノ基ヲ固ウシ、以テ　叡慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ、是余カ切望ニ堪ヘサル所ナリ。

大正十二年十一月三日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府訓令第二十四號

島廳　郡役所　市役所　區役所　町村役場　島村役場

本月十日　畏クモ　詔書ヲ渙發シ給ヒ、國民精神ヲ振作更張シ、以テ國家興隆ノ道ヲ示シ給フ　聖訓深遠優渥、洵ニ感激ニ堪ヘス、聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ、先ツ教育ヲ振興シテ國本ヲ培養スルニ在リ、職ニ教育ノ任ニ在ル者、夙夜淬礪各々其本務ニ黽勉シ、以テ　叡慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ。

大正十二年十一月十九日　　東京府知事　宇佐美勝夫

第二、應急事務處理

(一)俸給給料等繰上支給　大正十二年九月七日八日二十二日十月日の府會左の如し。

東京府令第五十九號

市町村立小學校官立學校小學校ニ類スル各種學校教員並幼稚園長以下ノ俸給ハ、大正十二年九月分ニ限リ、適宜ノ日ニ繰上ケ支給スルコトヲ得。

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年九月七日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府令第五十八號

府費ノ支辨ニ屬スル俸給料及手當支給ハ、當該支給規則ノ規定ニ拘

シ精神ノ振作更張特ニ緊切ナル所以ニシテ、之カ實現ヲ期スルノ途實ニ教育ノ振興ヲ圖リ、質實剛健ノ氣風ヲ作興シ、官民相率キテ、奢侈ヲ戒メ、冗費ヲ節シ、荒怠相誡メ、各其分ニ從ヒテ、最善ノ誠ヲ致シ、以テ國本ヲ培養スルニ在リ、當事者夙夜淬礪其ノ本務ニ盡瘁シ、以テ　叡慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ。

大正十二年十一月十九日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府訓令第二十五號

府立學校　町村小學校　私立各學校

本月十日一般國民ニ對シ　詔書ヲ渙發シ給ヒ、以テ國民ノ精神ヲ振作更張シ、國家興隆ノ基ヲ固クスルノ道ヲ示シ給フ　聖訓深遠優渥、洵ニ感激ニ堪ヘス、聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ、先ツ教育ヲ振興シテ國本ヲ培養スルニ在リ、職ニ教育ノ任ニ在ル者、夙夜淬礪各々其本務ニ黽勉シ、以テ　叡慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ。

大正十二年十一月十九日　　東京府知事　宇佐美勝夫

第二、應急事務處理

(一)俸給給料等繰上支給　大正十二年九月七日八日二十二日十月日の府會左の如し。

東京府令第五十九號

市町村立小學校官立學校小學校ニ類スル各種學校教員並幼稚園長以下ノ俸給ハ、大正十二年九月分ニ限リ、適宜ノ日ニ繰上ケ支給スルコトヲ得。

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年九月七日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府令第五十八號

府費ノ支辨ニ屬スル俸給料及手當支給ハ、當該支給規則ノ規定ニ拘ハラス、大正十二年九月八日以後ノ分ヲ支給ス。

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年九月八日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府告示第三百八十五號

大正十二年ニ於テ支給スヘキ小學校教員退隱料及遺族扶助料ハ、震災ノ際東京府神奈川縣千葉縣埼玉縣又ハ靜岡縣ニ現住シタル者ニ限リ、十月一日以後之ヲ支給ス。

支給ノ方法ハ從前ノ例ニ依ル。

大正十二年九月二十二日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府令第六十五號

大正十二年東京府令第五十八號府費ノ支辨ニ屬スル俸給給料及手當支給ノ件左ノ通改正シ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十月九日　　東京府知事　宇佐美勝夫

大正十二年東京府令第五十八號中「大正十二年九月分ニ限リ」ヲ「大正十二年內ニ限リ」ニ、但書中「九月五日迄ノ分ヲ此際支給シ」ヲ「其ノ月五日迄ノ分ヲ適宜ノ日ニ繰上ケ支給シ」ニ改ム。

東京府令第六十六號

大正十二年九月七日東京府令第五十九號ヲ左ノ通改正シ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十月十五日　　東京府知事　宇佐美勝夫

大正十二年東京府令第五十九號中「大正十二年九月分ニ限リ」ヲ「大正十二年內ニ限リ」ニ改ム。

(二)授業料免除　大正十二年十月十日左の府令を發す。

東京府令第六十六號

府立學校長ハ大正十二年九月大震災ノ爲授業料ヲ納付シ難キ事情アリト認ムル者ニ對シテハ、當分ノ內之ヲ減免スルコトヲ得。

本令ハ大正十二年十月分ヨリ之ヲ適用ス。

大正十二年十月十日　　東京府知事　宇佐美勝夫

(三)府稅免除　大正十二年十月十一日府令第六十七號六十八號、十一月三日府令第七十四號七十五號七十六號七十七號左の如し。

東京府令第六十七號

東京府市部府稅免除ニ關スル件、府縣制第六十八條第二號ニ依リ、市部參事會ノ議決ヲ經テ左ノ通定ム。

大正十二年十月十一日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府市部府縣稅中藝妓屋稅及幇間稅ハ、東京府市部府稅賦課規則ニ拘ラス大正十二年九月分ニ限リ之ヲ免除ス。

東京府令第六十八號

東京府郡部府稅免除ニ關スル件府縣制第六十八條第二號ニ依リ、市部參事會ノ議決ヲ經テ左ノ通定ム。

大正十二年十月十一日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府郡部府稅中藝妓屋及幇間稅ハ、東京府郡部府稅賦課規則ニ拘ラス大正十二年九月分ニ限リ免除ス。

東京府令第七十四號

東京府市部府稅賦課ニ關スル件府縣制第六十八條第二號ニ依リ市部參事會ノ議決ヲ經、左ノ通定ム。

大正十二年十一月三日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府市部府稅中、左ノ各號ニ該當スルモノニ對シテハ、東京市部府稅賦課規則ニ拘ハラス之ヲ賦課セス。

一、營業稅雜種稅中

罹災者ニシテ、大正十三年三月三十一日迄ニ罹災區域ニ於テ建物賃貸價格ヲ標準トシテ賦課スル營業ヲ開始スル者ニ對シ、賦課スヘキ大正十二年度後半期分、藝妓屋幇間タル罹災者ニシテ、罹災區域ニ於テ罹災前ノ營業ヲ開始スル者ニ對シ、大正十二年十月分以降賦課スヘキ大正十二年度罹災者ニシテ、大正十三年三月三十一日迄ニ理髮人遊藝師匠遊藝稼人相撲俳優ノ各業ヲ開始スル者、及罹災區域ニ於テ市場ヲ開設スル者ニ對シ賦課スヘキ大正十二年度後半期分。

二、家　屋　稅

罹災者カ罹災區域ニ於テ新タニ假建築スル家屋並ニ震災ノ爲住居ニ堪ヘサル破損ヲ受ケ現ニ住居セサルコト九月一日以來三ケ月以上ニ及フ家屋ニ對シ、大正十二年九月以降賦課スヘキ家屋稅ノ大正十二年度分。

本令ニ於テ罹災者ト稱スルハ、大正十二年九月震火災ノ爲住居シタル建物ノ燒失全潰ノ災害ヲ被リタル者ヲ云ヒ、罹災區域トハ其災害區域ヲ云フ。

東京府令第七十五號

東京府郡部府稅賦課ニ關スル件府縣制六十八條第二號ニ依リ、郡部參事會ノ議決ヲ經テ、左ノ通定ム。

大正十二年十一月三日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府郡部府稅中、左ノ各號ニ該當スルモノニ對シテハ、東京府郡部府稅賦課規則ニ拘ハラス之ヲ賦課セス。

一、營業稅雜種稅中

罹災者ニシテ大正十三年三月三十一日迄ニ罹災區域ニ於テ營業收入金高及報償收入金高ヲ標準トシテ賦課スル營業ヲ開始スル者ニ對シ賦課スヘキ大正十二年度後半期分、藝妓屋幇間タル罹災者ニシテ大正十二年九月一日以降賦課スヘキ大正十二年度後半期分。

三、戶　數　割

罹災者ニシテ大正十二年九月以降戶數割施行地ニ轉住シタル者ニ對シ、大正十二年九月以降賦課スヘキ大正十二年度分、及戶數割施行地ニ於ケル罹災者ニ對シ賦課スヘキ大正十二年度後半期分。

本令ニ於テ罹災者ト稱スルハ、大正十二年九月震火災ノ爲住居シタル建物ノ燒失全潰ノ災害ヲ被リタル者ヲ云ヒ、罹災區域トハ其災害區域ヲ云フ。

東京府令第七十六號

大正十二年九月震火災ノ爲其營業所ヲ燒失又ハ全潰シタル貸座敷引手茶屋業者ニシテ、其災害區域ニ於テ前營業ヲ開始スル者ニ對シ、大正十二年九月以降賦課スヘキ賦金ハ、東京府市部賦金賦課徵收規則ニ拘ハラス、大正十二年度分ニ限リ之ヲ賦課セス。

大正十二年十一月三日　　東京府知事　宇佐美勝夫

東京府令第七十七號

大正十二年十一月東京府令第七十四號及同第七十五號該當者ニ對スル府稅取締ニ關スル件、左ノ通定ム。

大正十二年十一月三日　　東京府知事　宇佐美勝夫

第一條　大正十二年十一月東京府令第七十四號及同第七十五號ニ該當スル者ハ、東京府稅取締規則ニ依ルノ外尙本則ニ依リ左記事項ヲ所屬郡市區長ニ屆出ヘシ。

一、罹災當時ノ住所。

二、前營業又ハ行無ノ有爲及其種類。

三、家屋ヲ建築シタル者ハ本建築又ハ假建築ノ區別並其用途。

四、住居ニ堪ヘサル破損ヲ受ケ現住ニ居セサルコト九月一日以來三ケ月以上ニ涉ルモノハ其破損ノ程度。

五、共他戶數割ニ付テハ町村長ノ指定スル事項。

第二條　前條ノ屆出ニハ共罹災者タルコトヲ證スル書類ノ添付ヲ要ス。

第三條　本令ニ定ムル屆出ヲ爲サヽル者ニ對シテハ府稅ハ之ヲ賦課スルコトアルヘシ。

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

本令發布前共事實ノ發生シタル者ニ對スル屆出期間ハ發布ノ日ヨリ之ヲ起算ス。

(四)町村土木復舊工事關係府令　左の如し。

東京府令第七十二號

大正十二年九月一日ノ震災ニ因ル町村費支辨ニ屬スル土木復舊工事ニ付テハ、特ニ必要アリト認メタルモノニ限リ、明治三十一年東京府令第二十七號地方稅土木費支辨規程ニ拘ラス、其ノ工費ノ本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十月二十三日　　東京府知事　宇佐美勝夫

(五)住宅組合設立許可申請延期　大正十二年十月十五日府は左の如く告示す。

東京府告示第三百九十三號

大正十二年九月一日東京府告示第三百八十號住宅組合設立許可申請書提出期限ハ同年十一月十五日迄之ヲ延期ス。

大正十二年十月十五日　　東京府知事　宇佐美勝夫

第三、救　濟　施　設

一、總務部の活動

1、郡長會議　郡市區町村の救護事務を監督指導且連絡するため、郡長會議を開催す。

第一回　九月五日午後九時を以て開會す、會するもの荏原、豐多摩、北豐島、南葛飾四郡長なり、知事以下各部長出席し、物資配給に關する件を協議す。

第二回　九月七日午後八時荏原、豐多摩、北豐島、足立、南葛飾五郡長を集めて、米穀配給に關する件を協議す、知事以下各郡長出席。

第三回　九月九日午後八時半、知事以下出席し、荏原、豐多摩、北豐島、南足立四郡長を會す、知事より郡市民の別なく避難者罹災者に對し、救助の徹底を圖ること、同時に出來得る限り、各自自活自給の途を講ぜしむる事、避難者罹災者以外の者には、九月十日より白米玄米を販賣する事、但白米は一升四十五錢、玄米四十錢、一人二升五合を限度とする事、避難者罹災者に對する無償給與米は、一人一日二合とする事を訓示し、左の事項を協議したり。

一、販賣並に給與の狀況報告時限に關する件。

一、販賣方法に關する件。

一、實行期日に關する件。
一、報告徵收に關する件。
一、殘米の措置に關する件。
一、前金渡に關する件。
一、大量の要求に關する件。

第四回　九月十二日午後七時、荏原、豐多摩、北豐島、南足立、南葛飾五郡長を會し、知事以下出席して、米穀以外の物質たる味噌、醬油、鹽、砂糖、漬物、鑵詰、魚類、野菜、其の他日用品の配給に關する件を協議す。

第五回　九月十四日午後八時三十分知事以下出席開會す、來會者は荏原、豐多摩、北豐島、南足立、南葛飾各郡長なり、協議事項、

一、定住的避難者の氏名年齡調査に關する件。
一、配給米中の救助米販賣米の受領に付區別の件。
一、物質集積場及腐敗し易きもの並に寄贈品處分に關する件。
一、販賣米の價格の最高限度及其範圍内に於て低價に販賣し得る事を部長に委任する件。
一、販賣米代金を急速に支拂ふ件。

第六回　九月十六日午後八時開催、荏原、豐多摩、北豐島、南足立南葛飾五郡長參集、知事以下出席、左の事項を協議す。

一、配給米の數量に關する件。
一、給助米所要量並に救助人員翌日分を前日中に報告の件。
一、販賣米の所要數量及人員翌日午前中に報告の件。
一、救助米及販賣米の受領高前日分を翌日午前中に報告の件。
一、右に關し町村よりの報告督勵に關する件。
一、各配給所の貨物受領高と臨時震災救護事務局引渡數量との不符合に關する件。

一、各配給所貨物紛失防止に關する件。
一、郡に於て受領したる無指定寄贈品取扱方に關する件。
一、九月二十日現在避難民數調査に關する件。
一、救護事務費及罹災救助事務費の區別報告に關する件。
一、建築材料配給に付所要數量要求に關する件、但し火災家屋に限り一戸十坪を限度とし有償とす。
一、各郡管内に於ける五十名以上の收容所に於ける十五歲以下の兒童にして、兩親若くは保護者を失ひたるもの丶數、及其の處置方法に關する各郡の計畫に關する件。
一、罹災民にして被服に困難せるもの丶人員概數調査に關する件
一、鐵道及汽船の旅客賃錢は、目下無賃なるも、九月二十一日以後は無資力罹災者にして、區町村長の證明を有せざるものは、總て無賃又は割引を爲さゞる旨を區町村長に一般周知方の件。

第七回　九月二十日午後七時開催、出席者前回に同じ、協議事項、

一、二十一日締切後の殘存米を調査し、二十二日夕刻までに報告の件。
一、二十六日頃より郡町村の米の配給を廢し、販賣米は、米穀商人と農商務省との直接關係に移す見込みに付、此旨豫め町村長に通告し、尙町村長より町村内の米穀商に豫告せしむる件。
一、二十日迄の販賣米實數並に其の金員調を二十二日に郡長府に持參する件。

第八回　九月二十二日午後七時十分開會出席者前回に同じ、左の諸件を協議す。

一、食料配給所廢止並に陸軍及府出張所員との諸帳簿對照に關する件。
一、救助米給與限度に關する件。

一、衣服蒲團所要人員調査に關する件。
一、罹災者名簿作成に關する件。
一、御下賜金分配に關する件。

第九回　九月二十四日午後七時前回同樣の出席者あり。

開會す、協議事項は、

一、恩賜金分配に關する件。
一、販賣米の賣上に關する件。
一、震災救護事務に關し、町村長より指示事項報告に關する件。

第十回　九月二十六日午後五時開催、出席者前回に同じ。

一、罹災者並に避難者數報告督促の件。
一、集團的避難者標準に關する件。
一、郡内町村の配給物資殘高調の報告に關する件。
一、配給物資數量と分配人員その割當て困難の場合に於ける配給に關する件。
一、農商務省拂下米の不定價格に關する件。
一、配給囑託團に關する件。
一、各配給所より町村に至る運送賃負擔に關する件。
一、臨時震災救護事務局の決定救助品目、販賣用品目に關する件。
一、配給事務に從事せしむるため各町村内に方面委員設置の可否に關する件。
一、臨時震災救護事務局の照會に係る罹災狀況調査に關する件。
一、毛布配給計畫に關する件。
一、鍋釜等の日用品並に傘等は、給與品として給與するの可否に關する件。
一、米船タウス號積載品の處分に關する件。
一、各郡の販賣米取扱廢止に關する件。

一、南葛飾郡の土地低下調査に關する件。
一、罹災救助基金に關する件。
一、郡民と避難者との感情融和に關する件。

第十一回　九月二十九日午後七時開會し、五郡長及各出張所員を召集し、知事以下各郡よりも出席す、協議事項左の如し。

一、皇后陛下の災害並に救護狀況御視察模樣を報告の件。
一、各郡役所吏員の健康狀態に關する件。
一、各郡町村に於ける殘米調べに關する件。
一、視察員の復命に基き、配給狀態に注意の件。
一、臨時震災救護事務局の照會に係る要救助人員減少調べに關する件。
一、慰問袋副食物等の配給に關する件。
一、新配給品並に之に關する注意事項の件。
一、繪畫館所藏の濡米千俵の處分に關する件。
一、不正事未發に對する注意に關する件。
一、湯屋官營に關する件。
一、救護事務に關する郡書記の旅費支給に關する件。

第十二回　十月三日午後七時開催、荏原、豐多摩、北豐島、南足立、南葛飾五郡長參集、知事以下各部より出席、左の諸件を協議す。

一、町村への配給に關する件。
一、十月三日現在の避難者中、要救助者調査に關する件。
一、配給部より郡の受けたる物資數量及郡より町村へ配給したる物資數量の報告に關する件。
一、被服蒲團材料の配給方法に關する件。
一、被服仕立に關する件。
一、町村歲入缺陷及復興費の回答に關する件。

一、一時借入金を要する町村を調査の件。
一、ヘルミン胃腸藥、馬鈴薯、甘藷、玉葱の配給に關する件。
一、在庫品の整理に對し、申出に關する件。
一、公設浴場設置希望者申出に關する件。
一、罹災者に就職口の通告に關する件。
一、震災救護事務を擔當する町村吏員の監督に關する件。
一、震災時に於ける篤行者調査に關する件。
一、東京市のバラック建築方針に關する件。
一、炊事具必要の有無調査に關する件。
一、各郡內に於ける野菜の生產狀況調査に關する件。
一、各郡內に於ける野菜工場の狀況調査に關する件。

第十三回　前回同樣の出席者に依り、十月九日午後六時開催せらる。

一、避難小學兒童收容用バラック建築希望の有無に關する件。
一、避難小學兒童收容の爲め現在の校舍に於て二部敎授を爲すも尙收容し能はざる小學校調査に關する件。
一、衣類寢具の配給に關する件。
一、要救助者中、相當體力ある者に救護事務を手傳はしむるの件。
一、蠅驅除に關する件。
一、寄附金募集に關する件。
一、町村の救護事務に對する盡力程度に關する件。
一、十月十五日現在避難者罹災者調査用カードに關する件。
一、衣服並に寢具の給與に關する件。

第十四回　府下八郡長及八王子市長を召集し、知事以下出席、十月十三日午後三時四十五分開會し、左の諸件を協議す。

一、部長に送達されたる配給に關する不平投書の事實取調に關する件。
一、避難兒童敎育に關する件。
一、手車配給に關する件。
一、蠟燭、アンペラ、毛布配給に關する件。
一、バラック建築希望の有無に關する件。
一、十月十五日現在に於ける避難者罹災調査に關する件。
一、要救助者の減少方針に關する件。
一、町村長會議の開催報告に關する件。
一、廢墟處分に關する件。
一、副食物及慰問袋の配給數量に關する件。
一、未開校小學校調査に關する件。
一、販賣米代金收入に關する件。
一、町村吏員に手當給與の町村の希望に關する件。
一、自警團其他の寄附金に關する牧支調の件。
一、衣類配給に關する件。
一、納稅に關する件。

第十五回　十月二十二日午後三時三十分開催す、五郡長及知事以下各縣よりの出席あり。

一、十月十五日現在に於ける罹災者避難者の人口調査に關する件
一、要救助者整理に關する件。
一、蒲團裁縫賃に關する件。
一、廢墟處分問題に關する件。
一、販賣米賣上金に關する件。
一、物資整理に關する件。
一、救濟委員の任命に關する件。
一、都市計畫に伴ふ隣接五郡の町村の覺悟に關する件。

一、善行美績調査に關する件。
一、配給衣類等の數量對照に關する件。

第十六回　前回に同じき出席者ありて、十一月二十九日午後三時開催す、協議事項は、

一、救護事務打合せに關する件。
一、八王子市及八郡の救護狀況報告。

2、救護事務視察　郡市町村の救護事務を監督指導し、兼て連絡を圓滑にするため、吏員を派して視察する所あらしむるもの百四回、內荏原郡九月十一日より十月四日までの間に八回、豐多摩郡九月十一日より二十日までの間に三回、北豐島郡九月十一日より二十九日までの間に六回、南足立郡九月十六日一回、南葛飾郡九月十一日より十月四日までの間に六回、東京市九月十一日より十月十二日までの間に三十六回、內麹町區神田區日本橋區赤坂區四谷區本鄉區下谷區各三回、京橋區芝區牛込區小石川區淺草區本所區深川區各二回、麻布區一回なり。

3、郡區長への通牒照會　を發したるもの左の如し。

九月十日　內務部長　隣接五郡長へ、

米穀販賣　明十一日より左記方法により東京及郡部一齊に米穀販賣を開始するを以て、本月中に町村長を指導督勵して販賣設備をなさしむべし。

一、販賣開始日は九月一日、間に合はざるものは成るべく急速に開始し、狀況を府へ報告すべし。
一、罹災者避難者の無資產者は無償給與す。一人二合、其他を有償にし、一人に二升五合を限りとす。
一、無償給與は、玄米及外米。
一、販賣價格は、白米四十五錢、玄米四十錢。
一、販賣は町村をして之に當らしめ、町村は產業組合靑年團、在鄉軍人會の如き團體を使用し、又は之に委任す、但し商人に委託するを許さず。
一、販賣手數料は、町村に交付する豫定。
一、拼減は國の負擔とし、町村の責任とせず。
一、販賣及給與數量は、翌日午前中に町村長より郡長に報告す。
一、掛賣は町村の責任を以て之を行ふを許すも、確實と認むるものに限り、濫に失せざるやう注意すべし。
一、大會社工場等の職工に給與するものは、特に大量なるを除き、町村に於て販賣す、大量のものは府へ申出づべし。
一、味噌、鹽、醬油、漬物、梅干の如き必需品に限り、必要に應じ、無償配給を爲すことを得。
一、救護用必要なる食糧以外の物資にして、罹災者避難者に無償配給することを得。
一、前二號以外の副食物其他物資は、郡長より管下府市場協會に引繼ぐべし、其運送は別に指示す。

精米所等報告　米穀販賣に關し必要あり、管下各町村の精米所數、所在地、店名、精米機數、馬力、一日の精米量を町村別に調査し、十二日までに報告すべし。

九月十一日　內務部長　隣接五郡長へ、

米穀配給狀態報告　震災により府より配付したる米穀の町村別受領量、町村の配給濟量、町村自體の配給米量及其配給狀況。

九月十日現在を十二日中に報告すべし。

內務部長　各郡長　八王子市長へ、

被害報告、正確なるものを調査し、十二日郡長會議に持參のこと。

一、罹災戶數(全壞、半壞、火災別)及人口。

一、現在戸數及人口。

一、他區町村よりの避難民數。

九月十七日　內務部長　各郡市町へ、

避難者無賃證明乘車、別紙鐵道省運輸課長よりの通知を周知せしむ。

運非第一六號

大正十二年九月十六日　鐵道省運輸課長

東京府知事

神奈川縣知事（各通）

千葉縣知事

來る二十一日より當分の間、震災地より歸國又は避難する罹災者に對しては、東京市內は各區長、其の他は市町村の交付せる左記樣式の證明書を持參する者に對してのみ、無賃輸送のことに決定致候條、貴管下關係の向へ御傳達相成度。

追て證明書の交付に就ては嚴重なる御取締相成度。

罹災證明書

罹災地　氏　年　名　齡

氏　年　名　齡

避難又ハ歸國先

年　月　日　市區郡村長印

內務部長　隣接五郡長へ、

被害報告　內務次官より急速報告の照會あり。

東京市より避難者數、他府縣よりの避難者數、管內の罹災者（全壞、半壞、火災の分ち）の戸數人口を町村別に取調へ、二十日會議に相違なく持參せられたし。

十月一日　內務部長　隣接五郡長へ、

要救助人員整理　救助開始後一箇月に及び、販賣組織も完成したれば、極力要救助人員を整理し、罹災者にして直に食糧を得る途なきものに限られたし、追て實行の結果を報告せられたし。

一、罹災者にして眞に自活し得るもの、調査を根本的になすため青年團在鄕軍人分會幹部其他、適當の人格者を方面委員として、町村每に其人數を調査する事。

一、前號調査を行ふ能はざる場合は、從來の救助申出、屆出方法等により、成績確實のものは舊に仍り、不良のものは優良方法に變更せしむる事。

一、前號の成績確實と認むる方法を報告せられたき事。

一、要救助人員整理と同時に急に救助を廢するため人心を險惡ならしめざる樣、寬嚴宜しきを得べき事。

一、以上の方法に依り減少したる人員を調査し、十月三日現在を以て要救助人員を五日中に報告する事。

一、前號報告は五日目每になす事。

一、本調査の際、併せて要被服寢具人員を調査報告する事。

一、東京市內並に他府縣より避難民實數を本調査と同樣調査し、一回は十月三日現在を五日に、其後は五日目每に移動を報告せられたし。

十月十九日　內務部長　各島郡市區長へ、

臨時震災救護事務局副總裁の通牒に基く府內罹災者其他の現在人口調査報告のこと。

4、徵發事務　九月二日緊急勅令第三九六號に依り、府に於て徵發したる物件は、二十三件、價格十三萬四千六百二十七圓四十五錢、隨意契約に依り買上げたるもの十一萬六百十五圓四十五錢なり。

徵發物件は玄米、食鹽、揮發油、モビール油、木材（板類、角材、貫材）、金物（鐵板、鐵線、釘）、自動車、タイヤ並チューブにして、隨意契約買上物件亦自動車、タイヤ並チューブを除き之に同じ。

5、衛生事務　（一）震災に方り、軍隊、救護事務關係諸傭人、救援團體、避難者、傷病者等を府廳內に收容したるに對し、構內の屎尿汲取、便所上掃除、塵芥掃除、撒水、消毒等の衛生事務に努め、（二）醫師齒科醫師產婆の免許證、試驗合格證等燒失に對し、之が再下付、證明、登錄謄本下付等に多大の手數を要し、內務省の燒失醫籍再調査、文部省の燒失齒科醫藥劑師試驗願書に對する受驗權利確認手續等を爲し、（三）傳染病豫防のため、臨時震災救護事務局よりクレシン四百鑵を受取りて隣接五郡に配給し、日本赤十字社に交涉して傳染病患者收容バラツク建設費三萬二千九百五十圓の支出を受け、（四）府立松澤病院の應急修繕を爲し、食料衛生材料を配給す。

6、情報宣傳　救護狀態を報じ、人心の安定を圖り、諸種情報を揭示し、或は印刷して關係官署其他に配付したり。即ち

イ、揭示　揭示板に揭示したるもの、（一）交通關係三十八件、以て道路橋梁の狀況、汽車汽船の發着並に輸送狀況、電車の開通、避難者の無賃輸送取扱等を報じ、（二）電信電話關係のもの五件、（三）建築關係のもの九件、以て府設バラツク收容狀況、篤志者の收容申出揭示を爲し、（四）職業紹介關係のもの四件、救護關係のもの七件、（五）孤兒收容關係のもの六件、（六）收容者引取關係のもの七件、（七）衛生注意三件、（八）度量衡器關係のもの一件なり。

ロ、新聞廣告　東京日日、時事、報知三新聞に廣告す。

一、度量衡器、計量器の需用を圓滑にするため本府衡度課に於て其の紹介に應ず。

ハ、情報印刷配付　府の物資部、交通部、救援部、會計部、配給部、建築部、救護部、濟生會、日本赤十字社東京支部相連絡して、九月十二日（第一號）より十月十五日（第二十二號）に至る二十二部を印刷し、關係官署に配付す。

ニ、宣傳　災後白米缺乏に際し、半搗米奬勵の宣傳をなし、衛生上特に注意すべきことを記して印刷し、豐島青山兩師範の生徒百餘名の應援を得て之を配布し、宮內省自動車診療班の有り難き趣旨を錄して印刷物を配り、管內の被害狀況、罹災者の就學兒童狀況、バラツク收容所狀況、篤志者の孤兒收容申込等は、新聞紙に揭載方を依賴す。

7、謝狀表彰　輸送陸揚警備救護の任に當りたる第一第二艦隊司令長官、橫須賀吳鎭守府司令長官、近衛、第一師團長を初めとし、海陸軍司令官旅團長聯隊長大隊警備部隊長軍醫部長等百十名に對し、大正十三年二月三日知事より謝狀を贈り、公共團體、在鄕軍人會、青年會、婦人會、消防組其他の救護功績顯著なるものには、三月二十九日七百二十三團に知事より感謝狀を出し、再調査して、更に五百六十二團體に同樣の感謝狀を授く、六月內閣總理大臣より震災に關する地方功勞者に謝意傳達方の通牒あり、前記各團體及社會事業團體百六團體を併せ、計千三百八十一團に之を傳達す。

8、震災文書收發　大正十二年九月より十三年三月までに震災救護事務文書發送件數及震災文書收受件數、左の如し。

月	發送件數	收受件數
大正十二年九月	一、三八〇	一、九九六
〃　十月	一、九四〇	一、三二五
〃　十一月	五二六	五六〇

大正十二年十二月	三七八		三〇七
大正十三年一月	一七〇		二八四
〃　二月	二七九		二六七
〃　三月	一四三		二三四
計	四、八一六		四、九七三

二、救護部の活動

1、救護　震災即下、東京府救護部に於て活動したるは、避難者の救護なり。

イ、炊出配米　府に於て府廳構內及附近の避難者に炊出をなしたるは、九月二日朝來の事にして、物資部及豐多摩郡長の盡力に依り二八三、二五〇人の米を用意し、構內商工館前に臨時配給部を設け、罹災者一人に握飯一個(米一合五勺)及漬物(澤庵又は瓜漬一斤、若くは梅干二個)水(水道破壞のため、豐多摩郡長より貨物自動車を以て寄贈したる飲料水)を給したるが、二、三、四の三日間は求食者次第に增加し、一日一萬五千人より一萬七千人に達し、傭員は軍隊陸軍工科學校生徒青年團避難婦女者の應援を得、午前五時より午後十二時まで不休の活動を爲したり、十日以後著しく減少し、十五日生米の配給に更む。配米は豫め廳舍附近及宮城前廣場の避難者を調査し、戶主の氏名家族數及月日を記したる米券を交付し、之が持參者に大人一人二合當、小兒一合當を以て給與したり、二十日前後より、求米者著しく減じ、復た配米の要なきを見たるに依り、二十三日之を廢止す。

炊出石數二一六石七、配給人員七七、四六五人(自九月二日至同十四日)
配米石數一六石〇、戶數一、四〇六戶、人員九、八四二人(自九月十五日至同廿三日)

ロ、避難者保護　府廳構內避難者は一日夜已に千六百名に達し、內老幼病者等の特別保護を要するもの同日三百餘名あり、各社會事業團體に收容委託したるもの一一八人、親戚に送りたるもの三七人、入院せしめたるもの一八〇人、其他記錄に留めざりしもの多數なり、又行衞不明者二百三十七人を調査す。

ハ、診療　震災即日、東京府濟生會臨時診療所を府廳構內に設け、日本赤十字社東京支部と共に、徹宵避難病傷者の應急手當をなし、重病者は廳舍內に收容看護し、經過を見て病院に移したり、其延人員九、八一一人、內入院者一八〇人、尋で府濟生會臨時擴張費六十萬圓の增加配當を受け、既設診療所十二箇所の外、更に十六箇所(內市內八箇所)を增設し、他の救護班診療所と連絡して救療に努む、又臨時震災救護事務局、衞生醫療部管理下に各府縣より寄贈若くは購入したる衞生治療材料は、主として之を郡部に配給せり、其他各府縣の醫師會醫學校公共團體等より來援したる救護班九十八團體中、府の斡旋を申出でたる二十五班に對し、それ〳〵適當の措置を採る。

ニ、寄贈物資配給　府に於て直接寄贈を受け、郡市區役所の手を經るに適せざる物品は、直接分配を爲し、衣類毛布雨衣の類は、部內に被服係を設けて各郡に頒ち、毛布雜品等は社會事業團體に配給したり。

ホ、避難者收容所管理　府建築バラック中、明治神宮內外苑道路上の分を府に於て東京府社會事業協會に託して之を管理し、風紀衞生、防火上の注意、物資の配給、託兒所、圖書室、授產場の施設を爲し、住民組織の自治會を監督し、大正十三年十二月の撤退に至る、經費は府寄附金及政府交付の義捐金を以て支辨したり、此外同じく府の委託に依りて東京府社會事業協會の經營に係る日暮里小住宅、隣保事業南千住交隣團等何れも應急の救助を爲し、內其後者は一時鮮人二百餘名を避難せしむ。

ヘ、罹災救助基金支出　規定に從ひ、即市町村長をして罹災者に對する應急救助を爲さしめ、及府直接救助をなしたる救助費、大正十二年十月末日までに一、四九三、三二八圓を支出し、基金に不足を告げたるより、政府に稟請して特に義捐金中の三十四萬圓を補給せらる。

ト、委託救護　災後應急救護の際、協調會社會事業協會、東京府社會事業協會代表委員と爲り、調査の結果、應急施設並に善後施設に關して內務大臣に建議したるより、震災救護事務局より託兒所三十三所、婦人宿泊所、簡易宿泊所三十二所の施設費として、義捐金の內一、二八八、六〇一圓を配當せらる、乃ち市及諸團體と協議し、實行計畫を立て、事業を委託す。

チ、救護施設連絡　大正十二年十二月各團體の施設狀況を調査し、十三年二月十日第一回聯合會議を開き、東京府社會事業協會を統制の中心機關とし、情報部を設け、情況旬報を發行し、協力救濟の實行、分科業務の打合等を爲す、經費の內一萬五千圓は、大震災善後會寄附金を以て之に充つ。

2、生活安定補助　に關する施設を左に擧ぐ。

イ、恩賜金傳達　思召を以て下賜せられたる內帑金の內七、一〇八、八八九圓は、共筋より府へ配當せられたるを以て、大正十二年十一月三日郡市區長を召集して傳達式を擧行し、十二月一日管下區町村一齊に第一恩賜金傳達式を行ひ、爾來申告調査の進捗に伴ひ、隨時資格者に分配せり。

東京府告示第四百二十七號

今回ノ震災ニ付、賑恤ノ思召ヲ以テ　天皇陛下ヨリ御內帑金下賜アラセラル、聖恩ノ鴻大ニシテ優渥ナル、洵ニ恐懼ニ堪ヘス、罹災者ハ左記要項了知ノ上、罹災當時居住又ハ滯在シタル地ノ市區町村長ニ申告スヘシ。

大正十二年十一月十六日　東京府知事　宇佐美勝夫

記

一、恩賜拜受者資格要件

今回ノ震災並之ニ伴フ水火災ニ因ル死亡者行衞不明者負傷者及住宅(船舶ニ在リテハ其船舶ヲ住宅ト見做ス)ヲ全潰全燒全流失又ハ半潰半燒半流失シタル者。

前項負傷者ハ一週間以上醫師ノ治療ヲ受ケタル者ニ限ル。

住宅ノ全潰ハ震火水災ノ爲家屋全部ヲ新ニ再築スルニ非レハ居住スル能ハサルニ至リタルモノヲ謂フ。

住宅ノ罹災ニ付テハ罹災當時震災地ニ世帶ヲ構ヘタル者ニ限リ死亡者負傷者及行衞不明者ニ付テハ世帶ヲ構ヘタルト否トヲ問ハス罹災當時震災地ニ居住又ハ滯在シタル者。

恩賜金ハ內外人ヲ問ハス總テ之ヲ下附ス。

二、拜受資格ノ有無ハ市(東京市ニアリテハ區)町村長之ヲ決定ス。

申告事項

一、住宅ノ罹災者。

一、現住所又ハ居所氏名年齡職業。

二、罹災當時ノ住所又ハ居所及職業。

三、家族數。

四、地主家主差配人又ハ借家人ノ住所氏名。

五、被害程度ノ詳細。

六、罹災住宅ノ兩隣及向家ノ氏名又ハ屋號職業其他參考トナルヘキ事項。

二、負傷者

一、現在ノ住所又ハ居所年齡職業。

二、罹災當時ノ住所又ハ居所及職業。

三、遭難地及負傷ノ原因。

四、負傷ノ程度及醫師ノ診療ヲ受ケタル日數。

五、負傷シ診療ヲ受ケタルコトヲ證明スルニ足ル診斷書又ハ其ノ他ノ材料ヲ添付スルコト。

三、死亡者行衞不明ノ遺族。

一、申告者ノ住所又ハ居所氏名年齡職業。

二、罹災者トノ續柄。

三、罹災者ノ氏名年齡職業。

四、罹災當時ノ住所又ハ居所及遭難地。

五、死亡者ニアリテハ醫師ノ診斷書死體檢案書其他死亡ヲ證スルニ足ルヘキ書面又ハ資料ヲ提出シ當時ノ狀況ヲ疏明スルコト。

六、行衞不明者ニアリテハ罹災當時ノ狀況及爾後採リタル搜索手段ノ經過及其ノ効果。

七、戸籍謄本又ハ其ノ遺族タルコトヲ證スルニ足ルヘキ書面。

四、申告者無能力者ナル場合。

孤兒神心喪失者等ニシテ申告ノ能力ナキ者ハ其ノ法定代理人法定代理人ナキ者ハ現在ノ保護者ヨリ代理申告スルコト但シ法定代理人ハ代理關係ヲ證スヘキ書面現在ノ保護者ハ其ノ保護關係ヲ明ニスル書面ヲ添付スルコト。

五、罹災申告場所及期限

本申告ハ大正十二年十一月二十日ヨリ大正十四年十一月十九日迄ノ二ケ年内ニ罹災當時居住又ハ滯在シタル地ノ市役所（東京市ニ在リテハ區役所）町村役場ニ前記申告事項ヲ別記樣式ニ依リ申告スヘシ。

六、恩賜金拜受場所

罹災當時居住又ハ滯在シタル地ノ市（東京市ニ在リテハ區役所）町村役場但シ東京府管外ニ在ル者ニシテ特ニ受領場所ニ付希望ヲ有スル者ハ、申告書ニ其旨附記スヘシ。

七、恩賜金拜受者種別

住宅罹災ニ對スル恩賜金ハ世帶主ニ死亡者行衞不明者ニ對スル恩賜金ハ其遺族ニ（遺族ノ順位ハ遺族扶助法ノ規定ニ準ス）負傷ニ對スル恩賜金ハ其ノ本人ニ交付スルモノトス、但シ已ヲ得サル事情アル者ニ在テハ代理者ニ交付ス。

八、罹災申告書樣式

住宅

罹災申告書

現住所	府縣　市　郡　區　町村　町　番地
申告者氏名	年　月　日生
住所又ハ居所職業家族數	東京府　東京市　郡　區　町村　町　番地
地主、家主、差配人ノ又ハ借家人住所氏名	府　市　郡　區　町村　町　番地
罹災住宅ノ兩隣及向家ノ氏名又ハ屋號職業其ノ他參考トナルヘキ事項	
被害程度ノ詳細	

右及申告候也

大正　年　月　日

右

注意　家屋ノ所有者ハ地主名ヲ土地家屋共ニ所有セシ者ハ其旨相當欄ニ記入スヘシ

負傷

罹災申告書

現住所		府縣　市　郡　區　町村　町　番地
申告者氏名		年　月　日生
負傷者氏名		年　月　日生
申告者ト負傷者トノ關係		
罹災當時ノ	住所又ハ居所職業	府　市　郡　區　町村　町　番地
	遭難地及負傷ノ原因	
負傷者ノ	負傷ノ程度及診療日數	

右及申告候也

大正　年　月　日

右

注意　一、負傷ニ付診療ヲ受ケタルコトヲ證スルニ足ル診斷書又ハ其ノ他ノ材料ヲ添付スルコト

二、申告者ト負傷者ト同一人ナレハ負傷者氏名記載ノ要ナシ

死亡又ハ行衞不明

罹災申告書

現住地	府縣　市　郡　區　町村　町　番地
申告者氏名	年　月　日生
職業	
罹災者トノ續柄	
罹災者ノ氏名	年　月　日生
職業	
罹災當時ノ住所又ハ居所	府縣　市　郡　區　町村　町　番地
遭難地	
罹災當時ノ狀況搜索方法及ソノ効果	

右及申告候也

大正　年　月　日

右

注意　一、死亡者ニアリテハ醫師ノ診斷書、死體檢案書其他死亡ヲ證スルニ足ルヘキ書面又ハ資料ヲ提出シ當時ノ狀況ヲ疏明スルコト

二、戸籍謄本又ハ其ノ遺族タルコトヲ證スルニ足ル書類ヲ添付スルコト

〔附記〕

東京府告示第四百四十號

恩賜金配分ニ付罹災者ヨリ申告方、山梨縣知事ヨリ左ノ通依頼アリタリ。

大正十二年十一月二十九日　東京府知事　宇佐美勝夫

今回ノ震災ニ付本縣内ニ於テ災害ヲ受ケタル者ニ對スル　恩賜金御下賜ニ關シ別記ノ通告示相成候ニ就而該當ノ本人又ハ其ノ遺族ヨリ相當證據ヲ具シ當該市町村役場ニ對シ罹災者タル申告ヲ爲サシムル樣周知御取計相成度。

山梨縣告示第百七十一號

今回ノ震災ニ付賑恤ノ思召ヲ以テ　天皇陛下ヨリ御下賜アリタル恩賜金ヲ拜受セムトスルモノハ、左記要項ニヨリ申告スヘシ。

大正十二年十一月二十二日　山梨縣知事　梅谷光貞

一、拜受者資格

イ、震災並之ニ伴ッ水火災ニ因ル死亡者行衞不明者ノ遺族。

ロ、負傷者(一週間以上醫師ノ治療ヲ受ケタル者)。

ハ、全潰全燒全流失又ハ半潰半燒半流失シタル家屋ニ居住シタル世帶主。

二、申告ノ場所

震災當時居住シタル土地ノ市役所町村役場。

三、申告ノ期限大正十四年八月三十一日限。

四、市役所町村役場ニテ交付スル用紙ニ記入シテ申告スルコト。

東京府告示第四百四十一號

恩賜金配分ニ付罹災者ヨリ申告方千葉縣知事ヨリ左ノ通リ依頼アリタリ。

大正十二年十一月二十九日　東京府知事　宇佐美勝夫

貴府人ニシテ今回ノ大震災當時本縣内震災地ニ居住又ハ滯在セシ者ニシテ、左記該當ノ罹災者有之候ハ、恩賜金配分ノ都合モ有之候條本人又ハ其ノ遺族ヨリ相當證據ヲ具シ、當該市町村役場ニ對シ罹災者タル申告ヲ爲サシムル樣、周知方御取計相成度此段及御依頼候也。

記

一、死亡者行衞不明者負傷者(一週間以上醫師ノ治療ヲ受ケタル者ニ限ル)

二、住宅ノ全燒全流失全潰

三、住宅ノ半燒半流失半潰

以上

東京府告示第四百四十二號

恩賜金配分ニ付罹災者ヨリ申告方神奈川縣知事ヨリ左ノ通依頼アリタリ。

大正十二年十一月二十九日　東京府知事　宇佐美勝夫

本年九月一日ノ大震災並之ニ伴フ水火災ニ因ル罹災者ニ對シ、今回畏クモ賑恤ノ思召ヲ以テ特ニ御内帑金一千萬圓ヲ下賜アラセラレタルニ付、洽ク罹災者ニ配分スヘキヲ以テ、震災當時本縣内ニ在リシ者ニシテ貴管内ニ歸鄕避難又ハ轉住セル者有之候ハヽ、大正十四年十一月三十日迄ニ各罹災者ヲシテ罹災地ノ市町村長ニ別紙要項ニ依リ申告書ヲ提出セシムル樣、御取計相成度。

申告書

一、恩賜金ヲ拜受シ得ヘキ罹災者ノ範圍ハ左記ニ依ルコト。

1、今回ノ震災並之ニ伴フ水火災ニ因ル死亡者 行衞不明者 負傷者及住宅(船舶内ニ世帶ヲ構ヘタル者ニ付テハ其船舶ヲ住居ト見做ス)ヲ全潰全燒全流失(全埋沒ヲ含ム)又ハ半燒半潰半流失(半埋沒ヲ含ム)シタル者トスルコト。

前項負傷者ハ一週間以上醫師ノ治療ヲ受ケタル者ニ限ルコト。

住宅ノ全潰ハ震火水災ノ爲家屋全部ヲ新ニ再築スルニ非ラサレハ居住スル能ハサルニ至リタルモノヲ謂ヒ、半燒半潰半流失ハ大修繕ヲ加フルニ非ラサレハ居住スル能ハサルニ至リタルモノヲ謂フ。

2、住宅ノ罹災ニ就テハ罹災當時震災地ニ世帶ヲ構ヘタル者ニ限リ死亡者負傷者及行衞不明者ニ就テハ世帶ヲ構ヘタルト否トヲ問ハス、罹災當時震災地ニ居住又ハ滯在シタルヲ以テ足ルコト。

3、恩賜金ハ内外人ヲ問ハス總テ之ヲ下附スルコト。

二、申告書ハ別紙樣式ニ依リ死亡者行衞不明者負傷者住宅罹災ノ四種ニ分チ罹災ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スルコト。

死亡者申告書

本籍地　何府縣何郡市何町村大字何番地

罹災當時ノ居住又ハ滯在地死亡ノ場所　神奈川縣何郡市何町村大字何番地職業

死亡者　氏名

何年何月何日生

右ハ大正十二年九月一日ノ震災並之ニ伴フ水火災ニ因リ何年何月何日死亡致シ候ニ就テハ別紙證據書類幷戶籍謄本相添ヘ此段及申告候也

大正　年　月　日

住宅地　何府縣何郡市何町村大字何番地職業

申告者　氏名㊞

市町村長殿

備考

一、申告者ハ恩給法ノ順位ニ依ルコト。

一、申告後御下賜金ヲ拜受スル迄ニ住所ヲ變更シタルトキハ、其都度速ニ罹災地ノ市町村長ニ届出ツヘシ。

一、職業ハ可成具體的ニ記載スルコト。

一、全家死亡ノ申告者ハ死亡者及申告者ノ戶籍謄本ヲ添付スルコト。

一、戶籍謄本ヲ得難キ場合ニハ家族數及其ノ續柄ヲ知ルニ足ルヘキ書類ヲ作製スルコト。

行衞不明者申告書

本籍地　何府縣郡市町村町　大字何番地

罹災當時ノ居住又ハ滯在地　神奈川縣何郡市町村大字何番地職業

行衞不明者　氏名

何年何月何日生

右ハ大正十二年九月一日ノ震災並之ニ伴フ水火災ニヨリ何年何月何日行衞不明ト相成候ニ就テハ別紙證據書類及戶籍謄本相添ヘ此段及申告候也。

大正　年　月　日

住所地　何府縣何郡市町村大字何番地職業

行衞不明者トノ續柄

申告者　氏名㊞

市町村長宛

備考

一、申告者ハ恩給法順位ニ依ルコト。

一、申告後御下賜金ヲ拜受スル迄ニ住所ヲ變更シタルトキハ、其ノ都度速ニ罹災地ノ市町村長ニ届出ツヘシ。

一、職業ハ可成具體的ニ記載スルコト。

一、全家行衞不明ノ申告者ハ行衞不明者及申告者ノ戶籍謄本ヲ添付スルコト

一、戶籍謄本ヲ得難キ場合ニハ家族數及續柄ヲ知ルニ足ルヘキ書類ヲ作製スルコト。

負傷者申告書

本籍地　何府縣何郡市町村大字何番地

罹災當時ノ居住又ハ滯在地　神奈川縣何郡市町村大字何番地

現住所　何府縣郡市町村大字何番地職業

負傷者　氏名

何年何月何日生

右ハ大正十二年九月一日ノ震災並ニ之ニ伴フ水火災ニヨリ何年何月何日負傷致シ候ニ付テハ別紙醫師診斷書相添ヘ此段及申告候也。

大正　年　月　日

右　申告者　氏　　名㊞

市町村長殿

備考

一、接骨醫ハ醫師ト見做ス。

一、申告後御下賜金ヲ拜受スル迄ニ住所ヲ變更シタルトキハ、其ノ都度速ニ罹災地ノ市町村長ニ屆出ツヘシ。

一、職業ハナルヘク具體的ニ記載スルコト。

一、醫師ノ診斷書ヲ得難キ場合ハ他ノ證據書類ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得。

住宅罹災申告書

本籍地　何府縣何郡市町村大字何番地
罹災當時ノ居住又ハ滯在地　神奈川縣何郡市町村大字何番地
現住所　何府縣何郡市町村大字何番地職業
世帶主　氏　名　何年何月何日生

右ハ大正十二年九月一日ノ震災竝之ニ伴フ水火災ニヨリ住宅全燒（全潰其ノ他事實ヲ記スルコト）致シ候ニ付テハ別紙證據書類相添ヘ此段及申告候也。

大正　年　月　日

右　氏　　名㊞

市町村長殿

備考

一、世帶主死亡セルトキハ恩給法ノ順位ニ依リ戸籍謄本添付ノ上申告スルコト。

一、申告後御下賜金ヲ拜受スル迄ニ住所ヲ變更シタルトキハ其都度速ニ罹災地ノ市町村長ニ屆出ツヘシ。

住宅全燒、全潰、全流失（埋沒）
半燒、半潰、半流失（半埋沒）

申告者　氏　　名
罹災者　氏　　名　何年何月何日生

（死亡又ハ行衞不明者）

氏　　名　何年何月何日生

（負傷者）

氏　　名　何年何月何日生

右ハ大正十二年九月一日ノ震災ニ基因スル頭書ノ罹災者タルコトヲ證明ス

大正　年　月　日

長　氏　　名㊞

備考

證明者ハ警察官署長若ハ市區町村長トス。

東京府告示第四百六十一號

恩賜金配分ニ付罹災者ニ對シ周知方、千葉縣知事ヨリ左ノ通依賴アリタリ。

大正十二年十二月十五日　東京府知事　宇佐美勝夫

千葉縣告示第四百六十號

今回ノ震災ニ付賑恤ノ思召ヲ以テ　天皇陛下ヨリ御下賜アラセラレタル　恩賜金ヲ拜受セムトスルモノハ、左記要項ニ依リ申告スヘシ。

大正十二年十一月三十日　千葉縣知事　齋藤守圖

一、恩賜金拜受者資格要件

イ、今回ノ震災及之ニ伴フ水火災ニ因ル死亡者行衞不明者ノ遺族。

ロ、負傷者（一週間以上醫師ノ治療ヲ受ケタル者）

ハ、全燒、半燒、全流失、半流失又ハ全潰半潰シタル家屋ニ居住シタル世帶主。

二、申告ノ場所

震災當時居住又ハ滯在シタル土地ノ市役所町村役場。

三、申告期限

大正十四年八月三十一日限リ。

東京府告示第四百六十二號

恩賜金配分ニ付罹災者ニ對シ、周知方靜岡縣知事ヨリ左ノ通依賴アリタリ。

大正十二年十二月十五日　東京府知事　宇佐美勝夫

靜岡縣告示第四百三號

今回ノ震災ニ付賑恤ノ思召ヲ以テ　天皇陛下ヨリ御下賜アリタル恩賜金ヲ拜受セントスルモノハ、左記要項ニヨリ申告スヘシ。

大正十二年十一月十三日　靜岡縣知事　道岡秀彥

一、拜受資格者

イ、震災及ヒ之ニ伴フ水火災ニヨル死者行衞不明者ノ遺族。

ロ、（負傷者ハ一週間以上醫師ノ治療ヲ受ケタル者）。

ハ、全燒、半燒、全流失、半流失又ハ全潰半潰シタル家屋ニ居住シタル世帶主。

二、申告ノ場所

震災當時居住又ハ滯在シタル土地ノ市役所町村役場。

三、申告ノ期限

大正十四年八月三十一日。

四、市役所町村役場ニテ交付スル用紙ニ記入シテ申告スヘキコト（詳細ヲ知ラントスル者ハ罹災當時居住又ハ滯在シタル土地ノ郡市役所町村役場ニ就キ承合スヘシ）。

東京府告示第四百六十三號

恩賜金配分ニ付罹災者ヨリ申告方埼玉縣ヨリ、左ノ通依賴アリタリ。

大正十二年十二月十五日　東京府知事　宇佐美勝夫

貴府縣人ニシテ九月一日地震當時本縣内ニ居住滯在又ハ旅行中ノ者ニシテ、地震ノ爲左記該當者有之候ハヽ、恩賜金ノ配分ノ都合モ有之候條、本人又ハ其ノ遺族ヨリ相當證據ヲ具シ、別紙樣式ニ依リ當該市町村役場ニ罹災者タル申告ヲ爲サシムル樣周知方御取計相成度、申告書樣式添付此段及御依賴候也。

記

一、死亡者、行衞不明者、負傷者（一週間以上醫師ノ治療ヲ受ケタル者ニ限ル）。

二、住宅ノ全潰半潰

（樣式）

死亡者申告書

本籍地　何府縣何郡市何町村大字何番地職業
罹災當時ノ居住又ハ滯在地　埼玉縣何郡市何町村大字何番地職業
死亡ノ場所　、、、、、、、、、、
死亡者　氏　　名　何年何月何日生

右ハ大正十二年九月一日ノ震災ニ因リ何月何日死亡致シ候ニ付テハ、別紙證據書類並戸籍謄本相添ヘ此段及申告候也。

大正　年　月　日

住所地　何府縣何郡市何町村大字何番地職業
死亡者トノ續柄
申告者　氏　　名　名印

市町村長殿

備考

一、申告者ハ恩給法ノ順位ニヨルコト。

一、申告後御下賜金ヲ拜受スル迄ニ住所ヲ變更シタルトキハ其ノ都度速ニ罹災地ノ市町村長ニ届出ツヘシ。

一、職業ハ可成具體的ニ記載スルコト。

一、全家死亡ノ申告者ハ死亡者及申告者ノ戸籍謄本ヲ添付スルコト。

一、戸籍謄本ヲ得難キ場合ニハ家族數及其ノ續柄ヲ知ルニ足ルヘキ書類ヲ作製スルコト。

行衞不明者申告書

本籍地　何府縣何郡市町村大字何番地
罹災當時ノ居住又ハ滯在地　埼玉縣何郡市町村大字何番地職業
行衞不明者　氏名　何年何月何日生

右ハ大正十二年九月一日ノ震災ニ因リ何年何月何日行衞不明ト相成候ニ付テハ別紙證據書類及戸籍謄本相添此段及申告候也。

大正　年　月　日

住所地　何府縣何郡市町村大字何番地職業
行衞不明者トノ續柄
申告者　氏　名㊞

市町村長殿

備考

一、申告者ハ恩給法順位ニ依ルコト。

一、申告後御下賜金ヲ拜受スル迄ニ住所ヲ變更シタルトキハ、其ノ都度速ニ罹災地ノ市町村長ニ届出ツヘシ。

一、職業ハ可成具體的ニ記載スルコト。

一、全家行衞不明ノ申告者ハ行衞不明者及申告者ノ戸籍謄本ヲ添付スルコト。

一、戸籍謄本ヲ得難キ場合ニハ家族數及其ノ續柄ヲ知ルニ足ルヘキ書類ヲ作製スルコト。

負傷者申告書

本籍地　何府縣何郡市町村大字何番地
罹災當時ノ居住又ハ滯在地　埼玉縣何郡市町村大字何番地
現住所　何府縣何郡市町村大字何番地職業
負傷者　氏名　何年何月何日生

右ハ大正十二年九月一日ノ震災ニ因リ何年何月何日負傷致シ候ニ付テハ、別紙醫師診斷書相添ヘ此段及申告候也。

大正　年　月　日

申告者　氏　名㊞

市町村長殿

備考

一、接骨醫ハ醫師ト看做ス。

一、申告後御下賜金ヲ拜受スル迄ニ住所ヲ變更シタルトキハ、其都度速ニ罹災地ノ市町村長ニ届出ツヘシ。

一、職業ハナルヘク具體的ニ記載スルコト。

一、醫師ノ診斷書ヲ得難キ場合ハ他ノ證據書類ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得。

住宅罹災申告書

本籍地　何府縣何郡市町村大字何番地
罹災當時ノ居住又ハ滯在地　埼玉縣何郡市町村大字何番地
現住所　何府縣何市郡町村何番地職業
世帶主　氏名

右ハ大正十二年九月一日ノ震災ニ因リ住宅ノ全潰（半潰其ノ他ノ事實ヲ記スルコト）致シ候ニ付テハ、別紙證據書類相添ヘ此段及申告候也。

大正　年　月　日

右　氏名㊞

市町村長殿

備考

一、世帶主死亡セルトキハ恩給法ノ順位ニ依リ戸籍謄本添付ノ上申告スルコト。

一、申告後御下賜金ヲ拜受スル迄ニ住所ヲ變更シタルトキハ、其ノ都度速ニ罹災地ノ市町村長ニ届出ツヘシ。

一、職業ハ可成具體的ニ記載スルコト。

證明書

現住所　何府縣何郡市町村大字何番地
申告者　氏名
罹災者　氏名　何年何月何日生
住宅（全潰／半潰）
（死亡又ハ行衞不明者）
（負傷者）　氏名　何年何月何日生）
右ハ大正十二年九月一日ノ震災ニ基因スル頭書ノ罹災者タルコトヲ證明ス。
大正　年　月　日
長　氏　名㊞

備考

證明者ハ警察官署長若ハ市區町村長トス。

ロ、職業紹介　東京府職業紹介所は、大正九年設置し、神田驛ガード下に於て、東京府社會事業協會之が業務執行に當り來りしも、震火に類燒したるを以て、取敢へず府廳構内に職業紹介及人事相談事務を開始し、一方には九月十一日燒跡に假事務所を設置し、尋で本部を神田區佐久間町河岸萬世橋際に移して、罹災失業者に對する應急就職の途を講じ、隣接郡部を主とし、必要に應じて事務所を新設し、大に業務を擴張したり。

東京府職業紹介所（神田區佐久間河岸八、九號地　大正十二年九月十一日開始）
東京府南千住職業紹介所（南千住町大字千住南六七八　九月廿九日開始）
東京府寺島職業紹介所（寺島町大字寺島三共ケ原　十月八日開始）
東京府日暮里職業紹介所（日暮里町大字元金杉一、二、三　十月十日開始）
東京府大島職業紹介所（大島町三ノ一六四　十月十九日開始）
東京府千駄ケ谷職業紹介所（千駄ケ谷町神宮内外苑通路　十月廿五日開始）
東京府王子職業紹介所（王子町字榎町　十月廿二日開始）
淨土宗勞働共濟會職業紹介所（深川區四平野町　十月十二日開始）

一方に職業紹介所と連絡し、府兒童保護員、東京府社會事業協會救濟委員及帝國大學早稻田大學宗教大學日本大學等の篤志學生の援助を得、大正十二年末に於て前後二回郡市部の戸別調査をなして、就職の途を指示し、要救護者救濟の途を開き、同時に係員を派して求人の開拓に努力したり。

ハ、小資本貸出　東京府社會事業協會に資金を交付し、大正十三年三月及十月二百圓乃至五百圓の小資貸出を行はしめ、小商工業者就職の途を開けり、希望者多く、已むを得ず、有資格者中抽籤を行ひ更に個人的調査を爲して貸出を爲し、要費二十萬圓は、大震災善後會寄附金を以て之を支辨し、後政府より小額生業資金三十萬圓の配

當を受け、東京府社會事業協會と協力して更に貸付を爲す。

ニ、小生業資金分配　大阪朝日大阪毎日兩新聞社寄贈の義捐金東京府の分三十二萬九千八百九十三圓は、寄贈者の希望を尊重し、蒲團毛布二十萬千三百圓を購入し、郡部罹災者に配布したる殘額十二萬八千五百九十三圓は、罹災者中生業に從事するものの必要なる設備物品の給付に充つる筈なりしも、歳末切迫の際偏頗なき分配を爲す遑なきを以て、生業資金に窮するもの一家五十圓以内を分給し、更に第二回の實施をなす。

郡	第一回 給與人員	第一回 同金額	第二回 給與人員	第二回 同金額	計 給與人員	計 同金額
荏原	三一一	一〇、四八三・五〇	二八	九、四七二・〇〇	四三九	一九、九五五・五〇
豐多摩	二三一	一五、八五九・〇〇	一三	一、〇三三・〇〇	二四四	一六、八九一・〇〇
北豐島	一二八	六、七二〇・〇〇	一四六	一〇、五三五・〇〇	二七三	一七、二五五・〇〇
南足立	四六	二、四二九・〇〇	四六	二、六〇四・〇〇	九二	五、〇三三・〇〇
南葛飾	三三六	一七、二六五・〇〇	一、〇三七	二四、五三五・〇〇	一、三七三	四一、八〇〇・〇〇
西多摩	—	七五・〇〇	—	—	—	七五・〇〇
計	九六三	五二、八三一・五〇	一、四五九	四八、一七八・〇〇	二、四三三	一〇一、〇〇九・五〇

ホ、少年職業相談所　少年者職業の準備教育、職業の撰擇指導及後援を爲すため、東京府社會事業協會をして之が機關を特設せしめ、福島縣、東京地方震災救濟會大震災善後會の寄附金六五、〇〇〇圓を以て飯田町砲兵工廠跡地に建設する事となし、更に政府義捐金中授產施設資金一〇二、五四三圓の配當を受け、授產施設の計畫を立つ。

へ、質業　大正八年以來東京府社會事業協會をして公益質業及寢具供給事業を開始せしめ、日暮里町第一武藏屋、下谷萬年町第二武藏屋、本所綠町第三武藏屋に於て業務に從事しつゝありしも、震災に破壞若くは燒失し、罹災者に對し、利子を全免して受戾に應じ、質物金損者へは一割以上五割の慰藉料を付し、一面府寄附金を以て、日暮里、下谷龍泉寺、本所綠町三箇所に公益質業寢具供給業を復活擴張し、兼て尾久、大島、三河島三町に新業務を開始したり。

3、居住安定幇助　に關する施設左の如し。

イ、無宿者宿泊　大正十二年十一月上旬東京府社會事業協會をして左の簡易宿泊所を設けしむ。

東京府萬世橋簡易宿泊所　神田區佐久間河岸八、九號地
二四〇坪、定員四〇、十二月二十日開所。

東京府寺島簡易宿泊所　寺島町三共ヶ原
六〇坪、定員二〇〇、十二月二十日開所。

東京府日暮里簡易宿泊所　日暮里町元金杉一、八〇〇
六〇坪、定員一二〇、十二月二十日開所。

東京府大島簡易宿泊所
二〇坪、定員三〇、十二月二十日開所。

淨土宗勞働共濟會簡易宿泊所　深川區西平野町一
六〇坪、定員一〇〇、十二月十二日開所。

之が經費八萬圓は、大震災善後會寄贈金を以て之に充て、大阪府寄贈バラックに增築又は間仕切をなして設備したるものとす、內日暮里、大島、寺島三所には簡易食堂を付したり、又淨土宗勞働共濟會のものは府より委託したるものなりと云ふ。

ロ、組立バラック貸付　大阪府寄贈の組立バラック五十棟を震災救護事務局より配當せられ、內三十棟を府救護部所管と爲し、建築部に於て施工したる後引繼を受け、之を託兒所、宿泊所、授產場、紹介所其他の救護用として社會事業團體に貸付し、市の分讓に係る五棟は、義捐金を以て建築したる小住宅集團地の假校舍に充つ。

ハ、小住宅管理　臨時震災救護事務局より義捐金七九八、六〇〇圓を割て小住宅建設を委任せられ、和田堀ノ內村、王子町、尾久町三所に敷地を撰定し、九百四十二戶を建て、大正十三年五月より之が貸付を爲す、而して附帶設備費には、府寄附金三萬五千圓を使用したり。

ニ、木材配給　米國寄贈救護用木材六五、九一三石を救護事務局より配當せられ、橫濱集積所より移送して、民間社會事業團體及市に委任したる託兒所、婦人宿泊所、簡易宿泊所、診療所の建設並に小住宅建築用に之を使用し、且震災社會事業團體其他に配付す。

ホ、御料材下賜　皇室より下賜せられたる木材十萬石は、學校其他公共團體に配付し、兼て直接救護用施設に使用したり。

4、保健施設　は、

イ、簡易食堂設置　勞働者若くは小額收入者に、安價にして保健に適する食物を供給するため、震災救護事務局より義捐金三十五萬圓を配當を受け、市と協定して、十萬圓を以て大島、千住、松江、尾久四箇所に簡易食堂を設置したり。

ロ、簡易浴場　震災救護事務局よりの委託に依り、郡部十箇所に簡易浴場を設くる事とし、大正十二年十月十二日日暮里に開きたるを手始とし、千駄ヶ谷、大島、南千住、砂町に設け、其他は概ね必要を認めざりしを以て之を見合せ、和田堀ノ內小住宅地區に一個永久的施設を有するものを設く。

ハ、健康訪問　東京府社會事業協會をして大震災善後會寄附三萬圓を以て、隣接町村バラック並に細民地區十箇所に乳幼兒健康相談所及健康訪問委員を設けしむ。

ニ、盛夏兒童保護　大正十三年夏東京府社會事業協會をして林間幼稚園並に轉住保育事業を行はしむ、林間幼稚園は保健上衞生上慰安上の設備不完全なる集團バラック附屬託兒所幼兒及小學一二年生を日歸りにて順次避暑せしめ、轉住保育は交通上林間幼稚園に參加し難き託兒所幼兒及身體羸弱にして日々の往復に堪へざるもの〻ため長期間清涼地に保養せしめ、適當の榮養食を與へ、心身共に健全ならしむるため、醫師保姆監督の下に之を行はしめたるものとす。

林間幼稚園　西巢鴨癈兵院內
開期　自七月二十五日至八月三十一日。

轉住保育所　和田堀內村大字大原字方南方南寮
開期　自八月一日至八月三十一日。

經費一萬圓大震災善後會寄附金九千圓政府義捐金配當。

ホ、保姆養成　東京府社會事業協會をして經營せしめ、麻布區新堀町二二古川橋保育所に東京府保育所保姆養成所を設く、定員五十名大正十三年二月十二日開所し、速成養成を目的とし、二期に分ち、第一期二箇月に應急教養をなし、保育事業從事の傍ら第二期六箇月間に實際智識を補習充實せしむ、一期二期共希望者多く、出來得る限りを收容し、經費一萬圓大震災善後會の寄附金を以て之に充用したり。

へ、公益病院設置　施療及低廉料金を以て患者を收容するため、江東方面に病院を設くる事とし、東京府社會事業協會をして之に當らしむ、建設費は大震災善後會寄附の十二萬圓を以てし、建築材料の一部は、濟生會の無償交付を受く、候補地は、小松川、松江、寺島、吾嬬、大島方面なり。

5、社會事業　に關する施設は、

イ、社會事業團體復興　災害救助に努力したる團體に對し、內務大臣より維持資金二、四二一、三〇〇圓の交付を受けたるを以て、調査の上、各團體の復興並に維持資金を交付す。

ロ、隣保事業擴張　隣保事業として隣接町村にあるもの南千住の府立隣保館の外二三のみなるより、和田堀ノ内、大井、尾久、大島方面に隣保館建設の計畫を爲し、王子、大井兩隣保館先づ成る、經費十五萬圓、大震災善後會寄附す。

三、救援部の活動

救援部の重なる活動左の如し。

1、救援隊指揮　各地方より來援したる諸團體に對し、受附、宿泊、給養及作業の指揮を爲すは、救援部の最も力を盡したる所、作業隊は各地の青年團、在鄕軍人、同分會員、消防團及此等混成の救護班並に學生生徒の救援團、仲仕組合、婦人會員等にして、其重なる作業は、道路障碍物除去、罹災者荷物運搬應援、假小屋建築援助、燒跡掃除、炊出、府廳東京驛等晝夜の警備、傷病者看護手當、物資徵發援助警戒、倉庫及危險區域監視、公園學校官公衙燒跡整理、貨物船卸積替配給、傳令、罹災者避難者調査、救恤品配給、宣傳文書配布等なりき、救援部は震災救護事務局交通部と連絡して、到着の實數を調査し、各方面の必要に應じ、人員を配當せり。

中に就て九月三日午後一時第一に受附けたるは群馬縣高崎兩救護班、同縣碓水郡松井田村救護班、同縣北甘樂郡妙義町救護班にして、日に數十人より千九百餘人を受附け、廳内のあらゆる空室を利用して宿泊所に充て、其一部隊を炊出作業に廻して宿泊團體の炊事に任ぜしめたり、救援部受附の救援部隊左の如し。

府縣	團體數	人員
群馬縣	五九	二、六四六
栃木縣	九	三八六
千葉縣	三	六五三
福島縣	一	一三
宮城縣	二一	六八九
岩手縣	九	三一七
長野縣	一	六
新潟縣	一	一二六
岐阜縣	三	四四三
佐賀縣	一	二三
東京府	二四	七四一
計	一三二	六、〇四三

ロ、府立學校活動　避難者多き方面の府立學校長郡市長を督勵し、學校を開きて之に收容せしめたると共に、該職員をして食糧の配給、傷病者の看護、衞生消毒、學校警戒、又は町村吏に力を協せて避難者に對する勞務に服せしめ、罹災者を控へたる府立學校職員は、生徒の安否を氣遣ひ、方面を分ちて燒跡を巡視したり、又罹災學校長は、職員生徒と協力して學校の燒跡を整理す、其外府立學校職員生徒の救援事業に從ひたるもの一二を擧れば、師範學校生徒は九月十三日十六日二十三日宣傳ビラ五萬枚、一萬五千枚、二千五百枚を配布し、南豐島師範學校生徒は、衞生宣傳のため多數のポスターを作製して各所に貼布し、府立第五中學校職員生徒は慰問隊を組織し、九月二十七日十月二日最寄特志家より募集したる寄贈品を罹災府立中學校生徒に頒ち、一半は之を上野公園其他の聚團避難者に分配す、府立高等女學校に於ては、府より供給したる綿ネル百五十函二千百卷の裁縫を爲す、作業に參加したるは、府立第三第六高等女學校一團と、府立第五第一高等女學校の一團にして、十月十七日の祭日を初日として七日間に三萬五千餘點の下着襦袢着物其他を製作したり。

ハ、災害狀況調査　九月八日以降數日に亘り、避難民の狀況を巡察す、府立中學校教員有志七名、東洋大學、早稻田大學、第一高等學校及帝國大學學生四名の援助を得たり、視察要項は、

1、避難民の避難狀況　避難民總數、移動狀況、收容所狀況、家業從事狀況、小屋掛模樣。
2、食糧配給狀況。
3、衞生狀態　糞尿處置、死屍處置、傳染病其他病氣及健康狀態、衞生設備。
4、民心歸嚮　暴利者、自警團、民衆と警察との關係、民心の傾向。
5、一般民衆に對する物資給與狀況、其他。

ニ、罹災神社配材　罹災神社の假殿假社務所建築のため震災救濟事務局寄附の建築材料を配給することとし、日本橋蠣殼町無格社水天宮境内に事務所を設け、東京府神職會主管し、大正十二年十二月までに各神社への配當を了す。

角材（四寸、五寸角、十尺、十二尺、三間）六、五二一本、板（四分、五分、六分、八分）四、〇七八束、樌九一二束、棰一五五束、亞鉛板三、七六八板、釘（大）（小）五十樽、カスガイ一五俵。

ホ、救護行動　に從事したるもの左の如し。

1、印刷物調製　救護のため必要の印刷物作製は、救援部の調査に基くものにして、食糧充實、罹災者バラック建設、衞生上の注意等を記したる宣傳ビラ五萬枚の外、詔書告諭其他教育行政關係事項の官報掲載のものを取纏めて冊子とし、千部を印刷して、學校町村役場其他に配布す。
2、臨時震災救護事務局總務部長指揮に依り、日本赤十字社東京支部及濟生會東京支部と合同して廳内に臨時救護所を設け、五日各府縣赤十字社支部の應援を得て市内各所に臨時救護所を設けて十月三十日に至る。
3、九月二十四日芝浦配給所事務所閉鎖後、松原社會教育主事主任の下に東京府芝浦出張所を設けて活動したり。
4、追悼式　十月十九日午後一時より本所區被服廠に府市合同大震災死者追悼會を開くや、救援部員主として事に當り、莊嚴なる式典を擧ぐ。

四、物資部の活動

物資部の重なる活動左の如し。

イ、物資調達　第一着として東京府市場協會より在庫米全部を調達すると同時に、各郡長に米、味噌、蔬菜其他の食料品調達を依賴し、以て總務部と協議し、新宿品川兩驛在庫の白米其他を徵發する等、不休の活動をなしたり、其結果、豐多摩西多摩北多摩南多摩各町村青年團在鄕軍人團其他、米、蔬菜、漬物等を牛車又は貨物自動車を以て晝夜搬入し、各府縣よりも白米、玄米、漬物、清水、古着、下駄、草履、傘、蠟燭、罐詰、慰問袋等陸續到着す。

ロ、倉庫急設　蒐集物資收藏の爲め、商工奬勵館工業試驗部階下全部を之に充て、次に機械部階下を用ひ、其より構内空地に二大倉庫を建設す。

ハ、物資配給　蒐集物資中腐販し易き蔬菜類の如き、警視廳と連絡して連日貨物自動車十數臺を用ひ、各方面に直接配給を爲したり、上野公園（忍岡小學校、音樂學校、不忍池畔）六四、六二〇人、日比谷公園四、〇〇〇人、宮城外苑一六、〇〇〇人、九段牛ケ淵公園三、四五五人、芝公園九、〇〇〇人、濱離宮四、〇〇〇人、深川岩崎邸五、〇〇〇人、小石川植物園二〇、〇〇〇人、明治神宮方面五、〇〇〇人、月島方面二〇、〇〇〇人、其他本所區、三河島、龜戸町、新宿等、警察各署の調査に基きて配給したり。

ニ、受拂物資　大正十二年九月二日より十三年二月十日までの物資搬入配給累計を擧ぐ。

◇物資受拂累計表（自大正十二年九月二日至大正十三年二月十日）

品目	單位	受入	拂出	殘高（引繼高）
白米	俵	一、五六四	内有價 八七九 二五	六八五

外米	袋	一、六四二	内有價	一、六二二	七八六	二〇
玄米	俵	四三四 二斗		一九八		二三六
麥	〃	二一五		|		二一五
端麥	袋	三斗七升五合		|		三斗七升五合
鑵詰	函	二、〇一四	内有價	一、四七六	八五五	五三八
ビスケット	〃	五〇	内有價	五〇	三九	|
パン	〃	八一		八一		|
食鹽	叺	一、一六八	内有價	一、〇二一	七〇〇	一四七
味噌 樽(大)		八〇一		一〇二		六九九
〃(中)		一三		|		一三
〃(小)		二二一	内有價	六九	五〇	一五二
醬油 〃(大)		一一八		八三		三四
〃(小)		七五		五九		一六
〃 壜詰函		二一		|		二一
漬物 樽(大)		五四九		四六一		八八
〃 同(小)		一六三		三八		一二五
砂糖	叺	九四	内有價	九四	七三	|
饂飩	函	三七	有價	三〇		七
林檎	〃	一〇		一〇		|
梨子	〃	一一四		一一四		|
饂飩	籠	三		三		|
小麥粉	袋	一〇一	内有價	一〇一	一〇〇	|
冷麥	函	一		一		|
干瓢	叺	二七〇		二一〇		六七
茶	函	一		一		|
鶏卵	〃	一五六		一五六		|
鰹節	函	五	有價	五		|
乾魚	叺	五五	内有價	四三	一六	一二
鹽魚	函	一〇九		六〇		四九
煉乳	〃	三五〇		一四二		二〇八
ジャム	〃	二四	有價	二四		|
サイダー	〃	一九二		一四六		四六
燒餅	包	一、七七〇		一、七七〇		|
握飯	〃	二、一四〇		二、一四〇		|
蔬菜	俵	一三、二六三		一三、二六三		|
衣類	包	九九四		九六四		三〇
蠟燭	函	一、一〇六		六二二		四八四
燐寸	〃	一六		一四		二
バケツ	包	三四		三一		三
毛布	〃 枚	一二四 二一二		四二 二八		五六包
慰問袋	包	八三二		八三二		|
茶碗	〃	二		一		一
タワシ	〃	二		二		|
雑品	〃	四		|		四
タオル手拭	〃 枚	七二 五〇		一 二八三		二六包 五〇枚
薪	貫	二、六四八		二、五四八		一〇〇
木炭	俵	一九五		一八〇		一五
履物	包	四五		三一		一四
合羽油紙	〃	八四		五		七九
鍋釜	〃	三五八		二五		一〇一
傘	〃	三七		一〇		二七
落し紙	〃	二四		二三		一
旅	束	三		|		三

鐵瓶	個	一	|	一
古帽子	〃	三六	一八	一八
提灯	〃	四〇	三〇	一〇
篩	把	三	三	|
洗面器	包	一	|	一
綿ネル	函	二四	一七	七
晒木綿	包	二	|	二
用紙	〃	七九	七九	|
リンネル	函	一	|	一
庖丁	〃	一六	一	一五
手杓	本	一、〇〇〇	五七七	四二三
石鹸	函	三〇	|	三〇
衛生材料	〃	二五	二五	|
綿織物	包	五八	|	五八
ビオヘルミン	函	四二	四一	一
反物	〃	六	|	六
針金	把	三〇	二四	六
其産	包	一一	一	一〇

ホ、寄贈物資　官廳公私團體若くは個人百四十八ケ所より、白米其他の寄贈を受く。

へ、支部の活動　は、

イ、田端支部　各府縣發送の救恤品は、初め陸軍配給司令部より震災救護事務局に引繼ぎ、府は同局より受取る筈なりしも、徒に時日を要するを以て、陸軍内務鐵道及府掛員立會ひ、直に府に受取る事と爲し、陸軍は主として警備及帝都の配給運輸に、内務省及府は配給に當る、支部に在りては、本部と連絡して、物資到着するや、一面東京市内下谷本郷小石川及淺草の四區へ直接配給を爲し、一面新宿支部及品川其他各驛への貨車移送を行ひたり。

ロ、新宿支部　九月五日事務を開始し、三十日を以て閉鎖す、活動狀況概して田端支部に同じ、受領物資は、主として豐多摩郡に移送し、少量を共他の公共團體に頒つ。

ハ、龜戸支部　龜戸町職業紹介所の一部に之を設け、九月五日開始、二十九日閉鎖す、是又亦各府縣發送の救護品を陸軍救護事務局立會の上受理し、南葛飾郡役所を經て、各町村に配給したり。

五、配給部の活動

配給部の活動左の如し。

イ、連絡活動　九月六日陸軍は田端新宿龜戸芝浦に配給司令部を置き、救護事務局は同所に出張所を設け、東京市は同じく出張所主任を置き、府亦同樣配給出張所を設けて物資配給事務を掌り、二十一日陸軍配給司令部を撤するに及び、二十二日より二十八日まで救護事務局の囑託團事務を引繼ぎ、同事務局芝浦出張所の統制下に配給事務及現存物資を取扱ひ、府は九月三十日出張所を撤す。

ロ、米穀販賣　九月十一日各町村をして有資罹災者に米の有料配給を爲さしめ、二十四日農商務省食糧局米の販賣を統制普及するに及び、同月限り町村販賣を廢し、米問屋を通じて米穀商に之を取扱はしむ、町村販賣高は、

郡	數量（石）	金額（円）
荏原郡	一〇、六八八・八六九	三六〇、二七五・八二
豐多摩郡	五、〇三三・〇七六	一八七、〇一一・一四
北豐島郡	七、八八八・四六五	二九〇、二四九・二八
南足立郡	九四・二三七	三、九五三・四八
南葛飾郡	二、二八五・五四七	八三、三〇八・二三
計	二五、九九〇・一九三	九二四、七九七・九五

にして外に九月二十五日前有償配給を爲したる米八、四六七石五五六、其金額二十八萬八千二百餘圓なり。

ハ、被服配給　早崎技師を主任とし、救護事務局より配給せられたる購入被服蒲團を折半して一半を市に渡し、一半を配給し、又仕立困難のものゝ爲には金七萬圓を救護事務局より受領し、之を市と折半す。

夜具配給表

郡別＼種別	掛蒲團一反半	敷蒲團一反	綿二貫四百匁	縫絲六匁
荏原郡	八、二五〇	五、五〇〇	一三、二〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇
豐多摩郡	一三、七五〇	八、五〇〇	二〇、四〇〇、〇〇〇	五一、〇〇〇
北豐島郡	一八、〇〇〇	一二、〇〇〇	二八、八〇〇、〇〇〇	七二、〇〇〇
南足立郡	二、二五〇	一、五〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇
南葛飾郡	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一六、八〇〇、〇〇〇	四二、〇〇〇
計	五一、七五〇	三四、五〇〇	八二、八〇〇、〇〇〇	二〇七、〇〇〇

着物配給表

郡別＼種別	表地一反	裏地一反	綿五十匁	計三本	縫絲六匁	メンネル下着六ヤール	晒半反
荏原郡	七、〇〇〇	七、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇	三、五〇〇
豐多摩郡	八、〇〇〇	八、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇	四、〇〇〇
北豐島郡	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	五、五〇〇
南足立郡	一、五〇〇	一、五〇〇	七五、〇〇〇	四、五〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	七五〇
南葛飾郡	七、〇〇〇	七、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇	三、五〇〇
計	三四、五〇〇	三四、五〇〇	一、七二五、〇〇〇	一〇三、五〇〇	二〇七、〇〇〇	二〇七、〇〇〇	一七、二五〇

ニ、直接配給　物資の配給は、配給部に於て命令を發し、配給出張所及物資部をして配給を爲さしめたるものなるが、十一月二十五日殘存物資を產業部に引繼ぐまでに、直接配給を爲したるものなきに非ず、即ち

種別＼郡別	荏原郡	豐多摩郡	北豐島郡	南足立郡	南葛飾郡	計
木綿縞	三五梱	二〇梱	三六梱	九梱	三三梱	一三三梱
木綿淺黃裏地	一四	一八反	二四	一三	二二	八〇
慰問袋	―	四函	六	三	六	一九函
綿	―	―	―	―	二	二梱
蒲團地	―	―	―	―	二	二反
タオル	一〇	一二	一三	七	一〇	五二梱
ネル着物	五九〇	五五四	四〇〇	―	四〇〇	一、九四四枚
ネル地	―	―	―	―	九	九反
木綿	一二	九	二二	一	二二	六六梱
毛布	一六、〇九一	三二、一七九	三二、五八九	二、五七〇	一七、四六〇	一〇〇、八八九枚

にして、外に罹災外國人百一人（佛國人二八、獨逸人二五、米國人四六、露國人二）に、毛布百四枚、罐詰九函、古洋服其他五梱、古外套二枚、女靴二足、茶六個、背廣服其他食料品十二點を頒ち、廳員府會議員の罹災者に毛布六千七百十枚を配給す。

ホ、救助米　九月十二日前は明かならず、九月十三日より二十六日までの内に就き、荏原郡は、二十六日の救助人員三四五、〇〇〇人、米一、七二五俵を最多とし、十三日の二九四、二〇〇人一、四七一俵を最少とし、豐多摩郡は十三日の二〇五、三九〇人、一、〇二六俵を最多、二十六日の一三二、五七三人六六二俵を最少とし、北豐島郡は十五日の四七二、四八四人二、三六二俵を最多、二十六日の一八九、〇〇〇人九四五俵を最少とし、南足立郡は、十六日の七五、六〇四人三七八俵を最多、二十五日の四八、二三一人二四一俵を最少とし、南葛飾郡は、十五日の二八二、六〇〇人一、四一三俵を最多、十三日の二六八、二〇〇人一、三四一俵を最少とす、合計最多十五日一、三四七、三三四人六、七四八俵、最少二十六日一、〇〇四、四〇九人五、〇二一俵なり。

へ、各團體の有償配給　東京府市場協會取扱の分九月十六日より十月三十一日までに八七、〇六七圓三六五、內運賃手數料を差引き八、一三九圓二三八、產業組合中央會東京支部取扱三、一一四圓二〇、東京府信用購買組合聯合會取扱小麥粉九、三四一袋なり。

ト、府受拂物資　九月一日より十二月二十日に至る府受拂物資左の如し。

品目	單位	受入計	拂出合計	差引殘
白米	俵	一五二、七一二	一四六、二二七	六、四五四
玄米	〃	二〇〇、四九九 六升	一九三、九二一	六、五七八
外米	〃	三、九二二	三、三八六	六五四
麥	〃	九三五 四升	九〇五	三〇
小麥粉	袋	二、二三八	二、二三八	―
豆類	〃	一、一七二斗二升	一、一四六 二升	二六
澱粉	〃	一、九三七	一、九一三	二四
雜穀	俵	一、二二七	一、二二七	―
甘藷	〃	二八、〇九九	二八、〇九九	―
馬鈴薯	〃	七、〇九八	七、〇九八	―
生野菜	〃	一九、六九四 二五〇、七	一九、六九四 二五〇、七	―
乾野菜	〃	一、二三五	一、一八八	四七
味噌	樽	一九、九二九	一九、二二六	六八三
醬油	〃	二二、八五四	二二、七五三	一〇一
	函	二一	一〇	一一
	罎	五、五二〇	五、〇二一	四九九
食鹽	俵	一、六五七半	一、五三八半	一一九
茶	函	一一〇	三〇 九五	一五
果物	〃	一、二八一	一、二八一	―
菓子類	〃	五四	五四	―
清涼飲料	〃	七五八	二二九	五三〇
練乳	〃	四二七	二二八	一九九
葡萄酒	〃	三	三	―
水	車	一	一	―
雜品	函	六、四五〇	六、四五〇	―
慰問袋	〃	二八、一四四	二七、五七六	五六八
材料品	〃	五一三	五一三	―
木材	車本	七七〇 一	七七〇 一	―
綑	束	三、三二七	二、二七二	一、〇五五
木炭	俵	六九、〇〇一	二八、八一三	四〇、一九八
莚	束	三、二四一	三、二一一〇	一枚を一束と計算
薪	車	二六、八七九	二二、八〇三	四、〇七六
砂糖	俵	一三六 三四・五	一三六 三四・五	―
梅干	樽	二、五〇四	二、五〇四	―
蓮漬	〃	二九九	二九九	―
澤庵	〃	三、七五三	三、七五三	―
漬物類	〃	一〇、七三〇	一四、一三三	三五〇
罐詰	函	二四、〇二七	二三、二七五	七一七
佃煮	樽（〃）	一七一	一七一	―
生魚	〃	一八一	一八一	―
乾鹽魚	〃	二、六一三	二、四二三	五〇
海草	〃	一、二一〇	一、二一〇	―
堅パン及（軍用）	〃	二、九七九	二、八四八	一三八

パン類	函	二、一〇〇	二、一〇〇	—
麺類	〃	七、四八三	七、四八三	—
餅類	〃	一〇七	一〇七	—
鶏卵	〃	四二七	四二七	—
被服	枚	一八一、八七七	一八一、七七九	九八
	梱	八、三九五	七、六一七	—
反物	枚	一四一、二〇六	一〇二、四七八	三八、七二八
	梱	四〇四	四〇一	三
寢具	枚	五七、一一四	五四、七七〇	二、三四四
	組	五、六三六	五、五八八	四八
	梱	一、三九四	一、一五二	二四二
毛布	枚	一三三、一七一	一〇一、二三〇	三一、九四一
	梱	一、七三五	一、二三三	五〇二
綿	〃	三、六一〇	三、六〇〇	一〇
	貫	五〇、三四五	五〇、三四五	—
綿ネル	碼	二〇七、〇〇〇	一九〇、一五六	一六、八四四
	梱	二三九	二三九	—
晒木綿	枚	五、六〇〇	五、六〇〇	—
	梱	五八	五八	—
シャツズボン下	枚	二一、三二六	一九、一七六	二、一五〇
腰巻其他	梱	一〇、九六八	一〇、九六八	—
亞鉛板	枚	四八二	四八二	—
針金	束	七六	七六	—
釘	樽	三	—	三
鐵器	個	三、五三〇	三、五三〇	—
	束	八、七三四	六、七七五	一、九五七
衛生材料	函	一、七八七	一、七八五	—
荷車	臺	二四	二二	二
雨具	枚	九〇〇	六〇五	二九五
	梱	八五	八五	—
雜品	個	一八六、五五二	一八六、五五二	—
	梱	八八、〇八四	六七、二八五	二〇、七九九
慰問米	俵	二、四二〇	一、一八三	一、二三七

チ、島嶼配給　伊豆七島及小笠原島へ配給したるもの、無償米一七四俵、無償副食物七樽、有償米一、五六三俵。

リ、出張所　活動左の如し。

1、田端出張所　九月五日開始十月三日閉鎖

開始狀況　九月五日栃木縣發送の米鑵詰莚等第一着に到着せしも、罹災者數不明なるため郡市區町村に分配すべき率を定むる能はず、交通杜絶避難者沓至の間を直接配給するの不可能なるを認め、應急策として、米穀積込の分を山手各驛に一車（新宿は二車）づゝ送付する事とし、殘餘を田端驛に卸し、近接町村役場、府縣出張所、各種團體の申出に應じて之を引渡し、區役所の申出に對しては、陸軍の輸送機關に依り、本鄉下谷其他各區に配給したり、而して山手各驛發送の分は、五日午後二時より夜分に亘りて準備し、列車の都合上、六日未明より移送を開始し、貨車毎に係員同乘して各驛に於ける府出張員及町村係員に引渡せり、然るに各府縣發送の救恤品は到着するもの陸續絶へず、送狀添付のもの極めて少なきより內容數量等の調査行屆かず、一日來疲勞に疲勞して少數係員に於て殆ど如何とも難き狀況を呈したりき。

配給方針協議　九月五日午後九時瀧野川町田端小學校に第一協議會を開き、陸軍配給司令部廣瀨大佐外數名、震災救護事務局坂事務官外數名、府田端配給所主任阿部農林課長外一名出席し、左の事項を協定す。

一、田端驛到着物資（非救恤品の官公署外宛名のものを除く）は、一切陸軍配給部之を受理し、震災救護事務局に引繼ぎ、同局より東京府に渡す事、但正式手順は急速救護に便ならざるを以て、貨車到着の際、內務陸軍鐵道並府係員立會、直に引渡す。

二、救護事務局及府は主として配給に當り、陸軍は警備並に市部の配給運輸に當る事。

引續き問題起る毎に開催して十數回に及び、又府縣係員の協議會を開き、或は田端出張所主任より府係員を召集して指示協議を

爲す亦數回に達す。

郡市區町村配給　郡市區町村は各最寄驛より物資の配給を受け自動車、荷馬車、荷車に積載し、陸軍係員同乘し、出場の際、同省係員の檢査を受け、之を配給したり。

(一)田端驛配給

東京市（九月上旬出張所を設く）下谷區、本鄉區、小石川區、淺草區、各府縣救護班及各種團體。

日暮里町、三河島町、尾久町、南千住町、瀧野川町、岩淵町、

北豐島郡。

(二)巣鴨驛配給

北豐島郡。

(三)池袋驛配給

北豐島郡、小石川區。

(四)目白驛配給

北豐島郡(二回にて中止)。

(五)大崎、澁谷、品川、惠比壽各驛配給。

荏原郡。

新宿驛以南は、同驛出張所へ貨車を廻送したり。

九月中旬八王子市の食料缺乏に對して之が配給を爲し、建築材料建薪炭等は、大部分隅田驛に移し、明治神宮外苑バラック用のものは、千駄ケ谷驛に送り、九月下旬配給物資に餘裕を生ずるや、下板橋に倉庫を借入れて之を貯蓄し、貯藏に堪へざる物品は便宜各驛に配分したり。

品名	田端驛卸郡市配給	同郡市外配給	田端驛中繼
白米	二二、六二五	一、八三三	四、〇二五
玄米	一九、一九五	一、〇五八	
味噌	六、六五二	二八三	三、五七五
醬油	二、七五二	五四	二六八
野菜	八、七八六	三七四	一、七一四
漬物	四、六四九	一六一	二、四二〇
罐詰	五、三〇〇	五六六	一四一
慰問品	六、四二八	二八一	九三一
衣類	三、六二〇	六四四	二、一四四
燃料	一、四二三	一四五	五八五
木材	三一一	—	—
雜穀類	二三二	—	八四
メリケン粉	四八三	三〇	五
乾鹽物魚類	二五九	六四	一二二
乾饂飩類	七八五	一五	一、五四六
其他飲食料品	七一六	二三四	—
建築材料類	五四六	三二	—
繩蓮草履類	七六六	四	一三七
鉛管バケツ類	一、三五〇	三一一	二二一
燐寸蠟燭類	八四四	一八	八一
食器具類	一、〇〇二	三〇〇	三八四
雜品	一、五七二	二〇七	二、四八八

巣鴨、池袋、目白、八王子各驛卸し物資配給一覽表（自九月六日 至九月廿七日）

品名	巣鴨驛 北豐島郡	巣鴨驛 小石川區	池袋驛 北豐島郡	池袋驛 市場協會	目白驛 北豐島郡	八王子驛 八王子市	合計
玄米	四、四四七	六、九七七	一四、八五一	—	三一五	二、六六七	二九、二五七
白米	九、三三五	八、八六九	六、七五一	—	—	一三	二四、八五七

味噌	一、〇六六	一、〇〇〇	一、六〇九	—	—	—	三、六七五
醤油	四、五三五	二、六四六	二、七〇六	—	—	—	九、八八七
菓子、パン、餅類	六三	九七	二九四	—	—	—	四五四
罐詰類	二、四九九	一、一〇七	五、〇七三	—	—	—	八、六七九
漬物類	七五六	九七九	五四七	—	—	—	二、二八二
鹽乾魚	二〇一	一一七	—	—	—	—	三一八
麺類	—	九五	一、五五一	—	—	—	一、六四六
野菜	二、二六三	一、九五二	一、九八二	—	—	一六	六、二一三
飲料水	—	八〇	—	—	—	—	八〇
雜食品	三四六	八九	五八五	—	—	—	一、〇二〇
衣類	六五〇	四二九	二七五	—	—	—	一、三五四
慰問品	一、二四七	一、四八四	一、八一九	—	—	—	四、五五〇
陶器類	—	二一三	—	—	—	—	二一三
鍋釜及薬罐	五六	七二六	七三二	—	—	—	一、五二四
傘履物類	一六五	九三	一〇五	—	—	—	三六三
バケツ	七七三	六二	五四八	—	—	—	一、三八三
日用雜品雜具類	三四七	二六六	一九〇	—	—	—	八〇三
樽桶類	五三九	八〇八	—	—	—	—	一、四〇〇
雜品	一一三	一三五	六九七	—	—	—	九四四
木炭	二、五六三	三、八六三	三、一三三	六五〇	—	—	一〇、一九九
薪	二、三九〇	六三〇	八、六八六	—	—	—	一一、七〇六
繩	二九四	二三七	七四四	—	—	—	一、二七五
莚	一六五	五七	四六八	—	—	—	六九〇
車	—	—	一	—	—	—	一
木材	—	—	四五九	—	—	—	四五九
計	二九、七五四	三二、九二五	一三、七九六	六五〇	三二五	二、六九五	一三〇、一三一

2、芝浦出張所　九月五日開始、二十三日引揚、二十四日特設、十一月十二日閉鎖。

配給　芝浦は災後水陸物資の集散地となり、陸海軍救護事務局東京市皆配給所出張所を設けて事に當り、府に於ても、芝浦競技場事務所陸軍配給所の一部に府配給所を設けて、荏原郡を配給管區とし、一方に府及市場協會大島八丈島其他へ配給し、九月十一日後は、品川出張所よりも荏原郡へ配給したり。

品名		芝浦出張所扱 東京府送り	芝浦出張所扱 市場協會送り	芝浦出張所扱 荏原郡送り	品川出張所扱（十二日後） 荏原郡送り
米	白米	八八九	—	八、九五九	七、六〇五
	玄米	—	—	二五、六二六	一二、三八九
副食物	生野菜	一八二	五五	外一、〇〇〇貫 五三三	八四〇
	乾野菜	—	—	—	二
	鹽乾魚	八〇	一六二	八八〇	二
	罐詰	七九五	三三〇	九二一	六七〇
	漬物類	一〇五	—	一六一	一、三一八
調味品	味噌	二七九	七五	五四一	一、三一八
	醤油	七	—	五四	一七八
	鹽	四七〇	—	一二	二六
	砂糖	九〇	八〇	—	—
麦其他食品	麦	—	—	三二〇	—
	麦粉	一〇〇	—	一、六六七	—
	麦麺	—	—	三、一四〇	—
	豆類	—	二	三一〇	—
	菓子	九七	九〇	—	八六
	其他	一〇五	二〇	八一四	一六二
燃料	薪	—	—	—	六五〇
	炭	三〇	—	八〇	二、三六〇

被服	衣類	三〇	—	八〇	一〇〇
	太物	八	—	四〇	六
	其他	一	—	三	一〇〇
建築材料		—	二四〇	—	二〇
衛生材料		—	—	一五	—
慰問品		二二	—	八五三	五八八
雜品	主成器陶器	五三	—	五七七	二三三
	其他	二一	—	一、三七八	八五七

外に大島送り玄米九〇〇、八丈島送り玄米三九〇、味噌一〇、醤油五〇、燐寸五、日本美術協會送り罐詰二七、小學校送り白米四四七、漬物類二。

特設出張所活動　九月二十四日東京府芝浦出張所を特設し、救護事務局芝浦出張所、東京市芝浦出張所と連絡して、物資の配給、各驛集散貨物の調節等に任ず。

出張所取扱主要事務

一、各郡の要求額を整理し、事務局出張所へ請求すること。
一、協議會に對し日々運搬成績表を徴し、命令物資の配給を督勵する事。
一、陸揚及在庫物資を調査し知事に報告する事。
一、急を要せざる物資を各驛に送り倉庫に貯藏する事。
一、公設市場販賣物資の要求發送交渉。
一、社會事業團體への特別配給。

取扱物資（自九月廿四日至十一月十二日）

米	三一〇俵	味噌	一、三五四樽
醤油	七一〇樽	漬物	一、九五九樽
梅干	四一〇樽	鹽	六〇樽
野菜	一二一樽	木炭	六、八二〇俵
家具雜品	一二、九五七梱 一〇、六六二個	乾麺麭	二、八〇四函
罐詰	四四二函	乾魚類	一、六四四梱
衣類	一〇、一二九梱	反物	三三一梱
毛布	七九九梱	薪	一二束
慰問品	一五、九三四樽	澤庵	二〇〇樽
蓮漬	六一樽	甘諸	一一〇俵
馬鈴薯	八〇俵	福神漬	二〇〇函

3、新宿出張所　九月四日開始、九月三十日閉鎖。

配給　豊多摩郡一圓を配給區域とし、臨時指定に依り、荏原郡の一部其他へも配給したり。

豊多摩郡配給

麺類	二、〇四八梱	野菜	八〇俵
漬物	一、一六七樽	醤油	三、一五一樽
味噌	三、七九〇樽	罐詰	五、二三六函
梅干	五五五樽	佃煮	四函
バケツ	一二包	繩	六六五把
食料品及日用品	二、一四六個	茄子漬	三三樽
馬鈴薯	一、〇二三俵	生魚	一五函
家具	四九四個	藁莚	二七〇把
干瓢	二三八包	鍋	六一包
釜	九八包	蓋	二包
針金	二四包	甘諸	六五七俵
木炭	二、七五二俵	玉葱	一四〇俵
菓子	五二函	土釜	四三五包
空樽	三二函	薬	一〇〇函
氷	一車	鹽鱒	三〇包

薪	五、七三〇束	果實	三五〇函
慰問品	四、一八九個	南瓜	六〇俵
雜品	六三二個	陶器	二六九包
淺草紙新聞紙	三一三包	馬糧	五〇〇俵
履物	四四包	蠟燭	六個
衣類	三二八包	足袋	三函
燐寸	一四四函	筆	六二包
反物	四〇包	乾魚	一二俵
教科書	七包	庖丁	一函
茶	三三包		

此外、配米、荏原郡二〇〇、北多摩郡五〇、市場協會八、九五七、產業組合七、三一一、新宿驛一〇〇、鐵道保養院一〇、電業社二〇にして、豐多摩郡の分を加ふれば合計七二、〇二八なり。

產業組合中央會東京支部へ杉二寸角三〇本、一寸五分角三〇本、六分板八坪、足袋一函、手拭一〇〇反。

市場協會へ鑵詰六三二函、鰹節三六包、燐寸三函、飯鍋九〇包、空樽四〇本、陶器一七包。

東京府へ木炭一三、四〇〇俵、衣類(毛布)五九〇枚、六二包、薪一〇、二七四束、慰問品三五〇個、木材二〇車、二把、雜品一、空樽一、〇五〇。

清水組へ木材七車、亞板二、四〇〇枚。

日本赤十字社へ脫脂綿八包、脫脂ガーゼ四包、繃帶一函、藥七函、木材七車、釘一一八樽、氷半車。

東京市衣類六〇〇枚、四谷區へ足袋一函、牛込區へ足袋一函。

4、龜戶出張所　九月五日開始、同二十九日閉鎖。

配給　配給管區は南葛飾郡なり。

管內町村配給

玄米	四四、六〇〇俵	白米	一〇、二七七俵
甘藷	二四、八九二俵	味噌	八〇三樽
醬油	五、三二四樽	漬物	一七八樽
野菜	七六八俵	澱粉	一、九一三函
木炭	一、一二五俵	鹽	二七〇俵
鑵詰	五一六個	薪	一、四二二束
ミルク	七六個	鍊	二函
雜品	一函	鹽鱈	一函

寄贈品受渡（自九月五日至同廿六日）（南葛飾郡渡）

魚乾物	五〇俵	座蒲團	五包
衣類	四九三包	莚	一二束
鹽鮭	五三俵	水豆腐	五〇函
野菜	三三三俵	鹽鱒	七九包
麥	三俵	甘藷	三〇七俵
慰問品	一八五點 二〇七點	パン	一八四函
魚鯖	三二一函	味噌	八五樽
大豆	八俵	白米	二八六俵
雜品	一八一點	玉子	七九函
ビスケト其他	一八五函	漬物	一二三樽
レモン	九函	餅	八二函
白米外九十七點	九七函	氷	一三貫
醬油	五樽	衞生藥	一函
梨	二三函		

陸軍への配給

玄米	九俵	白米	六俵
味噌	三樽	野菜	二〇俵
甘藷	九俵	醬油	九樽
鑵詰	八函	鍊	二俵
漬物	三樽	雜品	一函
鹽鱒	一俵		

六、交通部の活動

交通部に於ける活動を左に擧ぐ。

イ、自動車非常召集　九月一日午後吏員を土木課所屬品川、板橋、淀橋各出張所、京濱國道事務所に派して、貨物自動車の非常召集を行ひ、午後三時より八時までに貨物自動車九輛、常工夫四十餘名を集合せしめ直に救護品の運搬、物資の配給、避難民の輸送を開始し、引續き九月十五日に至る間、毎日八輛乃至十輛を服務せしめ、其後車數を半減して所屬事務に服せしむ。

ロ、救護事務所建築　震災と共に廳の表玄關前右側に天幕張を設け一部を事務室に、一部を傷病避難者の治療所に充つ、九月五日天幕張をバラツクに改め、六日建築成る。

ハ、避難民收容所調査　部員を上野、淺草、日比谷、芝、馬場先門、芝離宮、築地本願地跡、越中島、深川八幡、糧秣廠、右京ケ原、靖國神社、麻布三河臺方面其他に派して建築面積を調査し、一方に各土木出張所長に命じて、擔當區內の建築材料數量價額を調べ、以て徵發買收の準備を整ふ、現に其公園內バラツクの一部は荏原郡內當業者より提供せしめたるものなり。

ニ、被害調査　九月三日部員を派して罹災者の避難狀況及救護方法を調査せしめて、關係各部に通じて應急措置を執るの地を爲し、一方に府管理の道路橋梁河川堤防等の被害狀況を調べ、市郡連絡の主要交通路たる東海道六鄕橋、中山道戶田橋、千葉街道江戶川橋に關しては、神奈川埼玉千葉各縣に協議し、應急假修繕を爲して自動車の通行に便し、千葉街道橫十間川旅所橋亦工兵隊の援助を得て應急工事を爲したり、市內の橋梁に關しても新橋長崎橋の如き、府より架設材料を供給す。

ホ、救護品着驛附近修繕　救護米其他の到着地たる隅田川驛に救護事務局倉庫建設に際し、委託に依り、九月十五日營繕課は、土地所有者渡邊倉庫會社より十一月末日を限り二千八百餘坪の地を借入れ、同驛及田端驛附近の道路を修理して輸送に便せり。

ヘ、水害防備　九月月二十日前後の風雨に際し、荒川多摩川出水せるため、部員は徹宵防備の任に服し、荏原郡羽田町の如き、堤防破壞の爲め海水床を浸し、侵水家屋二百餘戶に及べるを以て、吏員を出して救護警備に任ぜり。

ト、電燈電力瓦斯供給督勵　各當業者及營業所に吏員を派して被害狀況を調査すると同時に、復舊を督勵し、臨機の處置として供給區域の協定に拘らず、臨時點燈を爲さしむるに努む、是に於て東京市は九月九日より赤坂麻布芝牛込四谷麴町澁谷品川各供給區域に電燈電力を供給し、東京電燈株式會社亦之に前後し、郡部王子電氣軌道株式會社は九月三日、京成電氣軌道株式會社は四日、京濱電氣鐵道會社は六日、玉川電氣軌道株式會社、京王電氣軌道株式會社は何れも七日より、電力電燈を供給したり、瓦斯會社は、九月十六日本鄕牛込小石川赤坂區の內、二十日前後其餘の山手方面十萬戶に供給を開始す。

チ、汽車電車復舊督勵　東京市內外の汽車電車被害の調査を爲すと共に、復興を督勵す。

東京市電氣局　九月一日正午より五日まで全線運輸を休止し、六日神明町車庫上野三橋間の運轉を開始し、十月三十一日には、營業哩數百二哩五一五、運轉車數六七八臺。

京成電氣軌道株式會社 九月一日正午より四日まで運輸を休止し五日荒川千葉間七日向島千葉間、八日全線を復舊す。
王子電氣軌道株式會社 九月一日より八日まで運輸を休止し、五日大塚王子間、六日飛鳥山熊野前間、八日三輪熊野前間を復舊す。
西武鐵道株式會社 九月一日正午より四日正午まで運輸を休止し四日午後より全線開通す。
京王電氣軌道株式會社 九月一日より三日まで運輸を休止し、四日笹塚葵橋間、六日葵橋追分間を除きたる部分、二十九日全線を開通す。
玉川電氣軌道株式會社 九月二日より七日まで運輸を休止し、八日惠比壽三軒茶屋間を復舊し、二十日全線を復舊す。
京濱電氣鐵道株式會社 九月一日より十日まで運輸を休止し、十一日品川新子安間、蒲田大島居間（六鄕橋徒歩連絡）、十四日海岸大森間、川崎大師間、十七日新子安新町間、十八日新町神奈川間、十九日大島居稻荷橋間（共に六鄕橋徒歩連絡）、十月十一日六鄕橋、十三年三月十八日稻荷橋穴守間開通す。
城東電氣軌道株式會社 九月一日より十月八日まで運輸を休止し十月九日全線開通す。
リ、配給援助 他部所屬の救護任務を援助し、土木課長芝浦に出張して、關西方面廻送の救護物資を受取り、之を各郡に引渡し、或は三井物產合資會社寄贈の白米、兩貫米七百俵、肉罐詰、福神漬を受取りて、商工獎勵館屬倉庫に格納したり。

七、建築部の活動

建築部の活動左の如し。
イ、應急建物建設 假事務所、救護所、物資貯藏所其他應急建物を建設す。
1、罹災救助用建物 金二萬百三十圓を以て、左の建設を爲す。

名稱	員數	單價	金額
罹災者收容所板日覆	一箇所	一〇〇・〇〇円	一〇〇・〇〇円
握飯渡場	一箇所	四〇・〇〇	四〇・〇〇
同增設	一箇所	三五・〇〇	三五・〇〇
便所	一箇所	四〇・〇〇	一六〇・〇〇
兩國公園救護所便所	一箇所	八〇・〇〇	八〇・〇〇
炊事場	一箇所	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇
假貯藏庫	一五坪	四〇・〇〇	六〇〇・〇〇
炊事場雨除小屋	一箇所	四八〇・〇〇	四八〇・〇〇
荷物自動車小屋	一箇所	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
湯呑場	一箇所	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
救護班バラック	一五坪	五〇・〇〇	七五〇・〇〇
同附屬便所	一箇所	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇
電燈	—	—	九〇〇・〇〇
職員罹災者收容バラック	一〇〇坪	一〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇
〃 柵	五〇間	五・〇〇	二五〇・〇〇
〃 水道	六箇所	五〇・〇〇	三〇〇・〇〇
物資倉庫	五〇坪	三〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇
運搬雜費諸損料一式	—	—	三、一七五・〇〇
醫藥品及材料品貯藏室	六坪	二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇
合計			二〇、一三〇・〇〇

2、震災事務用天幕張バラック建物 金五千八百四十圓を以て之を建築す。
ロ、應急修理 震災被害の府關係建物に對し、應急修理を爲す。

名稱	員數	單價	金額
天幕張假事務所	一箇所	一〇〇・〇〇円	一〇〇・〇〇円
〃 控室	二箇所	一〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇
假便所	三箇所	四〇・〇〇円	一二〇・〇〇円
バラック假事務所	七六坪	四五・〇〇	三、四二〇・〇〇
歩哨小屋	二箇所	三〇・〇〇	六〇・〇〇
職員炊事場	一箇所	一二〇・〇〇	一二〇・〇〇
電燈	—	—	三〇〇・〇〇
運搬雜費諸損料一式	—	—	一、五二〇・〇〇
合計			五、八四〇・〇〇

3、震災事務用バラック 金一萬三千二十圓を以て之を建築す。

名稱	員數	單價	金額
假事務所	一箇所	一〇〇・〇〇円	一〇〇・〇〇円
假控所	二箇所	一〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇
假便所	二箇所	四〇・〇〇	八〇・〇〇
假日覆	一箇所	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
假便所	一箇所	四〇・〇〇	四〇・〇〇
握飯渡場	一箇所	四〇・〇〇	四〇・〇〇
同增設	一箇所	三五・〇〇	三五・〇〇
便所	三箇所	四〇・〇〇	一二〇・〇〇
〃	一箇所	八〇・〇〇	八〇・〇〇（兩側）
假事務所	七六坪	四五・〇〇	三、四二〇・〇〇
電燈	—	—	三〇〇・〇〇
炊事場	一箇所	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇
便所	一箇所	四〇・〇〇	四〇・〇〇
假貯藏庫	一五坪	四〇・〇〇	六〇〇・〇〇
炊事場雨除小屋	一箇所	四八〇・〇〇	四八〇・〇〇
荷物自動車小屋	二箇所	一〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇
歩哨小屋	二箇所	三〇・〇〇	六〇・〇〇
職員炊事場屋根	一箇所	一二〇・〇〇	一二〇・〇〇
湯呑場	一箇所	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
赤十字バラック	一五坪	五〇・〇〇	七五〇・〇〇
同附屬便所	一箇所	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇
電燈設備	—	—	五〇〇・〇〇
運搬雜費	一式	—	三、六九五・〇〇
計			一一、八二〇・〇〇

4、震災物資收積倉庫 金一千五百圓を以て之を建築す。

名稱	員數	單價	金額
物資收積倉庫	五〇坪	三〇・〇〇円	一、五〇〇・〇〇円
計			一、五〇〇・〇〇

5、罹災職員收容バラック 金一萬一千九百五十圓を以て之を建築す。

名稱	員數	單價	金額
宿舍	一〇〇坪	一〇〇・〇〇円	一〇、〇〇〇・〇〇円
柵	五〇坪	五・〇〇	二五〇・〇〇
水道	六箇所	—	三〇〇・〇〇
電燈	—	—	四〇〇・〇〇
運搬雜費	—	—	一、〇〇〇・〇〇
計			一一、九五〇・〇〇

金一萬二千四百十八圓を以て之を建築す。

名稱	員數	單價	金額
荷物自動車小屋	四坪	二五・〇〇円	一〇〇・〇〇円
職員罹災收容バラック（湯殿付）	一〇〇坪	一〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇
〃 柵	五〇間	五・〇〇	二五〇・〇〇
〃 水道	二箇所	二一六・〇〇	四三二・〇〇
電燈	三四燈	四・〇〇	一三六・〇〇
物資倉庫	五〇坪	三〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇
計			一二、四一八・〇〇

ロ、應急修理 震災被害の建物に應急修理を加へたるもの、左の如し。

種別	工費
松澤病院	三二、〇八五・〇〇円
青山師範學校	七、五六〇・〇〇
豐島師範學校	八、三二〇・〇〇
女子師範學校	八、五八五・〇〇
第一中學校	一、五三〇・〇〇
第二中學校	二、五六〇・〇〇
第四中學校	四、八五〇・〇〇
第五中學校	三八〇・〇〇
第六中學校	二〇〇・〇〇
第七中學校	一五〇・〇〇
第三高等女學校	三、一五〇・〇〇
第四高等女學校	二三〇・〇〇
第五高等女學校	二三〇・〇〇
織染學校	一五〇・〇〇
園藝學校	九八〇・〇〇
農林學校	一二〇・〇〇
第一商業學校	三四〇・〇〇
第二商業學校	一八五・〇〇
蠶業取締所	一、〇八〇・〇〇
蠶業試驗場	一、四二〇・〇〇
府總舍	一一、九〇〇・〇〇
同附屬舍	一〇、二〇〇・〇〇
西多摩郡役所	五〇〇・〇〇
南多摩郡役所	一、二五〇・〇〇
南足立郡役所	六八四・〇〇
荏原郡役所	三五二・〇〇
豐多摩郡役所	一六三・〇〇
瀧野川商工學校	三五五・〇〇
小松川高等女學校	三一五・〇〇
品川高等女學校	一三・〇〇
中野實業女學校	一〇〇・〇〇
中野農業學校	一六五・〇〇
府中農蠶學校	一一五・〇〇

八、會計部の活動

會計部の活動左の如し。

イ、國費及義捐金 臨時震災救護事務局開始と共に、九月七日府會計課長同局資金前渡官吏を命ぜられ、同時に金四萬圓の前渡を受け、九月十日更に資金前渡三十萬圓を受け、引續き事務局及內務省より配付を受けたる國費所屬經費總額百二十九萬九千四百八十三圓五錢、義捐金よりの支出經費總額千二百十四萬二千六百三十圓六十錢なり、共內容は、

1、建築費 九月十七日罹災者收容バラック建設費五十七萬三千圓、食糧倉庫建設費の支出委任を受けたる外、左の豫算配付を受く。

罹災民收容バラック及組立バラック五十棟建設工費	六六二、四二八円
食糧倉庫建設工事費	一〇〇、〇〇〇
諸材料倉庫建築工事費	一二〇、〇〇〇
知事官舍(日本館)內務部長官舍應急修理費	三、六九〇
知事官舍(洋館)應急修理費	四一、五〇〇
大島官舍應急修理費	四、九九九

八丈島廳附屬官舍災害復舊費	五六六、〇五
計	九一三、一八三・〇五

2、運送賃 十月三十日新宿田端龜戸青山板橋各配給所其他倉庫に於ける配給品積卸人夫賃四萬千三百圓の豫算配付を受けて仕拂ひたる外、事務局承認の下に流用したるもの左の如し。

救護囑託團運送費	三八、七九四円
外國寄贈材木六萬五千九百十三石運送費	七五、〇〇〇
雜用	三五、〇〇〇

3、雜費 十月十一日事務費三萬五千圓の配付を受け、次で同費一萬圓の增加あり、運送費より三萬五千圓を流用し、外に內務省より震災事務處理のため雇給二千五百圓、災害旅費七千三百圓の配付を受く。

4、恩賜金及義捐金 の收支を左に掲ぐ。

恩賜金 (大正十三年三月三十一日現在)

區別	配付決定額	支出濟額	同上交付未濟額
麹町區	一二七、七〇四円	一二七、七〇四円	一円
神田區	五七五、八八四	三一四、三四四	二六一、五四〇
日本橋區	三三六、一四〇	二一九、六四八	一一六、四九二
京橋區	六四一、九〇四	三三九、一一二	三〇二、七九二
芝區	二三七、六八四	一八九、五一二	四八、一七二
麻布區	八、六六〇	八、六六〇	一
赤坂區	三一、八四四	二二、七三六	九、一〇八
四谷區	一三、六六〇	一三、六六〇	一
牛込區	一一、二三六	一一、二三六	一
小石川區	一九、一二四	一九、一二四	一
本郷區	七九、二九六	七九、二九六	一
下谷區	四一五、一二八	四一五、一二八	一
淺草區	一、一〇七、五七六	七五四、五二〇	三五三、〇五六
本所區	一、六九〇、〇〇〇	一、二二四、四〇〇	四六五、六二〇
深川區	九三四、四三六	四六七、二三二	四六七、二〇四
八王子市	三五六	三五六	一
荏原郡	二六、一一六	二六、一一六	一
豐多摩郡	八六、六四八	六九、九六四	一六、六八四
北豐島郡	一八九、八五二	一四九、九八八	三九、八六四
南足立郡	一七、九八四	一三、二八四	四、七〇〇
南葛飾郡	八六、八一二	七八、七三二	八、〇八〇
西多摩郡	五二	五二	一
南多摩郡	九、三七六	八、二〇八	一、一六八
北多摩郡	一、三七六	八七六	五〇〇
大島	七〇〇	六六八	三二
計	六、五七一、五六八	四、四九一、五五六	二、〇八〇、〇一二

義捐金收支 (大正十三年三月三十一日現在)

種目	受高	支拂高	殘高
簡易療養所建築資金	一、二三一、〇〇〇・〇〇〇円	一、二三一、〇〇〇・〇〇〇円	一円
簡易浴場〃	五一六、四〇〇・〇〇〇	四五一、三七五・五五〇	六五、〇二四・四五〇
簡易市場〃	六七、七六〇・〇〇〇	六四、三九一・七五〇	三、三六八・二五〇
外來診療所〃	二六三、九六〇・〇〇〇	二六三、九六〇・〇〇〇	一
小住宅〃	一、〇四八、六〇〇・〇〇〇	八一七、九〇一・六一〇	二三〇、六九八・三九〇
蒲團調達費	二八八、四〇〇・〇〇〇	二八八、四〇〇・〇〇〇	一
蒲團裁縫料	七〇、〇〇〇・〇〇〇	三六、九四六・〇〇〇	三三、〇五四・〇〇〇
食糧品代	三四〇、〇〇〇・〇〇〇	九七、四五七・一二〇	二四二、五四二・八八〇
恩賜金	七、一〇八、八八九・〇〇〇	四、四九一、五五六・〇〇〇	二、六一七、三三三・〇〇〇

即ち、

一、罹災者に貸下げたるもの、八王子市隣接五郡長其他より受入れ、農商務省へ納付したる總額八十六萬九千四百二十六圓八十三錢なり、

郡名	罹災所費	食糧費	被服費	治療費	小屋掛費	運搬及人夫費	計
北豐島郡	一〇〇、〇〇〇・〇〇	二三、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一二八、〇〇〇・〇〇
南足立郡	一〇〇、〇〇〇・〇〇	二三、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一二八、〇〇〇・〇〇
南葛飾郡	一〇〇、〇〇〇・〇〇	二三、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一二八、〇〇〇・〇〇
北多摩郡	一〇〇、〇〇〇・〇〇	二三、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一二八、〇〇〇・〇〇
南多摩郡	一〇〇、〇〇〇・〇〇	二三、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一二八、〇〇〇・〇〇
西多摩郡	一〇〇、〇〇〇・〇〇	二三、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一二八、〇〇〇・〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	二三〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	一二八〇、〇〇〇・〇〇

二、震災事業費支出　大正十三年三月三十一日現在。

本廳本倉庫扱府出納吏扱額

震災事業費支出調

種別	本廳金庫扱	府出納吏扱	計
一、人夫賃	三、六二一、四〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	三、六二三、四〇〇・〇〇
二、自動車賃	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇
三、其他	三、四六八、〇一〇・〇〇	六、〇一〇・〇〇	三、四七四、〇二〇・〇〇
四、震災救護等附金	五、〇〇〇・〇〇	〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇
五、機關車賃	〇、六〇〇・〇〇	〇・〇〇	〇、六〇〇・〇〇
六、板橋倉庫部費	二、九八〇・〇〇	〇・〇〇	二、九八〇・〇〇
七、新宿事務所部費	一、〇〇〇・〇〇	〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
八、田端事務所部費	一、〇〇〇・〇〇	〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
九、亀戸事務所部費	一、〇〇〇・〇〇	〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
十、芝浦事務所部費	一、〇〇〇・〇〇	〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
計	三、六四八、〇一〇・〇〇	二、〇一〇・〇〇	三、六五〇、〇二〇・〇〇

種別	本廳金庫扱	府出納吏扱	計
一、人夫賃	三、六二一、四〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	三、六二三、四〇〇・〇〇
二、自動車賃	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇
三、其他	三、四六八、〇一〇・〇〇	六、〇一〇・〇〇	三、四七四、〇二〇・〇〇
四、震災救護等附金	五、〇〇〇・〇〇	〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇
五、機關車賃	〇、六〇〇・〇〇	〇・〇〇	〇、六〇〇・〇〇
六、板橋倉庫部費	二、九八〇・〇〇	〇・〇〇	二、九八〇・〇〇
七、新宿事務所部費	一、〇〇〇・〇〇	〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
八、田端事務所部費	一、〇〇〇・〇〇	〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
九、亀戸事務所部費	一、〇〇〇・〇〇	〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
十、芝浦事務所部費	一、〇〇〇・〇〇	〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
計	三、六四八、〇一〇・〇〇	二、〇一〇・〇〇	三、六五〇、〇二〇・〇〇

震災事業費都府委任扱支出調

都府名	委任額
北豐島郡役所	三、五一八、〇〇〇・〇〇
南多摩郡役所	三、四六八、〇〇〇・〇〇
南足立郡役所	一、八二二、〇〇〇・〇〇
南葛飾郡役所	三、〇六六、〇〇〇・〇〇
北多摩郡役所	四、一二八、〇〇〇・〇〇
西多摩郡役所	五、一八、〇〇〇・〇〇
計	一八、五四〇、〇〇〇・〇〇

都府名	委任額
西多摩郡役所	七五九、〇〇〇・〇〇
南多摩郡役所	五一八、〇〇〇・〇〇
北多摩郡役所	六一八、〇〇〇・〇〇
計	二、〇〇〇・〇〇

同　大震災善後會長　公爵　細川家達
上　東京市長　中井新右衛門
大阪朝日新聞社の寄附　大阪震災義捐金　大阪朝日新聞社
大阪府　日本橋區役所　大阪府
市　東京商業會議所内　東京震災善後會
大阪府　日本橋區役所　大阪府

2、支出は、

摘要	指定寄附金支出	普通寄附金支出	計
東京府社會事業協會へ交付金	五六七、四七七・二一〇円	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇円	六八八、四七七・二一〇円
町村罹災者生業資金	—	一〇一、〇〇九・五〇〇	一〇一、〇〇九・五〇〇
小學校應急費寄附配當金	一、五〇〇・〇〇〇	—	一、五〇〇・〇〇〇
罹災者救護費	—	二八一・二八〇	二八一・二八〇
東京府臨時副業奬勵會交附金	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
善行美蹟調査委員手當	—	一、七〇〇・〇〇〇	一、七〇〇・〇〇〇
毛布其他配給品購入代金	八七、一五五・〇〇〇	一一四、七九一・〇〇〇	二〇一、九四六・〇〇〇
教科書配給運搬人夫賃	—	三〇六・九〇〇	三〇六・九〇〇
指定寄附金指定者へ交附	九〇〇・〇〇〇	—	九〇〇・〇〇〇
乳兒健康相談所建築費	—	九五二・九〇〇	九五二・九〇〇
バラック避暑用材料購入費及雜費	—	九、三七三・八五〇	九、三七三・八五〇
罹災府立學校配付金	五四九・七九〇	—	五四九・七九〇
罹災者へ贈呈の爲東京府へ交付	一、〇〇〇・〇〇〇	—	一、〇〇〇・〇〇〇
私立罹災中學校配當金	三五、〇〇〇・〇〇〇	—	三五、〇〇〇・〇〇〇
傳染病院患者收容費補助	—	一一、二一四・〇〇〇	一一、二一四・〇〇〇
小住宅工事費竝地代	—	二四、三五二・八二〇	二四、三五二・八二〇
大震災美蹟印刷代	一、七五〇・〇〇〇	—	一、七五〇・〇〇〇
府立聯合震火災遭難大追悼式費	—	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
合計	八一四、三三二・〇〇〇	三六四、九八二・二五〇	一、一七九、三一四・二五〇

ホ、物品調達　九月一日午後零時三十分蠟燭及食糧品買入のため自動車二輛に吏員を分乘せしめて各方面に奔走し、纔に蠟燭一函（千本入）、麵麭三圓五十錢を買入れ、危險を冒して歸廳し、歸廳各係要求品は、其都度本郷、牛込、四谷、小石川、新宿、品川方面に出動して之を辨じたる如き有樣なりき、就中蠟燭調達のためには埼玉縣大宮町方面に出動し、揮發油は陸海軍在庫品の讓受を交渉し、既にして救護事務局管理下に配布を受くるに至れり、十月下旬に至り一般物品調達、稍〻緩和を見る。

國費購入	一〇、三七〇・〇二〇円
府費購入	二八、三七二・二五〇
寄附金購入	二六九・九〇〇

へ、自動車供給　九月一日午後零時三十分係員を派して、品川淀橋兩土木出張所より土木用自動車二輛に飲料水を運び來りたるを初めとし、市場協會精米所より米を運搬し、當業者に傭入を交渉したるも應ずるものなきを以て、常備のもの及土木課所屬の貨車一部を出動せしめ、二日より傭入を爲して、隣接の郡役所へ乘用及貨車各一輛づゝを配置し、後漸く增して連絡及物資運搬用に供せり、九月三日より十二月までに乘用車一、五一五輛、九月五日より十二月までに貨車二、二九一輛を使用す、傭上自動車料金は、九月二日より十三年三月三十一日までに乘用車使用數一、五二六、料金七八、四四九圓七六〇、貨物車使用數二、四五四、料金一一九、八三五圓八八〇、計使用數三、九八〇、料金一九八、二八五圓六四〇なり。

ト、金庫事務　府本金庫事務及各支金庫事務皆震災と共に取扱を閉鎖し、府費に屬する收支の廳所屬の分は府出納吏扱となしたりしが、九月十日に至り、各金庫共事務所扱を開始し、十一月一日頃猶午前十時より午後二時までを開始時間としたりき、十一月二十日平常に復す。

チ、炊出　九月一日震災事務開始と共に、廳員以下從事員に對する應急炊出を爲し、商工奬勵館內中央亭出張所に命じ、構內庭前にて炊出を爲さしめ、尋で一般罹災者の炊出を爲し、炊事部を設け、同月三十日に至り之を廢す、炊出延人員四萬三千七百九十六人、之に要したるは米六十八石、味噌醬油副食物等なり。（東京府大正震災誌）

乙、府會の活動

東京府會は、震災の突發と共に、議員各救濟救護に盡粹し居りしも、九月七日に至り、府會としての活動を開始することと爲り、全員協議會を開き、震災救護特別委員を設け、左の各項を決議して之を調査す。

決議事項

一、蠟燭配給方の件
一、建築材料配給の件
一、學校復舊に關する件
一、保險金問題
一、隣接郡部に於ける流入罹災者現狀調査
一、警察建築物復舊の件

同十七日の震災救護全員委員會に特別委員の調査報告あるや、三分科を設けて救護事務を分擔實行するに決し、委員は每定時集合を爲して、各自部署方面の業務を督勵斡旋したり。

同二十九日には、府會協議會の決議を齎して、內務大藏農商務各大臣及復興院總裁に、

陳情書

今回ノ火災ニ對スル保險金支拂問題ニ關シ、別紙ノ通リ決議致候條御採擇相成度、此段陳情候也。

大正十二年九月二十九日　東京府會震災救護委員會委員長
東京府會議長　堀江正三郎

宛

決議

今回ノ火災ニ付テハ、各火災保險會社ハ、保險金額ノ支拂ヲ爲スヲ至當ナリト認ム、尙當局ハ之ヲ支拂ハシムルニ最善ノ措置ヲ採ランコトヲ望ム、以上。

の陳情を爲し、十月二十九日にも、大藏大臣復興院總裁に陳情する所ありたり。

陳情書

別紙ノ通リ府會協議會ニ於テ決議致候條、御採擇相成度、此段陳情候也。

大正十二年十月二十九日　東京府會震災救濟委員會委員長
東京府會議長　堀江正三郎

宛

決議

震災善後ノ緊急策トシテ、商工業家並ニ各種ノ組合及ヒ團體ニ對シ、政府ヲシテ長期低利資金融通ノ方法ヲ講セシメ、又公設質屋ノ如キモノヲ設ケテ、細民ノ金融ヲ圓滑ナラシメムコトヲ望ム。

陳情書

別紙ノ通リ府會協議會ニ於テ決議致候間、御採擇被成下度、此段陳情候也。

大正十二年十月二十九日　東京府會震災救護委員會委員長
東京府會議長　堀江正三郎

宛

決議

震災ニ就キ、日用商品暴利取締令ト對立シ、帝都復興ニ關スル勞働者ノ賃金公定法ヲ設ケ、之ヲ勵行セラレム事ヲ望ム。

十二月二十八日に至り、東京府會は、世界各國民及陸海軍各府縣知事に對し、府民を代表して感謝狀を贈呈することとし、左の決議を爲し、傳達方を外務省に委頼し、我邦に使節駐在の諸外國（別項第一項）及羅馬法王廳に對しては該使節を通じ、我邦に使節駐在せず、我が代

表者共邦に駐在する國(別項第二項)に對しては我が代表者を通じ、其他彼我代表者の駐在せざる國(別項第三項)に對しては、駐英駐米若くは駐伊大使に訓令して、倫敦華盛頓若くは羅馬に在る其國の代表者を通じ、それぞれ本國政府、自治及屬領政廳並に國民への傳達方を取計らしむ。

第一項　英國、北米合衆國、佛蘭西、獨逸、伊太利、白耳義、支那、暹羅、西班牙、葡萄牙、瑞西、和蘭、チエツコスロバキア、波蘭、丁抹、瑞典、諾威、芬蘭、智利、墨西哥、秘露、伯剌西爾。

第二項　墺太利、匈牙利、希臘、土耳古、ラトヴイア、羅馬尼、セルブ、クロアート、スロヴエーヌ、玖馬、パナマ。

第三項　(イ)在英大使取次ノ國　ロシア、リユクセンブルグ、アフガニスタン、ペルシヤ。

(ロ)在米大使取次ノ國　コロンビヤ、エクアドル、ハイチ、サルバドル。

(ハ)在伊大使取次ノ國　サンマリノ。

決　議

曩古未曾有ノ大震火災ニ對スル國民ノ深甚ナル同情ト、至大ノ援助トヘ、府民ノ感激措ク能ハサル所ナリ、玆ニ東京府會ノ決議ニ依リ謹ンテ感謝ノ意ヲ表ス。

大正十二年十二月二十八日　東京府會議長　堀江正三郎

各外國政府宛

決　議

振古未曾有ノ震災ニ際シ、秩序ノ維持、食糧ノ配給、交通ノ整理、其ノ他應急機宜ノ處置ニ、多大ノ努力ヲ致サレタルハ、本府民ノ感激措ク能ハサル處ナリ、玆ニ東京府會ノ決議ニ依リ、謹ンテ感謝ノ意ヲ表ス。

大正十二年十二月二十八日　東京府會議長　堀江正三郎

陸海軍大臣宛

決　議

東京府會ハ、振古未曾有ノ大震火災ニ際シ、其官民ヨリ寄セラレタル深甚ナル同情ト、至大ノ援助トニ對シ、本會ノ決議ニ依リ、謹ンテ感謝ノ意ヲ表ス。

大正十二年十二月二十八日　東京府會議長　堀江正三郎

地方官民宛

地市

八王子市の活動

上、機關

八王子市は、震災善後施設のため、市會議員七名

木住野　朝三　　平本　太吉　　濱中　重五郎

安藤　聖二　　秋山嘉右衞門　　石渡　清

福田　恒三

を以て震災善後委員會を組織し、臨時事務を開始し、吏員を左の如く配置して活動したり。

庶務係　　西原貫一外九名

救護係　　清水利久外二十一名

給與會計係　　小池勇吉外七名

團體係　　鈴木文藏外四名

下、活動

甲、市役所

(一)救護　八王子市は、市自身の被害極めて輕微なりしを以て、救護事務は專ら避難者に對するものたり、乃ち避難民救護所を第四小學校に、同派出所を八王子驛内に設け、醫師一名事務員六名看護婦三名人夫三名を配置し、以て救護に當らしめ、負傷者病者には醫療を施したり。

救護人員　二、八六八人

(二)配給　市内は被害尠少にして、殆ど配給を受けたるものなく、避難民中の困窮者に對し、配給する所ありたり。

(三)義捐金品取扱　京濱の被害者に對する義捐金品は、八王子市聯合青年團、八王子婦人會、八王子産婆會等主として之を蒐集し、市は之が輸送に任じ、屬ょ吏員を東京府橫濱市に派して配給方を依託し、現金百五十圓、衣類八十八梱、食料品白米二斗、副食物十六樽、同四俵、其他五梱を寄贈したり、外に八王子聯合青年團より書籍を、八王子尋常小學校、同第一尋常小學校、同第二尋常小學校、同第三尋常小學校、同第四尋常小學校よりは、文房具を寄贈し、市役所に於て之が輸送配給に當る。

(四)死亡者弔慰　市内死亡者及市民の市外震災地に死亡したるものに對し、弔慰料として一人五圓づゝを六人に贈與す。

(五)物資供給　橫濱地方より物資の供給を乞ふものに對し、市の需用額を斟酌したる上、餘裕ある限り要求に應ぜり。

(六)食料品調節　交通機關杜絶のため、食料品の缺乏を氣遣ひ、先づ米穀の調節を圖り、市内米穀商組合の諒解を得て、市より購買券を發行したり。

(七)米配給　交通機關一部開通するに至りたると共に、市在米稀薄を告ぐるに至りたるを以て、震災善後委員は、八王子商業會議所會頭城所國三郎、八王子市米穀同業組合長關谷藤藏と共に、東京府及内務省に出頭して陳述する所あり、玄米二千六百六十七俵白米十二俵の有償配給を得、米穀商組合をして之を販賣せしむ。

(八)市内警備　市長より告諭を發して人心の安定に努め、市聯合青年團、在鄉軍人及各町自警團主として市内の警備に當れり。

乙、公私團體

市の救護施設と呼應して、市内の公私團體一齊に活動す、八王子市聯合青年團、八王子市在鄉軍人分會、三友會、八王子少年團、八王子市婦人會、八王子醫師會、千葉看護婦會、相互看護婦會、博愛看護婦會等其中心たり。

人郡

一　荏原郡の活動

上、機關

震災に對し、荏原郡は、九月三日臨時災害救濟部を組織し、以て應急の措置を爲す。

臨時災害救濟部

一、總務部　　高橋常松外三名

二、配給係　　河野茂太郎外十一名

三、會計係　　大井鐵太郎外一名

四、避難者救護係　　伊東鎌吉外七名

五、雜　　役　出原虎之助外四名
九月八日より二十五日まで北多摩郡書記石戸寛、同農會囑託武田撒太郎來援す。
十二日救護係を廢して、吏員の配置を改め、總務係四名、配給係二十二名、會計係二名とし、十月一日には救護事務の整理を見たるを以て吏員の半數を常務に服せしむ。
總務係四名、配給係八名、會計係一名。

下、活　動

甲、郡　役　所

荏原郡役所は、九月一日震災被害の概況を報告し、二日は役所員一同出動して被害狀況の實地を調査し、之が結果、翌三日は臨時救濟部を設け、部署を定めて救濟事務を開始し、一面府に出頭して配給米其他に關する陳述を爲し、四日吏員全部各町村に就き被害の程度、罹災民の狀況を調査して物資配給の方針を定め、五日より各町村への配給を開始したり、午後郡長は吏員二名を隨へ、府廳に至りて米三千俵を得て歸り、即時品川羽田大森各町村へ出張し、輸送方法を定め、七日よりは芝浦埋立地、品川驛、大崎驛、惠比壽驛、品川假倉庫、東海小學校及郡役所に於て、物資の配給を爲せり。

乙、町　村　役　場

荏原郡內各町村に於ては、東京市橫濱市方面の避難民陸續入り來り、之が救濟に多大の困難を感じ、東北地方へ米穀買入の吏員を出したるあり、町內米穀商より提供せしめたるもあり、農家の在米を徵發的に買收したるもあり、九月五日配給米の通知に接し、各町村俄に活氣を呈したりと云ふ。

1、品川町　一日夜吏員の非常召集を爲すと共に、青年團在鄉軍人團等の應援を得て、避難所七箇所を設け、炊出を開始し、引續き避難民救助、物資配給に從ひ、出張所四箇所を設けて救護に努め、一面安全組合及青年團に託して物資の供給を爲せり。
2、大崎町　一日夜全吏員を召集し、避難所三箇所を設けて避難民の收容炊出を爲し、物資の配給には、出張所四箇所を設け、又安全組合在鄉軍人團を通じて之を救護す。
3、目黑町　九月一日夕より二日晝まで罹災者に炊出を爲したり、吏員を總務係三名、配給係十三名、救護係五名、會計係三名に部署して救護に當り、物資の配給は、吏員立會ひ、區長を通じて之を爲したり。
4、世田ヶ谷町　物資配給所三箇所を設け、吏員立會の下に區長より配給し、衣類其他は青年團在鄉軍人等之を募集し、郡の配給品と共に之を頒てり。
5、松澤村　小學校及信用組合倉庫前に物資配給所を設け、區長青年團の應援に依て、吏員直接に現品を罹災民に分給したり。
6、平塚村　物資配給所三箇所を設け、村會議員有力者等吏員を援けて配給せしむ。
7、碑衾村　車一臺に吏員一名、在鄉軍人、青年團、消防組合員若干を付して一團とし、慰安隊を組織し、組長先導して戶別に慰問す。
8、玉川村　九月二日より九日まで、街道筋京西小學校に避難所を設けて炊出、收容、治療に任じ、物資配給は、出張所三箇所を開き、吏員三名村會議員四名を配置し、村內を三十一區に分ち、區長をして戶別救濟に當らしむ。
9、駒澤村　三箇所の物資配給所を開き、吏員出張して救濟券引換に物資を交付す。
10、馬込村　一日夕より二日まで吏員總出を以て炊出を爲し、尋で配給所六箇所を設けて救助を爲せり。
11、調布村、12、矢口村、13、池上村　何れも配給所一箇所を役場又は小學校に設けて物資の配給を爲したり。
14、入新井町　一日夕より避難所二箇所に於て炊出を爲し、在米缺乏を慮りて東北地方に米穀買收の吏員を出し、二箇所の配給所に於て吏員管掌の下に、區長青年團在鄉軍人物資を配給したり。
15、大井町　一日夕より四箇所に避難所を設け、青年團在鄉軍人應援の下に收容炊出救療に從ひ、一面吏員を秋田縣に派して米穀を買收し、出張所四箇所を設け、以て物資の配給を爲す。
16、大森町　一日夕より炊出を爲し、物資配給は區長の責任を以て配付したり。
17、蒲田町　一日夕より七箇所の避難所に罹災者を收容治療し、又米穀商より白米七百俵を提出せしめて、町內在住者に販賣せり。
18、六鄉村　役場及小學校に於て、吏員村會議員協力して物資を配給す。
19、羽田町　震災に依り役場倒潰したるを以て、直に廳舍の復舊を努むると共に、一面罹災民に炊出をなし、又十九區長に委任して物資を配給せり。

二　豐多摩郡の活動

上、機　關

豐多摩郡は、震災救護事務取扱のため、左の組織を設く。
一、通信部　係長尾川視學　係員六名。
府廳及各町村の通信を掌る。
二、食糧部　係長荒川郡書記　係員九名。
食糧品の購入分配を掌る。
三、衞生部　係長宮島郡書記　係員二名。
傳染病に關する件及組合病院。
四、庶務部　係長作田郡書記　係員三名。
其他の諸件。

下、活　動

豐多摩郡に於ける震災救護の重なる活動左の如し。
イ、避難者收容所　は各町村に設置せられたるが、九月三日の現在左の如し。

中野町	四	野方村	一	和田堀內村	五
杉並町	三	高井戶村	一	大久保町	一
戶塚町	一	淀橋町	三	代々幡町	一
千駄ヶ谷町	三	澁谷町	七	計	三〇

ロ、物資配給　郡內各町村に配給せられたる數左の如し。

米　麥	五三、八二七俵	薪　炭	一七、二六一俵東		
甘藷野菜等	二、八五六俵	雜　品	六、一八二點		
調味品	八、〇六二樽	慰問品	八、三九二梱		
澱　物	二、五一六樽	衣　類	一、六一二梱	(七七、二一一枚)	
		(衣類)	二三、七一〇枚		
蒲　團	二三、二八〇反	毛　布			

ハ、バラック建設　淀橋町長に協議、小學校敷地內にバラックを建設する事とし、府の手に依り十月二十五日より建設す。
ニ、衞生施設　傳染病增加に依り、九月十三日各町長等に通牒し、各警察署と協議して、醫師會の活動を促し、新患者の發見、隔離、消毒、豫防心得配布等に力を盡さしむ、十六日には、警視廳衞生部長より芝區白金臺町傳染病研究所に患者二百人收容の能力ある旨通知

に接し、各町村に移牒し、同日東京市經營駒込病院廣尾病院大久保隔離所皆郡部患者をも臨時收容するの通知を得、同日移牒す、是より先九月六日淀橋町長より赤酒四十五本外五十四點の供給方請求あり、七日和田堀內村長より次硝酸蒼鉛外十一點の請求あり、直に府知事に申請する所あるや、十日府より衞生材料脫脂ガーゼ二十點外三十四點のみの送付あり、乃ち淀橋町に送る、是日郡組合病院請求のアスピリン外六十三點を府に申請し、十四日衞生材料のみ配給を受く、此頃組合病院は、患者六十名に及び、毎日三名乃至五名の新入者ありたり、其後集團バラック千駄ヶ谷收容所の衞生設備不完全にして、惡疫發生の虞れあるを以て、九月二十八日消毒劑配給を府に申請し、二十九日石炭酸十封度を得て直に送付す、十月十六日神戶衞生實驗所より粉末ビオフエルミン四個の寄贈あり、十八日受領して郡醫師會に配給す。

ホ、避難民就職幇助　十月九日各町村長に通牒して、避難民の職業なきものは、町村小學校に於て人手を要する場合成るべく使用する所あらしむ。

ヘ、恩賜金配付　十一月三日恩賜金八千六百四十八圓の配當の旨、知事の通知に接し、郡長接受し來り、十日各町村長を召集して配分に關する指示を爲し、三十日左の如く配付す。

中野町	四二八円	野方町	二八四円	和田堀內村	一八〇円
杉並町	二三六	井荻村	八八	高井戶村	一三六
大久保町	二八四	戶塚町	二八四	落合町	五二
淀橋町	一、二七六	代々幡町	二、八〇八	千駄ヶ谷町	一、三二八
澁谷町	一、二六四	計	八、六四八		

ヘ、義捐金品配分　町村分を合し義捐金總額一萬二千五百二十八圓六十四錢に達す、其費途、

費途		殘額
食糧費	七、四八七・四五円	二、四七七・〇〇円
被服費	一、七九五・〇〇	――
警備費	七四五・〇〇	二五・〇〇
雜費	一・一九	――
計	一〇、〇二八・六四	二、五〇二・〇〇

にして、殘額は、淀橋町分に屬するに依り、同町金庫に保管し、外郡直接の義捐金二百圓は、直に府へ送金す、義捐品は、

品目	數量(處分濟)	品目	數量(處分濟)
米	一七三俵	衣類	五、三九八枚
漬物	六三樽	食料品	一、四六〇函
雜品	八六二箇	野菜	一一一束

ト、生業資金給與　大阪朝日每日兩新聞社寄贈義捐金中一萬六千百圓の生業資金配付を受け、十一月十五日現在罹災人口比率を考査し、大正十三年一月二十五日を第一回に、四月八日第四回に至り、各町村に配當す、四月七百九十一圓の增配當を受け、合せて左の支給を爲したり。

町村名	配當金額	支給額 人員	支給額 金額
中野町	二、二五〇円	三一	二、三六〇円
野方町	六四〇	―	―
和田堀內村	一九〇	―	―
杉並町	八〇〇	二	一〇〇
井荻村	一九〇	二	一六〇
高井戶村	一二〇	二	一二〇
大久保町	一、一三〇	六	四三八
戶塚町	九七〇	九	五六四
落合村	六四〇	一一	八〇八
淀橋町	一、九三〇	八四	五、二六二
代々幡町	一、九三〇	三四	二、五八三
千駄ヶ谷 町	一、四五〇	三五	二、三二八
千駄ヶ谷 收容所	四八〇		
澁谷町	三、三八〇	二八	二、一六八
合計	一六、一〇〇	二四四	一六、八九一

チ、各種團體　郡內各町村に於て救護に從ひたる團體は、青年團、在鄉軍人分會、消防組、產業組合、農會及有志者にして、他に中野勞働團、新井新治會、新井商工會、落合警戒團、淀橋醫師クラブ、千駄ヶ谷青年親睦會等あり、團體員數左の如し。

中野町	一、七六八人	野方町	五九〇人	和田堀內村	一三三人
杉並町	九八〇	井荻村	四七	高井戶村	一、一一二
大久保町	九二八	戶塚町	二六二	落合町	三九一
淀橋町	六七五	代々幡町	六一三	千駄ヶ谷町	一、〇九三
澁谷町	一、二〇五	計	九、七九七		

〔附記〕隣接町村活動の一例として、左に大久保町の分を擧ぐ、他は類推すべし。

大久保町

大久保町役場に於ては大震災突發するや、先づ警備に關し、九月二日午後二時大久保尋常高等小學校々庭に町會議員協議會を開き町內外衞勤務を在鄉軍人分會青年團消防組の諸團體に委ね、內衞勤務を各字諸團體に依賴する決議をなして即日之を實施す、九月七日より官米其他食糧品を新宿停車場に受領し、之を各字團體に分配し、避難者在住者への配給を圓滑ならしめ、以て二十二日に至る、二十三日以後は直接無償米を配給したり、九月十二日救護所を大久保尋常高等小學校內に設置し、入院を要する者は東大久保東京醫學專門學校に交涉することに定め、町內在住の醫師二十四名、之が救療に任じ、毎日午後一時より三時迄及び三時半より六時迄の二回に分ち、醫員各二名交代診療し、町內在住藥劑師八名交代にて調劑を引受く、九月三十日の報告に據れば、開所以來一日平均二十名の患者を治療し、外科五十名、內科八十名を施療し、十月四日を以て之を閉鎖したり、九月十七日町立三小學校を開きて授業を始む、各避難者の兒童を臨時に收容すること他町に異るなし、九月十九日震後の諸般整備の爲、復興委員を設く、選擧の結果左記十二名の當選を見たり。

橋本圭三郎	岡澤慶三郎	太田庄太郎	竹下直次郎
曾我祐邦	中野鐵平	永田正吉	國澤新兵衞
男爵 山內長人	子爵 前田利定	子爵 牧野忠篤	町村金彌

九月二十五日復興委員町內救護衞生整備事業に關する寄附金募集の主意書を發表す。

今回震災ノ慘禍カ人命及物質上ニ及ホセル損害ハ實ニ日露戰爭以上ト推測セラル吾大久保町ハ震災區域內ニ在リシモ幸ニ火災ノ難ヲ免カレ且ツ死傷者倒潰家屋ノ僅少ナリシハ不幸中ノ幸ナリシト謂フヘシ然ルニ震災後ニ湧起セル善後復舊處置ニ對シテハ限リアル町ノ收入ヲ以テ處理スルコトノ不可能ナルハ當事者ノ言ヲ待タスシテ明カナリ茲ニ於テカ吾人有志相謀リ寄附金ヲ集メ以テ此ノ應急施設ヲ全カラシメンカ爲町ニ提供セントス其使途ノ如キハ理事者ニ一任セシムルモ大略左ノ事業ヲ指定スルモノトス。

一、救護事業

一、衞生事業

一、警備事業等

以上ノ趣旨ニ基キ同町有志ヨリ寄附ヲ乞ハントス希クハ此ノ際奮テ御賛同アランコトヲ切望ス。

大正十二年九月二十五日　　發起者（氏名略）

大久保町配給品員數表

一、白米	三、二七六俵	
二、反物	五九六反	
三、着物	五五〇服	
四、毛布	二、〇四一枚	
五、寢具（蒲團）	五五六枚	
六、醬油	三〇九樽	一斗入
七、味噌	二六四樽	一斗入
八、漬物	一六八樽	四斗入、一斗入混
九、家具	一一一梱	鍋、釜、茶碗類
一〇、紙	五五包	
一一、麵類	二二二函	
一二、野菜	一五八袋	
一三、芋類	七九袋	
一四、大麥	九七俵	馬糧
一五、鑵詰	三九一函	鯨、鯖類
一六、慰問品	九〇二梱	古着、手拭、外雜品

猶町役場の應急救護事業を援助せし字の諸團體には東大久保、新田簞笥、百人町の大小各會在り、今左に簞笥、百人町の分を揭ぐ。

西大久保簞笥自警團　西大久保の小字簞笥に於て組織せるものを西大久保簞笥自警團と稱し、主として町內の警備及び食糧配給に盡力したり。

（一）警備　始め大震の襲來するや、簞笥の有志相謀り、在鄕軍人會分會の一部、靑年團の一部、商友會（同字商人の團體）の一部協議し、先づ火災の防止及び當時再來の懸念ありし强震の災害に對する處置等を講ずる必要上、不完全ながらも唐突の間に警備の端を開き、分會員は出でゝ特に危險地區たる外山射擊場方面の警戒に任じ、三日に至り警備に關する協議會を開く、會する者七十有餘名、此時全町を九區に分ちて警備する議を決し、團長に町會議員太田庄太郎を押し、區委員には陸軍中將尾藤知勝以下有力者八名を選び、本部及び各區事務所を設置し、團名を西大久保簞笥自警團と稱し、是夜より各區連絡を取りて警戒を嚴にし、以て不逞の徒の侵入するに備へたり、四日本部各區とも委員の數を增加し、打合せ事項を印刷して之を各委員に配布し、萬遺漏なきを期したり、一方在鄕軍人分會員は是迄簞笥有志の一部員として外山射擊場附近の危險區域警備に任じたりしが、五日より分會として活動する事となり、分會長の指揮下に屬したり、斯て連夜警備怠るなき結果幸ひ町內事無きを得たるが、十六日警備に關する希望を印刷して之を各戶に配付し、一般住民の注意を促したり。

未曾有ノ大事件ガ突發シテ御互ニ安キ心地ハナク、玆十五六日ヲ過シマシタ、然シ御互樣ニ無事デ結構テス、追々御寒クナルト盜賊ガ殖エ、又放火失火ハ平年デモ起ル季節デアルカラ此際ハ特ニ殖エ勝デアラウト思ハレマス、軍隊ヤ警察デモソレゾレ警備ハサレテ居リマスガ、受持ガ廣イ區域デスカラ、御互ハ各自ニ自分ノ近所ヲ守リ是ヲ防ギ町內ニ事ノ無イ樣ニスルノガ御互ノ爲一バン大切ノ事デアリマス、少シ日柄ガタツト自然惰ケガチニナルモノデ、今迄皆サンノ折角ノ御骨折ガ無ニナル樣デハ大變デスカラ、御疲レデハアリマセウガ、一層心ヲ引シメテ、ドウカ全然間違ヒノ起ラヌ樣ニ、國家ノ爲御互ノ爲ニ御ツトメ下サル樣願ヒマス。

九月末日を以て連夜自警の第一期を終りたり。

（二）食糧配給　食糧品の配給は九月七日より之を始む、是より先、九月六日町長より明七日町內居住の避難者及び在住者一般に玄米の配給あれば、自警團は區域內分配の勞を執られ度しとの依賴ありしを以て、簞笥にても他の三字と同じく之を引受け、是日の受領米は各區委員の手を經て一人三合の割にて漏なく配給せり、八日より電燈會社の配電ありたるを以て、團長は各區委員と謀り、字內居住の白米商に依賴し、玄米を半搗と爲し、九日は半搗米一合五勺玄米四合五勺合せて六合宛を二日分として配給せり、十二日以降は有償無償の二種に分ちて白米玄米を配給し、以て十六日に及び、十七日より各白米商をして一定値段もて販賣せしめ、無償米のみは二十二日迄之を配給したること別表示す所の如し、慰問品は二十三日之を仕分け、同日及び二十五日に亙りて避難者に分配す、而して二十九日には十九日以降受領したる食糧品全部を配給し、是日受領の衣類九梱は十月二日を以て避難者に配給を了せり、詳細なることには別表を參看せよ。

第一表　食糧品其他受領及配給明細表

品目＼日別	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十七	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿五	廿九	計	摘要
玄米（俵）	六五	一〇〇	一〇〇	一二〇	七〇	二五	—	五〇	三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五六〇	
白米	—	—	四五	—	—	五五	—	五〇	—	七	八	八	八	八	—	—	—	—	一八九	
味噌 大樽	—	一	—	二	—	五	四	—	—	八	三	二	—	三	一	—	—	—	二八	
味噌 小樽	—	—	—	—	—	—	—	—	五	四五	一七	一〇	—	—	—	—	一	—	七八	
醬油 大樽	—	—	一	五	—	—	—	—	—	一	二	—	—	—	—	—	—	—	九	
醬油 並樽	—	—	—	—	一	一〇	三	—	五	六	—	七	—	三	—	—	—	—	三五	
梅干 大樽	一	—	—	—	二	一	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	—	—	七	
梅干 小樽	—	—	—	—	一	—	四	—	—	五	—	—	—	—	—	四	—	—	一四	
澤庵	—	—	五	一	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	八	
鑵詰	—	—	—	—	—	—	六	四二	—	二一	三〇	—	—	—	三	—	—	七	一〇九	
干瓢	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	
乾饂飩（函）	—	—	四	二〇	九	—	—	—	—	—	一九	—	—	—	—	—	—	—	五二	
漬物 大樽	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	四	—	—	—	—	—	—	一〇	
漬物 小樽	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	二七	—	—	—	—	—	—	—	二八	

野菜（俵）	一五	—	一五	二	二	八	三	—	五	九	一七	二	二	—	四	—	—	一	九四	玉葱茄子南瓜馬鈴薯甘藷
浅草紙（俵）	—	—	—	—	—	—	—	—	一	二	—	—	—	—	—	—	—	—	三	
若布（俵）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	二	
鹽鮭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	一	總數十八尾
番茶（俵）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一	—	—	—	—	—	—	一	四	
瀬戸物（俵）	—	—	—	—	—	三	—	—	—	一〇	—	—	六	—	—	—	—	—	一九	茶碗雪平
慰問品（個）	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	九五	一三	一四	三四	二九	四	九	一八九	被服慰問袋食糧下駄等
鹽（叺）	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	
煮干（袋）	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	二	
麥（袋）	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	
菓子（罐）	—	—	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	
林檎（函）	—	—	—	—	—	—	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	
燐寸（函）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	二	—	—	—	三	
藁縄（把）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	八	—	—	—	一〇	
蓮（個）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	—	—	—	一〇	
木炭（俵）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二五	—	三	二八	
薪（把）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇	—	五	四五	
燭臺（個）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五〇	—	—	五〇	
瀬戸薬罐（個）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三	—	一三	
タオル（梱）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一	
下駄（梱）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一	
鍋バケツ（梱）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	二	

備考 一、本表中玄米八十一俵一斗、白米七十俵一斗ヲ役場ニ返納ス、玄米搗耗リ二石五斗七升九合。
二、十二日乃至十五日ニ白米六十二石六斗八升、玄米一斗三升ヲ販賣シ其他ハ他表ノ通リ無償配給ス。
三、米ヲ除ク他ノ品ハ九日迄ノ分ヲ九日ニ、十五日迄ノ分ヲ十五日、十八日迄ノ分ヲ十八日ニ、其他ヲ二十九日ニ配給ス。
但シ慰問品ハ二十三日二十五日ニ大部分ヲ配給シ、二十九日受領ノ慰問品丈ヲ十月二日ニ配給ス。

第二表 自九月七日至同十一日 給與米明細表

月日	種別	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區	合計
九月七日	避難者	四一五	四一七	八六	一九五	二〇五	一八二	一八九	二四五	八八	二,〇一三
〃	罹災者	一,三六六	一,四二九	三〇二	八七六	六八六	四七〇	六五六	八八五	三三七	六,九九七
〃	人員計	一,七八一	一,八四六	三八八	一,〇七一	八九一	六五二	八四五	一,一三〇	四二五	九,〇一九
〃	玄米配給石數	石五·三四三	五·五三八	一·一六四	三·二一三	二·六七三	一·九五六	二·五三五	三·三九〇	一·二七五	二七·〇五七
九月八日	避難者	四五九	四七二	一二三	一八〇	三一五	一八六	二〇四	二一二	八八	二,二四八
〃	罹災者	一,四一七	一,一六六	三一〇	八七七	八七七	四七八	六五六	八八五	三四七	六,九九三
〃	人員計	一,八七六	一,六三八	四三三	一,〇五七	一,一九二	六六四	八六〇	一,〇九七	四三五	九,二四一
〃	玄米配給石數	石五·六二八	四·九一四	一·二九九	三·一七一	三·五七六	一·九九二	二·五八〇	三·二九一	一·三〇五	二七·七二三
九月九日	避難者	四四四	四七二	一六八	一八〇	三二八	一九八	二〇四	二二五	八八	二,三〇七
〃	罹災者	一,四四四	一,一六六	三一〇	八七七	八八九	四六八	六五六	八八五	三七一	七,〇六六
〃	人員計	一,八八八	一,六三八	四七八	一,〇五七	一,二一七	六六六	八六〇	一,一一〇	四五九	九,三七三
〃	玄米配給石數	石八·四九六	七·三七一	二·一五一	四·七五七	五·四七六	二·九九七	三·八七〇	四·九九五	二·〇六五	四二·一七九
〃	白米配給石數	石二·八三三	二·四五七	七一七	一·五八五	一·八二六	九九九	一·二九〇	一·六六五	六八九	一四·〇五九
九月十一日	避難者	五〇〇	四七六	二〇六	一八〇	三二八	二〇〇	一九四	一八四	一〇二	二,三七〇
〃	罹災者	一,四四四	一,一六六	三一〇	八七七	八八九	四六八	六五六	八八五	三七一	七,〇六六
〃	人員計	一,九四四	一,六四二	五一六	一,〇五七	一,二一七	六六八	八五〇	一,〇六九	四七三	九,四三六
〃	白米配給石數	石五·八三二	四·九二六	一·五四八	三·一七一	三·六五一	二·〇〇四	二·五五〇	三·二〇七	一·四一九	二八·三〇九

備考 七日八日ハ一人ニ付玄米三合宛、九日ハ九日十日ノ二日分トシ一人ニ付玄米四合五勺白米一合五勺宛、十一日ハ一人ニ付白米三合宛トス。

第三表 自九月十二日至同廿二日 無償配給米明細表

日割	第一區 札	第一區 石數	第二區 札	第二區 石數	第三區 札	第三區 石數	第四區 札	第四區 石數	第五區 札	第五區 石數	第六區 札	第六區 石數	第七區 札	第七區 石數	第八區 札	第八區 石數	第九區 札	第九區 石數	小計 札	小計 石數
十二日	一八	石一·七〇	六四	石八·五三二	一四	石一·九八	—	石—	二五	石二·四〇	三〇	石二·八〇	四三	石三·九六	三五	石三·一二	七	石·七六	二三五	石二五·四四
十三日	二六	二·九二	六三	七·六六	一三	二·三六	一六	一·四三	二一	二·一八	三一	二·四八	四五	三·八四	四五	三·一六	五	·七六	二六四	二六·七八

十四日	四〇	四・四八	七三	八・三七	一四	二・六〇	三三	三・八〇	三一	三・七〇	三六	三・〇一	三七	三・〇三	五五	四・〇六	一三	・九六	三三二	三三・九六
十五日	四三	四・二六	七五	九・二六	一三	二・一八	四三	四・七四	三五	三・六三	三四	二・八〇	三九	三・六三	四七	三・八四	五	・二〇	三三四	三四・五四
十六日	三九	三・八六	六八	八・七八	一三	一・九八	三三	三・八二	二七	三・二六	三三	二・七三	二七	三・一〇	四三	三・七〇	六	・八〇	二八九	三三・〇三
十七日	三八	三・六六	六六	八・一四	一四	二・六〇	二六	三・〇六	二九	三・一三	三三	二・六三	二七	三・一三	三八	三・二〇	三	・一六	二七三	二九・七〇
十八日	四三	四・四四	六二	八・二〇	一三	二・四四	二八	三・四四	二九	二・九三	三一	二・八八	三三	三・六三	三八	三・四〇	五	・三〇	二六一	三一・六四
十九日	四一	四・〇二	五八	七・六六	一八	二・九〇	三〇	三・五八	二八	二・八八	三二	二・八八	二七	二・九〇	三五	三・〇二	三	・一四	二七三	三〇・〇〇
二十日	四四	四・一四	六〇	七・八六	一八	二・八六	三一	三・六三	二八	三・〇四	三三	二・九四	三五	二・九一	三六	三・二六	四	・一八	二七九	三〇・八三
二十一日	四〇	三・九〇	六一	七・八四	一八	二・九四	三五	三・七六	二九	三・一四	三二	二・七六	三六	二・八〇	三四	三・〇四	七	・三三	二八二	三〇・五〇
二十二日	三七	三・五〇	五一	六・四四	一〇	一・四八	三〇	三・六二	二三	二・四五	一八	二・六四	二四	二・六四	一四	三・〇四	六	・四二	二四三	二六・四四
合計	四一〇	四一・一〇	七〇〇	八八・七五	一三八	二六・三三	三〇五	三四・八六	三〇五	三三・六八	三五二	三〇・五三	三〇四	三五・七八	四四〇	三六・八四	六四	五・〇〇	三、〇八五	三三一・八四

備考 配給延人員一六、五九二人平均一日一、五〇八人配給石數平均一日三〇・一六石ナリ。

(三)點燈　震災以來暫く無燈に苦しみたりしが、電燈會社に交渉の結果、九月八日試に一部分の點火を見、九日夜より軒燈を除き一戸一燈の制限にて全町點燈するに至れり。

(四)塵芥取除と糞尿汲取　九月十三日請負者に於て塵芥掃除を開始す、猶糞尿汲取に關しては團長役場に交渉して、松澤、高井戸、練馬、長崎等各村役場に汲取人の出動を依賴する所ありたり。

大久保百人町住民會　大久保町の一字なる百人町には、戸數約一千五百戸を一團にしたる社交團體に百人町住民會在り、當時會長は陸軍軍醫總監藤田嗣章、副會長は陸軍中將岡澤慶三郎、陸軍一等藥劑官丹波二郎之を勤む、會は震災襲來と共に直に起つて其善後策を講じ、之が實施に任じたり。

(一)警備　九月一日夜は各自餘震の襲來を恐れ庭前に夜を徹するの狀況なりしを以て、住民會は傭人の巡回夜警を命じ町内の警備に任じたり、二日午後二時大久保小學校々庭に開催したる町會議員協議會に於て、在鄕軍人分會、青年團、消防組の諸團體に外衞勤務を委任し、各字團體に内衞勤務を託すべきことを協定したる旨午後四時に至り通報に接し、住民會は同日夜より各區警戒に從事するに決し、本部を新大久保驛停車場に、支部を新大久保驛側に設置し、各區の部署を統一することに努めたり、然れども十九區制の區域錯雜して警戒上の不便尠からず、是に於て二日三日兩夜の經驗に基き區域改正の必要を認め、四日午後二時本部に委員會を開會し、從來の十九區制を十三區制に改正し、即時實行するに決し、各區に代表委員(九日より區長と改稱す)を置き、以て警備部署の統一を圖れり、六日本部を古河虎之助別邸に移すと共に支部を廢す、七日に至り人心稍ゝ沈靜に歸したるを以て、同夜より火災及盜難を豫防する目的にて警備に服することゝなり、十二日第九區の區域廣大に失し、糧食の配給に不便なれば之を分割して更に第十四區を增設したり、二十五日區長及び委員の協議會に於て住民會自警團規程を可決し、將來該規程に基き各區夜警勤務に服することゝなれり、之を要するに震後の混亂期より沈靜期に至る迄、住民會の警備は概して正確に施行せられたり。

(二)糧食其他諸物資の配給　九月四日定住者中糧食の缺乏を告ぐる者尠なからずとの申報に接したるを以て、住民會本部に於ては百人町居住の米穀商と協定し、貯藏の玄米を本部監督の下に一升四十三錢の値段を以て、五日より七日迄販賣せしめ、以て焦眉の急を救ふことを得たり、其販賣全數量は十六石二升四合(四十俵二升四合)なり。

七日午後官給米五十俵到着し、尙翌日より每日到着す可き旨町役場より通知在り、翌八日より十二日に至る五日間定住者及び避難者一般に一人日量三合宛の配給を爲したり、其全數量約一百四十二石一斗三合(三百五十五俵一斗三合)に達す。

斯くて十三日より町役場の指示に依り、有償米無償米の二種に分ち、購買能力ある者には有償米を拂下げ、生計困難なる者には無償米を配給せり、十六日に及び、有償米は米穀商に拂下げて一般に販賣せしむることに改正せられ、二十四日より無償米の配給は町役場に於て取扱ふこととなりたり。

九月八日以來住民會は官給米の配給に從事せしこと十有六日、當初は傳票の取扱不慣の爲に混雜を免かれず、また時には輸送力不完全なりし爲、動ゝもすれば配給の圓滑を缺かむとしたることありたるも、臨機の處置を講じて事なきを得たり。

九月十三日より同二十三日迄住民會本部取扱配給米の全數量實に左の如し。

有償米　十一石六斗八升四合(二十九俵八升四合)
無償米　六十一石五升三合(百五十二俵五升三合)

副食物調味品其他寄贈品は(住民會員五名の寄贈品を含む)、八日以來到着する每に、各區長を經由して配給したり、其全數量左記の如し。

押麥	一函	甘藷	二俵
パン	一函	慰問袋	二百八十九袋
ミルク	一函	南瓜	十三俵
林檎	五函	繩	馬車一臺半
味噌	九十二樽	胡瓜	三俵
土鍋茶碗	十束	雜品	十五個
醬油	五十五樽	茄子	三俵
瀨戸物	五包	衣類	二、三八三點
鹽	一袋	干瓢	一俵
鍋バケツ	二束	罐詰	百九函
若布	二包	藥罐	十四個
梅干	二十一樽	鹽魚	一俵
蠟燭立	五十個	澤庵	七樽
饂飩	四十二函	下駄	一包
漬物	四十三樽	素麵	五函
塵紙	十一包	蕪漬	五樽
乾菓子	十八函	薪	四十五把
野菜	二十六俵	煎豆	一函
木炭	三十俵	馬鈴薯	三十二俵
番茶	三俵	燐寸	三函

(三)官給玄米搗精　震災以來一般に玄米を食すること數日なりしが、大久保百人町は九月十日を以て動力の供給を得たれば、住民會本部は直に配給米の搗精を計畫し、十一日各區長に謀る所ありしも議纏らず、更に十三日に至り、本部より各區動力使用區分を指示し、以て搗精作業を圓滿ならしむることを得たり。

(四)避難者慰問　本部救護係は九月九日以來約五日を費し、避難者を收容したる各家庭を訪問し慰問の辭を述べ且出來得るだけ便宜を圖るべきを以て隔意なく希望を申出でられむとを傳へたり。

(五)救護所開設　震災後百人町に到來したる避難者の爲、九月九日救護所を開設し、同十二日町役場の救護所開設と共に之を閉鎖す、住民會救護所に於て治療したる患者數十三人なり。

(六)相談所設置　九月九日避難者相談所を設け、同三十日之を閉鎖したり、取扱件數は之を記錄に留めざりしが故に、詳かならざれども、避難者の搜索、道路の案內、東京市の狀況說明等に關し、尠なからざる便宜を與へ得たるものと信ず。

(七)避難者の身分證明　九月三日より同十八日迄十六日間之が取扱を爲せり、但取扱件數は詳かならず。

(八)避難者數　避難者人員は每日增減あり、正確なる員數を調査し得ざりしを遺憾とす、然れども之を糧食配給の上より考ふるに、最も多數に上りしは九月十日頃にして其數約二千七八百名に達したるもの、如く、九月二十日調に據れば二千百七十五名にして、內救助米を受けたる者一千八百五十六名在り。

(九)電燈點火及動力用送電　電燈點火に關しては會員遞信技師須山正躬及斯界に多數の知己を有する會員風間直兩氏の盡力に依り九月九日夜以來何等危險なく安心して點燈することを得たり、次で十日には動力用の送電を得て、玄米搗精及び浴場開業に便宜を與へたり。

(十)塵芥及び糞尿の掃除　大久保町に在りては震災に先立つ數日前より、衞生組合と塵芥掃除受負人との間に掃除料問題に關する紛擾ありて、震災當日に及ぶも其解決を見るに至らず、徒らに時日を經過する時は之が處分に困難を來すべきを慮り、住民會本部に於ては、臨機の處置として衞生組合長諒解の下に九日を以て九月第一回分の掃除を爲さしめたり、一方糞尿處分に關しては、震災後數日ならずして避難者家庭に充滿したるを以て、堆積夥しく、其處理を住民會本部に請求するの已むを得ざる狀況に立至りしより、本部にては九月五日大久保町長の照會狀を携帶したる特使を、杉並和田堀內野方の各村役場に派し、平素大久保町民と汲取を契約せる農民の出勤を促がすと共に、特に臨時の汲取人を備入れ、九月七日より十五日迄特別取扱を爲して糞尿の停滯を免かれしめたり

(十一)震災彙報の揭示、臨時震災救護事務局及び戒嚴司令部より發行したる情報は本部前に揭示し、特に震災彙報の揭示には深く注意を拂ひたり。

(十二)臨時震災警備及び救護費收支決算、下記の如し(略)。

百人町住民會は是年六月總會に於て副會長の更迭あり、七八兩月の委員會に區制設定を議し、九月より之が實行に移らむとするに際し、稀有の天災に遭遇したれば、警備救護の事業共に執行機關の不完全なりしにも拘らず、本部及び各區長委員等の協力同心熱誠事に當り、先づ百人町住民生活上の危機を救ひ、次で多數避難者を救護するに共全力を盡したり。

三　北豐島郡の活動

上、機　關

北豐島郡に於ける對災臨時機關は、

一、總　務　部　主任　山田郡書記
二、食糧配給係　副主任　大場郡書記　係員五名
　　主任　星　欧男　係員七名
三、災害町村係　副主任　林郡書記　係員七名
　　主任　小山郡視學　係員四名
四、警　備　係　主任　桑名郡書記

下、活　動

甲、郡　役　所

北豐島郡役所の活動左の如し。

イ、救護配給　郡は食糧係主任を郡內各農村に派し、米其他副食物の供給能力を調査せしめ、農村長に協議し、要求次第直に配給し得るの準備を整へ、且警視廳徵發板橋町內國通運會社倉庫格納米約五十俵を同廳保安部主任の諒解を得て郡長管理に移し、以て萬一に備へたるより、罹災町村よりの頻々たる要求は勿論、味噌澤庵其他の副食物に至るまで、圓滑なる供給を爲すことを得たり、此くの如くにして府の物資配給前、應急炊出を始めて、入込み來る避難民及郡內罹災民の救助を爲し、九月六日府より配給を受くる事となるや、配給品受渡場を隅田川驛、田端驛、巢鴨驛、池袋驛に設け、爾來統制ある配給を爲し得るに至れり、九月十一日瀧野川町タイム式精米所倉庫を借入れて郡の配給品集積所に充てしも、擴張の必要を生じ、同町萬年紙工場及池袋關東產業會社倉庫に第二集積倉庫を設け、後寢具衣服毛布等の配給を受け、瀧野川中外紡績會社に之が配給品格納庫を設けり、其受拂物資左の如し。

品目	數量	品目	數量
白米	三一、四四九俵	雜穀	二四俵
玄米	五六、三三六俵	馬鈴薯	三、五八八俵
外米	二〇〇袋	生野菜	三、三五〇俵
麥粉	五二俵	乾野菜	五〇俵
小麥	三一七袋	味噌	六、五一四樽
豆類	四九俵	醬	一二、六七二樽油

企　鹽　五八俵　清凉飲料　一函
梅干　一、一三一樽　蓙　一六八樽
甘藷　二、二五五袋　乾麵類　五三七函
澤庵漬物類　八九九樽　麵麭類　八七六函
濱鎌詰類　二、三八八樽　麵類　一、六三四函
生魚　九、二四九函　餅　二四三函
鹽乾魚　二函　茶　八七函
海草類　六二二函　果物　一八三函
　一二三函　菓子類　一一九函

ロ、恩賜金分配　大正十三年十二月末日までに府より交付せられたるもの左の如し。

瀧野川町	一、一四〇円	巢鴨町	六〇円
三河島町	三一、七二〇	日暮里町	二八、二二四
尾久町	一一、一七六	南千住町	五八、一五六
岩淵町	六、六三六	王子町	一七、三九六
上板橋村	八〇	志村	二二〇
上練馬村	六〇	赤塚村	四四
石神井村	—	大泉村	—
板橋町	三七二	中新井村	四
下練馬村	一九六	長崎村	一一六
高田町	四九六	西巢鴨町	二八〇
計	一五六、三七六		

乙、町　村　役　場

1、板橋町　町の被害は極めて少なく殆ど救護の必要なき程度なりしも、九月二日午後より東京市內罹災者の避難するもの沓至し、之が應急救護に當るが爲め、町會議員の協議會を開き、それ〳〵の施設を爲

すこととしたり。

イ、施療　公會堂を施療所に充て、十日會醫師、町醫、警察署、看護婦及吏員協力して施療に當る、從業員十名、受療二千五百六十人なり。

ロ、救濟　三吾原、警察署演武場、稅務署、小學校講堂等を救護所に充て、一萬八千五百人を救護す。

ハ、配給　在鄉軍人の援助を得、米穀、飲料品、着衣其他日用品を罹災者に配給す。

此等の活動を爲したる重なる團體は、在鄉軍人會延人員二千九百八十人を出勤せしめ、避難者調査、救助米配給、警備等に任じ、九月二日より二十五日に至る、十日會醫師、九月二日より二十二日まで毎日五名づゝ出でゝ傷病者を治療し、大正佛教婦人會延人員五十人を出して、傷病者看護罹災者慰問をなし、小學校教員は、學齡兒童の調査、避難者慰問、慰問品配給に當り、米穀商組合は、延人員五百五十人を出し、連日十五人づゝ出動し、五箇所に配給所を設けて配給米の交付を援助し、町會議員は救助方法の協議督勵を爲し、自警團は火災盜難を豫防して、大正十三年三月に至れり。

2、巢鴨町　名譽職、吏員、各團體員等、各係を設けて、施療、救護、配給等に盡力し、中山道、大塚通、岩槻街道へ各二箇所炊出をなして、通行罹災者を救護し、町內は醫會十八箇所に於て罹災者救護配給に從事し、醫師二名は救療に、吏員一名は配給に任じ、二百十五人を救護し、九月十二日より十五日までは、九箇所に施療及副食物配給を開き、十六日より三十日までは、三箇所に於て施藥並に副食物衣類慰問品寄贈品の配給を爲す、町內に於て避難者收容を爲したるもの十八箇所、收容人員五萬一千五百四十二人なり。

3、瀧野川町　古河邸內に瀧野川町救療所を設け、醫師七人、看護婦七人其他五人を以て避難者罹災者の救療に從事し、一千九百九名を治療す、其他町內に組織せられたる三十團體延人員二萬一千三百六十五人は、町內各所に分在して救護配給に當り、避難者を幇助し傷病者を救護したり。

4、日暮里町　災害の突發と共に、吏員をして被害を調査せしめ、一日午後五時避難所五箇所を設け、一方には火災の防止に努め、同日郡より白米六十五俵の配給を受け、六七日にも配給あり、七日第一回配給を行へり、其量四百十八俵、人員八萬三千五百九十三人なり、其後も引續配給をなして十月十一日に至る、其數量六千八百九十六俵、副食物漬物、味噌、醬油、梅干等八百六十五樽、野菜麵類千四百五十一點、救濟人員延數百八十七萬九百餘人に達せり、寢具及衣類の配給は、十一月十日より大正十三年一月十五日まで續行し、延人員三萬七千百五十人に支給し、傷病者の施療は、九月一日夜開始し、四日までに三百三十八人、四日午後よりは、來援したる赤十字社富山縣支部、埼玉縣支部、北海道支部及築地本願寺救護班に委囑す、役場吏員の傷病者、救護物資配給罹災調査に任ずる三十七人、町名譽職四十人、在鄉軍人分會五十五人、自警團其他の活動したるは二百八十五人なり。

5、三河島町　九月一日より十月十八日まで、第一、第二、第三小學校に施療所を設けて負傷者を收容し、應急手當をなすもの四千三百十一人、九月二日より十月三十日まで米二千九百十七石餘を七十八萬一千三百六十一人に給與し、衣服配給九千八百八十點なり、青年團は、震災當夜より出動して夜警し、郵便物蒐集、交通整理、下水浚渫等に努力し、在鄉軍人分會亦警戒救護配給に任じ、私設團體正庭會外八團(後二十一團となる)も炊出救護所を設け、配給事務に盡力す。

6、南千住町　町內には赤十字社警視廳其他より八施療所を設けて七千人を治療し、町役場は九月一日夜玄米六十九俵を調達して直に炊出を開始し、一方傷病者の救護、捜索人の受付等に當り、二日には吏員を千葉縣埼玉縣に派して、食糧品の購入をなさしめ、引續き炊出配給を行ひ、六日に至り郡の配給米を受付け、始めて大規模の炊出配給を爲すことを得たり、青年團、在鄉軍人分會、自警團等、非常の警戒、人命救助、罹災者保護、交通整理、倒潰家屋取片付け、消防手傳及配給事務等に從へり。

7、尾久町　九月一日町內二箇所に供給所を設けて二日に亘り炊出を爲し、在米僅少なりしを以て、三日よりは他府縣の買入米を廉賣したり、一日より十日まで配給人員四千八百五十八人、石數六十二石、九月十三日までは救助米の廻送ありしを以て配給救助をなし、延人員一萬七千三百二十七人、四百九十九石餘を配給す、施療は九月九日より小學校に診療所を設けて傷病者を施療し、十一月三日後は、濟生會の應援を得たり、施療人員四千五百四十五名、外傳染病假病舍の收容延人員二百六十一名、普通患者假病舍收容三百二人に及ぶ、罹災民收容所は小學校に之を設け、二百九十七名を收容す、其延人員五千六百十三人なり、期間は九月九日より二十五日までとす、此外慰問品救助品は、十數回に亘りて四千三百四十六戶、一萬七千三百七十九人に配給したり、青年團、在鄉軍人分會、自警團、處女會等、町役場に協力して、配給救護に努力す。

8、王子町　一日夜より役場及小學校に於て炊出配給を爲し、負傷者を收容して手當を施す、町會議員、役場吏員主動し、町總代及各團體之に應援したり、救助延人員七十一萬六千餘人、白玄米一千三百石以上に及ぶ。

救助別	救助人員	期日
炊出給與	一一四、六六七人	九月一日—九月二十日
白玄米其他食品	九月一日—十一月二十日
毛布衣類其他	五三九、〇七五	九月一日—十二月廿八日
	六二、四八三	

負傷者施療　三一一　九月一日—九月二十日

此外青年團、在鄉軍人分會、篤志婦人團、醫師二七會、消防組、小學校教員等各種の救護事務に盡力す。

9、岩淵町　九月一日より役場內に施療救護所を設け、十月三十日までに傷者四百八十人、病者九百三十七人を治療し、外に避難所數所を設け、九月二十日の閉鎖までに八千餘人を收容す、配給所は第一より第四まで之を設け、日々二千餘戶に配給したり、青年團在鄉軍人分會消防組等は町內を六區に分ちて配給し、自警團は火災盜難等に備へたり。

10、志村　救護所を小學校に設け、役場吏員在鄉軍人分會員青年團員等全部救護に從ひ、總人員一千六百四十四人に配給したり、役場より配給したる金額五萬十圓、在鄉軍人分會主催の配給衣類三千點、家具及食糧品三千六百二十點、現金三十五圓、罹災者避難民は約五千人に達す、外に在鄉軍人青年團は、徹宵交通整理に從事したり。

11、上板橋村　主食物、副食物、調味品、甘味物、器具、衣服類、雜器等數十種を配給す、青年團在鄉軍人分會自警團は、府罹災民、村內罹災民、下谷區役所、附近罹災民等にメリケン粉、衣類、乾魚其他を配給したり。

12、赤塚村　九月六日現在避難民千百十八名、役場より府郡送附の配給品を分與す、青年團、在鄉軍人分會、處女會等義捐金を募集して、罹災兒童及一般避難者に學用品衣類等を分給せり。

13、上練馬村　五箇所に避難所を設け、五百九十四人を收容す、青年團、在鄉軍人分會は、九月二日總出動をなして警戒及食糧配給に從事し、處女會其他亦學校と連絡して、白米三十五俵及副食物、被服類一千六百五十六點及學用品慰問袋を東京市に寄贈したり。

14、大泉村　青年團、在鄉軍人分會と協議し、衣類千五百餘點を村內より募集し、寺島方面の避難者に配給す。

15、石神井村　村内には一罹災者なきも、避難者陸續來村するを以て、青年團在鄉軍人分會と協力し炊出給與を九月三日まで續行す、三日は白玄米四十二俵を郡役所へ送り、處女會は衣類三百十二點を集めて同く郡役所へ送付す、青年團は自轉車隊を組織して避難民に配給を爲し、農會は四谷區の依頼に依り、同區一部の糞尿汲取をなしたり。

16、中新井村　青年團在鄉軍人分會役場と協力し、野菜澤庵漬を募りて郡役所に送り、村内に來れる避難民へは衣類五百七十點を配給し婦女會は百十六圓二十錢の義捐金を集めて府廳に致したり。

17、下練馬村　震災直後避難民救護所、食糧配給所を開きて全村民救護に當り、九月四五日頃より東京市其他の避難民に米其他を集めて給與し、たま〳〵郡の配給玄米五十俵を得て救助を續行し、連日吏員村民在鄉軍人青年團員等一致して救助に努力す、十二三日頃は被救助者三千六百五十六人に及び、救助米總計六百俵以上を算せり、又施療には各部落有力者小學教員等之を援助せり。

18、長崎村　避難民九月六日に至り千七百九十六人に及び、六日より政府の配給を受け、吏員、青年團、在鄉軍人分會等協力救護せり、施療は施療奈を發行して之を行ひ、延人員九十人に及ぶ、其外在鄉軍人は警備に當り、青年團員は野菜衣類を本所淺草の罹災民に寄贈す、村内有志より村の救護費として義捐するもの三百圓、外衣類雜品なり。

19、高田町　避難民九月七日一四、六二七人、十四日一五、八三一人、十月五日一一、四六四人、十五日一一、〇〇一人、十一月十五日三、〇二八人にして、役場前以下五箇所に炊出をなし、九月六日より十月までに八萬三千百十二人を救助し、米百五俵を要せり、九月九日よりは衣類慰問品等三萬四千三百七十二點を配給し、大阪朝日毎日二社の寄贈衣類食糧其他二千七百三十七戸、一萬一千五百二十九人に配分したり、配給米は九月七日より十月八日までに八百十二石餘、十三萬六千七百八十三人に配分す、救護所に收容したる者六日より十月三日までに百八十九人なり、青年團、在鄉軍人、修養會等八團體出動延人員十二萬二千七百二十人、延日數二百二十五日に及べり、共外衞生委員、町醫、警察救護班は、青年團在鄉軍人に力を戮せて衞生施設に盡力す。

20、西巢鴨町　町費を以て池袋巢鴨兩醫師團に依頼し施療せしむるもの四百五十人、收容所六箇所を設けて避難者を收容すること、日に多きは三百六十四人、少なきは三十九人なり、災後町内に入來れる避難者二萬三千百六十三人にして、町は直に玄米五千五十二俵の廉買をなし、各地よりの救恤品を頒ち、以て十二月二十日に至る、青年團、在鄉軍人分會、自警團救護の事務に當る、配給品は、

米	一一、一六五俵	廢　具	二、九三八組
副食物	五、五二三個	薪	四、三〇九把
木　炭	一、一六八俵	雜　品	六、八一〇俵

四　南足立郡の活動

上、機　關

震災に際し、南足立郡に在りては、大正八年八月二十九日定むる所の南足立郡役所臨時救護事務取締規程に依りて、臨時取扱を開始したり。

南足立郡役所臨時救護事務取扱規程

第一條　本郡内ノ全部又ハ一部ノ非常災害ニ際シ、必要ナリト認ムルトキハ、救濟事務取扱ノ爲、本郡役所内ニ臨時救濟部ヲ設ク。

第二條　臨時救濟部事務ノ分類及其ノ擔任者ヲ定ムルコト左ノ如シ。

一、災害地ニ於ケル救濟ノ指揮應援ニ關スル事項。
　主任郡書記　熊倉與七　外一名。
一、罹災救助事務監督ニ關スル事項。
一、上級官廳其ノ他官公署及公私團體トノ連絡ニ關スル事項。
一、被害地狀況調査報告ニ關スル事項。
　主任郡書記　近藤清　外三名。
一、救助金品ノ取扱ニ關スル事項。
　主任郡書記　中村爲一郎　外二名。

第三條　災害關係書類又ハ通信ヲ受ケタル者ハ、遲滯ナク之ヲ處理スヘシ。

災害事務ニ關スル施行文書ハ、封筒ニ「災害事務」ト朱書スヘシ。

第四條　他ノ主管トノ會議ハ、會議ニ依リ決スヘシ。

第五條　災害地共ノ他ニ對シ緊急ヲ要スル事件ニ付テハ、最モ迅速且確實ナル方法ヲ取ルヘシ。

第六條　臨時救濟部ヲ廢シタルトキハ、其ノ事務ハ之ヲ主務係ニ引繼クヘシ。

下、活　動

甲、郡役所

震災當時、廳舍改築のため、假に千住町二丁目小山護謨工場側に郡役所を移し、執務中なりしが、事務室全部及會議室の一部は、一大震動と共に倒潰し、幸に死傷なかりしも、器具一切を粉碎したるのみならず、午後二時には千住町に失火あり、中川綾瀨川沿岸は龜裂し、西新井村東京紡績會社工場は倒壞して死者四十四名、傷者二十七名を出せり、是日郡長は東京市出張中なりしを以て、午後三時近藤上席書記全吏員を招集して善後の措置を指揮し、宿直室を假事務室として、埋沒書類の發掘に着手し、一方には管内の被害を調査し、一日夕東京市方面の避難者刻々增加するに依り、食糧品の窮乏を慮り、郡書記を松戸方面に派すると共に、府に交涉して陸軍糧秣廠又は農商務管理の期米供給を求め、二日早朝書記を各町村に派して、救助開始の要あるものは速に之が準備に着手せしむ、然るに下谷淺草方面より避難し來るもの二日夕刻には十萬を超え、陸羽街道を埼玉縣方面へ、水戸街道を千葉縣方面へ避難するもの相踵ぎて道途の雜沓名狀すべからず、是に於て二日夕より陸羽街道水戸街道に沿へる各町村は炊出を開始し、千住町は避難者收容所二箇所、綾瀨村は一箇所を設け、一萬一千六百六十六人を收容し、二萬六千九百七十八人の炊出を爲す。

食糧品の配給は、九月五日の郡長會議に於て六日より配給を受くる事と爲り、六日早朝管内各町村長を集めて諸般の指揮を與へ、準備に着手せしめ、一面救護事務局田端出張所、隅田川派出所に常時書記一名を出し、役所用自動車二輛及馬車數輛を以て、千住町自動車と共に千壽尋常小學校舍假物資貯蓄所及町役場に運搬し、隨時町村の要求に應じて配給したり、被服類は主として救護事務局其他へ寄贈せられたる慰問品なるが、郡役所樓上に於て吏員指揮下に、千住町小學女教員をして分類せしめ、延人員四百人を要し、被服材料千五百枚を得たり、廠長は千五百組分の材料を事務局より交付せられ、四日間を要して女教員指揮下に千住町女子實業補習學校生徒をして作製せしめ、直に罹災者に配與したり、毛布は政府給與品及慰問品を合せて六千四百五十枚、之を二人以上の世帶に分給す、慰問品は全部府より配給せられ、亦分類して罹災者並に避難者の世帶人員に應じて町村に配分す。

恩賜金は大正十二年十二月一日午前十時第一回の傳達式を郡役所樓上に擧げ、是日町村長に死者二十三名、住宅全潰者二百八名、同半潰百四十六名、負傷者十九名分、二千六百九十四圓を傳達したり。

生業資金は大阪朝日大阪毎日兩新聞社寄贈の趣旨に鑑み、郡役所内に同資金配分審査會を設け、郡書記を委員として實地の調査をなし、意思堅確にして復舊の見込十分なるものを擇びて、九十名に五千三十三圓を分與したり。

乙、町村役場

1、千住町　激震と同時に、吏員の總動員を行ひ、役場大破損のため隣接不動院境内に天幕假事務所を設け、即時緊急町會を開きて救護の方法を講じ、二日朝より炊出を爲して避難者を救護し、六日、政府米の配給開始と共に、救護事務所を町内千壽尋常高等小學校に、配給米給與所を町内十九箇所に設け、吏員を擔當者とし、在郷軍人分會員、青年團員、其他有志者の援助を受け、六日夕食より米並に副食物を給與し、十月二十二日に至れり、二十三日よりは給與所を廢して救護事務所を給與所とし、以て十月三十一日まで繼續す、救助延人員二百五十三萬四千三百二十九人なり、此外避難者中生計困難なるものに對しては、十一月一日より十二月末日まで、延人員一萬六千二百十四人に白米を給與す。

2、西新井村外八箇村　千住町に相次ぎ避難者多かりしは、西新井村梅島村綾瀬村にして、中には新に一戸を借りて居住するものあり、其他の各村は多く親戚知己の避難したるものに係る、何れも九月二日の夕刻より炊出を爲し、六日夕食より各役場を給與所として食糧品を給與し、何れも十月三十日に及ぶ、八箇村救助の延人員は三百二十六萬七百二十八人なり。

丙、各團體

1、千住町聯合警備隊　千住町は震災と共に、在郷軍人分會青年團消防組を以て千住町聯合警備隊を組織し、町救護事務の援助より非常警戒に至るまで之に當りたり。

2、在郷軍人分會其他　各町村在郷軍人分會青年團消防組其他の各團體は、何れも救護事務、非常警戒、民衆保護に努め、帝國在郷軍人會千住分會、千住町消防組、南足立郡醫師會、綾瀬村青年團、在郷軍人會綾瀬村分會、淵江村消防組、同青年團、在郷軍人會淵江村分會、淵江村三ノ輪會、同村在家共贊會、在郷軍人會伊興村分會等、皆知事より感謝狀を贈らる。

3、南足立郡醫師會　震災直後千住町千住神社境内に救療所を設けて避難者罹災者中の傷病者を收容救療し、更に南千住町に二箇所の救護所を增置して診療に從事し、四十四日間に五千六十三人を救療す、之が經費二百三十五圓なり。

五　南葛飾郡の活動

上、機關

震災に對し救護事務取扱のため、左の如く分擔す。

一、總務　主任　田島郡書記
一、庶務係　主任　三好郡書記　係員廿一名。
一、會計係　主任　吉田書記　係員三名。

九月六日食糧配給事務開始に伴ひ、龜戸停車場に郡出張所を置き、八日よりは曳船鐘ケ淵にも郡出張所を設け、左の人員を配置す。

一、龜戸出張所　主任　秋元郡書記　係員十名。
一、曳船出張所　主任　平野郡書記　係員三名。
一、鐘ケ淵出張所　主任　竹本郡書記　係員三名。

後鐘ケ淵出張所は之を小岩驛に移し、食糧品其他格納のため、龜戸町及小松川町には郡倉庫を設く。

下、活動

甲、郡役所

郡内避難民の數、一時三四十萬を算し、加ふるに東京市内の交通通信杜絶のため、食糧品に窮し、炊出收容意の如くならず、人心恟々たる姿なるより、震災直後野砲兵第三旅團の出動を請ひ、旅團長以下出動し、救護並に人心安定に與て力ありたり、爾來町村青年團其他の援助を得て救護に從ふと同時に、郡より千葉方面に食糧其他の物資を求め、同時に大島町より精粉五百袋を購入し、郡内農村より米麥野菜飲料水等を隣接町村へ運搬せしめ、又避難民罹災者及傷病者の收容救護治療等に關する町村事務を監督指導し、連日連夜活動す。

小松川町以下廿一箇町村への配給品

玄米	四四、七九二
慰問米	二八二
澱粉	二、四八五
味噌	一、〇〇二
漬物	一、一九七
卵	七四
雜品	二四八
砂糖	一四
麥	二
干鰯	二
タオル	二四六打
木炭	一〇梱 七、六七七
白米	一五、五二七
甘藷	二四、六五一
野菜	一、六九五
醬油	五、四二〇
鹽	三三五
ミルク	七五
鏡餅	七二
鍊	六六
鑵詰	六五五
軍用パン	八四
梨	二三
薪	五、三二一

小松川町以下廿一個町村への慰問品

甘藷	二七一
味噌	八五
漬物	一一八
鑵詰	一〇〇
豆	一二
氷豆腐	五〇
クレヨン	五〇
野菜	二六九
醬油	五
雜品	三六
パン	一〇〇
慰問袋	六、四四三
鰯	二〇
鹽鮭	六七
衣服	一一一梱 六、四二三枚
ビオフェルミン	五六四
サルモン	一五八
メンネル	四二、〇〇〇ヤール 六、一〇六反
晒木綿	三六六反 一、八五〇疋
絲	八、四〇〇匁
蒲團地	一八、八四〇
海軍毛布	一、四〇〇
蠟燭	一八九
荷車	一〇
ハードブレット	二二九
着物表	一〇、二〇〇
着物裏	九、〇二〇
小袖綿	九、三八〇
針	六、〇〇〇
蒲團綿	一七、七四三貫、四〇〇
雨覆	三〇〇
毛布	六一梱 二四、二七〇枚
メリヤス	一五、三二三
白木綿	三八〇
油紙	四〇
石鹼	一五
紙	二五〇
傘	二七
はがき	一、二八〇
疊表	二〇〇
草履	七
ネル衣類	六梱 一九、三九〇枚
手拭	一、九二〇
諸道具	三五七
庖丁	一〇
塗椀	三〇
蒲團	五〇〇
バケツ	七
履物	一〇〇
琺瑯鐵器	三〇〇
足袋	八

帽子	二	木綿反物 二
マワシ	一	腰巻 一
土瓶	一	紙張 二五〇

乙、町村役場

震災に對し、町村役場は、青年團、在鄉軍人分會、學校教員、名譽職其他の應援を得、野砲兵第三旅團附屬部隊と連絡して、避難民罹災民傷病者を收容し、食糧品衣類寢具を給與し、消毒品の配付、塵芥汚物の處理、救助各般の調査等に努力したり、中に就て、物資の配給は各町村概ね配給所數箇所を設けて配給し、避難所は會社工場學校寺院を收容所に充て、寢具被服は、民家より借受けて之を貸與し、傷者は篤志醫師、各府縣其他の救護班軍隊と連絡して救療したり。

丙、各團體

青年團、在鄉軍人分會、自警團等、何れも町村に協力して、郡派出所よりの配給品を町村に運搬配給し、炊出給與に當り、又地方憲兵隊警察署に力を戮せて警備に任ぜり、治療班は府派遣其他團體二十班、從事者二百三十六人、治療延人員二萬八千七百人、個人篤志者一班一人治療延人員三百人、計二十一班二百三十七人にして、二萬五千人を治療したり、其他救護團體は、

團體が主として活動したる區域	救護團體名	從事人員
小松川町	京都薬劑會救護班	三
	小松川町救護班	一五
吾嬬町	吾嬬町救護班	一二
	清世會兵庫病院	一五
隅田町	隅田町醫師	一
寺島町	近衛師團救護班	不詳

龜戸町	千葉醫專救護班	三〇
	秋田縣人救護班	不詳
	下河原金平救護所	五
大島町	日本赤十字社愛知支部救護班	一四
	北海道派遣救護班	一五
	赤十字社北海道及大分支部救護班	一一
砂町	東京醫專救護班	一〇〇

特別に組織するに至らず、九月二日郡書記郡視學全部に東京府震災救護委員を命じ、以て對災事務に從はしむ。

乙、活動

1、郡　九月四日町村長會を開き、協議して白米寄贈を爲す事とし、即時吏員を派して白米二十俵玄米三十袋を買入れ、五日鐵道に據り之を東京府に送付し、同時に梅干四斗入四樽、醬油九樽を買上げて之を送れり。

2、各團體　在鄉軍人會西多摩府郡聯合分會は、九月二日市川分會長、郡役所に於て顧問郡長と協議し、救恤品として梅干を蒐集するに決し、各町村長に篤志者の義捐に依り一人三合の醵出を求め、取纏めて、八日郡役所に送付方を申出で、郡青年會は、四日、藥、手拭、半紙、履物、雨傘、箒、蠟燭、晒木綿を救恤品とし、各青年會之を取纏めて、八日に送付することとし、軍人會は九日青梅驛より貨車一輛に滿載して新宿驛に送り、府出張所に引渡し、青年會は七日平野村の梅干を始め、各會多數の救恤品を運搬し來りて、郡に寄贈を託し、調布村青年會は軍人會と共同し、會員百六十餘名米二十五石を携帶して府廳に至りて、翌日まで勞力奉仕を爲し、郡役所に在りて、寄贈の到着次第送付の手續を爲したり、郡内處女會は亦同樣の寄贈を爲し、在鄉軍人分會は、更に麻布聯隊區司令官の依頼に應じ、工事用器を購入し、及罹災軍人に對する義捐金九百三十九圓餘を司令部に送付したり、其他勞力率仕に關しては、九月八日府より救護品配給出動方を申來り、軍人會青年團協議して日割を定め、二箇町村二十名を以て一團體を組織し、二日間新宿驛に至り、救護事務局及府吏員指揮下に救恤品の積込配給警備を爲したり、出動日割は、九月九日平井村五二人、十一日小曾木村一〇人、青梅町一〇人、十三日五日市町一〇人、箱根峰村外三箇村組合一〇人、十五日福生村外一箇村組合一人、西多摩村一三人、十七日多西村一人、東秋留村一一人、十九日西秋留村一〇人、增戸村一一人、二十一日大久野村一〇人、戸倉村一二人、二十三日小宮村一三人、檜原村一一人、二十五日要村成木村、二十七日吉野村三田村、二十九日古里村氷川村、十月一日小河内村調布村なりき。

3篤志者　震災に關し、個人篤志者の寄贈少なからざりしが、中にも西多摩村北浦彌左衛門の如き、醬油四合壜一千本(價格四百圓)並に金五百圓を寄贈したり。

七　南多摩郡の活動

甲、郡役所

1、郡告示　南多摩郡役所は、九月三日町村長を召集して、被害狀況を聽取し、左の注意を與ふ。

一、今日の非常災害に當り、各員は被害者に充分の同情を以て應急の事に當られ度、尚郡内の罹災者は勿論、東京橫濱方面より避難し來るもの多數あるべきに依り、之等に對しては、隣保相扶の情誼を以て救護慰安の方法を執らるゝ樣致度。

一、小學校の破損は成るべく取急ぎ修理をなし、兒童の收容に差支なき樣措置せられ度。

一、今後傳染病の流行に就て、甚だ不安なるにつき、病舍の破損に對しては、至急應急の修理をせられ度。

官報及關東戒嚴司令部の命令接受に先ち、戒嚴司令官命令の發せられたるを聞き、九月六日左の注意を町村長に速達す。

一、軍隊及諸機關は全力を盡して警備救護救恤に從事しつゝあるも、此際團體及一般人も亦極力自衞協同の實を發揮して、災害の防止に努められんことを望む。

一、不逞團體蜂起の事實を誇大流言し、却て紛擾を增加するの不利を招かざること、帝都の警備は、軍隊及各自衞團に依り、既に安泰に近づきつゝあり。

一、糧米の缺乏の爲、不穩破廉恥の行動に出で、若くは其の分配等に當り、秩序を紊亂する等のことなかるべきこと。

避難民救助に就きては、五日共舊の通牒に基き、避難民衆中親戚知己の賴るべきなく只安全の地を指し逃れ來りたるもの〻如き、食糧其他困難多大なるを以て、此際特に憂慮の情を喚起し、地方團體又は有志者をして適宜に救護方法を講ぜしむると共に、避難人員、人名救護方法を記し、十二日の詔書、內閣告諭、文部省告諭を併せて印刷し配付す。

2、吏員活動　震災と共に、吏員を各町村に派して、被害の狀況を調査せしめ、救護の急を要する町村へは引續き出張して、臨機の處置を爲さしめ、郵便物配達不能若は遲延するに依り、狀況調査文書發送の爲、每日吏員を派して町村を巡回せしめ、以て情報を得るに努め、救護を要する町村へ吏員を留め、若くは出張せしむるに止め、出張所を設くるに至らず。

東京横濱方面より山梨長野埼玉諸縣への避難者續々郡内を通過するを以て、沿道に適當の救護を爲さしむると同時に、吏員を出して之が調査援助に任ぜしむ、當時郡内に留りたる避難民は左の如し。

横山村	九九人	淺川村	一二人	元八王子村	二三人
恩方村	二五	川口村	六二	加住村	五
小宮村	一八	日野町	一三一	七生村	一三六
由木村	七七	多摩村	一九〇	稻城村	三九六
鶴川村	一三四	南村	三八二	町田町	三九九
忠生村	二三四	堺村	一四一	由井村	六一

又山梨方面より東京横濱に向ふ救護團體は、八王子驛へ下車するに依り、郡廳舍に宿泊せしめ、其數四百五十名に達せり。

若夫れ郡内避難の多數は、郡内在籍者若くは緣故者なるを以て、各村に散在し、資力ある緣故者を有するものは其救助を受けたりしも、然らざるは町村より救助米を配給する等、各町村適宜の措置を爲せり、其他八王子市に東京方面の避難者多數入り來れる際は、吏員を市經營の宿泊所に派して之を援助せしめ、中央線に由り、東京に向ふ救護團體其他の八王子一泊の者には、廳舍を宿泊所に提供したるもの四四三名。

乙、町　村

町田町に於ては、役場員青年團在鄉軍人等協力して避難所を設け、食糧の配給、通過避難者の救濟に日夜盡力し、堺村南村忠生村等何れも避難者の一時救護をなし、其他各町村東京方面の慰問品調達に盡力せり。

丙、各　團　體

1、南多摩郡臨時震災救護會　各町村より寄附金一千七百五十圓を募集し、之を郡内の罹災者に分給したり。

2、在鄉軍人分會其他　十五箇町在鄉軍人分會は六千八十九點の救護品を、帝國在鄉軍人會麻布支部に送付し、小宮村分會は直接に二百九十四點を本所區内の罹災者に配給し、忠生村處女會は、二百九十點を麻布支部に委託配給をなし、町村青年團在鄉軍人會等、町村吏員に協力して建物道路橋梁の應急修理をなし、罹災者を救護し、郡青年團は、南多摩郡臨時救護會の手を經て金五百圓を寄附し、神職會は神職の家屋全潰者に、教員會は小學校教員の家屋全潰半潰者及兒童死亡者にそれ〴〵寄附する所ありたり。

3、感謝式慰靈祭　大正十二年十二月二十七日郡役所に於て青年團在鄉軍人團に對する感謝狀贈呈式あり、南多摩郡、八王子市聯合神職會は、十月三十一日郡役所内に震死者の慰靈祭を行ひたり。○東京府大正震災誌

八　北多摩郡の活動

上、機　關

北多摩郡は震災事務のため、左の臨時機關を設く。

1、組　織

北多摩震災救護事務規程

第一條　大正十二年九月一日震災救護事務處理ノ爲左ノ係ヲ置ク。

一、總務係　二、食糧係　三、災害町村係

四、會計係

第二條　各係擔任事務ノ概目左ノ如シ。

總務係

一、救護事務ノ總括ニ關スル事項

二、記錄及文書ノ收受發送ニ關スル事項

三、救護事務ノ監督ニ關スル事項

食糧係

一、食糧品其ノ他ノ配給ニ關スル事項

災害町村係

一、町村ノ災害調査ニ關スル事項

二、罹災民ノ調査ニ關スル事項

會計係

一、會計經理ニ關スル事項

二、諸用度ニ關スル事項

第三條　各係ハ、左記事項ヲ遵守スヘシ。

一、今回未曾有ノ慘害ニ就テハ、罹災民ニ同情シ、誠實勤勉ヲ以テ擔任ノ事務ニ從事スルコト。

二、各係間克ク聯絡ヲ保チ、事務ノ進捗上、些ノ遺漏ナキヲ期スルコト。

三、缺勤、早退等ノ場合ハ、擔任事務ニ付、他ノ係員ニ能ク引繼ヲ爲スヘキコト。

第四條　各係員ハ別ニ之ヲ定ム。

附　則

本規程ハ、大正十二年九月三日ヨリ之ヲ施行ス。

2、配　置

一、總務係	主任	市川郡書記	係員四名。
二、食糧係	主任	市川郡書記	係員六名。
三、災害町村係	主任	高野郡書記	係員六名。
四、會計係	主任	柴田郡書記	係員二名。

下、活　動

甲、郡　役　所

北多摩郡役所は、震災のため甚だしき損害を被り、管下道路橋梁堤塘其他若干の被害あり、災後直に郡役所廣庭に天幕張避難所を設けて收容に努むると同時に、書記四名を各町村に派して被害を調査せしめ、町村長以下吏員を部署して避難所を設け、應急の救護を爲し、人心の安定を計れり、一方に帝都大火災の急報を得るや、郡長は書記を從へ、官署及東京府其他官公衙を歷訪し、罹災者救護に要する食糧品の調達を依頼せられ、急遽歸廳して管内町村より食糧品を調達し、之を急送して震火終熄前に搬入したり。

イ、東京府へ		玄米一八七俵	
ロ、宮内省へ		玄米一五〇俵、砂糖二叺。	
醬油一一樽、梅干二樽、漬庵二樽、甘藷二四俵、大豆七俵。			

然るに府内町内亦食糧日用品に急迫を告ぐるを以て、管内町村の救護を得て、食糧品一二七、九六〇點、現金一、一四八圓餘を寄贈したり。

郡内に於ける他區町村よりの避難民は、

	六四八人		一一五人		二一一人
府中町	三五一	四府村	一四〇	谷保村	一一九
立川町	二九五	中神村組合	一四六	拜島村	一五〇
砂川村	三五〇	村山村	一六七	大和村	二〇三
東村山村	一九〇	清瀨村	二四〇	久留米村	二七五
保谷村	三〇一	田無町	一二五	小平村	三五三
國分寺村	六二〇	小金井村	一五〇	武藏野村	四四六
三鷹村	三四六	神代村	二七六	千歲村	七一八
砧村	二〇四	狛江村	八、一三七	調布町	
多摩村		計			

なりしが、郡は九月七日緊急町村長會議並に町村主任會議を開きて、罹災民及避難民救護の方法を議し、當面の施設要項を協議し、食糧品補給、物資節約、暴利取締、流言蜚語取締、自警團取締等町村當局の助力を得、食糧品は府よりの配給を受けて町村に配分したるが、九月より十三年二月までの配給品目及數量は左の如し。

品目	受入量	品目	受入量
白米	五〇俵	澤庵	八樽
味噌	三三樽	釜	三包
梅干	一〇樽	鍋	五〇梱
漬物	六一樽	飯ケ	二包
金屬皿	二包	バッ	三包
外来油	四八七俵	茶碗	五〇梱
醤油	二五樽	慰問袋	五包
被服	二〇〇包	洗面器	一四包
鍋	三包	燕慰問袋	三〇梱
鐵詰食鹽	一五〇函四三樽	飯	二包
			五〇梱

恩賜金は合計八百六十四圓、之を左の如く配分す。

	円		円
府中町	九二	四府村	六〇
立川町	八	中神村組合	三二
砂川村	一	村山村	四
東村山村	二八	清瀬村	一
保谷村	一	田無町	一
國分寺村	三二	小金井村	一二
三鷹村	一六	神代村	八
砧村	三六	狛江村	四八
多摩村	七六		
		谷保村	五六
		拝島村	一
		大和村	一
		久留米村	一六
		小平村	八
		武蔵野村	一
		千歳村	二五六
		調布町	六四

乙、町村役場

罹の指導下に相呼應して、罹災民避難民の救濟、食糧品寄贈品の蒐集等に盡力す。

丙、各團體

各町村在鄉軍人分會、青年團、處女會、皆町村吏員を助けて救援救助に努め、九月十一日より二十二日まで新宿倉庫に救援したるもの四百八十人、官公衙燒跡等に延人員四百八十人の勞力をなす、愛國婦人會北多摩郡幹事部は衣類一千點、同佛教會は醵金を罹災者に贈れり。

東京市本所區に住んでゐた外務省の一老守衛某は、其の組合から左記の震火災に對する四箇條を懇諭せられてゐたのであつた。

第一、大震災の後には必ず火災がある、何處で出火しても、本所區と深川區とは屹度燒けるから、河向ふの山の手方面に逃げよ。

第二、大震火災で逃げるときには、決して風呂敷を開けるな、開ければ慾が出て衣服を持出すやうになる、衣服を持出して逃れば途中で生命を失ふやうなことがある。

第三、重要な書類と貨幣や紙幣は、必ず胴卷に入れて逃げよ、手に持つたり腰に附けたりすると、途中で落したり、人に取られたりする。

第四、背負ふか手に持つたりして逃げるものは、握飯と飲料水と梅干とに限る、米があつたならば、之も成るべく持つて逃げるがよい、但しこれ以外の物は決して持出すな。

老守衛某は、右の四箇條に示されてある通りを實行して、近所に火事の起らぬ前に、逸早く家族諸共、日比谷公園へ逃げ他の同區民が或は燒死し或は溺死した者が多かつたにも拘らず、已等一同は無事なるを得たといふことである。

（避難の心得）

第四章　警視廳の活動

第一節　被害

大震災に於ける警視廳の被害は、廳及二十五警察署、二百五十四巡査派出所駐在所を全燒し、八巡査派出所を半燒し、十六巡査派出所駐在所を半潰し、二十六警察署五十一巡査派出所駐在所を破損し、消防部は、消防本部及四消防署、八出張所、四派出所、三十四分遣所、三水防器具置場、三十四水管配置所、二十四器具置場を全燒し、一消防派出所を半燒し、殉職者警視一名、技師一名、技手一名、消防士一名、警部補二名、消防曹長一名、巡査五十七名、書記二名、消防組員二十名、看護婦三名、小使四名、計九十三名を出し、家族を喪ひたるもの百二十六名、其死亡家族二百四十一名に上る、住家を全燒したるもの六千三戸、半燒したるもの二十二戸、全潰したるもの百八十九戸、半潰したるもの二百八十戸あり。

第二節　對災施設

甲　警視廳

乾機關

九月一日午前十一時五十八分一大地震あるや、赤池警視總監（濃）は直に參內して攝政殿下に伺候し、歸廳するや直に幹部を召集して善後策を協議し、臨時の處分を爲す、然るに有樂町二丁目旧中活版所より發したる火は擴大して官舍並に廳舍の一部厩舍遺失物倉庫に延燒せり、幹部は一時廳前濠端に移りて應急指揮を爲し、午後一時頃日比谷公園有樂門內に移し、自動車を徵發し、監視官及廳員を各方面に派して市內の情況を視察せしめ、公園內に救護班を設けて死傷者を救護し、并せて食料を蒐集す、既にして午後二時半廳舍亦猛火となるを以て廳の假事務所を府立第一中學校に開き、各部を督勵して警戒救護消防に當ると雖、火勢愈〻熾にして、都下混亂の虞あり、乃ち一面近衞師團長に出兵を要求し、一面臨時警戒本部を組織して、非常任務に當る。

臨時警戒本部事務分擔

赤池警視總監

一、司令長

總務部　班長　馬場警務部長

（一）事務總括

（二）內務省、衞戍司令官、內閣等トノ聯絡

二、警戒班　班長　木下刑事部長

（一）警戒一般

三、偵察班　班長　正力官房主事

（一）狀況偵察

（二）報告統一

四、特別諜報班　班長　笹井保安部長

（一）裏面偵察

（二）不逞ノ徒ノ蠢動ニ對スル偵察

五、給與班

（一）交通通信機關